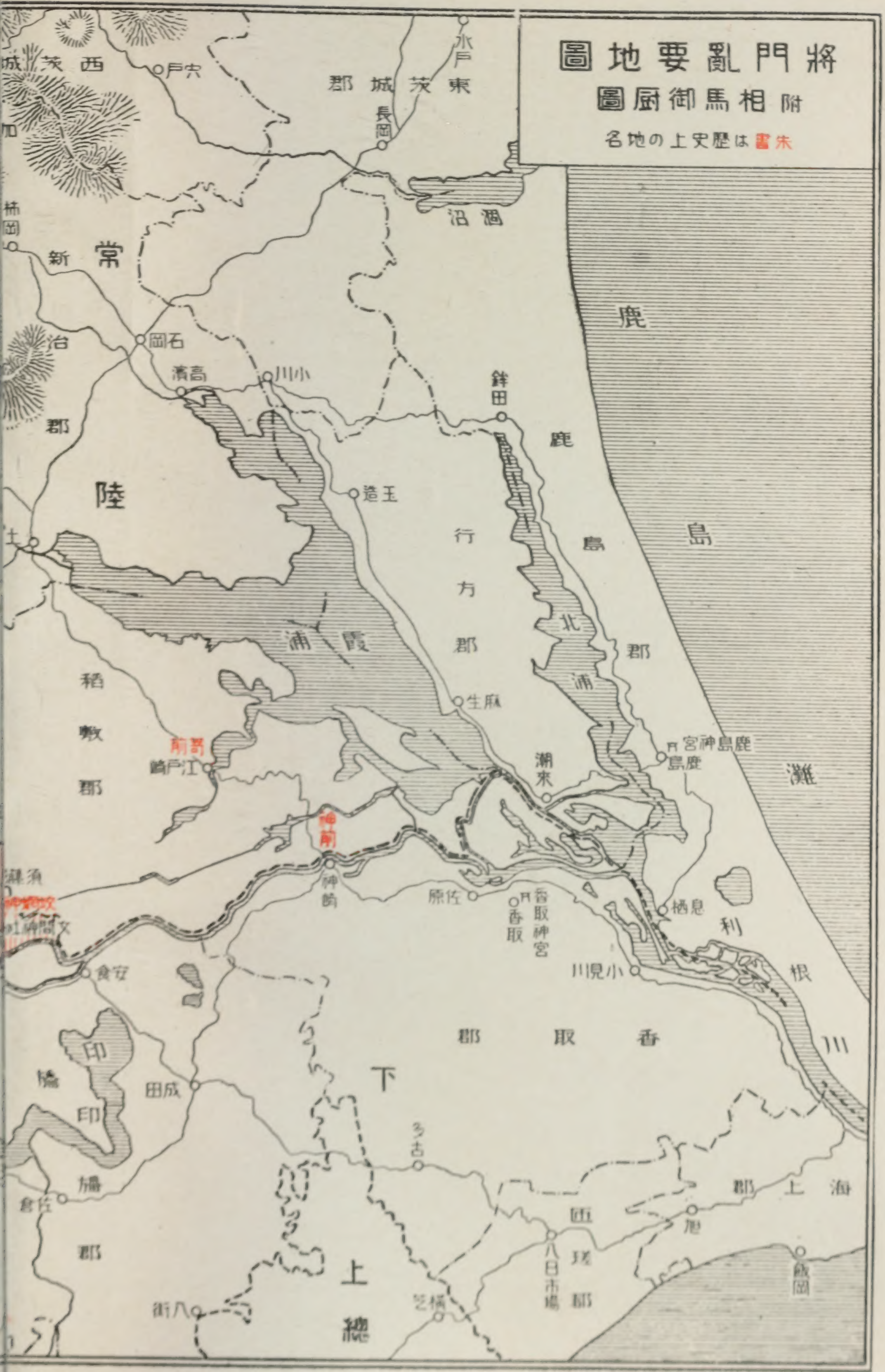
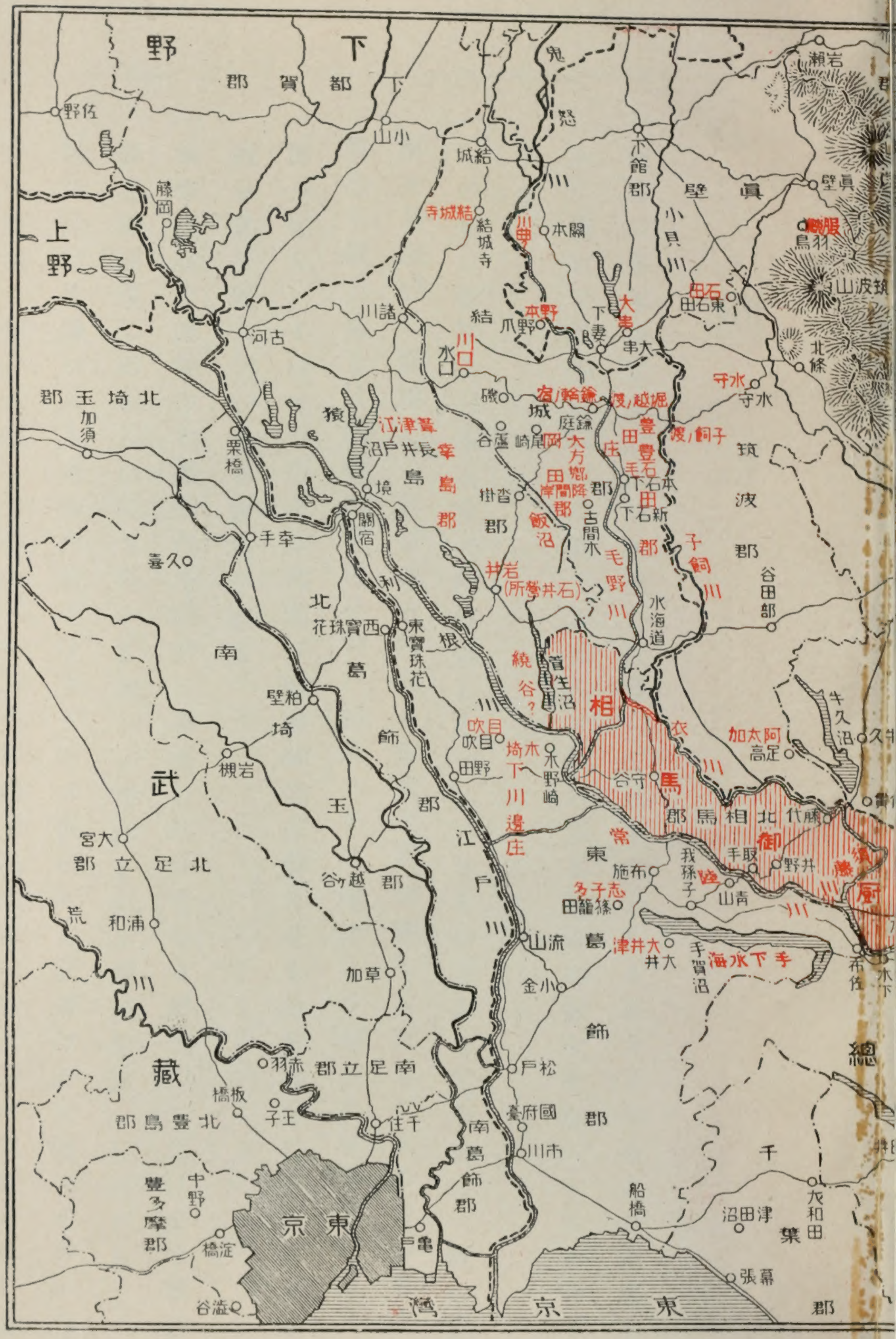


【訂正増補版】

武家時代之研究

一巻


將門亂要地圖
附相馬御厨圖
朱書は歷史上の地名
常陸
下總
上總
鹿島灘
霞浦
北浦
利根川
涸沼
東茨城郡
新治郡
行方郡
鹿島郡
稲敷郡
香取郡
海上郡
水戸
長岡
宍戸
石岡
高濱
小川
玉造
鉾田
麻生
潮來
鹿島神宮
息栖
佐原
香取神宮
小見川
神崎
江戸崎
安食
成田
佐倉
多古
八日市場
旭
飯岡
八街



下野
上野
武藏
下都賀郡
佐野
小山
結城
下館
眞壁
眞壁郡
藤岡
古河
諸川
結城寺
關本
北埼玉郡
加須
栗橋
境
關宿
幸手
久喜
北葛飾郡
南埼玉郡
粕壁
岩槻
大宮
北足立郡
浦和
越ヶ谷
草加
南足立郡
赤羽
板橋
北豐島郡
王子
千住
中野
豐多摩郡
淀橋
澁谷
東京
東京灣
龜戸
南葛飾郡
市川
國府臺
松戸
小金
流山
東葛飾郡
船橋
津田沼
大和田
幕張
千葉郡
我孫子
手賀沼
印旛
佐倉
取手
水海道
北相馬郡
守谷
相馬
下妻
大串
石田
東石田
水守
筑波郡
筑波山
北條
北條郡
谷田部
飯沼
菅生沼
岩井
猿島郡
利根川
江戸川
鬼怒川
小貝川
子飼川
毛野川
將門
結城寺
石井營所
常陸

例言

一、著者は多年來武家時代の研究に從事して居るのであるが、大日本全史の完成と共に、續いて是等の研究に關する發表を試み、以て大方の教を乞はんとする考である。

一、この書は前記大日本全史の姉妹篇ともいふべきものであつて、全史は一般の史實を普遍的に記述し、これは或る特殊の事實を稍〻詳細に攻究したものである。而して彼と是とは記事の重複を避け相待つて啓發せしめんとする考である。

一、第一期としては先づ源平時代及び鎌倉時代に關するものを發表し、その餘は時機を見て更に刊行する豫定である。

一、本書所收の原稿の大部分は今回新に起稿したのであるが、その二三は史學雜誌歷史地理等に掲載したのもある。されども何れも夫々修正を加へたのである。

一、將門記の考證は先人の未だ着手せざる所であるから、著者は之に向つて少からざる勞力を傾けた積りである。なほ文學博士松本愛重君は同氏所藏の將門記

の校合本（眞福寺本に據るもの）によつて本書の原稿に嚴密なる修正を加へられ、また稻村坦元君は佛典に關する說明について有益なる資料を供給せられた事に就き深く感謝する。なほ又蘆田伊人君は附圖調成の事に關して大いに盡力せられた事につき、之も亦深く謝意を表する次第である。

一、東京帝國大學史料編纂係よりは史料及び古文書の借覽を得たことにつき謝意を表する。なほ又文學士松平直幹君よりも有益なる資料を供給せられた事につき深く感謝する。

大正十一年十二月

著者識

武家時代の研究　第一卷目次

武家の時代の研究 第一卷目次終

武家時代の研究　第一巻

大森金五郎著

緒論

今日に於て武家時代の事を陳べんとするは、恰も前世紀の物語をなすが如くにして、當世に益なきが如くであるが、その實、我邦に於ては武家時代は最近世まで繼續し、その間に發達した精神的風尚は、今日に於ても取つて以て參考となすべきものが尠からぬ事と思はれるのである。 封建制度の歐洲に行はれたのは中世紀の過去であつて、その後は王政や共和政體などが行はれ、世の狀態も大分變つたのであるから、彼國に於て封建時代の事をいふは、過去の物語の如くであらうが、我邦に於ては却つて上代から中古にかけては王政が行はれ、近古時代から最近世にかけて封建制度が行はれたのである。 之は一見甚だ不思議な事の樣に考へられるが、

日本にては封建制度最近世まで行はる

武家政治は時代の要求

わが日本の國情から推考して見れば、かくの如くであつたのも決して怪しむべき事ではないと思はれる。實は我が大化改新以來より奈良時代、平安時代へかけての政體は、隋唐の制度を模倣したものであつて、文物典章は鬱然として起り、盛んなものであつたのであるが、その制度たる善く我が國情に適合せぬ所もあつて、次第に實行されない樣に成りゆいたのである。且つ警察權の不充分であつた所から、盜賊や叛亂などが各地に起つても、之を取締ることが出來ず、諸方武人（主として國々の守介掾目などとなつて帶仗を許された者や其部屬）に應援を乞はねばならなかつた所から、所謂武門階級の擡頭となり、遂に武家政治を馴致するに至つたのである。かくて鎌倉時代の始から、江戸時代の末期に亙り、六百七十餘年間も繼續して居たのが、武家幕府の政治であつて、（建武中興の際は取[illegible]である）世に之を武家時代といふ。然らばこの武家時代といふものは、王政時[illegible]ったならば、諸事が不整頓で、暗黑時代であつたかといふに、決してさうではなかつた。勿[illegible]門の政治であるから、或場合には壓制が行はれ、民權などは蹂躪して顧みられない樣な事實もあつたが、概して幕府の威令が善く行はれ、四民は却つて其堵に安んじて、各々其生業を營んで居たといふ樣な有樣であつた。

室町時代は比較的善くは無かつたが鎌倉時代などは警察權も能く行き屆き、民政などにも餘程注意された樣に思はれる。又勤儉質實の風が起つて來て、所謂武士道といふものが奬勵され、忠、孝節義を始めとして、本邦固有の淳風良俗の發揮せられたことが尠少ならぬのである。殊に江戸時代は二百六十餘年間も太平が打續いたので——實に世界にも稀なる長期の平和時代であつたので、——その間には百工技藝が勃然として起り、王政時代のそれ(大陸模倣時代の文化)とは餘程振合が異つて居るが、却つて能く我が國民性がその間に發露されて居たといふべきである。かくて開國以來僅に半世紀の今日に於て、我邦が長足の進歩をなし、歐米諸國に對し、精神上の訓練に於ても、又武力操練の點に於ても、さまで屈辱を取らぬ樣になつて來たのは、國民が奮勵努力の結果とはいふものゝ、この武家時代の訓練(精神上並に肉體上の)に負ふ所が少からぬ事と思はれる。若しも我が國民が王朝末期の頃の樣な有樣で推移つて來たならば、國家の將來も危ぶまれ、國力も武力も到底今日の如くではなかつたであらうと思はれる。尤も大義名分の上から見れば、武家時代は一の變體政治であつた事は爭はれぬ事であるが、之も時勢上止むを得ぬとこ

ろであつて、今日はまた王政の昔に復し、しかも立憲政體となつたのであるから、彼の六百七十餘年間の武家政治の時代は、之を過去の歴史として觀察し、公平にして寛大なる批判を加へる程の餘裕が、我が國民の中に無くてはならぬと考へる。

本編に於ては、承平天慶の亂以來、武家の階級が次第に擡頭し來つた有樣から、鎌倉幕府の創立、及び同幕政時代の事柄に就いて記述する積りである。（室町時代以後の事は追つて述べることにする）尤も當時に於ける天下の大勢などに就いては、拙著大日本全史に記してあるから、茲には寧ろ特殊の問題について記すことにする。この點は特に讀者の諒解を乞はんとする次第である。

源平兩氏地方に勢力を布く

前編　源平時代

第一　平將門亂の研究

(一)　平將門事蹟考

緒言

源平兩氏はもと皇胤から出たのであるが、當時中央政府の要職は概ね藤原氏の壟斷する所となつたので、彼等は國々の守介掾目などに任ぜられて地方に下り、牧民の局に當つて居たのである。而して其うちに一族も次第に蔓衍し地方土着となつて大いに勢力を振ふ事となり、或は檢非違使、押領使などに任ぜられ、兵馬の權を握り、地方豪族などに押されて武人の棟梁と仰がれる者もあるに至つた。彼等はもと地方へ差遣された官吏や、其一門子弟であつたのであるが、後には威勢に任せて暴横を恣にし、一族郎黨を率ゐたり、或は士民を語らひたりなどして、叛亂をなす者があるに至つた。承平天慶の亂は卽ち之で、一面には王政の腐敗を力強く證

國司郡司兵馬の事に當るに至る

律令政治文化政治の弊

明するものである。即ち當時中央政府の諸役人等は平素地方の政治に理解乏しく、朝紳達は概して文弱に流れて天下を度外に置くの有樣であり、殊に上世以來の尙武の精神は次第に失せ去つて、朝廷の兵權は有名無實の狀態となり、一亂ある每に中央政府から將帥を任命する事はあるが、是等は多くは參議、納言等の如き文官中から選任され、兵馬の經驗には淺く、さまで有力なる者ではなかつたのである。主として戰鬪に當るものは國々の兵士（當時軍團の制は廢れて居たから、兵士といふものも如何なる種類の者であつたか不明である。多分所謂壯兵の類で農民の中で常に兵馬に心懸けて居た者が募に應じたのであらう）で國司郡司などが命に依つて之を徵發し、國守（クニノカミ）や檢非違使、押領使の徒が之を引率して軍務に當つたのである。されば國司郡司なども追々と兵仗を帶する事を許され、又隨兵などを賜はつて文官ながら次第に武官の如くになり行いたのである。本來我が日本國は上世に於ては尙武の國柄で、軍國主義とでもいふべきであつたのであるが、大化改新以來は隋唐の風にかぶれ、律令政治と改まつたのである。即ち大化以前は國造の政治（地方は）であつて、之は稍〻後の大名の如きもので、軍國政治の傾向があつたのであるが、大化以後は之に反して文治國の有樣に變じた。されども日本國はなまなかなる隋唐

地方政治は次第に軍國風に傾きゆく

の制を飜譯した樣な律令政治、文化主義の政治では到底治まつて行くものではない。殊に官吏階級の腐敗は當時に於ても次第に甚だしく、或は利益の壟斷——田園山林の占領——となり、或は百姓より租税の誅求となり、種々の弊害を流したのである。且つ警察權の不充分な所から盗賊が多くして人民も生業に安んずることが出來ない。そこで追々と國司郡司などにも平素帶仗を許し、稍〻武官を兼ねさせた樣な有樣になり行いたのである。之は丁度當時我邦の手本とした唐土でも殆んど同樣であつて、府兵の制が次第に廢れて、一向役に立たなくなつたので、府兵及び白丁の中から十二萬人を募つて彍騎と稱へ、之を諸衞に分屬せしめ、追々後には各地方の節度使達が兵權を握り、大兵を擁して朝命に抗する樣になつたのである。我が國郡司などにしても、無勢力な者は、次第に地方人民に受けが惡くて、源平兩氏の如き有勢な者が歡ばれる樣な有樣で、地方政治は追々と軍國主義の舊態に立返り、遂に鎌倉以來の武家政治を馴致するに至るのである。かく軍國風が行はれて行くといふのは、矢張り本邦の國民性の然らしめる所であらうかと思はれる。

一、將門の事蹟に關する資料

將門記

將門記略

將門の事蹟に關しては將門記が根本資料であつて、最も結構なものであると思はれる。此書はもと尾張國名古屋眞福寺の所藏にかゝり、天慶三年六月中の記文とあれば、亂後數月を出でざる際に記したものと見える。記述も詳細で善く當時の眞相を描寫して居る。唯惜むらくは卷端が殘缺して居るが、未だ本書の殘缺しない際に之を抄錄したらしいものがあつて、將門記畧といひ、夫によつて其缺文を補ふことが出來る。又今昔物語の將門事蹟も本書を原據として假名交り文に書き綴つたものと思はれるので、所々に參考となるべき節がある。又日本紀略や扶桑略紀等も承平天慶の亂の條は主として本書に據つて記したものと見える。今重なる資料を左に揭げて見よう。

1 將門記　2 外記日記　3 本朝文粹
4 今昔物語　5 日本紀略　6 扶桑略紀
7 帝王編年記　8 大鏡　9 古事談
10 源平盛衰記　俵藤太將門中違の事、貞盛將門合戰附勸賞の事、將門稱二平新王一事

11 神皇正統錄　12 神皇正統記　13 神明鏡
14 太平記(俵藤太秀郷が事)　15 園太曆　16 元亨釋書
17 本朝通鑑　18 大日本史　19 成田參詣記
20 下總舊事考　21 相馬日記　22 當總日記
23 守谷志　24 平將門故蹟考　25 國寶將門記傳

「附記」後世の編纂物としては成田參詣記(中路定俊著)の記事が比較的正確で調査が行屆いて居る。織田完之氏著「平將門故蹟考」及び「國寶將門記傳」なども主として之に據つた樣ではあるが、稍〻附會臆說に過ぎた所があるのは惜むべきことである。

以上の外、雜誌類に記載されたものは左の如くである。

1 將門記考(星野恆)史學雜誌第一卷の二
2 天慶の亂を論ず(三浦錄之助)同上第三卷の三十六
3 天慶亂の新史料(坪井九馬三)同上第四卷の四十五
4 平將門の本貫と僞宮(大森金五郎)歷史地理第二卷の九

5 中央史壇第一卷八號「平將門號」

二、將門の祖先及び家族

將門の祖先は桓武天皇の後裔平高望から出て居る事は言ふまでもないが、其父の名は或は義持となり或は良將となつて居て、何れが正しいか疑問である。但し之は良持とある方が正しい樣である。卽ち將門記には「其父陸奥鎭守府將軍平朝臣良持也」となり、扶桑略記にも「陸奥鎭守府前將軍從五位下故平良持之男將門」となり、今昔物語にも良持になつて居る。之が良持說の由來する所である。然るにその一方に於て平氏系圖の諸本には將門の父を良將となし、又吾妻鏡にも陸奥鎭守府前將軍從五位下平朝臣良將男將門」となつて居る。之が良將說の由來する所である。されども之に就いては中路定俊、星野恒博士等も辨明せられた通り、將門記に據れば良持の庶弟に良正といふのがあつて、その名が同書の所々に見え、一所には良將になつて居る。同じ兄弟で良將といひ良正といふは別人の名としては餘りに紛らはしいから、恐らくは之は同一人の名前であつて將門の父は良持とあるのが正しいのであらう。持と將とは草體に書けば相似て居るから斯かる誤を生

ずるに至つたのではあるまいか。吾妻鏡は斯様な譯で誤をなし、平氏系圖などは之に據つて更に誤謬を傳へたのであらうと思はれる。また大日本史は平氏系圖に據つて將門を良將の子とし、良正を將門の從弟として居るが（將門記には良正は高望の妾の子とあつて將門には叔父であるのである）平氏系圖は元と數種あり、且つ後世の作出にかゝり排行も錯雜して居て信を措き難いのである。故に將門の父は矢張り將門記に從つて義持とする方が宜しい樣に思はれる。

（參照）

尊卑分脈の平氏系圖

高見王—高望王—
- 國香（常陸大掾鎭守府將軍 本名良望 爲二將門一被レ害）
  - 貞盛（鎭守府將軍左馬助 介イ 陸奥守從四下 號平將軍 武略通神人也）
  - 繁盛（陸奥守正五下 母家女房）
  - 兼任（下野守）
- 良兼（下總介（守イ）從五上）
  - 公雅（武藏守從五上）
  - 公連（字六平）
  - 公元（下總介）

- 良將　從四下　鎭守府將軍
  - 將持
  - 將弘
  - 將門　瀧口小二郎號相馬　號外都鬼王　貞盛誅之
  - 將賴　御厩　大豐原四郎（葦イ）
  - 將平　母
  - 將文　相模守　母
  - 將武　母
  - 將爲　母
- 良孫　從五下上總介　鎭守府將軍
- 良廣　母
  - 經邦　從五下　母
- 良文　村岡五郎　從五上
- 良持　下總介
- 良茂　常陸少椽
  - 良正　下總介
    - 公雅　使從五上
    - 公義　三浦太郎

將門の母

將門の母については實錄諸書に記載がないが、平氏系圖のうち「坂東諸流綱要」といふものに、母は犬養春枝女と見えて居る。そこで國寶將門記傳には「母は縣犬養春枝の女なり、春枝は下總の名族縣犬養宿禰淨人の子孫といふ」と書いてある。之は一說とする事は出來ようが、その出典が不明であるから慥かな說とはいひ難いのである。

將門の年齡

また成田參詣記や平將門故蹟考には、將門の年齡を詳細に記してあるが、之は又何に基いたかといふに栗原柳菴の說に據つたのである。同人は信田系圖に將門の年（歿年の意であらう）を三十八とあつたといふが、吾々の見た範圍では信田系圖に將門の年齡を記したものは見當らない、よしやあつたにしたところが實錄に見えないものであるから、一概に信據し難いのである。

將門の妻

將門の妻についても實錄の書に明記してない。されども將門記の抄本に「良兼（將門の伯父）は延長九年に女論によつて將門と舅甥の中が不和になつた」と書いてある。なほ又將門記の後の條を見ると、將門の妻は良兼の軍に一旦捕虜にされて上總へ連れて行かれたのであるが、妻の舍弟等が彼に同情して謀を廻らし竊かに遁れし

將門の妻は良兼の女なるべし

めて將門の所へ向はせたとあつて、其の際の文に「既に同氣の中に背き本夫の家に屬す、譬へば遼東の女、夫に隨ひて父の國を討たしむるが如し、件の妻同氣の中を背き、逃げて夫の家に歸る」と書いてある。是等から推察して見れば、將門の妻は良兼の女であるやうに思はれる。其故は良兼と將門とは叔姪の關係であるに、特に「同甥の中」と書いてあるのは味ふべき所である。次に又將門の妻が「同氣の中に背き」といふ句がある。同氣とは同氣連枝などいつて、元と親子とか兄弟とかの關係をいふのであるが、將門の妻は良兼並に其子息等に對しては同氣連枝の關係であつたのらしい。殊に「遼東の女、夫に隨ひて父の國を討たしむるが如し」とあるのなどから考へても、妻が將門に隨從して良兼と相鬩ぐ狀態に符合する樣である。

三、將門の幼時と攝政藤原忠平との關係

將門と攝政忠平との關係

將門の幼時については實錄の書には記したものがない。併しながら早くより京都に出て藤原忠平に仕へた事は事實であらう。されども長く京都に滯在したものか、それとも平生は下總國に居て折々京都に出て行つたものか、其邊は不明である。將門記で見ると「抑、將門少年の比、名簿を太政大殿に奉り數十年の今に至る」

といふ文がある。之に據れば將門は少年の時に名簿（ミヤウブ）を太政大殿（太政大臣藤原忠平）に奉つたといふ事である。名簿は名札（ナフダ）の意で、古へ貴人に見え、又は師に入門し、他の者に服從する場合などに證として捧げるものである。將門の場合では藤原忠平に名簿を捧げて其家臣に列し、以て後來の庇護を計つたものと見える。當時は善くかういふ事をして身の榮達を圖り、或はその所有の莊園の安全を圖る事などがあつたのである。（公家を以て庄園の領家に戴き自分は其庄司、庄預若くは下司などになるのである）されば必ずしも京都に永く移住して居ないでも、其家臣に列して居ればよいのである。世間には將門が檢非違使になる事を希望した所が、忠平が省みなかつたので不平の餘り歸鄉して、遂に反亂をなしたのだといふ說があるが（神皇正統記）、當時の實錄には左樣な事が見えぬのみならず、將門自身の言としても、少年の時から忠平に名簿を奉つて數十年の今に至るまで恩遇を受けて居ると書いてある（將門記で見れば忠平は將門に對し承平天慶の頃までも種々恩遇を施して居る樣である）。して見れば檢非違使不許可のため不平を起したとの說は疑はしいものである。

國寶將門記傳には忠平との關係につき次の如き記事がある。

織田氏の將門記傳の說

將門資性雄邁にして豁達、成童已に承考の氣象あり、決然志を立て京都に赴き、考良將の嘗て知遇を忝うせる攝政太政大臣藤原忠平に仕ふ。(中略)將門は攝政家に勤仕する十數年、能く文武の兩道に達し、最も騎射を善くし、瀧口の衞士に參加し、其の宿志たるや專ら考良將の遺業を再興するにあり。將門二十七八歲の頃、選ばれて其の本國なる相馬御厨の下司となり、任を帶て下り、下總豐田郡に居れり。亡父の田園あればなり。相馬御厨は蓋北相馬守谷にありしならん。云云。

將門の父を良將とする事の可否は上述の如くである。又良將が忠平に仕へたことは實錄の書には見えない。將門の年齡なども慥かな事は知りがたいのである。平氏系圖に將門の事を瀧口小次郎又相馬と號すなどと書いてある所から將門が瀧口の衞士に列したとか、相馬の御厨の下司になつたなどいふ說が起つたのであらう。平氏系圖の記事などはさまで信據すべきものではない。本來將門は下總國豐田郡に根據を置き、豐田庄の所有者であつた樣に思はれる。且つ早くから攝政藤原忠平とも深しい關係もあつたので、其取做しによつて瀧口(清涼殿の東北にあり武士の詰所)の衞士などになつた事はないともいへないが、相馬御厨の下司になつたなどいふ

将門検非違使を希望せりとの説

のは後世の説で信じ難い事と思はれる。平氏系圖に相馬と號すとあるのも一考を要する事と思はれる。相馬の地は早くから平良文(将門の叔父)の所領となり、以て千葉氏に傳へたものである事は櫟木文書に見えて居る。(此事は尚ほ後の條に評述する)

世間では又将門が検非違使を希望したといふのを以て、検非違使の別當か佐などを望んだのであつて、今日の警視總監の如きものにならうとしたのが許可されなかつたので、不平の餘り亂を起したのであるといふ様に説く者があるが、當時の慣例として、到底、田舎出の者が一躍して検非違使の別當や佐などといふ高官になり得るものではない。源義經の如きも勳功によつて僅に判官に任せられたのであるが、それすら世間では九郎判官義經とて名譽の事に評判されたのである。加之、将門が検非違使希望の事は神皇正統記に見えて居るものの、話の出典が不明で、信じ難いのである

四、将門と同族間の紛擾

将門の伯父に良兼、良正といふ者があつた。又常陸の前大掾源護は相當に勢力

將門と良兼との關係

の有つた者であるが、子女が多くして其子には扶、隆、繁などがあり、又其女は良兼、良正の妻となり、常陸大掾國香の子貞盛なども護の縁者であつたやうである。

さて將門記で見ると「良持の舍弟下總介良兼は將門の伯父であるが、去延長九年に聊か女論によつて舅甥の中が相違した」とある。又今昔物語には「朱雀院ノ御時ニ東國ニ平將門ト云兵有ケリ、常陸下總ノ國ニ住シテ弓箭ヲ以テ身ノ莊トシテ合戰ヲ以テ業トス。初メ將門ガ父良持ガ弟ニ下總介良兼ト云者有リ、將門ガ父失テ後、其ノ伯父良兼ト聊ニ不レ吉事有テ中惡ク成ヌ。亦父良持ガ田畠ノ諍ニ依テ遂ニ合戰ニ及ト云ヘト良兼事ニ道心有テ佛法ヲ崇ニ依テ強ニ合戰ヲ不レ好、其後將門常ニ事ニ觸テ親キ類伴ニ隙无ク合戰シケリ」とある。以上の二書などは將門の事蹟に關しては最も古い者で、又最も信據すべき者であるのである。延長九年に女論の事から良兼と將門との間が不和になつたといふのは察する所、將門の妻は良兼の女であるが、將門に何か良からぬ事があつて（今昔物語の文から察する）良兼の不興を受けるに至つたものと見える。將門は良兼の女を娶らんことを求めたが、良兼は將門の人と爲りを喜ばず、旁、不快に感じて居たから、右の縁談を斷らうとしたのであるら

將門と良正良兼との關係

しい。けれども將門は是非貰ひ受けたいと言ひ、娘も將門に嫁したいと云ふので、遂に成婚を見るに至つたが、女論といふのは此事を指すのであらう。又父良持の田畠の事で諍うたとあるのは、良持の遺產分配の事からであるらしい。之も今昔物語の記事で見ると、將門の方から爭をしかけたらしい、其曲直の何れにあるかは是だけの記事では不明であるが、良兼の方は佛法を信じ道心が厚かつたから敢へて將門の相手にもならないで居たらしい。然るに將門は常に事に觸れて親しき伴類と合戰をしたといふ筋合である。將門記の卷端が缺失して居るので詳細の事情は分らぬが、後の條で見ると「將門昔の宿世に依り、東海道下總國豐田郡に住ふ。然り而して殺生の暇に羂せられて曾て一善の心なし」とか、「將門惡を造るの時、伴類を催して以て犯す、報を受くるの日、諸罪を蒙りて以て獨り苦しむ」などあつて、何れに致せ將門の性質や素行の善くなかつた樣に書いてある。而して遂に源護を常陸に攻めて其の子(扶、隆、繁)を討死せしめ、國香も又落命するに至つたのである。前にもいうた通り護と良兼及び良正とは姻戚の關係であつたから、此兩人は坐視するに忍びないで、遂に護を助けて將門と戰ひ、國香の子貞盛も父の死去を聞いて京

都から歸鄕し、之も亦良兼、良正等に語らはれて同心戮力し、共に將門を攻めたのである。そこで初めは親族間の忿爭に過ぎなかつたのが、遂に謀叛となり天下の大事變となり行くに至つたのである。

以上の事柄に就いて、國寶將門記傳及び將門故蹟考の說を見ると、吾々の考とは餘程異つて居る。今其大要を擧げて聊か批評を加へて見よう。

爰に伯父常陸大掾國香、(下)上總介良兼、常陸六郎良正等は故下總守良將の遺言を忘却し、其の遺產を押收して將門に返さず、剩へ將門を謀殺せんことを謀るに至れるものと見えたり。

是より先き、豪族前常陸大掾源護といへるもの女子數人あり。男子も亦扶、隆、繁の三人あり。上總介良兼、常陸六郎良正、幷常陸大掾國香の男貞盛、共に源護の女を娶り、(中略)相馬御厨の下司平將門頗る人望あり。其の新婚を宴する才色兼備の夫人なりしなるべし。此の夫人は曾て源護の男等之を戀想して迎娶せんことを謀りしも、許嫁せずして終に將門に歸せしものなるべし。

爰に源護の男扶、隆、繁三人は姻娅の念禁じ難く、竊に將門を殺さんことを議す。

以上の説の批評

此の時良正、國香等之を好機とし、頗る扶、隆、繁を煽動し、伴類壯士を募り、將門を途中に要擊せんことを謀れり。是れ將門を殺して口を滅し、相馬の田產を押收せしことを曖昧に付せんとするの奸策なり。云云。

以上は如何にも詳細な記述であるが、確證によつたのではなくて、多くは想像に過ぎないのである。將門の父を下總守良將としたのは如何平氏系圖には良將は鎭守府將軍とあるのみで下總守とはない。但し平氏系圖に良持が下總介になつた事が見えて居るから下總に關係のあつた事は事實であらう。國香、良兼、良正等が將門の父の遺產を押收して將門を殺さうとしたとは如何、今昔物語には良持（將門の父）の田畠の事について良兼と將門との間に忿爭が起つた事は書いてあるが、國香、良正等が遺產に關係の事は見えて居らぬ、將門を謀殺云云の事も臆測の說に過ぎぬらしい。又將門の新婦を源護の三子扶、隆、繁が同時に戀想するとは如何、是等も證據のある事ではない。將門の妻は良兼の娘で將門の所爲が却つて良兼を怒らせた事實のある事は上記の通りである。要するに織田氏の考へでは、將門は親類一族から遺產は强奪せられるし、妻も懸想せられ、其身もまさに謀殺されんとした

合戰の起は平眞樹の勸誘にあるか

ので、止むに止まれず戰を起したので、これ實に正當防衛から出たのであるとの論であるらしいが、その說明に就いては稍〻無理があつて、牽强附會の誹を免れ難いのは惜むべき事である。

五、同族間の紛擾擴大して遂に謀叛となりし事情

將門記の始に、將門が源護を常陸に攻めて其三子及び平國香を殺した事が見えて居るが、卷端が闕けて居るので事の顚末が明瞭でない。されども歷代皇記に將門合戰狀（此書は將門記の別名かと思はれる。扶桑略記には將門合戰章の名が見えて居て其內容は將門記に符合する。將門記の卷端が缺けぬ際には斯樣な記事があつたのかとも思はれる）を引いて「始伯父平良兼與將門合戰、次被語平眞樹承平五年二月與平國香幷源護合戰」と書いてある。して見ると承平五年二月に合戰の始まつたのは、もと平眞樹が將門を語らうて國香並に源護と合戰せしめた事からと見える。成田參詣記に「たまたま常陸人平眞樹と云者護及び國香を恨ることあり、將門が護を惡むを知り、將門と謀りて二人を殺さんとす」とある。之は何か據り所があつて書いたものかも知れぬ。

貞盛は父國香が將門の亂に討死した事を聞き、官を辭して歸鄕して將門の樣子

を窺つて居たのであるが、良兼、良正等は事を倶にともにせんことを勸誘したので、愈〻協力して將門を攻めるに至つたのである。將門は中々有勢な者で貞盛、良兼等も屢〻敗北を取つた。そこで源護は策を決して將門の罪狀を京都に上告したので將門は召喚されて京に至り糺明されたが、偶〻大赦の令が出たので赦されて歸郷した。

さて將門が歸郷した後にも、良兼等との爭は尙ほ結ぼつて解けず、屢〻戰鬪に及んだのであるが、貞盛は思ふやう、斯くて久しく賊地にあつたならば、恐らくは同惡にされて了うであらうから、先づ官に訴へ、朝命によつて之を征するに如かずと考へ、そこで貞盛は山道を取つて窃かに京都に向つたのであるが、將門は之を窺ひ知つて追擊をした。かくて貞盛は非常な困難に陷つたが、やう〳〵の事で京都に達して事情を訴へた。そこで朝廷では官符を貞盛に給はつて將門を追討せしめられた。

茲に又武藏國に權守興世王と介源經基とがあつて、兩人は足立郡の郡司武藏武芝と事によつて爭つて居たが、將門は彼等を和解させて以て俠名を取らうと考へ、

將門之を和解せんとして失敗す

部兵を率ゐて武藏に至り、先づ武芝に說諭して共に國府に至り、和解の事を告げた興世王は將門等を迎へ、共に酒盃を傾けて歡に入つたが、偶〻行違ひがあつたものと見えて、武芝の後陣の者が經基の營所を圍んだ。經基は當時未だ兵事に熟練して居なかつたので非常に狼狽して、これはテッキリ興世王と將門とが心を合せて自分を陷れんとしたのであらうと察し、倉皇、京都に上り、興世王が將門と共に謀叛した由を上奏した。依て朝廷では將門を糺問されたが、將門は諸國司からの證明狀を貰つて其寃を訴へた。

藤原玄明常陸國司の命を用ひず

さて又茲に常陸國に藤原玄明といふ者があつて、之は性質貪婪で官物などを掠め取り、不正の事があつたから、常陸介藤原維幾は彼を處罰しようとした所が、玄明は將門の所へ逃げ來つて保護を賴んだ。將門は「窮鳥懷に入れば獵者も憫れむ」とてゆくりなくも義俠心を起し、玄明の肩を持つ事となり、藤原維幾に向ひ、玄明の罪を許されんことを請うた。されども聽容れられなかつたので、憤りの餘り遂に國府を攻め、維幾等を虜にし、且つ亂暴狼藉を働くに至つた。

此時興世王は武藏の新司百濟貞連と氣分が協はないので下總に來て居たが、將

興世王將門に謀叛なすゝむ

妖婦の託宣

將門新皇と稱す

門の此擧を聞いて言ふやう「一國を取るも罪は既に輕からぬのである、かやうな事を仕出かした以上は、坂東八國を取つて形勢を窺ふがよからう」とて謀叛の事を勸めた。そこで將門も其考になり「我は桓武天皇の五代の孫であるから日本の半分位を領したからとて何んでもない。坂東八國から始めて王城をも取らうとする」など大膽不敵な言を公表するに至つた。かくて大軍を率ゐて上野下野をも刧掠したのであるが、偶〻一婦人（將門記に昌伎とある、昌伎は倡妓と同じで遊女の様であるが、茲では神子(ミコ)巫女(イチコ)などの類と見える）に神憑(カンガカリ)があつて、我は八幡大菩薩の使者であるが天位を蔭子平將門に授けると口ばしつた。そこで一同も大いに悦び勇み、將門を新皇と稱へる事となつた。其時將門の弟將平が諫めていふやう「帝王の業は智を以て競ふべきにあらず、力を以て爭ふべきでもない、昔より今に至るまで天を經し地を緯する君は、蒼天の與する者でなくてはならぬ」と。時に將門のいふやう、將門は苟も武名を坂東に揚げ、合戰を花夷に振うて居る。今世の人は必ず擊勝を以て君となる。縱令我朝には無くとも、人の國には其例がある。（他國には其例があるといふ事）去る延長年中、契丹王の如き正月一日を以て渤海國を討取り、東丹國と改めて之を領掌した」と。かくて王城を建つべき位置を

將門謀叛の徑路

定め、左右大臣、納言、參議から文武百官までを極めたといふのである、

以上陳べた所に就いて見れば、將門の謀も當初から王位を覬覦したのではない、親族間の爭鬪から事が起つて、次第々々に大きくなり、其處には種々の事情が纏綿し、勢の赴くところ遂にあの樣な大不敬事を惹起するに至つたのである。素より將門の性質が獷悍で不順の致す所ではあらうが、外國思想にかぶれたのと――卽ち支那や契丹の例を手本としたこと――與世王の煽動や妖婦の託宣めいたものなどがあつたので、知らず識らず此に至つた事と推察される。して見れば漫然たる外國思想の感化は實に恐ろしいものと謂ふべきである。

さて此處まで行けば最早最後であつて、朝廷からは征討將軍として參議藤原忠文等を遣はされた。されども是等の征討の使が着せぬ中に、平貞盛は下野の豪族押領使藤原秀鄕を語らひ、同人等の合力によつて遂に將門を誅し、徒黨の者を平げたのである、

將門が良兼、良正等と鬪爭を始めたのは承平五年の頃からであるが、王城を建てる評議のあつたのは天慶二年十二月十九日で、其誅せられたのは翌年の二月十四

王城の事は計畫のみなりしならん

將門純友と通謀の說は疑はし

日であるから、其間は僅かに五十四五日に過ぎぬのである。そんな短日月の間に王城などの經營が出來るものではあるまい。又左右大臣から參議納言に至るまで文武百官を任命したといふ事であるが、之も計畫のみはあつたかも知れぬが、實際の任命は無かつた樣である。げに興世王や將門の兄弟たちも一國の國守などに任ぜられた位のものである。して見れば誰を以て大臣納言等に任ずるであらうか、實際夫等の位置に坐るべき重い身分の人物は當時將門の左右には居なかつたのである。

六、謀叛の動機等に關する諸說

世間には將門が豫てより藤原純友と謀を通じて事を擧げた樣にいふ說がある。之は『大鏡』に「純友は將門と同じ心に語らひ恐ろしき事を企てた、將門は御門となり、純友は關白にならうと相契つて事を擧げたのである」と書いてあるのなどから起つた說であらうが、是等は根據のない說であつて、此時東西に殆んど同時に爭亂が起つたので、世間の人々は驚きの餘り恰も兩者が關係のあつたかのやうに推察して、かやうな說が起つたのであらう。又『神皇正統記』に「將門は執政家（藤原忠平）に仕へ

秀郷將門を訪ひたりとの說も疑はし

て檢非違使になる事を希望したが、許されなかつたので憤つて東國に下つて叛逆をなした」とか、或は又「昔の將門は比叡山に登りて大内を遠見して謀叛を思ひついたなどとあるのも、世俗の說に基いたもので、慥かな出典は見當らない樣である。

また『古事談』に平貞盛が仁和寺式部卿宮（敦實親王）へ伺候した際御門で將門に遇ひ、其謀叛の志のあるのを察したが、折節、郎等を率ゐて居なかつたので、討つ事が出來なくて殘念に思つたが、彼は後果して亂をなしたといふ記事がある。是等も巷談街說で取るに足らない事と思はれる。

『吾妻鏡』には將門が謀叛の際、俵藤太秀郷がその門客に列しようと思つて、彼の所へ行つたところが、將門は折節、髮を梳つて居たが、喜びの餘り髮をも結はず、烏帽子を引入れて面會した。そこで秀郷は將門の擧動の輕卒なのを見て、事を共にするに足らないのを察し、遂に誅戮の念を起したとあるが、是等も當時世に行はれた俗傳であらうが、實は出典も明白でない上、信じ難い事である。以上四つは既に成田參詣記や星野恒博士の考證なども世に公表されて居る事であるから此には概略に止めて置く。

豐田の本邸
岩井の營所

將門記にも善本には幸島とあり

將門は相馬に關係なきが如し

畢竟するに將門謀叛の動機としては、將門記に見えた外には別段存在した譯ではあるまい、もと同族間の忿爭が次第に嵩じ來つて遂にあの樣な大事變に至つたものと思はれる。

七、將門の邸宅、僞宮跡及び相馬內裏といふ事について

將門の居邸は下總國豐田郡にあつて之を豐田の本邸と云ひ、又猿島郡岩井にも石井（イハヰ）營所といふのがあつて、此處にも居住した樣である。之は豐田の本邸よりは却つて規模が大きく、兵具の置所、將門が夜遁所、東西の馬打、南北の出入等の名稱が見えて居る。而して僞宮を造つた地點は今日も不明であるが、多分猿島郡（一に幸島とも書く、將門記に幸島とあるは謄寫の際間違へたものであらう）の中にあつた事と思はれる。扶桑略記に「王城を建つべき處を定め、下總國猿島郡石井郷南亭を都朝と爲すべし」とあるのは即ち之で右によつて僞宮の位置は略〻推測せられるであらう。

世間では將門の事を相馬の將門とか、相馬小次郎などと稱へ、又相馬內裏などと云ふ樣な名稱も擧げて居るが、之は適當で無い事と思はれる。將門は實は相馬郡に居た事はない樣である。又內裏構造の事も前に陳べた通り、評議があつてから

僅かに五十餘日で將門の誅滅を見たのであるから、後世に遺跡を留める程のものが造られたかどうか疑問である。然るに世間では相馬郡守谷にある城跡（之は相馬氏の祖先なる相馬師常の居城で、相馬氏代々の據つた所と思はれる。師常は千葉常胤の第二子で相馬小次郎又は相馬次郎といふ、世間で將門の事を相馬小次郎などといふのは此人と混同したものと思はれる）を以て相馬內裏などと稱へ、將門の僞宮跡と考へて居るのは誤りであつて、畢竟岩井附近に僞宮跡に擬すべき程の立派なものが無いのに基いて、斯る說が起つたものかと思はれる。

將門記には將門の事は隨分詳しく書いてあるのであるが、相馬郡內に將門が居たとか、又同郡內で爭鬪が行はれたとかいふ樣な記事は一つもない、（ただ僅かに王城を建つる議の所に相馬郡大井津を以て號して京の大津となしたといふ事が一つあるが、是は後にも說く通り、京の大津とは平安京に對する難波の大津か、又は近江滋賀の大津に當るべきもので、寧ろ王城の建設地よりは（王城は猿島郡か豐田郡に設けたと思はれる）他郡にあるから態〻相馬といふ郡名を擧げたものと思はれる。）殊に久安二年八月十日の櫟木文書（伊勢の外宮禰宜櫟木氏に傳へたもの）によつて見れば、相馬郡の地は平良文（將門の叔父）以來千葉家に傳領し來つた事が明白であるのである。それ

にも關らず相馬系圖の或ものには、

高望王─┬─良將─將門─將國─文國─兼頼─重國─胤國─師國─師常（相馬小次郎、實千葉介常胤二男、爲相馬家家督相續）
　　　　└─良文─忠頼─忠常─常將─常永─常兼─常重─常胤─師常（相馬小次郎）

右の如くになつて居て、將門の子孫が連綿として續き、師國に至り子が無かつたので千葉常胤の子師常を養子とした樣になつて居る。是で見ると相馬といふは將門以來の名稱で、相馬の地も將門のものであつたのを子孫に傳領した樣に見えるが、併し承平天慶の大亂を起した程の將門が、庄園をも傳領し子孫も連續したといふことは頗る疑問とすべきであつて、新井白石なども嘗てこれを論じ、又尊卑分脈所載の平氏系圖などには將門の子孫は書いて無い。これが本當であらうと思はれる。將門の子孫を書き出す樣になつたのは、稍〻後世の事で、東國ではその後將門の事蹟を一個のヒーロー物語とし、所謂ヒーロー崇拜の風などが行はれたので、それ以來の事であるかと思はれる。相馬氏が將門の子孫の後を相續したといふのも畢竟將門の崇拜から出た說で、歷史上に根據のある事實とは思はれない。吾妻鏡にも師常が相馬を稱した事は書いてあるが、師國（將門の子孫）の養子となつた事は見

えて居らんのである。

八、亂後將門の所領は豐田氏の有となる

將門の所領は『將門記』で見れば豐田郡を本據とし、猿島郡にも及んで居た樣であるが、（相馬郡の事は一向に見えぬ）此地は戰亂後平貞盛及び其弟繁盛などの所有に歸したものと見えて、繁盛の子孫から豐田氏が出で、下總國豐田郡石毛（今は下野國結城郡石下）に居城を構へて居たのである。

常陸大椽系圖

國香─┬─貞盛
　　　└─繁盛─維幹─爲幹─繁幹─┬─致幹
　　　　　　　　　　　　　　　　├─清幹
　　　　　　　　　　　　　　　　└─正幹（石毛院四郎　豐田祖）

乃ち豐田氏は繁盛の玄孫正幹から出で、豐田郡内の石毛（今大房、東野原、平内節を併せて石下といふ）に居たのである。石毛に今も豐田氏の牙城の遺跡が存して居る。吾妻鏡にも豐田

兵衛尉とか同じく兵衛尉義幹などの名が見える。而して豊田兵衛尉は源義經の部下として西上し、勳功によつたとはいへ、恣に義經と同時に任官したので賴朝の怒を受けたのである。その時の記事は吾妻鏡(文治元年四月十五日の條)に見えて「豐田兵衛尉、色ハ白ラカニシテ、顔ハ不覺氣ナモノノ、只可レ候ニ任官希有也、父ハ於二下總一度々有レ召ニ不參シテ、東國平ラレテ後參、不覺歟」とある。なほ『新篇常陸國志』には「平將軍貞盛は姪維幹を子として、常陸國の田園を付與す、維幹留りて筑波郡多氣邑に居る、筑波郡及南郡、北郡、吉田、行方、鹿島、小栗、下妻、東條、眞壁、幷下總國豐田等の地、大概其管する所なり。其三世孫重幹、四子あり。季子政幹、豐田の地を管して、下總國石毛館に居る。依て石毛荒四郎と稱す。豐田氏の祖なり。豐田政幹は又赤頭(一作赤白)將軍と呼ばれ、國人祠りて神と爲す、其女は千葉常重に嫁し、常胤を生むこと、吾妻鏡に見ゆる如し」とあつて、之も參考となすべきものである。但し千葉大系圖には將門の條に「領二居于下總國相馬郡一」となり、又良文の條に「天慶二年己亥任二陸奥守、補二鎭守府將軍、同三年庚子賜二將門之舊領一」とあるが、將門が相馬郡に居たといふ事すら前記の如く既に疑問に屬して居るのであり、良文が又其地を傳領したといふ

事も更に疑はしいのである。而して將門の遺領は豐田氏の有に歸したと見る事が適當なる理由があると思はれるのである。

（二）將門記考證

一、本書の解釋

将門滅亡後四箇月の記述

この書は將門一代の事を記したものであるが、卷末に天慶三年六月中の記文とあるのを見れば、將門が滅亡後四箇月にして記述された事が判る。殊に實錄の體で記事が善く地理に符合し、史實も大體正鵠を得て居る樣に考へられる。文中に佛語佛說等の說いてある所から見れば、僧徒の手に成つたものかと思はれるが、何れにせよ筆者は東國に居て當時の事情に精通した者である事が察しられる。

寛政十一年始めて刊行

將門記の最も古いものは尾張國名古屋の眞福寺の所藏本である。之は承德三年の古寫本であるから今（大正十年）を去る八百二十三年前のものである。此書は永く世に著はれなかつたが、天明二年に稻葉通邦が松岡牡鹿輔に描寫させたのを、寛政十一年六月に植松有信が始めて板本として世に行うたのである。其後塙の群書類從に收められた。眞福寺はもと同國中島郡大須庄北野村（今は美濃國に屬する）にあつ

たから世に之を大須の觀音といひ、此書を大須本の將門記と稱へる。予は先年故井上賴圀翁が謄寫した大須本を借覽し、之によつて類從本の校訂を行うた。今回は右の書を以て底本としたのである。

將門記は軍記物の先驅ともいふべく、陸奥話記や保元平治物語なども此後に出たのである。全篇漢文で書き、記述は甚だ詳細で中々面白い讀物であるが、行文が往々難澁で通讀し難い所があるから、今は全文を假名交り文に書き改めた。これ讀者の閱讀の便を計つたに外ならぬが、畢竟するに意義を明瞭ならしめる爲である。また本書の振假名は頗る古體で訓の上にも字形の上にも參考となるものが多いが、玆には普通の假名に改めた。

此書の外に將門記略といふ書がある。之も將門記の摘抄本と見えるが、將門記の卷端が未だ缺失しない內に抄錄したものと見えて、卷端の闕を補ふことが出來る。その他文字に就いても多少誤謬を訂正し、參照となすべきものがある。

予が本書の考證を思ひ立つたのは、從來本書の史實や字句の解釋等について多少吾々と說を殊にする者があるから、夫等の點に就いて聊か卑見のある所を吐露

將門の父は平朝臣良持

良兼將門女論のため不和となる

し、以て識者の意見を窺ひたいと思うたからである。

二、本文の解釋

抄本首存ニ此數十字一、

夫レ聞ク、彼ノ將門ハ天國押撥御宇（アメクニオシヒラキアメノシタシロシメス）、柏原天皇五代ノ苗裔、三世高望王ノ孫ナリ。其父ハ陸奧鎭守府將軍平朝臣良持ナリ舍弟下總介平良兼朝臣、將門ノ伯父ナリ。而ルニ良兼ハ去ル延長九年ヲ以テ聊カ女論ニ依リ舅甥ノ中既ニ相違ス云云

（以上第一段）

將門記の卷端が缺失して居るのは惜むべき事であるが、幸にして抄錄本があつて簡略ながら之に依つてその缺を補ふことが出來る。上に掲げたのは即ち夫である。

天國押撥御宇　この御稱號は下の文につゞくものとすれば桓武天皇の御事と推察せられるが、同天皇の御稱號（日本式のもの）は日本根子皇珍照天皇（ヤマトネコスベイヤテラス）と稱へ奉り、また山部皇子と稱し、前記の如き御稱號はあらせられぬのである。而して欽

明天皇の御稱號は天國排開廣庭天皇、聖武天皇の御稱號は天璽國押開豐櫻彦天皇、また平城天皇の御稱號は日本根子天排國高彦天皇などあるが、こゝでは單に桓武天皇を推尊して天璽を握らせられて國土を御開きになつた柏原の天皇といふ樣な意味に用ひたものかと察しられる。○柏原天皇とは桓武天皇の御事である。御陵が山城國紀伊郡柏原にあるから斯く稱へ奉つたものと見える。將門は桓武天皇から五代、第三世高望王からは孫に當るとの事である。（上記系圖參照）父は鎭守府將軍平良持である。將門の父に就いては扶桑略記にも「陸奧鎭守府前將軍從五位下故平良持之男將門」とあり、今昔物語、元亨釋書などにも同じく良持とある。之が正しいのであらう。然るに吾妻鏡に「陸奧鎭守府前將軍從五位下平朝臣良將男將門」とあるのは多分誤寫であらう。持と將とは草體に書けば相似て居るから、そんな所から誤寫したものかと思はれる。平氏系圖の諸本にも良將とあるが、之は吾妻鏡以來の誤を受けたものであらう。將門の叔父に良正といふのがある。本書に其名が屢〻見えて居るが、一箇所には良將になつて居る。正と將との讀みは共に「マサ」で同じである。

女論に關する諸説

將門の父と叔父と共に「ヨシマサ」といふのは少々紛らはしい事である。旁々「ヨシマサ」は一人で將門の父は「ヨシモチ」であつたであらうと思はれる。○將門がその伯父良兼（父良持の兄）と延長九年に女論によつて不和となつたとは何ういふ事か、一體延長九年は五月に改元して承平元年となるのであるが、之はまだ改元前の事と見える。女論といふに就いて種々の說がある。

『成田參詣記』には前常陸椽源護が女姿色あり、良兼將門並に婚を求む、護これを良兼に許す」とあつて、此結婚事件を指した樣に解釋して居る。成る程源護は常陸の豪族で其子息には扶、隆、繁の三人があり、又女子も數人あつて良兼、良正は共に之を娶り、平貞盛（國香の子）も或は其一人を娶つたのではないかと思はれる。されども將門が護の女を娶らんとした事は少々疑問である。自分の考へる所によれば、それとは筋違ひで將門は良兼の娘を娶らうとしたものと思はれる。然る所が良兼は將門の人と爲りを喜ばなかつたものか、それとも他に原因があつたのであるか、此結婚を喜ばなかつたらしい。然るに將門は是非娶りたいといひ、良兼の娘も嫁したいとでも言つたらしくして、結婚は遂に

成立つたのであるが、之は元と良兼の本意でなかつた所から、其後も往々爭論などが起つた事と思はれる。女論といふのは卽ちこの事であらう。右の證據としては本書の後の條（卽ち鬪爭が起つてから）に將門の妻が或時良兼の部下の爲に俘虜にされ、妻は頻りに將門を慕ふので、舍弟等が謀を以て遁れしめ、將門の所へ行かせたとあるが、其際の記事に「同氣の中を背き本夫の家に屬す、譬へば遼東の女夫に隨ひて父の國を討たしむるが如し」と書いてある。同氣といふは同氣連枝などいつて、親子兄弟の仲合をいふ。夫に隨ひて父の國を討たせるとは將門が良兼と相鬩ぐ事に當るのであらう。且つ前記の文に良兼と將門との關係を書いて「女論に依り舅甥の中既に相違」とあるのは注意すべき事である。舅は「ヲヂ」とも讀むが「シウト」といふ意に解せられる。殊に妻の舍弟とあるのは良兼の子息と見れば、さもあらう事に思はれるが、さうでなくては容易に俘虜を遁れしめるなどといふ事は出來得べくも無いと思はれる。

なほ本書には書いてないが、今昔物語には良兼と將門との關係について、次の如き記事がある。

良持が田畠の事により將門良兼不知となる

朱雀院ノ御時ニ東國ニ平將門ト云兵有ケリ。常陸下總ノ國ニ住シテ、弓箭ヲ以テ身ノ莊トシテ、多ノ猛キ兵ヲ集テ伴トシテ合戰ヲ以テ業トス。初メ將門カ父失テ後、其ノ伯父良兼ト聊カ不吉事有テ中惡ク成ヌ。亦父故良持カ田畠ノ諍ニ依テ、遂ニ合戰ニ及ト云ヘトモ、良兼專ニ道心有テ佛法ヲ崇ニ依テ、強ニ合戰ヲ不レ好、其後將門常ニ事ニ觸テ親キ類伴ト隙无ク合戰シケリ。

此文中に、聊かよからざる事とあるのは彼の女論の事をさすのか、それとも將門の素行上の事でもいふのか、何れにせよ夫がため兩人は不和になつて居た所へ、父良持の田畠の事で諍を生じたとある。之は事實であらう。今昔物語は將門記の卷端の闕失せぬ内に此書によつて書いたものと見えるから、十分參考になる事と思はれる。こは良持の遺產の分配上から起つた事と見えるが、良兼の方が道心を存して、餘り將門の相手にはならなかつた樣である。

裏等野本［　］扶等陣ヲ張リ、將門ヲ相待ツ。遙ニ彼軍ノ體ヲ見ルニ、所謂纛崛ノ神ニ向ヒ、旗ヲ靡ケ鉦ヲ擊ツ（纛崛ハ兵器ナリ、皷モナ以テ

將門源護の子息等と戰ふ

之ヲ作ル、鉦ハ兵鼓ナリ、諺ニ云フふりつゞみナリ　爰ニ將門罷メント欲スルニ能ハズ、進マント擬スルニ由ナシ。然リ而シテ身ヲ勵マシ勸ミ據リ、刄ヲ交ヘテ合戰ス。將門幸ニ順風ヲ得、矢ヲ射ルコト流ルヽガ如ク、中ルトコロ案ノ如シ。扶等勵ムト雖モ終ニ以テ負ク。仍テ亡ブル者數多ク、存スル者已ニ少シ。其四日ヲ以テ野本、石田、大串、取木等ノ宅ヨリ始メテ與力ノ人々ノ小宅ニ至ルマデ皆悉ク燒巡ル。□火ヲ遁レテ出ル者、矢ニ驚イテ還リ、火中ニ入リテ叫喚□ノ中、千年ノ貯、一時ノ炎ニ伴フ。又筑破、眞壁、新治、三箇郡ノ伴類ノ舍宅、五百餘家、員ノ如ク燒キ掃フ。哀イ哉、男女ハ火ノ爲ニ薪トナリ、珍財ハ他ノ爲ニ分タレヌ。三界ノ火宅ノ財ニ五主アリ、去來不定ナリトイフハ若シクハ之ヲ謂フカ。其日ノ火ノ聲ハ雷ヲ論ジ響ヲ施シ、其時ノ煙ノ色ハ、雲

承平五年二月の戰

ヲ爭テ空ヲ覆フ山王ハ煙ニ交ハリ巖ノ後ニ隱ル人宅ハ灰ノ如クニシテ風前ニ散ス、國吏萬姓之ヲ視テ哀慟シ、遠近ノ親疎之ヲ聞キテ嘆息ス箭ニ中リテ死スル者ハ、意ハザルニ父子ノ中ヲ別タレ、楯ヲ棄テヽ遁ルヽ者ハ、圖ラザルニ夫婦ノ間ヲ離タレヌ。

（以上第二段）

卷端が缺けて居るから突然の記事で一向前後の關係が判らぬが、塙氏の史料の朱雀天皇の條を見ると、歷代皇記を引いて次の如き文がある。

歷代皇記云、將門合戰狀云、始伯父平良兼與二將門一合戰、次被レ語二平眞樹一承平五年二月與二平國香並源護一合戰。

將門合戰狀といふのは扶桑略記に引く所の合戰章と同じ物で、或は本書の事をさすのであるかも知れぬ。之に據つて見れば承平五年二月に將門が平國香並に源護と鬪爭をしたといふ事の記事と思はれる。平眞樹とは何ういふ

人か明らかならぬが、後の條に佗田眞樹といふ者がある。之と同人かも知れぬ。されども佗田は後に平貞盛の上兵となつて居るので少々疑はしい。成田參詣記には「常陸人平眞樹と云者、護及び國香を恨ることありて、將門が護を惡むを知り將門と謀りて二人を殺さんとす。時に國香は常陸大椽にて石田に居り、良兼下總介にて上總にをれり」とある。之は何か據る所があつて書いたものかも知れぬ。○承平五年二月は前の女論の時から五年目に當る。○卷端が缺失して居るので善く判らぬが源護の子扶等が陣を構へて將門を待受けた體に見える。○野本は野爪の事か、野爪ならば今の下野國結城郡の內にある。○纛幄は軍中の大旗で舊幕時代の大鳥毛の類であらう。所謂大纛で之を神に祭つたと見えて、之に向つて旗を靡け皷を撃つたのである。○石田は今の常陸國眞壁郡石田村。○大串　今は下野國結城郡大寶村の大字となつて居る。○取木　今所在不明。○三界の火宅の財に五主あり　財に五主ありとは財産に五人の持主があるといふ樣に聞えるが、その出典は不明である。（後文に萬五千の絹布五主の客に奪はるとの語がある）一說には世間に於て珍寶として居るものに五つの主

要なるものがある。之を五寶といふと解するのである。五寶の種目も諸經に一定して居ないが、或は金、銀、眞珠、螺貝、赤珠(蘇悉地經)とし、或は金、銀、眞珠、珊瑚、琥珀(陀羅尼經)として居る。○將門故蹟考には前に陳べた通り(平將門事蹟考の中)此亂の起りを以て良兼、良正等が將門の亡父の遺産を横領せんとし、又源護の子扶、隆、繁等が將門の新妻に對する恨もあつたので、相共に謀つて將門を殺さうとした爲であると書いてあるが、之は臆説で確證とすべきものはないやうである。

就中貞盛ハ身ヲ公ニ進メ、事發ル以前ニ花ノ城ニ參上シ經廻ノ程ニ、由ヲ具シテ京都ニ聞ス。仍テ彼君物情ヲ案ズルニ、貞盛ハ寔ニ彼ノ前大掾源護幷ニ其諸子等ト皆同黨ナル者ナリ。然リ而シテ未ダ躬(ミノカ)ラ與力セザルモ、偏ニ其縁坐ニ編セラレ、嚴父國香カ舍宅ハ皆悉ク殄ヒ滅シヌ、其身(國香ヲ指ス)モ死去シヌル者(ナリ)適ニ此由ヲ聆(キ)キテ、心中ニ嗟嘆ス財ニ於テ五主アレバ何ゾ之

貞盛歸鄕して亡父の遺骸を求む

ヲ憂吟セン。但シ哀ムハ亡父ニハ空クシ泉路ノ別ヲ告ゲ、存母ハ獨リ山野ノ迷ヲ傳フ。朝(アシタ)ニ居テ之ヲ聞ケバ、涙以テ面ヲ洗ヒ、夕ニ臥シテ之ヲ思ヘバ、愁以テ胸ヲ燒ク、貞盛哀慕ノ至ニ任ヘズ、暇ヲ公ニ申シテ舊鄕ニ歸ル。僅ニ私門ニ着キテ亡父ヲ煙中ニ求メ、遺母ヲ巖隈ニ問フ。幸ニ司馬ノ級ニ預ルト雖モ、還テ別鶴ノ傳（傳一三）フニ吟(ナゲ)ク。今ニ方リ人口ヲ以テ偕老ノ友ヲ尋ネ得タリ、傳言ヲ以テ連理ノ徒ヲ問取レリ。嗚呼哀イ哉、布ノ冠ヲ緑ノ髮ニ着ケ、菅ノ帶ヲ藤ノ衣ニ結(ユ)フ。冬去リ、春來リ、漸ク定省ノ日ヲ失ヘリ。歳變ジ節改マリテ、僅ニ周忌ノ願ヲ遂グ。

（以上第三段）

この亂の爲に貞盛の父國香は落命したものと見える。〇花城は京都の事である。貞盛は當時都にあつて任官して左馬允になつて居たのである。貞盛

貞盛將門と慇懃を通ぜんとす

と源護との關係は不明であるが、或は護の女を娶つたものと思はれる。○司馬の級　左馬允に任ぜられたこと。○別鶴の傳　出典不明。○布ノ冠、菅ノ帶、藤衣は共に喪服の事と見える。

貞盛倩ラ案内ヲ檢スルニ、凡ソ將門ハ本意ノ敵ニ非ズ、斯レ源氏ノ緣坐ナリ。（諺ニ曰ク、賤キ者ハ貴ニ隨ヒ、弱者ハ強ニ資ル、敬順ニ如カズト）苟モ貞盛守器ノ職ニ在リ、須ラク官都ニ歸リテ官勇ヲ增スベシ、而シテ孀母堂ニ在リ、子ニ非ズバ誰カ養ハム、田地數アリ、我ニ非ズバ誰カ領セン、將門ニ睦ビテ、芳操ヲ花夷ニ通ジ、比翼ヲ國家ニ流ムト、仍テ具ニ此由ヲ擧シ、慇ニセンコト斯レ可ナラント、乃チ對面セント擬スルノ間、故上總介高望王ノ妾ノ子平良正ハ、亦將門ガ次ノ伯父ナリ、而シテ介良兼朝臣ハ良正ト兄弟ノ上ニ、兩ナガラ彼ノ常陸前掾源護ノ因緣ナリ、護常ニ息子扶、隆、繁等ガ將門ノ爲ニ

源護其子の殺されしを良正に歎く

害セラレシ由ヲ嘆ク。然リ而シテ介良兼ハ上總國ニ居テ未ダ此事ヲ執ラズ、良正獨リ因縁ヲ追慕シテ、車ノ如ク常陸ノ地ヲ舞ヒ廻ル。爰ニ良正ハ偏ニ外緣ノ愁ニ就キ、卒ニ肉親ノ道ヲ忘レヌ。仍テ干戈ノ計ヲ企テ、將門ノ身ヲ誅セントス。時ニ良正ノ因縁、其威猛ノ勵ミヲ見テ、未ダ勝負ノ由ヲ知ラズト雖モ、兼テ莞爾(クワンジ)凞怡(キイ)タルノミ。理ニ任セ楯ヲ負ヒ實ニ依テ立出ヅ。(字書ニ曰ク、莞爾ハ倭言つはえむナリ、上音官ノ反シ、下音志ノ反シ、凞怡ハ倭言よろこぶナリ、上音伎、下音伊ノ反シ、)

(以上第四段)

貞盛は「倩ラ按ズルニ將門ハ本意ノ敵ニ非ズ、之ハ源氏ノ緣坐ナリ」と言つて居るが、これは何ういふ譯かといふに、貞盛の考では將門が源護を攻めたについて、護は國香に援を乞ひ(姻戚の關係でもあつたのであらう)國香は又その依頼によつて應援し、夫がため落命するに至つたのである。緣坐とは此關係をさしたのであらう。

○守器の職　左馬允をさすのであらう、國家守護の任に當るといふ様な意味か。○父は將門の亂に戰死をして居るのに貞盛は縦令微力であつたにせよ、將門に慇懃を通じようとしたのは不覺の考と思はれる。之に反して良正は姻戚の關係からとは言ひながら、護のために全力を盡し、以て將門に當つて居たのは、俠氣あるものといふべきである。

承平五年十月將門良正を常陸に破る

將門此言ヲ傳ヘ聞キ、承平五年十月廿一日ヲ以テ忽チ彼國新治郡川曲（カハワ）村ニ向フ則チ良將聲ヲ揚ゲ案ノ如ク討合ヒ、命ヲ棄テテ各合戰ス、然リ而シテ將門運アリテ既ニ勝チ、良正運ナクシテ遂ニ負ク。射取ル者六十四（一ニ餘）人、逃ゲ隱ルヽ者其數ヲ知ラズ。然ルニ其廿二日ヲ以テ將門本鄕ニ歸ル。爰ニ良正幷ニ因緣件類、兵ノ恥ヲ他堺ニ下シ、敵ノ名ヲ自然ニ上ゲ、憤（アヂキナク）モ寂雲ノ心ヲ動カシ、暗ニ疾風ノ影ヲ追フ（一書ニ曰フ、憖（アヂキナク）ハ）然リ而シテ會稽ノ

良正其兄良兼に應援を乞ふ

良兼兵を率ゐ、常陸に到る

深キニ依リ、尚ホ敵對ノ心ヲ發ス。仍テ不足ノ由ヲ勒シテ大兄ノ介ニ擧ク。其ノ狀ニ云フ、雷電響ヲ起スコト、是レ風雨ノ助ニ由ル、鴻鵠雲ヲ凌グ、只羽翔ノ用ニ資ル。羨クハ合力ヲ被リ將門ノ亂惡ヲ鎭メム。然ラバ則チ國內ノ騷自ラ停リ、上下ノ動キ必ズ鎭マラン者。彼介良兼朝臣吻ヲ開イテ云フ、昔ノ惡王ハ尚ホ父ヲ害スルノ罪ヲ犯シキ。今ノ世俗何ゾ強甥ノ過ヲ忍バム。舍弟陳ブル所尤モ然(然ルベシノ誤歟)ルベカラズ。其由何トナレバ、因緣ノ護ノ掾ハ頃年觕愁スル所アリ。苟モ良兼彼ノ姻婭ノ長タリ。豈與力ノ心ナカランヤ。早ク戎具ヲ整ヘテ、密ニ相待ツベシ者。良正水ヲ得タルノ龍心ヲ勵マシ、李陵ノ昔勵ヲナス。之ヲ聞イテ先ノ軍ニ射ラルヽ者ハ痕ヲ治シテ向ヒ來リ、其戰ニ遁ルヽ者ハ楯ヲ繕ヒテ會集ル。而ル間介良兼兵ヲ調ヘ陣ヲ張リ、承平六年六月

廿六日ヲ以テ常陸國ヲ指シテ、雲ノ如ク涌イテ上下ノ國（上總下總ノ言）ヲ出ヅ、禁遏ヲ加フト雖モ因緣ヲ問フト稱シテ、遁レ飛ブガ如ク者(テヘリ)所々ノ關ニ就カズシテ上總國武射郡ノ少道ヨリ下總國香取郡ノ神前ニ到リ着ク。ソノ渡ヨリ常陸國信太郡蒿前ノ津ニ着キ、其明日ノ早朝ヲ以テ同國水守ノ營所ニ着ク。ソノ鷄鳴ニ良正參向シテ不審ヲ述ブ。

（以上第五段）

○川曲村　續日本紀神護景雲二年の條に常陸新治郡川曲鄉愛津村の文が見えて居る、卽ち之であらう。和名抄を見るに新治郡に巡廻鄉（訓同）といふのがある。巡は古文の川(巛)を誤つたので川廻卽ち川曲であらうとは日本地理志料の考であるが、適當な事と思はれる。宮本元球の說に、巡は川の誤にて川廻なるべしとある。蓋し毛野川の曲(マガリ)にある故に川廻と云ふのであらう。○良將は良正と同人である。○將門の本鄉とは豐田郡の本鄉の事であらう。

良兼貞盛に同心せんことを說く

○李陵　一に李凌になつて居るが陵の方が正しいのである。漢の武帝陵に命じて匈奴を伐たせたところが大に匈奴を破つた。此はその故事をいふのであらう。○神前　今の下總國香取郡神崎（カウサキ）町。○信太郡嵜前（エサキ）　今の常陸國稻敷郡江戸崎村。○水守營所　國香の邸宅のあつたところ、和名抄には常陸國筑波郡に水守（美毛利）郷名があり、今は新治郡の管内である。

其次（ツイデ）ニ貞盛疇昔ノ志アルニ依リ、彼介ニ對面ノ次、相語リテ云ク、聞クガ如クンバ我ガ寄人將門等ト慇懃ナリ者（テヘリ）。コレ其兵ニアラズ者（テヘリ）。兵ハ名ヲ以テ先トナス、何ゾ若干ノ財物ヲ虜領セシメ、若干ノ親類ヲ殺害セシメテ、其敵ニ媚ブベケンヤ。今須ラク與ニ合力セラルレバ將ニ是非ヲ定メント云フ貞盛人口ノ甘キニ依リ、本意ニ非ズト雖モ暗ニ同類ト爲リテ、下毛野國ヲ指シテ地ヲ動カシ草ヲ靡ケ、一列ニ發リ向フ。爰ニ將門機急アル

將門下野に赴き貞盛良兼の軍を破る

ニ依リ、實否ヲ見ンガタメ只百餘騎ヲ率ヰ、同年十月廿六日ヲ以テ下毛野國ノ堺ニ打向フ實ニ依ルニ件敵數千許アリ、略氣色ヲ見ルニ、敢ヘテ敵對スベカラズ其由何トナレバ、彼介未ダ合戰ノ遑ニ費エズ、人馬膏肥ニシテ干戈皆具セリ將門ハ度々ノ敵ニ摺カレ、兵ノ具已ニ乏シク、人勢厚カラズ敵之ヲ見テ垣ノ如ク楯ヲ築キ、切ルガ如クニ攻メ向フ將門未ダ到ラザルニ（將門の部下の者）先ヅ歩兵ヲ寄セテ略シテ合戰セシメ、且ツ射取ル人馬八十餘人ナリ彼介大ニ驚キ怖ヂテ、皆楯ヲ挽テ逃還ル將門鞭ヲ揚ゲ名ヲ稱ヘテ追討スル時ニ、敵爲方ヲ失ヒ、府下ニ偪仄ス。傳ニ曰フ、偪仄ハ倭言イリコマル斯ニ於テ將門思惟スラク、允ニ常夜ノ敵ニアラズト雖モ、脈ヲ尋ヌレバ疎カラズ、氏ヲ建ツレバ、骨肉ナリ所云夫婦ハ親ウシテ瓦ニ等シ、親戚ハ疎ニシテ葦ニ喩フ若シ終ニ致

害ヲ致サバ若クハ物ノ譏(ソシリ)遠近ニアランカ。仍テ彼介獨リノ身ヲ逃サント欲シ、便チ國廳ノ西方ノ陣ヲ開キ、彼介ヲ出サシムルノ次(ツイデ)ニ、千餘人ノ兵皆鷹前ノ鴿命ヲ免カレ、急ニ籠ヲ出ル鳥ノ歡ヲ成ス。ソノ日、件ノ介無道ノ合戰ノ由、在地國ニ觸レ日記シ已ニ了ンヌ。其明日ヲ以テ本堵ニ歸ル。茲ヨリ以來更ニ殊ナル事ナシ。

(以上第六段)

貞盛は良兼と昔馴染(ナジミ)であつたから、對面した所が、良兼は貞盛が將門と慇懃を通じて居るを咎めて、事を共にせんことを勸めた。○偪仄(ヒヨクシヨク) 仄は仄と同字であらう、困迫の意、イリコマルと讀ませてある。○將門は尙ほ良兼が骨肉の關係である事を思ひかへして圍を解いて之を遁れしめた。之は又將門の義俠心を見る事が出來よう。

然ル間、前大掾源護ノ告狀ニ依リ、件ノ護并ニ犯人平將門及ビ

源護將門の罪を京都に訴ふ

將門京に上りて辯明す

眞樹等ヲ召進スベキ由ノ官符、去承平五年十二月廿九日ノ符、同六年九月七日ニ到來シ、左近衞番長正六位上英保純行、同姓氏立、宇自加支(友)興等ヲ差シテ常陸、下毛、下總之等ノ國ニ下サル。仍テ將門ハ告人以前ニ、同年十月十七日、火急ニ道ニ上リ、便チ公庭ニ參リ、具ニ事ノ由ヲ奏ス幸ニ天判ヲ蒙リ、檢非違使ニ略問セラル、所ニ、允ニ理務ニ堪ヘズト雖モ、佛神感アリ、相ヒ論ルニ理ノ如シ。何ンゾ況ンヤ一天恤ミノ上ニ、百官ノ顧アリ、犯ス所輕キニ准ジ、罪過重カラズ、兵名ヲ畿内ニ振ヒ、面目ヲ京中ニ施ス、經廻ノ程ニ、乾徳詔ヲ降シ、鳳暦已ニ改マル。（言フハ帝王御冠服ノ年、承平八年ヲ以テ天慶元年ト改ム。故ニ此句アリ）カルガ故ニ松ノ色千年ノ緑ヲ含ミ、蓮糸十善ノ蔓ヲ結ブ方ニ今マ萬姓ノ重キ荷ハ、大赦ニ輕メラレ、八虐ノ大ナル過ハ、犯人ニ淺メラル、將門幸ニ此仁風ニ遇ヒテ、承平七年

將門罪科輕きが上大赦に遇ひて罪を許さる

四月七日ノ恩詔ニ依リ、罪輕重トナク悅豫(ヨロコビノヒクボ)ヲ春花ニ含ミ、還向(カヘリムカウコト)ヲ仲夏ニ賜フ。忝クモ燕丹ノ遑ヲ辭シテ、終ニ島子(タウシ)ノ墟(サカヒ)ニ歸ル。傳ヘ言フ、昔燕丹秦皇ニ事ヘテ遙ニ多年ヲ經、然ル後燕丹暇ヲ請ヒテ古郷ニ歸ランドス、即チ秦皇仰ニ曰ク、縱ヘバ烏ノ首白ク、馬角ヲ生ズル時、汝還ルヲ聽サン者、燕丹歎イテ天ヲ仰ゲバ烏之ガ爲メニ首白ク、地ニ俯セバ馬之ガ爲ニ角ヲ生ズ。秦皇大ニ驚キ乃チ歸ルヲ許ス。又島子ハ幸ニ常樂ノ國ニ入ルト雖モ、已ニ本郷ノ墟ニ還ル。故ニ此句アリ、子細ハ本文ニ見ユ。所謂馬ニ北風ノ愁アリ。鳥ニ南枝ノ悲アリ。何ンゾ況ンヤ人倫ヲヤ。思(オモヒ)ニ於テ何ゾ懷土ノ情ナカラム。

（以上第七段）

源護の告狀により護及び平將門、眞樹等を召喚の官符が下つた。本書には眞樹の名は玆に始めて見えたのである。前記平眞樹の事であらう。○同姓氏立、宇自加支興(友)同姓は上を受けて莫保(アナホ)氏立は名か、但し誤字でもあるか、餘り見なれぬ名前である。宇自加は姓、名は支興(エダ)か友興(トモ)か、宇自加といふ姓は姓氏錄にも見えて居る。○將門は京に上り公庭で辯明をした所が、罪は輕かつた上、大赦の令が出たので赦免された。承平七年正月四日に朱雀天皇の元服の

御式があつて（時に御年十五）大赦の令が出たのである。併し改元は翌年（承平八年）の五月二十二日で、日本紀略で見ると厄運地震兵革の慎によると書いてある。將門の赦されたのは、承年七年四月七日の事である。○馬に北風の愁　こは漢代の古詩十九首の中にある「胡馬依二北風一越鳥巣二南枝一」の句から出たのである。

仍テ同年五月十一日ヲ以テ早ク都洛ヲ辭シテ、弊宅ニ着ク、未ダ旅脚ヲ休メズ、未ダ旬月ヲ歷ザルニ、件ノ介良兼本意ノ怨ヲ忘レズ、尙ホ會稽ノ心ヲ遂ゲント欲ス、頃年構フル所ノ兵革、其勢常ヨリハ殊ナリ、便チ八月六日ヲ以テ來リテ常陸、下總兩國ノ堺、子飼ノ渡ヲ圍ム。其日ノ儀式、靈像ヲ請ヒテ前ノ陣ニ張レリ。（靈像ト言フハ故上總介高茂（望）ノ形、並ニ故陸奥將軍平良茂ノ形ナリ）精兵ヲ整テ將門ヲ襲ヒ攻ム其日明神忿アリテ、惚カニ事ヲ行フニ非ナリ、隨兵少カ上ニ川意皆下（ナリ）。只楯ヲ負ウテ還ル、爰ニ彼介下總國豐田郡栗栖院常羽御厩、

良兼下總豐田郡の民舍等を燒く

將門又其後兵を同郡堀越の渡に進む

及ビ百姓ノ舍宅ヲ燒キ拂フ。時ニ晝ハ人宅櫅(コシキ)ヲ收メテ而モ奇(アヤシ)キ灰毎門ニ滿チ、夜ハ民烟ニ煙ヲ絶ツモ漆ノ柱毎家ニ峙ツ。煙ハ遐(ハルカ)ニ空ヲ掩ヘル雲ノ如ク、炬(ヒ)ハ邇(チカ)ク地ニ散ルノ星ニ似タリ。同七日ヲ以テ所謂敵ハ猛(タケキ)名ヲ奮ツテ而モ早ク去ル。將門ハ酷(カラキ)怨ヲ懷キテ暫ク隱ル。將門偏ニ兵ノ名ヲ後代ニ揚グムト欲シ、亦合戰ヲ一兩日ノ間ニ變ジテ、構フル所ノ鉾楯(ムシトム)三百七十枚、兵士一倍、同月十七日ヲ以テ同郡下大方ノ郷堀(ホリ)越(コシノミチ)渡ニ陣ヲ固メ、件ノ敵ヲ相待ツ。期ニ叶ウテ雲ノ如ク立チ出デ、電ノ如キ響キヲ致ス、其日、將門急ニ脚病ヲ勞シテ、事毎ニ朦々タリ。

（以上第八段）

○子飼の渡　今は小貝渡といふ、小貝川は源を下野國鹽谷郡に發し、中間は、常陸國眞壁郡に屬し、下流は下總國結城郡、北相馬郡を過ぎ利根川に合流する。

○平良茂とは元と良望の事で國香の元の名と解したのであるが、實は良持で將門の父であらう、卽ち祖先高望王及び將門の父良持との影像を掲げて進んで來たといふ意味であらう。○豐田郡栗栖院常羽御厩、常羽御厩は一本に常羽御厨になつて居る。「イクハ」は「トキハ」の誤か、また御厩と御厨と何れが正しいであらうか、何れにせよ豐田郡内にあつたやうである。百姓の舍宅と共に燒いた所から見れば御厩かと思はれる。後の條には常羽御厩別當多治經明（將門の配下）を上野守に任命する事が見えて居る。扶桑略記にも上野守多治經明（厩之別當）とある。御厨の司に別當といふのがあるかどうか、院（上皇）の御厩などには別當といふものがある。或は豐田庄の本所か領家などに屬する厩でもあつたのであらう。或は又之を以て神鳳抄に見えた相馬御厨（伊勢大神宮の御料所）に當る者があるが、郡名も違ひ事實疑はしい事と思はれる　○下大方郷堀越渡和名鈔に豐田郡大方郷といふが見える。今結城郡のうちで西豐田村、安靜村、大方村などとあるのが其地であらう。堀越の渡といふは毛野川の鎌庭邊にある渡であらう。

將門病により妻子を幸島郡葦津江に隱す

將門の妻子捕虜となる

未ダ合戰幾ナラズシテ件類竿ノ如ク打チ散ヌ、遺ル所ノ民家仇ノ爲ニ皆悉ク燒亡シヌ、郡中ノ稼穡人馬共ニ損害セラレヌ。所謂千人屯(ムラカ)レル處ニハ草木倶ニ彫(シド)(凋)ムトハ只之ヲ謂フカ。登時將門身ノ病ニ勞カレタルヲ以テ妻子ヲ隱シテ、共ニ幸島郡葦津ノ江ノ邊ニ宿ス。非常ノ疑アルニ依リ妻子ヲ船ニ戴(載)セテ廣河ノ江ニ泛ベタリ。將門山ヲ帶ビ陸閑(ムスキ)ノ岸ニ居リ、一兩日ヲ經ル間ニ、件ノ敵十八日ヲ以テ各分散ス。十九日ヲ以テ敵介幸島道ヲ取テ上總國ニ渡ル。其日將門ガ婦ノ乘船彼方ノ岸ニ寄ル。之時ニ彼ノ敵等媒人ノ約ヲ得、件ノ船ヲ尋ネ取レリ、七八艘ガ內ニ虜掠セラル、所ノ雜物資具三千餘端ナリ、妻、子同ジク共ニ討取ラレヌ。卽チ廿日ヲ以テ上總國ニ渡サル。爰ニ將門ガ妻ハ夫ヲ去ツテ留メラレ、忿怨少カラズ、ソノ身生キナガラ

將門の妻豐田郡の本夫の宅に歸る

其魂ハ死スルガ如シ、旅ノ宿ニ習ハズト雖モ、慷慨シテ假ニ寐ネル。豈何ノ益アランヤ、妾恒ニ員（貞）婦ノ心ヲ存ス、韓朋ト與ニ死セント欲フ。夫ハ則チ漢王ノ勵ヲナシテ、將ニ楊家ヲ尋ネテ謀ヲ廻ラサント欲スルノ間、數旬相隔ツルモ尚ホ戀ヲ懷ク處ニ、相逢フノ期ナシ。然ル間妾ガ舍弟等謀ヲ成シテ、九月十日ヲ以テ竊ニ豐田郡ニ還リ向ハシム、既ニ同氣ノ中ヲ背キテ本夫ノ家ニ屬ク。譬ヘバ若クハ遼東ノ女ノ夫ニ隨ヒテ父ノ國ヲ討タシムルガ如シ。件ノ妻同氣ノ中ヲ背キ逃ゲテ夫ノ家ニ歸ル。

（以上第九段）

○幸島郡葦津江邊とあるのは和名抄にある猿島郡葦津江と同じものである。幸の字は一寸見ると幸に見えるが、實は略書きの爲である。幸島道も同様。葦津は長井戸沼であらう。之は猿島郡の中央にある一沼澤で、廣河の江といふは當時の常陸川の事であらう。或は岡田郡盧谷を以て葦津江に假沼を以

て廣河に當る說もあるが、之は地理上一考を要する事と思はれる。但し眞福寺本に幸島（カラシマ）の振假名があるが、之は幸の略字を見違へて後から附けたものであらう、信じ難い。○陸閑岸　眞福寺本には陸閑岸にムスキと振假名がしてあるが之も後のものであらう。一本に降間岸となつたのもあるさうで、之を「フルマキシ」と讀ませ、今の岡田郡古間木（フルマキ）村を當てる說がある、やゝ信ずべきものかと思はれる。○將門の妻子が討取られたとあるのは殺された意味ではない。捕虜にされたのである、又將門の妻は夫を去つて留められとあるのを國寶將門記傳には讀み誤つて左の如く解釋して居る。

其の日將門の婦は船に乘りて彼方の岸に寄る。時に彼敵等は媒人と約を定め件の船七八艘を虜掠す。雜物資具三千端なり。且つ妻子は同時に之を討取られぬ。（將門故蹟考には妻子は同時に打殺された意に解して居る）良兼は卽ち二十日を以て上總國に渡る、將門は妻に別れ、獨り哀怨の痛切なる、其の身生きながら其の魂は死せるが如し。憤慨して假寐も安からず叔父等は如何なる宿世の讎なる乎と怨恨遣所なし。將門妾あり、眞婦の心

を以て謀を廻らし、妻の弟等心を竭し、九月十日を以て竊に豐田郡に還らしむ。

此解釋では將門は妻に別れて獨り哀んだとあるが、實は之は將門ではなくて妻が哀んだのである。次の文に妾とあるのは妻と同じで之は文を變化させるための書き方で、後の貞盛の妻の條にも妻といひ妾といひ文を互にして居るが、矢張り同人をさしたのである。但し幹明とは人名の如くであるが不明、或は其子の名でもあるか、尙ほ一考を要することである。○妻が捕虜にされた後の將門の狀態については、次に「夫は卽ち漢王の勵をなす」と書いてあるのが卽ちそれである。之は唐の玄宗皇帝が楊貴妃の行方を尋ねた故事に當てたものであつて漢王とは玄宗の事である。○此妻とあるのは卽ち良兼の娘であるやうに思はれる。妻の弟とは卽ち良兼の子息を指すものであらう。彼等が姉に同情してコツソリと之を豐田の將門の本邸に還へらせたものと見える。○同氣の中を背くとは同氣連枝などと稱へ親子兄弟の仲合をいふのである。

良兼か常陸に赴きしを聞き將門は又兵を率ゐて同地に發向す

然リ而シテ將門尙ホ伯父ト宿世ノ讎タリ。彼此相挑(イドム)時(トキ)、介良兼因緣アルニ依テ、常陸國ニ到リ着ク。將門僅ニ此由ヲ聞テ、亦征伐セント欲ス。備(カマヘ)タルトコロノ兵士千八百餘人、草木共ニ靡ケ、十九日ヲ以テ常陸國眞壁郡ニ發向ス。乃チ彼介ノ服織ノ宿ヨリ始メテ與力件類ノ舍宅、員ノ如ク燒キ掃ヒ、一兩日ノ間件ノ敵ヲ追ヒ尋ヌルニ、皆高山ニ隱レテ、有リナカラ相エス、逗留スルノ程ニ、筑波山ニアリト聞キ、廿三日ヲ以テ員ノ如ク立出ヅ。實ニ依ルニ件ノ敵ハ弓袋(ユムフクロ)ノ山ノ南ノ谿ヨリ遙ニ千餘人ノ聲ニ聞ユ、山響キ草動キ、軯(ヘイ)諊(キク)喧嘩(カマヒスシ)ス。將門陣ヲ固メ楯ヲ築テ、且ツハ簡牒ヲ送リ、且ツハ兵士ヲ寄ス。時ニ律ハ孟冬ニ中リ、日ハ黃昏ニ臨メリ。茲ニ因リテ各楯ヲ挽ヒテ陣々ニ身ヲ守ル。昔ヨリ今ニ至ルマデ、敵人ノ苦シム所ハ、晝ハ則チ箭ヲ掛(カケ)ハケテ以テ

將門空しく本邑に歸る

將門追捕の官符下る

人ノ矢ノ中ル所ヲ盻、夜ハ則チ弓ヲ枕ニシ以テ敵心ノ勵ム所ヲ危ブミ、風雨ノ節ニハ蓑笠ヲ家トナシ、草露ノ身ニハ蚊虻ヲ仇トモナス、然リ而シテ各、敵ヲ恨ムガタメニ、寒温ヲ憚ラズシテ合戰スルノミ、其度ノ軍行頗ル秋ノ遺リアリ、稻穀ヲ深泥ニ敷キテ、人馬ヲ自然ニ渉タス、秣ニ飽キ牛ヲ斃シスル者十頭、酒ニ醉ヒテ討タル者七人、（貞樹ノ陣人其命死セズ）之ヲ口惜シト謂ハン哉、幾千ノ舍宅ヲ燒ク。之ヲ想ヘバ哀ム可シ何萬ノ稻穀ヲ滅シ、終ニ其敵ニ逢ハズシテ空シク本邑ニ歸リヌ厥ノ後同年十一月五日ヲ以テ介良兼、掾源護並ニ掾平貞盛、公雅、公連、秦清文、凡ソ常陸國等ニ將門ヲ追捕スベキノ官符ヲ武藏、安房、上總、常陸、下毛野等ノ國ニ下サレヌ。

（以上第十段）

介良兼將門の駈使丈部子春丸を味方となす

○相挑時　眞福寺本には相揖時(イツスルトキ)とあるが、一本によつて改めた。○服織(ハトリ)の宿　今眞壁郡羽鳥村のこと。○弓袋山　筑波山の下にあるといふ。○眞樹の陣人　平眞樹の部下の者であらう。○公雅、公連　共に良兼の子。○秦清文　下總附近の國郡司などであつたであらう。同年十一月五日とは承平七年十一月五日で此時將門追捕の官符が下つたのである。

是ニ於テ將門ハ頗ル氣(イキ)ヲ述ベテ力ヲ附ク。而ルヲ諸國ノ宰(ツカサ)、官符ヲ抱(ニギ)リナガラ慥カニ張(ハリ)行ハズ、好テ掘(ホリ)求メズ。而シテ介良兼尚ホ忿怒ノ毒ヲ銜ミ、未ダ殺害ノ意ヲ停メズ、便ヲ求メ隙ヲ伺テ終ニ將門ヲ討タント欲ス。時ニ將門ノ駈使ノ丈部(ハセツカベ)子春丸因縁アルニ依リ、屢常陸國石田庄ノ邊ノ田屋ヲ融(カヨ)フ。時ニ彼介心中ニ以爲ク、(字書ニ曰ク、以爲ハオモミラク)讒劒巖ヲ破リ、屬請ハ山ヲ傾ク。盍(イカン)ゾ子春丸ノ注ヲ得テ豈ニ將門等ノ身ヲ殺害セザラム。卽チ子春丸

子春丸委細な注進す

ヲ召取テ案内ヲ問フ。中シテ云フ、甚ダ以テ可ナリ。今須ラク此方ノ田夫一人ヲ賜ハルベシ。將テ罷テ漸々彼方ノ氣色ヲ見セシメン。云云。彼介愛興スルコト餘リアリ、東(練)絹一疋ヲ惠ミ賜ヒ、語リテ云ク、若シ汝實ニ依リ將門ヲ害セント謀ラシメバ、汝ガ荷夫ノ苦キ役ヲ省キ、必ズ乘馬ノ郎頭ト爲サント。何ゾ況ンヤ穀米ヲ積ミテ、勇ヲ增シ、衣服ヲ分チ、以テ賞ニ擬セン者。子春丸忽チ駿馬ノ宍ヲ食ラヒテ未ダ彼ノ死スルコトヲ知ラズ、偏ニ鴆毒ノ甘キニ隨ヒテ喜悅極リナシ。件ノ田夫ヲ率キ私宅ノ豐田郡岡埼ノ村ニ歸リ、其明日早朝ヲ以テ子春丸彼使者ト各、炭ヲ荷ヒテ將門ノ石井ノ營所ニ到リ、一兩日宿衞スル間、使者ヲ麾キ率テ、其兵具ノ置所、將門ガ夜ノ遁所、及ビ東西ノ馬打、南北ノ出入、悉ク見知ラシム。爰ニ使者還リ參リテ、具ニ此由ヲ擧グ。

良兼部下を遣はして石井營所を夜討せしむ

（以上第十一段）

○豐田郡岡埼村　今の尾崎村字岡尾。○石井營所　猿島郡岩井にあつたものと見える。

彼介良兼兼テ夜討ノ兵ヲ構ヘ、同年十二月十四日ノ夕、石井營所ニ發遣ス。其兵類ハ所謂一人當千ノ限(カギリ)八十餘騎、既ニ養由ノ弓ヲ張レリ、（漢書ニ曰ク、養由弓ヲ執レバ則チ空ノ鳥自ラ落チ、百タビ射バ百タビ中ル）彌解烏ノ靫(ツチヤナクヰ)ヲ負フ。（淮南子ニ曰ク、弓師アリ名ヲ夷羿ト曰フ、堯皇ノ時ノ人ナリ。時ニ十介箇ノ日アリ、此人即チ九介ノ日ヲ射テ地ニ射落ス。其日ニ金烏アリ、故ニ解烏ト名ク。仍テ上兵ノ者ニ喩フルナリ）駿馬ノ蹄ヲ催シ、（郭璞曰ク、駿馬生レテ三日ニシテ其母ニ超ユ。仍テ一日ニ百里ヲ行クナリ。故ニ駿馬ニ喩フルノミ）李陵ノ鞭ヲ揚ゲ、風ノ如ク徹リ征キ、鳥ノ如クニ飛ビ着ク。卽チ亥剋（午後十時）ヲ以テ出デ、結城郡法城寺（結カ）ノ當路ニ出デ、打チ着クノ程、將門ガ一人當千ノ兵アリ。暗ニ夜討ノ氣色ヲ知リ、後陣ノ從類ニ交ハリテ除行ス、更ラニ誰人ナルヲ知ラズ。便チ鵝鴨橋ノ上ヨリ

竊ニ前ニ打ツテ立チ、而シテ石井ノ宿ニ馳セ來テ、具サニ事ノ由ヲ陳ズ主從惚忙トシテ男女共ニ囂（サワ）ク。爰ニ敵等卯剋（午前六時）ヲ以テ押シ圍ム。斯ニ於テ將門ノ兵ハ十人ニ足ラズ、聲ヲ揚ゲテ告ゲテ云フ。昔聞ク、由弓（人名）ハ爪ヲ楯トシテ（缺）以テ數萬ノ軍ニ勝チ、子柱（人名）ハ針ヲ立テ、以テ千交ノ鉾ヲ奪フ、況ンヤ李陵王ノ心アリ、愼ンデ汝等面ヲ歸スナカレト、將門ハ眼ヲ張リ齒ヲ嚼ミ、進ンデ以テ撃チ合フ。時ニ件ノ敵等楯ヲ弃テ、雲ノ如ク逃ゲ散ル、將門馬ヲ羅ネテ風ノ如ク、追ヒ攻ム遁ルル者ハ宛ラ猫ニ遇ヘル鼠ノ穴ヲ失フガ如ク、追フ者ハ譬ヘバ雉ヲ攻ムル鷹ノ鞲（コウ・タカカツギ）ヲ離ル、ガ如シ。第一ノ箭ハ上兵多治良利ヲ射取ル其遺レル者ハ九牛ノ一毛ニ當ラズ其日戮害セラル、者卅餘人、猶ホ遺ル者ハ天命ヲ存シテ以テ遁ゲ散ズ（但シ注人子春丸ハノ罰アリ、事顯ハレ承平八年

正月三日ヲ以テ捕ヘ殺サレ巳ニ了ンヌ。

（以上十二段）

○結城郡法城寺は結城寺の誤であらう。今その地名がある。○鵝鴨橋「カモ」橋と讀み結城郡新宿村の釜橋（蒲橋とも書く）の事であらう。○山弓　出典不明。○子柱　出典不明。○注人　注進者の意味、卽ち内偵者の事。

此後掾貞盛己ガ身ヲ三ヒ顧ミ、身ヲ立テ德ヲ修ムルニハ忠行ニ過ギタルハナク、名ヲ損ヒ利ヲ失フヿハ邪惡ヨリ甚シキハナシ。清廉ノ比ヒモ鮑室ニ宿セバ羶奎ノ名ヲ同烈ニ取ル。然ルニ本文ニ云フ。前生ノ貧報ヲ憂ヘズ、但惡名ノ後ニ流ル丶ヲ吟ク者。若シ貞盛久シク濫惡ノ地ヲ巡レバ、必ズ不善ノ名アルベシ。加カズ、花門ニ出デテ以テ官ヲ遂ゲ、花城ニ上リテ以テ身ヲ達センニハ。加之一生ハ只隟ノ如シ、千歳誰カ榮エム。猶ホ直生

貞盛京に上りて東國の事情を訴へんとす

ヲ爭フモ盜跡ハ辭スベキガ如シ、苟モ貞盛身ヲ公ニ奉ジ、幸ニ司馬ノ烈ニ預ル。況ンヤ勞ヲ朝家ニ積ム、彌朱紫ノ衣ヲ拜スベシ。其次ニ快ク身ノ愁等ヲ奏シ畢ラント、承平八年（天慶元）春二月中旬ヲ以テ山道ヨリ京ニ上ル。將門具サニ此言ヲ聞キ、件類ニ告ゲテ云ク、讒人ノ行ハ忠人ノ己ノ上ニ在ルヲ憎ム、邪惡ノ心ハ、富貴ノ我身ニ先ツヿヲ嫐ム。所謂蘭花茂ラント欲スルモ秋風之ヲ敗リ、賢人明ナラント欲スルモ讒人之ヲ隱ス。今件ノ貞盛ハ將門カ會稽未ダ遂ゲズ、報ゼント欲シテ忘レ難シ、若シクバ官都ニ上リテハ將門ガ身ヲ讒センカ、加カズ貞盛ヲ追ヒ停メ之ヲ蹂躙センニハ。ト、啻ニ百餘騎ノ兵ヲ率ヰ火急ニ追ヒ征シム。二月廿九日ヲ以テ信濃國少縣郡國分寺ノ邊ニ追ヒ着キ、便チ千阿川ヲ帶シテ彼此合戰スル間ニ勝負アルヿナシ。ソノ内ニ

彼方ノ上兵他田眞樹矢ニ中ツテ死シヌ。此方ノ上兵文室好立矢ニ中ツテ生ク。貞盛幸ニ天命アリテ呂布ノ鏑ヲ免レ、山中ニ遁レ隱レヌ。將門千般首ヲ掻イテ、空シク堵邑ニ還リヌ。爰ニ貞盛千里ノ粮ヲ一時ニ奪ハレ、旅空ノ涙ヲ草ノ目ニ灑グ、疲タル馬ハ薄雪ヲ舐リテ堺ヲ越エ、飢タル從ハ寒風ヲ含ンデ憂ヘ上ル、然リ而シテ生分天ニアリテ、僅ニ京洛ニ届ル。

（以上第十三段）

○鮑室　鮑室と同じく乾魚を入れた室の意。○羶奎　羶は羊臭なりナマクサキ意、奎は奎ともなり、星の名などをさす、此にては意義不明。　花門、花城ともに京都の事。○司馬の烈　左馬允となり居ること。○千阿川　筑摩川のこと。○他田眞樹　貞盛の上兵であるが、平眞樹と同人であるか不明。○呂布　三國の際董卓の信任を受けた人、のち董卓が亂をなすや呂布は之を殺した。此處に特に貞盛に對して呂布の鏑を免れたと書いたのは或は他田眞

貞盛天慶元年六月京を發したるも將門に妨げられて容易に歸鄕し難し

樹の從來の態度が呂布に比すべきものがあつたのであるかも知れぬ。

便チ度々ノ愁ノ由ヲ錄シ、大政官ニ奏ス、糺シ行フベキノ天判ヲ在地ノ國ニ賜フ。去ヌル天慶元年六月中旬ヲ以テ京ヲ下ルノ後、官符ヲ懷ニシ、相糺スト雖モ、而モ件ノ將門彌逆心ヲ施シテ倍暴惡ヲ爲ス。ソノ內ニ介良兼朝臣六月上旬ヲ以テ逝去ス沈吟ノ間ニ、陸奧守平維扶朝臣同年冬十月ヲ以テ任國ニ就ント擬スルノ次、山道ヨリ下野ノ府ニ到リ着ク。貞盛彼ノ太守ト知音ノ心アルニ依リ、相共ニ彼ノ奧州ニ入ラント欲シテ、事ノ由ヲ聞カシムルニ甚ダ以テ可ナリ、乃チ首途セント擬スルノ間、亦將門隙ヲ伺テ追ヒ來リテ、前後ノ陣ヲ固メ、山ヲ狩リテ身ヲ尋ネ、野ヲ踏ンデ蹤ヲ求ム。貞盛天力アリテ風ノ如ク徹リ、雲ノ如ク隱ル。太守ハ思ヒ煩ヒテ、弃テ任國ニ入リヌ。ソノ後、朝ニ

ハ山ヲ以テ家トナシ、夕ニハ石ヲ以テ枕トナスモ、兇賊ノ恐尙ホ深ク、非常ノ疑彌〻倍シ、榮々トシテ國ノ輪ヲ離レズ、匿々トシテ山ノ懷ヲ避ケズ。天ヲ仰イデ世間ノ安カラザルヿヲ觀、地ニ伏シテ一身ノ保チ難キヲ吟ク。一ニハ哀ミ二ニハ傷ミ、身ノ厭ヒモ廢レ難シ。ソノ鳥ノ喧シキヲ聞キテハ則チ例ノ敵ノ嘯カト疑ヒ、草ノ動クヲ見テハ則チ注人ノ來ルカト驚キ、嗟ナガラ多月ヲ運ビ、憂ヘナガラ數日ヲ送ル。然リ而シテ頃日合戰ノ音ナク漸ク旦暮ノ心ヲ慰ム。

（以上第十四段）

○良兼の卒去　此處には天慶元年六月上旬卒去の樣に見えるが、文の書き方が、少し曖昧である。之は後の條に天慶二年の六月上旬とある方が正しいのであらう。○陸奥守平維扶　後の文に太守とあるのは敬語として書いたので眞の太守ではないのである。

武藏の國司と郡司との爭

權守興世王郡司武芝に對し無法を働く

然ル間去ル承平八年春二月中ヲ以テ武藏守興世王、介源經基足立郡司判官代武藏武芝ト共ニ各不治ノ由ヲ爭フ聞クガ如クンバ國司ハ先道ヲ宗トナシ、郡司ハ正理ヲ力トナス。其由何トナレバ、縱ヘバ郡司武芝、年來公務ヲ恪懃シテ、譽アリテ謗ナシ。苟モ武芝郡ヲ治ルノ名頗ル國內ニ聽エ、撫育ノ方普ク民家ニ在リ。代々ノ國宰郡中ノ欠負ヲ求メズ、往々ノ刺史、更ニ期ニ違フノ譴責ナシ、而シテ件ノ權守正任未ダ到ラザルノ間ニ推シテ入部セント擬ス者、武芝案內ヲ撿スルニ、此國承前ノ例トシテ、正任以前ニ輙ク入部セザルノ色ナリ者。國司偏ニ郡司ノ无禮ヲ稱シテ、恣ニ兵仗ヲ發シ、押シテ入部ス。武芝公事ヲ恐ルルガ爲メニ、暫ク山野ニ匿ル案ノ如ク武芝ノ所々ノ舍宅、緣邊ノ民家ニ襲ヒ來リ、底ヲ掃ヒテ搜シ取リ、遺ル所ノ舍宅ハ檢封

シテ弃テ去ル。凡ソ件ノ守介ノ行事ヲ見ルニ、主ハ則チ仲和ノ行ヲ挾ミ、（花陽國志ニ曰ク、仲和ハ太守トナリ賦ヲ重クシ財ヲ貪リ國内ニ漁スルナリ）従ハ則チ草竊ノ心ヲ懷ケリ、箸（ハシ）ノ如カル主ハ、眼ヲ合ハセテ骨ヲ破リ、膏ヲ出スノ計ヲ成シ、蟻ノ如カル従ハ、手ヲ分ケテ財ヲ盗ミ、隱レ運ブノ思ヲ勵マス。粗ボ國内ノ彫（凋）弊ヿヲ見ルニ、民ヲ平ゲ損スベシ。仍テ國ノ書生等越後國ノ風ヲ尋テ、新タニ不治悔過一巻ヲ造リ、廳前ニ落ス。事皆分明ナリ。此國郡ニ於テハ武芝已ニ郡司ノ職ヲ帶ブト雖モ、本ヨリ公損ノ聆（キコヘ）ナシ、虜掠セラル、所ノ私物、返請スベキノ由、屢覽擧セシム。而トモ曾テ辨糺ノ政ナク、頻リニ合戰ノ構ヲ致ス。

（以上第十五段）

○武藏守興世王　後の文で見ると權守といふのが正しい様である。其系圖

將門武藏に赴き國司と郡司とを和解せしめんとす

は次の如くであらうと思はれる。

桓武天皇―伊豫親王（中務卿）―繼枝王（宮内卿）―三隈王（紀伊守）―村田王（伊豫介）―興世王

○介源經基　即ち六孫王經基で源氏の先祖である、當時は未だ勢力も微々たるものであつたと見える。○正任未だ到らず　まだ正式の任命が無いうちの意であらう。即ちまだ武藏守に正式の任命が無い中に不意に推して入部（その處に這入つて事務を視ること）しようとしたのである。○郡司武芝が山野に匿れて居た間に經基は武芝の舍宅及び親族の家々を襲うて資財を打取り、または檢査して封をなして立去つたとの事。○草竊　草賊の事。

時ニ將門急ニ此由ヲ聞キ從類ニ告ゲテ云ハク、彼ノ武芝事ハ我ガ近親ノ中ニ非ズ。又彼ノ守介ハ我ガ兄弟ノ胤ニ非ズ然リ而シテ彼此ノ亂ヲ鎭メンガ爲メ、武藏國ニ向ヒ相ント欲ス者ナリ。即チ自分ノ兵仗ヲ率ヰテ、武芝ノ當ノ野ニ就ク。武芝申シテ云ハク、件ノ權守幷ニ介等、一向ニ兵革ヲ整ヘ、皆妻子ヲ率ヰテ比

和解の事
齟齬す

企郡狹服山ニ登レリ者將門武芝相共ニ府ヲ指シテ發向ス。時ニ權守興世王先ヅ立チテ府衙ニ出ヅ。介經基未ダ山ノ陰ヲ離レズ。將門且タ興世王ト武芝ト此事ヲ和セシムルノ間、各數杯ヲ傾ケ迭ニ榮花ヲ披ク。而ル間武芝ノ後陣等故ナクシテ彼ノ經基ノ營所ヲ圍ム。介經基未ダ兵ノ道ニ練レズ、驚愕シテ分散スト云フ。忽チ府下ニ聞ユ。時ニ將門濫惡ヲ鎭ムルノ本意、既ニ以テ相違ス。興世王國衙ニ留マリ、將門等ハ本鄕ニ歸リヌ。爰ニ經基カ懷ク所ハ、權守ト將門トハ、郡司武芝ニ催サレテ經基ヲ誅セント擬スルノ疑ヲ抱キ、卽チ深恨ヲ含ミナガラ遁レテ京都ニ上ル。仍テ興世王、將門等ノ會稽ヲ報ゼンガタメ、虛言ヲ心中ニ巧ヘテ、謀叛ノ由ヲ太政官ニ奏ス、之ニ因リテ京中大ニ驚キ、城邑併テ囂シ。

（以上第十六段）

○狹服山　今の北多摩郡狹山の事か、國府を去ること北方三里にて稍〻丘陵をなして居る　○府　武藏國府は北多摩郡府中にあつて今に其舊址を存して居る。○將門は武芝を同道して府に至つた所が、興世王は先づ立ちて之を迎へ、經基はまだ山（狹服山）の蔭に居たのであるが、興世王、將門、武芝の三人は先づ杯を擧げて歡を結んだ。然るに武芝の後陣の者がどうしたものか故もなく經基の營所を圍んだ。經基は未だ兵の道に熟練して居なかつたので大いに驚き且つ部下の兵士も分散した。○經基は興世王、將門、武芝の三人が共謀して自分を謀殺しようとしたものと速斷し、之を京都に訴へた。

爰ニ將門ノ私ノ君大政大臣家ニ實否ヲ擧スベキノ由ノ御敎書、天慶二年三月廿五日ヲ以テ中宮少進多治眞人助眞ニ寄セテ下サル、所ノ狀、同月廿八日到來ス、云云、仍テ將門常陸、下總下毛野、武藏、上毛野、五箇國ノ解文ヲ取リ、謀判無實ノ由同年五

下總介良兼病死す

興世王新司百濟貞連と和せずして下總に來る

月二日ヲ以テ言上ス。而ル間介良兼朝臣六月上旬ヲ以テ病床ニ臥シ乍ラ鬢髪ヲ剃除テ卒去シ已ニ了ンヌ。爾リシヨリ後、更ニ殊ナル事ナシ。而ル比ニ武藏權守興世王、新司百濟貞連ト彼此不和ナリ、姻娅ノ中ニ有リナガラ更ニ廳坐セシメズ。興世王世ヲ恨ミ下總國ニ寄宿ス、抑、諸國ノ奏(善)狀ニ依リ、將門ノタメ功課アルベキノ由、宮中ニ議セラル。幸ニ恩澤ニ海内ニ沐テ、須ラク威勢ヲ外國ニ滿スベシ。

（以上第十七段）

爰に將門の私の君太政大臣家とは藤原忠平の事である、して見れば忠平と將門とは猶ほ主從の關係が繼續して居たものと見える。世間では將門が檢非違使を希望したのに許可されなかつたので將門は不平を起して遂に歸鄕したといふのであるが、此事實は疑はしいのである。將門は數年來屢々鬪爭を事として居たのであるが、夫にも關はらず、却つて功課があつたとて恩澤に浴

常陸國にも國司に對する事件起る

しようとした事などから見れば、實は忠平との關係が尙ほ存續して其庇護に出たのであるかとも思はれる。○新司百濟貞連の武藏守に任命された辭令が類聚符宣抄（第八）に見えて居て左の如くである。

前上總介從五位下百濟王貞連（將門記連ニナル）在國、

右中納言藤原朝臣實賴宣、奉勅、件人交替未終、任武藏守、宜不待本任放還請印任符。

天慶二年五月十七日　　大外記三統宿禰公忠奉

而ル間常陸國ニ居住スル藤原玄明等素ヨリ國ノ爲ノ亂人ナリ。民ノ爲ノ毒害ナリ。農節ニ望ンデハ則チ町滿ノ歩數ヲ貪リ、官物ニ至リテハ則チ束把ノ辨濟ナク、動モスレバ國使ノ來リ責ムルヲ凌轢シ、兼ネテ庸民ノ弱キ身ヲ劫略ス。其行ヲ見レバ則チ夷狄ヨリモ甚ダシク、其操ヲ聞ケバ則チ盜賊ニ伴ナヘリ。時ニ長官藤原維幾朝臣官物ヲ辨濟セシメンガタメニ、度々ノ

藤原玄明不法を働き下總豐田郡に遁歸る

移牒ヲ送ルト雖モ、對捍ヲ宗トナシ、敢ヘテ府ニ向ハズシテ、公ニ背キ恣ニ猛惡ヲ施シ、私ニ居テ而モ部内ニ强ニ寃グ。長官ハ稍ゝ度々ノ過ヲ集メ、官符ノ旨ニ依リ、追捕ヲ擬スル間、急ニ妻子ヲ提ゲ下總國豐田郡ニ遁ゲ歸ルノ次、行方、河内兩郡ノ不動倉ノ穀糒ヲ盜ミ渡ルトコロ、其數ハ郡司ノ進ムル所ノ日記ニアリ。仍テ捕ヘ送ルベキノ由移牒ヲ下總國幷ニ將門ニ送ル。而ルニ常ニ逃亡ノ由ヲ稱シ、曾テ捕ヘ渡スノ心ナシ。凡ソ國ノタメニ宿世ノ敵タリ。郡ノタメニ暴惡ノ行ヲ張リ、鎭ニ往還ノ物ヲ奪ヒテ妻子ノ稔トナシ、恒ニ人民ノ財ヲ掠メテ、從類ノ榮ト爲ス。

（以上第十八段）

○藤原玄明　身分は不明であるが元と下總國豐田郡の者で豪族であつたらしいが奸惡なる者と見える。○不動倉の穀糒　國郡の貯蓄に動用不動の別

があつて、不動倉とは不動の分を入れて置く倉のこと、糒は「ホシイヒ」と讀む。
○妻子の稔　稔は稔ありなどいつて、「ミノリ」と讀み、米穀の豐穰なのをいふのであるが、此處では稔と讀ませてあり、不時の收入とでもいふべき樣に見える。

玄明將門の援兵を得て常陸國府を襲ふ

將門素ヨリ侘人ヲ濟ヒテ氣ヲ述ブ。便ナキ者ヲ顧ミテ力ヲ託ク。時ニ玄明等ハカノ守維幾朝臣ノ爲ニ常ニ狼戾ノ心ヲ懷キ、深ク虵飮ノ毒ヲ含メリ。或時ハ身ヲ隱シテ誅戮セント欲シ、或時ハ力ヲ出シテ合戰セント欲ス。玄明試ニ此由ヲ將門ニ聞ユ。乃チ合力セラルベキノ樣アリ。彌、跋扈ノ猛ヲナシ、悉ク合戰ノ方ヲ構ヘ、內議已ニ訖ンヌ。部內ノ干戈ヲ集メ、堺外ノ兵類ヲ發シ、天慶二年十一月廿一日ヲ以テ常陸國ニ涉ル。國兼ネテ警固ヲ備ヘ、將門ヲ相待ツ。將門陳ジテ云フ、件ノ玄明等ヲ國土ニ住セシメテ追捕スベカラサル牒ヲ國ニ奉レト、而ルニ（國司ハ）承

引セズシテ合戰スベキノ由ノ返事ヲ示シ送ル。仍テ彼此合戰ノ程、國ノ軍三千人員ノ如ク討取ラル。將門ノ隨兵僅ニ千餘人、府下ヲ押シ塘(ツヽ)ンデ便チ東西セシメズ。長官既ニ過契ニ伏シ、詔使復タ伏辨敬屈(クツ)シヌ。世間ノ綾羅雲ノ如ク下ニ弛ミ、微妙ノ珍財筭ノ如ク分散ス。萬五千ノ絹布、五主ノ客ニ奪ハレヌ。三百餘ノ宅烟、滅(ホロ)ヒテ一旦ノ烟ト作ル。屏風ノ西施急ニ裸形(アラハニスル)ノ媿ヲ取リ、府中ノ道俗酷(カラ)ク害セラルルノ厄ニ當ル。金銀ヲ彫ル鞍、瑠璃ヲ塵(チリハメ)タル匣、幾千幾萬ゾ。若干ノ家ノ貯ヘ、若干ノ珍財、誰カ採リ誰カ領セン。定額ノ僧尼頓命ヲ夫兵ニ請ヒ、僅ニ遺レル士女ハ酷キ媿ヲ生前ニ見ル。憐レムベシ別駕ノ紅涙ヲ緋襟ニ搵(ノゴ)フ。悲ムベシ國吏ハ二膝ヲ泥上ニ跪ク。當今濫悪ノ日、烏景西ニ傾キ、放逸ノ朝、印鎰ヲ領掌セラル。仍テ長官詔使ヲ追立テテ隨身セ

興世王坂東を虜掠する事を勸む

シメ既ニ畢ンヌ。廳ノ衆ハ、哀慟シ館ノ後ニ留リ、伴類ハ俳徊シテ道ノ前ニ迷フ。

（以上第十九段）

將門は義俠心に富んだ所もあるが、事の善惡に關はらず依頼されれば引受けるといふ樣な所があつて、此時も稍〻無分別に玄明を助けたのである。かういふ事が一身を破滅させる基となるのである。○裸形の媿　媿は愧と同じくして恥の意。○印鎰　印鑰と同じきか、印鑰ならば印と鍵との事である。

廿九日ヲ以テ豐田郡鎌輪ノ宿ニ還リ、長官詔使ヲ一家ニ住セシメ、愍勞ヲ加フト雖モ、寢食穩カナラズ。時ニ武藏權守興世王、竊カニ將門ニ議シテ云フ。案内ヲ檢セシムルニ、一國ヲ討ツト雖モ公ノ責輕カラズ、同ジクハ坂東ヲ虜掠シ、暫ラク氣色ヲ聞カン者（テヘリ）。將門報ジ答ヘテ云フ、將門ガ念フ所啻ニ斯レノミ。其由何トナレバ、昔斑足王ノ子天位ニ登ラント欲シ、先ヅ千王ノ頭

ヲ致グ。或太子ハ父ノ位ヲ奪ハント欲シテ、其父ヲ七重ノ獄ニ降セリ。苟モ將門ハ刹帝ノ苗裔、三世ノ末葉ナリ。同ジクハ八國ヨリ始メテ兼ネテ王城ヲ虜領セント欲ス。今須ラク先ヅ諸國ノ印鎰ヲ奪ヒ、一向ニ之ガ限リヲ受領シ、追テ官堵ニ上ラン。然ラバ則チ且ツハ掌ニ八國ヲ入レ、且ツハ腰ニ萬民ヲ附ケン者。

(以上第二十段)

○豐田郡鎌輪の宿　今の岡田郡鎌庭村。○長官及び詔使　長官とは藤原維幾のことで當時常陸介であつた。今昔物語に常陸守となつて居るが誤であらう。詔使とは何をさすか、後の文で見ると「常陸介維幾朝臣並に交替使」といふことがある。この交替使の事を詔使といつたものかと思はれる。交替使とは新舊國司の交替する際に、立合つて事務の引繼ぎを監視する役の者である。○興世王が將門に「一國を取るも罪輕からざるゆゑ寧ろ坂東を虜掠して形勢を窺へ」と說いたので將門も喜んで之に同意したのである。　斑足王

一に班足王とあるが斑足王の方が正しいのである。是は仁王經護國品にある佛說の神話的說明であつて、其梗概は、昔印度天羅國の王が深林に狩して途に迷うて臥した。時に一匹の牝獅子が來て王を見て獸欲を起し、王遂に牝獅子と獸姦した。後ち牝獅子は一人の人間を生んだ。其子足に斑駁があつたので是を斑足といふ。斑足は天羅國の太子となつた。嘗て邪教師の教に從つて千人の頭を得て大王の位に登らうと思ひ、九百九十九人の王を殺して最後の一人を缺いた。最後に普明王を得て之を殺さうと欲した。すると普明王は一日の暇を請ひて百座仁王會を設けた、卽ち百人の僧を請じて仁王經を講讀するのである。其時第一法師が四無常偈を說いた。(四無常偈とは、一に無常の理を說き、二に苦の理を說き、三に空の理を說き、四に無我を說いたのである)普明王は之を聞いて虛空等定を證した、卽ち心中の悟得を得たのである。斑足王は之を聞いて空三昧を得、遂に自ら過去の非を悟つて正教に歸したといふ。○或太子父の位を奪はんと欲し其父を七重の獄に降す　之は阿闍世太子の事である、說明は耆婆の條に讓る。○將門は利帝の苗裔　今昔物語には

「苟モ將門柏原天皇の五世の末孫也」とある。柏原天皇は桓武天皇の御事である。刹帝とは矢張り桓武天皇をさし奉る樣であるが、意義が不明である。若しくは佛典の故事などを引いて此語があるのか。

大議已ニ訖ンヌ。又數千金ヲ帶シ天慶二季二月(十二月カ)十一日ヲ以テ先ヅ下野國ニ渡リ、各〻龍ノ如キノ馬ニ騎リ、皆雲ノ如キノ從ヲ率ウ。鞭ヲ揚ゲ蹄ヲ催シテ、將ニ萬里ノ山ヲ越エントシ、各〻心勇ミ神奢リテ、十萬ノ軍ニ勝ント欲ス。既ニシテ國廳ニ就キテ其儀式ヲ張ル。時ニ新司藤原公雅、前司大中臣全行朝臣等、兼ネテ國ヲ奪ハント欲スル氣色ヲ見、先ヅ將門ヲ再拜シ、便チ印鎰ヲ擎ゲ、地ニ跪イテ授ケ奉ル。斯クノ如ク騷動ノ間ニ、館內及ビ府邊、悉ク虜領セラル。幹了ヲ差シテ長官ヲ官堵ニ追ハシム。長官唱ヘテ云フ、天ニ五衰アリ。人ニ八苦アリ。今日苦ニ遭フ大底何

セン、(書字イカセムナリ)時改マリ世變ジ、天地道ヲ失フ善伏シ惡起リ、佛神驗シナシ、嗚呼哀ナル哉、鷄儀未ダ舊カラズシテ西朝ニ飛ブ、龜甲新ナガラ東岸ニ秏ビヌ。(言フハ任中ニ此愁アリ故ニ云フ所ナリ)籠ノ内ノ兒女、車轅ヲ弃テ霜ノ旅ヲ歩ミ、門外ノ從類ハ馬ノ鞍ヲ離レテ雪ノ坂ニ向フ。治政ノ初ハ金蘭ノ靨(エクボ)ヲ開キ、任中ノ盛ニハ歎息ノ爪ヲ彈ク。四度ノ公文ヲ取ラレ空シク(私)公家ニ歸ル、一任ノ公廨ヲ奪ハレ徒ラニ旅暗ニ疲ル。國内ノ吏民眉ヲ嚬メテ涕涙シ、堺外ノ士女ハ聲ヲ擧ゲテ哀憐ス。昨日ハ他上ノ愁ト聞キ、今日ハ自下ノ媿ヲ取ル。略ボ氣色ヲ見ルニ天下ノ騷動、世上ノ彫(凋)弊斯ヨリ過タルハナシ。吟々ノ間、終ニ山道ヨリ追上ルヿ已ニ了ンヌ。

(以上第二十一段)

○天慶二季二月十一日　抄略本(將門記略)には十二月十一日になる、此方が正

しいであらう。○天の五衰　天人の五衰で即ち身光現せず(一)、華鬘萎顇(二)、兩液汗流(三)、體便臭穢(四)、本座を樂しまず(五)の五である。○人の八苦　生、老、病、死、愛別離苦、怨憎會苦、求不得苦、五陰盛苦。○雞儀未だ舊からず西朝に飛ぶ　鷄儀は時を計る器か、西朝東岸は對句にて東西の意。○龜甲新ながら東岸に耗びぬ　龜甲はウラナヒをするもの鷄儀も龜甲も國司廳に必要の器か。○四度の公文(一)大計帳(戸籍に關する帳簿)、(二)正稅帳(正稅とて年貢等の事を記せる帳簿)、(三)調帳(調庸等の物を記せる帳簿)、(四)朝集帳(地方廳の一年間の政を記せる帳簿)。○一任の公廨　公廨稻とて正稅の欠負未納等に當てるため年年定置しある稻。○公家　抄錄本に私家とある、此方がよい樣である。

將門同月十五日ヲ以テ上毛野ニ遷ルノ次、上毛野介藤原尙(ヒサ)範朝臣印鎰ヲ奪ハレ、十九日ヲ以テ兼テ使ニ付ケ官堵ニ追ハル。其後府ヲ領シテ廳ニ入リ、四門ノ陣ヲ固メ、且ツ諸國ノ除目ヲ放ツ。時ニ一昌伎アリ、云ヘラク、八幡大菩薩ノ使ト慣(クチバシ)ル、朕ガ位

將門を稱して新皇といふ

ヲ蔭子平將門ニ授ケ奉ラント。其位記ニハ左大臣正二位菅原朝臣ノ靈魂表スラク者。右八幡大菩薩八萬ノ軍ヲ起シテ、朕ガ位ヲ授ケ奉ラム。今須ラク卅二相ノ音樂ヲ以テ早ク之ヲ迎ヘ奉ルベシト。爰ニ將門頂ヲ捧ゲテ再拜ス況ンヤ四ノ陣ヲ擧ツテ立チ歡ビ、數千併セテ伏シ拜ム又武藏權守幷ニ常陸掾藤原玄茂等、其時宰人トシテ喜悅スルコト、譬ヘバ貧人ノ富ヲ得タルガ如ク、美咲サナガラ蓮花ノ開キ敷クガ如シ斯ニ於テ自ラ製シテ諡號ヲ奏シ、將門ヲ名ケテ新皇ト曰フ。

（以上第二十二段）

○諸國の除目を放つ　除目は役人の任免を行ふ事である。ここでは國郡司などの任免を行うたのであつて放つとは後の文にも其例があつて、除目を行うた意味に使つてある。○時に一昌伎あり　今昔物語には「其時一ノ人有テ」とある。それ故大日本史將門傳には「適有人來稱八幡使者」とあり、本朝通鑑には

「時有二一人一颺言曰、身是八幡大神之使也」とある。 また下總舊事考には本書によつて、「時有二娼妓一稱二八幡大神使者一」とあり、成田參詣記には「たま〳〵一倡妓あり、八幡大菩薩の使者と稱し。衆に揚言すらく」となつて居る。 察する所倡伎といふ字は遊女にも用ひるが、之は「カムナギ」とよみ、神子(ミコ)、巫女(イチコ)などの事と思はれる。それに神憑があつたといふことで、當時神憑は婦人や子供に善くかゝる習はしであつたから何も不思議はない。 ○位記は菅原朝臣(道眞)の靈魂が表したとあるは如何にも變つた位記である。 八幡大菩薩の託宣といふはよくある事で、彼の道鏡の際にも宇佐八幡の託宣があつたのである。 自ら製して諡號を奏すとは宰人(宰人とは武藏權守興世王並に常陸掾藤原玄茂をさしたのであつて、後の言葉でいへば世話人とでもいふ樣な意であらう)が新皇といふ尊號を上つたといふ事のやうである。

國寶將門記傳に此際の顚末を記してあるが、餘程異つた說に思はれるから左に掲げて批評を加へて見よう。

一娼妓は蓋し酒宴を開き招致したものにて醉中滑稽なる茶番狂言を演じ

たるなり。娼妓自ら朕が位を蔭子將門に授くと言ひ、八幡大菩薩の使者なりと云ひ、菅原朝臣の靈魂に託すと云ふ、皆滑稽を演じて頤を解きたるものにて三十二相の音樂とは尙ほ數多の妓樂を招致し、宴會の餘興を壯んにせんことを勸めたるに外ならず。云云。

是等は氣拔なる說明といふべきであらうが、正當なる解釋とは思はれぬ。此時將門は四門の陣を固め、且つ諸國の除目を行うた際であつて、言はゞ嚴かなる式場で決して酒宴亂醉の折柄などではない。託宣は當時としては屢〻見受けられる事で、決して珍らしい例ではない。織田完之氏は將門の行爲を終始辯護に勉められるのであるが、史筆は公平を要し、過ぎたるは及ばざるが如しで、餘り贔屓しては、却つて贔屓の引倒しの感がなきにしもあらずと思はれる。

將門太政大臣藤原忠平に上書す

仍テ公家ニ且ツ事ノ由ヲ奏スル狀ニ云フ。

將門謹ンデ言ス貴誨ヲ蒙ムラズシテ、星霜多ク改マレリ、渴望ノ至リ、造次ニ何ヲカ言ハン伏シテ高察ヲ賜ハヾ恩々幸々。然

ルニ先年源護等ガ愁狀ニ依リ、將門ヲ召サル。官符ヲ恐ル、ニ依リ、急然ニ道ニ上リ、祗候ノ間、仰ヲ奉リテ云フ。將門ノ事既ニ恩澤ニ霑ヘリ。仍テ早ク返シ遣ハス者。舊堵ニ歸リ着クコト已ニ了ンヌ。然ル後、兵事ヲ忘却テ、後ニハ絃ヲ緩メテ安居シヌ。而ル間、前ノ下總ノ介平良兼、數千ノ兵ヲ興シ、將門ヲ襲ヒ攻ム。背走ニ能ハズシテ相防グノ間、良兼ノ爲ニ人物ヲ殺損ジ奪掠ラレタルノ由、具ニ下總國ノ解文ニ注シ、官ニ言上ス。爰ニ朝家、諸國合勢シテ、良兼等ヲ追捕スベキノ、官符ヲ下サレ、又了ンヌ。而ルニ更ニ將門等ヲ召スノ使ヲ給フ。然リ而シテ心ノ安カラザルニ依リ、遂ニ道ニ上ラズシテ、官使英保純行ニ付キ由ヲ具シ言上シ又了ンヌ。未ダ報裁ヲ蒙ムラズ、鬱包(悒イ)ノ際ニ、今年ノ夏、同ジク平貞盛將門ヲ召スノ官符ヲ拳テ常陸國ニ到ル。仍テ國司

藤原玄明は將門の從兵とあり

頻リニ將門ニ牒送ス、件ノ貞盛ハ追捕ヲ脱シ、蹐(ヤツム)リテ道ニ上ル者ナリ、公家須ラク捕ヘテ其由ヲ紀サルヘシ、而シテ還テ得理ノ官符ヲ給フ、是尤モ矯餙(飭)セラル、ナリ、又右少辨源相職朝臣ハ仰セノ旨ヲ引キ、書狀ヲ送ル詞ニ云フ、武藏介經基ノ告狀ニ依リテ、定メテ將門ヲ推問スベキノ後ノ符已ニ了ンヌ者(テリ)詔使ノ到來ヲ待ツ比、常陸介藤原維幾朝臣ノ息男爲憲、偏ニ公威ヲ假リテ、只寃枉ヲ好ム、爰ニ將門ノ從兵藤原玄明ノ愁ニ依リ、將門其事ヲ聞カンガタメ、彼國ニ發向ス、而ルニ爲憲ト貞盛等トハ同心シテ、三千餘ノ精兵ヲ率ヰ、恣ニ兵庫ノ器仗、戎具幷ニ楯等ヲ下シ、挑ミ戰フ、是ニ於テ將門士卒ヲ勵マシ、意氣ヲ起シ、爲憲ノ軍兵ヲ討伏スルヿ、已ニ了ンヌ、時ニ領州ノ間ニ滅亡スル者、其數幾許ナルヲ知ラズ、況ンヤ存命セル黎庶、盡ク將門ノ

爲ニ虜獲セラル、介維幾息男爲憲ニ敎ヘズ、兵亂ニ及バシムル由、伏辨ノ過狀已ニ了ンヌ。將門本意ニ非ズト雖モ、一國ヲ討滅セリ、罪科輕カラズ、百縣ニ及ブベシ。之ニ因テ朝議ヲ候（ウカガ）フノ間ニ、且ツ坂東諸國ヲ虜掠スルヿ了ンヌ。伏シテ昭穆ヲ案ズルニ、將門ハ已ニ柏原帝王ノ五代ノ孫ナリ。縦ヒ永ク半國ヲ領セムモ、豈非運ト謂ハンヤ。昔兵威ヲ振ヒ天下ヲ取ル者、皆史書ニ見ル所ナリ。將門ハ天ノ與ヘタル所既ニ武藝ニアリ、思惟（オモンハ）カルニ等輩誰カ將門ニ比セン。而ルニ公家褒賞ノ由ナシ。屢譴責ノ苻ヲ下サル者（テヘリ）。身ヲ省ルニ恥多シ、面目何ゾ施サン。推シテ之ヲ察セバ、甚ダ以テ幸ナリ。抑將門少年ノ比、名簿ヲ太政ノ大殿ニ奉リ、數十年ノ今ニ至ル。相國攝政ノ世、意ハザルニ此事ヲ擧グ。歎念ノ至リ勝テ言フベカラズ。將門國ヲ傾クルノ謀ヲ萌セリト

弟將平將門を諫む

雖モ、何ゾ舊主ヲ忘レン。貴閣且ラク察ヲ賜ハヾ甚ダ幸ナリ。一ヲ以テ萬ヲ貫ク。將門謹言。

天慶二年十二月十五日

謹々上　太政大殿少將閣賀恩下

（以上第二十二段）

○公家に事の由を奏す　公家とは朝廷の事をさすのであるが、實は太政大臣藤原忠平に當てて差出したのである。○恩々幸々　恩幸恩幸と書くべきを當時は普通右樣に書いたものである。○得理の官符　道理ありとの官苻（苻は符の俗字で當時慣用したものである）の意で貞盛の申立てが尤もだとの官符を賜うたのである。○半國　此處では日本國の半分の意。○將門は既に帝王と稱したのであるが、此書狀で見ると、舊主に對しては貴閣といひ、閣賀恩下といひ、其他所々に少からざる敬語を用ひて居るのは異樣に感じられる。

時ニ新皇ノ舍弟將平等竊カニ新皇ニ擧シテ云フ、夫レ帝王ノ

業ハ智ヲ以テモ競フベキニ非ズ、復タ力ヲ以テモ爭フベキニ非ズ、昔ショリ今ニ至ルマデ天ヲ經トシ地ヲ緯トスルノ君、業ヲ纂ギ基ヲ承クル王、コレ尤モ蒼天ノ與フルトコロナリ。何ゾ慫カニ權議セザル恐ラクハ物ノ譏リ後代ニアラン努力々々。時ニ新皇勅シテ云フ。武弓ノ術ハ既ニ兩朝ヲ助ク、還箭ノ功ハ且タ短命ヲ救フ。將門苟クモ兵ノ名ヲ坂東ニ揚ゲテ、合戰ヲ花夷ニ振フ。今世ノ人必ズ擊チ勝ルヲ以テ君ト爲ス。縱ヒ我朝ニアラザルモ、ミナ人ノ國ニ在リ、去ル延長年中、大赦契王ノ如キ、正月一日ヲ以テ渤海國ヲ討チ取リ、東丹國ト改メテ領掌ス。盍ゾ力ヲ以テ虜領セザランヤ。加以、衆力ノ上ニ、戰討テ功ヲ經タリ。山ヲ越エント欲スル心憚カラズ、巖ヲ破ラント欲スル力弱カラズ鬪ニ勝ツノ念、高祖ノ軍ヲ凌グベシ。凡ソ八國ヲ領セム

程ニ、一朝ノ軍攻メ來ラバ足柄碓氷ノ二關ヲ固メ、當ニ坂東ヲ禦クベシ。然ラバ則チ汝ガ曹ノ申ス所甚ダ迂誕ナリ者、各叱ヲ蒙ムリテ罷リ去ル。

（以上第二十四段）

○人の國　他國の意である。　我國には撃ち勝を以て君主となつた例はなくとも外國には無いことはないとの意。　○大赦契王　渤海を滅して東丹國と稱へたのは遼の太祖阿保機である。　然るに大赦契王とは如何若しくは大契赧王の誤か、（赦と赧とは似て居るから誤寫し、且つ文字を轉倒したのであるかも知れぬ）　或は又延長年間に大赦でもあつて（實は延長元年三月廿一日及び閏四月十一月に大赦の令が出で居る、併し渤海の亡びたのは延長四年正月である）　その事が紛れこんだのでもあるかといふ說があるが前說の方が尤もらしい樣に思はれる。

且ツ縱容ノ次、內豎伊和員經謹ンテ言フ、爭臣アレバ則チ君不義ニ落チズ。若シ此事ヲ遂グラレズバ國家ノ危アラン所謂天ニ違ヘバ則チ殃アリ。王ニ背ケバ則チ嘖ヲ蒙ムラン。願ハクハ

諸國の除目を行ひ且つ王城を建て百官を設くべきを議す

新天、耆婆ノ諫ヲ信ジテ、全ク維(推イ)悉ノ天裁ヲ賜ハレ者(テヘリ)。新皇勅シテ曰ク、能オハ人ニ依リテ愆(ケン)ト(トガ)ナリ。人ニ就イテ喜トナル。口此言ヲ出サバ駟馬モ及バズ、コノユヱニ言ニ出シテ遂グル无ランカ、咯ボ議ヲ敗ラン。汝曹无心甚ダシ者(テヘリ)。員經舌ヲ卷イテ口ヲ鉗(ツグム)テ、默シテ閑居ス。昔シ秦皇ノ如キハ書ヲ燒キ儒ヲ埋ム。敢ヘテ諫ムベカラズ。唯武藏權守興世王時ノ宰人タリ、玄茂等宣旨トシテ且ツ諸國ノ除目ヲ放チ、下野守ニハ舍弟平朝臣將賴ヲ叙シ、上野守ニハ常羽(イワ)御廐ノ別當多治經明ヲ叙シ、常陸介ニハ藤原玄茂ヲ叙シ、上總介ニハ武藏權守興世王ヲ叙シ、安房守ニハ文屋好立ヲ叙シ、相模守ニハ平將文ヲ叙シ、伊豆守ニハ平將武ヲ叙シ、下總守ニハ平將爲ヲ叙シ、且ツハ諸國ノ受領ヲ點定シ、且ツハ王城ヲ建ツベキノ議ヲ成ス。其記文ニ云フ、王城ヲ下

總國ノ亭南ニ建ツベシ、兼ネテ檥橋ヲ以テ號シテ京ノ山埼トナシ、相馬郡大井津ヲ以テ號シテ、京ノ大津トナス、便チ左右大臣、納言參議、文武百官、六辨八史、皆以テ點定シ、內印外印鑄ルベキ寸法、古文ノ正字ヲ定メ了ンヌ、但孤(狐)疑スル者ハ曆日博士ノミ。

(以上第二十五段)

○內豎　唐土にては宦官の事をいふ、此處にては小性の如きものをいふのであらうか。○耆婆の諫　耆婆は西紀前五世紀頃卽ち佛在世の時に印度王舍城に住した良醫である。當時印度摩揭陀國に頻毘娑羅王があり、その太子を阿闍世太子といつた。頻毘娑羅王は非常なる佛法信者であつた、時に釋尊に對して快からざる提婆達多は阿闍世太子を敎唆して父王頻毘娑羅を獄に降し、母韋提希を幽囚し、遂に摩揭陀王の位に登らしめんために、西紀前四百九十三年父王を弑せしめた。母韋提希は之を悲んで佛に訴へた。すると佛は爲

に淨土三部經を說いた。阿闍世は後ち良心の呵責に堪へずして侍臣に語つた、然るに侍臣は皆惡臣で阿闍世の心中の苦悶を察しない、阿闍世は遂に病を得て全身に瘡を生じた。ために良醫耆婆の治療を受けた。耆婆は元より佛法を信奉して又父頻毘婆羅と親交があつた。阿闍世に父王弑逆の非を諭し、佛の所に至つて心中の苦悶を懺悔せん事を勸めた。阿闍世遂に自ら佛前に至つて重罪を懺悔し、佛も爲に說法して阿闍世の病癒ゆることを得た。是より阿闍世は佛法信者となつて大いに佛法敎團のために盡くした（以上大涅槃經に見ゆ）。○維悉の天裁　この事は佛典には見當らない。或は文字に誤りあるか、維悉は或は愈疾の音通では無いかといふ說もある。然らば阿闍世が疾が愈えてから良心によつて諸事をさばいた事に當るのである。一本に推悉になつて居るのがあるが、それでも矢張り不明である。○王城を下總國の亭南に建立の議　今昔物語には「下總の南の亭」となり、扶桑略記には「猿島郡石井鄕南亭」と記し帝王編年記にも「猿島郡石井鄕」と記してある。さうして見ると王城を建つべき所は猿島郡石井營所の附近であつた樣に見える、南の亭といひ亭南とい

ひ、何れが正しいかと云ふに、之は石井亭の南といふ事である樣に察しられる。尙ほ此處の記事で見ると、王城の建設、百官の設置の事も、其議按が決定したといふ迄で、實施には至らなかつたかに見える。○檥橋　檥橋を以て京の山埼となすとあるが、檥橋の所在は不明である。今昔物語には磯津の橋とある。豐田郡に磯といふ所があるから其邊かといふ説もある。○相馬郡大井津　今の相馬郡大井村の地であらう。特に此にのみ相馬郡大井津と郡名を記入してあるのは注意すべき所である。世間では此に相馬郡とあるから王城も相馬郡のうちにあつたのであらうといふが、若し其論法から言へば、京の大津といふは難波の大津のことで、今の攝津の大阪であるから、京都も大阪附近にあつた樣に考へられるであらうが、實は山城國葛野郡宇太村の地を相して平安京を取立てたるは、世間周知の事柄であつて、決して大阪附近ではない。殊に亭南及び檥橋には前記の通り郡名を書いてないのに、大井津のみに書いてあるのは之は王城のある郡以外にあつた爲と見る事が出來るであらう。或は大津とは滋賀の大津であらうといふ説もある。是にしても矢張り山城で

はなくて他國にあるのである。段々陳べ來つた通り、將門記の前後を見渡しても、猿島郡、豐田郡等の內にある地名については記事が所々に散見するが相馬郡內の事は一向に見えて居ないのである。旁〻相馬郡は王城以外の地と推察されるのである。○左右大臣納言參議以下を取極めたといふ樣に書いあるが、將門の左右には夫れほど重い人物が居ないのである。而して下野守には弟將賴、上野守には多治經明、常陸介には藤原玄茂、上總介には興世王などといふ樣に、是等の人々を國の守や介などに任命した樣な事實が見えるが、是等以外に左右大臣、參議等に任命さるべき人物で將門の信任を得た者は殆んど想像されないのである。旁〻王城の事、及び百官選定の事は取極めのみで實施には至らなかつたものと思はれる。○內印外印　內印は天皇御璽、外印は太政官の印である。

○將門謀叛の次第は上記の如く始めは一族間の紛爭に過ぎなかつたのが、次第に擴大して天下の大事を惹起すに至つたのである。然るに藤原純友の亂と東西殆んど同時に起つたので、此兩者の間に何等か連絡でもあつたかの樣

將門と純友と相謀つて事を擧げたり

に當時に於ても、既に想像を廻らした者があつたのである。而して斯樣な說の最も古いものは大鏡であらうと思はれる。依て今其文を參考のために左に掲げて見よう。

〔大鏡〕此純友は將門同心にかたらひて、おそろしき事くはだてたるもの也。將門はみかど（御門）をうちとり奉らんといひ、すみとゝは關白にならんと、同じく心をあはせて、この世界に我と政をし、君となりてすぎんといふ事を契介て、ひとりは東國にいくさをとゝのへ、ひとりは西國の海にいづくともなくおほいかだ（筏）をかすしらずあつめて、筏の上に土をふせてうへ木をたをし、よも山の田をつくりすみつきて、おほかたおぼろげのいくさにどう（動）ずべくもなくなりゆくを、かしこくかまへてうちてたてまつりたるはいみじき事なり。
（內大臣道隆の條）

これで見ると將門純友相共に契約して、東西に事を擧げた樣に思はれるが、根據のない說である。之は矢張り星野博士のいはれた通り、外記日記天慶二年十二月廿九日の條に、前伊豫掾藤原純友、年來住彼國、且黨結群行

暴惡、去廿六日虜備前介藤原子高已了、與平將門合謀通心似行此事とあるのが眞の事實であらうと思はれる。

將門檢非違使を望んで許されずとの說

尙又同樣の事實が神皇正統記にも見えて居るから參考のため次に揭げる。

（神皇正統記）此御時、（朱雀天皇）平の將門といふ者あり。上總介高望が孫なり。執政の政につかうまつりけるが、使の宣旨（檢非違使に任命せられること）を望み申けり。不許なるによりいきどほりをなし、東國に下向して叛逆をおこしき。先伯父常陸の國の大掾國香をせめしかば國香は自殺しぬ。これより坂東をおしなびかし、下總の國相馬郡に居所をしめ、都と名づけ、（相馬郡に都を建てたとあるのが誤りであることは將門記の說明に陳べた通りである）みづからも平親王と稱し、官爵を成あたへけり。是によりて天下騷動す。參議民部卿兼右衛門督藤原忠文朝臣征東將軍とし、源經基、藤原仲舒（忠文の弟なり）を副將軍として差つかはさる。平貞盛、藤原秀郷等心を一ッにして將門をほろぼして、其首を奉りしかば諸將は道よりかへり參りき。將門は承平五年二月に事をおこし、天慶三年二月に滅す、其間六年を經たり。（以上朱雀天皇の條）

將門比叡山に王城を見て謀叛を企つとの説

貞盛將門の亂を豫知したりとの説

むかしの將門は比叡山にのぼりて、大内を遠見して謀叛を思ひくはだてけるもかゝるたぐひにや侍りけん、（恩賞を多く貪らんとの事）昔は人の正くて將門に見もこりきゝも侍りけん、今は人の心かくのみなりにければ、此世は能をとろへぬるにや。（以上後醍醐天皇の條）

將門が檢非違使を望み、又相馬郡に都を建てた事は事實相違である由は上に陳べたから此には略する。

また平貞盛が京都に居た際、既に將門に謀叛の氣配があつた事を察したとの話が古事談に見えて居るが、之も例の巷談街説で採るに足らない事と思はれる。

〔古事談〕仁和寺式部卿宮御許ニ、將門參入、具二九郎等五六人一。云云。出御門之時、貞盛又參入。不レ相二具郎等一、則參二御前一申云今日郎等不候尤口惜事也。郎等アリセバ今日殺シテマシ。此將門ハ天下ニ可レ引二出大事一者也ト申ケリ。將門逆亂者、天慶二年十一月、始披露云々。領二東八ヶ國一、奪二官爵一、任二國司一、惣行二除目一、大臣以下文武百官皆以黜定。但所レ闕者曆博士許也。（下畧）

将門武藏相模等まで巡檢す

百官潔齋して社寺に祈願す

偏ニ此言ヲ聞キ、諸國ノ長官魚ノ如ク驚キ、鳥ノ如クニ飛ビ、早ク京洛ニ上ル。然ル後武藏相模等ノ國ニ迄（イタル）マデ新皇巡檢シ、皆印鎰ヲ領掌シテ、公務ヲ勤ムベキノ由ヲ、留守ノ國掌ニ仰ス。乃チ天位ニ預ルベキノ狀ヲ太政官ニ奏シ、相模國ヨリ下總ニ歸ル。仍テ京官大ニ驚キ、宮中騷動ス。時ニ本ノ天皇十日ノ命ヲ佛天ニ請ヒ、ソノ内ニ名僧ヲ七大寺ニ屈シ、禮奠ヲ八大明神ニ祭リ、詔シテ曰ク、忝クモ天位ヲ膺（ウケ）テ幸ニ鴻基ヲ纂グ。而シテ將門濫惡ヲ力トナシ、國位ヲ奪ハント欲ス者（テヘリ）、昨此奏ヲ開ク、今必ズヤ來ラント欲セン。早ク名神ニ饗（キコシメシ）テ此邪惡ヲ停メタマヘ、速ニ佛力ニ仰セ、彼賊難ヲ拂ヘト。乃チ本皇位ヲ下リ二掌ヲ額上ニ攝シテ、百官潔齊（齋）シ、千祈ヲ仁祠ニ於テス。況ンヤ復タ山々ノ阿闍梨邪滅惡滅之法ヲ修メ、社々ノ神祇官ハ頓死頓滅ノ式ヲ祭

將門更に常陸を襲ふ

リ、一七日ノ間燒ク所ノ芥子七斛有餘、供スル所ノ祭料五色、幾(クバク)ゾ。悪鬼ノ名號ヲ大(火)壇ノ中ニ燒キ、賊人ノ形像ヲ棘楓(バラキ)ノ下ニ着ク。五大力尊ハ侍者ヲ東土ニ遣ハシ、八大尊官ハ神ノ鏑ヲ賊方ニ放ツ。而ル間天神嚬喊(クチヒソム)シテ賊類ノ非分ノ望ヲ誇リ、地類呵嘖シテ悪王不便ノ念ヲ憎(ソネ)ム。然ルニ新皇井底ノ淺勵(アサキハゲマシ)ヲ案ジ、堺ノ外ノ廣謀ヲ存セズ。卽チ相模ヨリ本邑ニ歸ルノ後、未ダ馬蹄ヲ休メズ、天慶三年正月中旬ヲ以テ、遺リノ敵等ヲ討タンガタメ、五千ノ兵ヲ帶シ、常陸ノ國ニ發向ス。時ニ奈何、久慈一兩郡ノ藤氏等、堺ニ相迎ヘテ、美ヲ罄(ツク)シテ大ニ饗ス。新皇勅シテ曰ク、藤氏等掾貞盛幷ニ爲憲等ノ所在ヲ指シ申スベシト。時ニ藤氏等奏シテ曰ク、聞クガ如クンバ其身浮雲ノ如シ、飛ビ去リ飛ビ來リ宿所定マラズト奏シ訖ンヌ。

朝廷相模下總上野下野の守介を任命す

（以上第二十五段）

將門が勝手に東國の國司等を任免したので、朝廷でも坐視することが出來なかつたものと見えて、天慶三年正月廿七日付で左の任命があつた。これを見ても朝廷は何處までも將門の討伐を期して居て妥協的態度に出たのでなかつた事が推察せられるであらう。

（類聚符宣抄）第八

相模介從五位下藤原朝臣國幹　元右京亮
下總守從五位下安倍朝臣恒鑒　元陸奥介
上野介從五位下平朝臣清幹　元大監物
下野守從五位下大江朝臣朝望　元大炊頭

右中納言藤原朝臣師輔宣、奉レ勅、件等人宜下不レ待二本任放還一請中印任符上者。

天慶三年正月廿七日　　權少外記伊福部安近奉

○堺　常陸國新治郡境であらう。今堺と改めて居る。○諸大寺で將門調伏のために祈願をしたことは扶桑略記及び元亨釋書に見えて居る。今參考の

淨藏大威德法を修めて將門を調伏す

明達四天王の法を修めて將門を調伏す

ため扶桑略記の文を左に掲げて見よう。

〔扶桑略記〕天慶三年正月廿二日、善相公（三善清行）の男定額僧沙門淨藏、將門を降伏せんがため延暦寺首楞嚴院に於て三七日を期し、大威德の法を修む。然るに將門弓箭を帶し燈盞に現立し、人々見て驚く。然るに鏑聲壇中より出で東を指して去り畢ぬ。淨藏既に將門の降伏を知る。公家仁王大會を修せらる。淨藏待賢門講師となる。其日京洛騷動す。將門の軍只今既に京都に入ると。淨藏奏して曰く、將門の首、今日持參す者(アリ)、果して其言の如し。廿四日、勅あり、延暦寺阿闍梨明達を美濃國中山南神宮寺に遣はし調伏四天王の法を修せしめ、擢んでて內供奉十禪師を授く。時に燒香の煙寺中に遍滿し、助修僧侶卅人、各其鼻を掩ふ。將門誅せらるゝ日、臭香國に滿つ。結願の時賊主將門の其首到來す。松尾明神の託宣に曰く、明達は遣唐使阿部仲丸の後身なり。又世相傳へて云ふ。東大寺羂索院執金剛神の前に於て七大寺諸僧集會し、將門調伏の由を祈請す。然る間數萬の大蜂堂內に遍滿し迅風俄に來り、執金剛神の髻糸を吹折る。數萬の蜂髻糸に相隨ひ東に向ひ

貞盛の妻等虜掠せらる

雲を穿ちて飛び去る。時人皆謂ふ。將門誅害の瑞なりと。一に云ふ。東大寺羂索院後に等身の執金剛神の像あり。頭光右方の天衣切り落つ。古老云ふ。天慶の比、平將門あり、國家を危うせんと謀り、兵革絶ゆることなし。公家其難を免れんがため、此寺に祈請す。神像已に隱るる廿餘日、寺家恠しと稱す。屢〻奏聞を經、合戰の利あらざるを疑ひ、彌〻以て恐怖す。幾日を經ずして像已に本壇の跡に立つ。其天冠の鋲を見るに、右方已に缺落し、又其身濕ふること汗を流すが如し。賊のため射損せらるゝの相を現はす。この祥異に依り遂に將門の首を梟す。又公家大膳職に於て小栗栖法琳寺の大元法を修せらる。古老傳へいふ、壇中血出づ。云云。凡そ神社佛寺祈請の事等計るに勝ふべからず。(元亨釋書にも明達及び淨藏の傳があつて以上の大意を記してある)

爰ニ猶ホ相尋ヌルノ間ニ、漸ク一旬ヲ隔ツ。僅カニ吉田郡蒜間(ヒルマ)ノ江ノ邊ニ掾貞盛、源扶ノ妻ヲ拘得(トラヘ)タリ。陣頭多治ノ經明、坂上遂

將門歌を詠じて授く

高等ガ中ニ、彼女ヲ追ヒ領シタリ。新皇此事ヲ聞キ、女人ノ媿ヲ匿サンガタメニ勅命ヲ下スト雖モ、勅命以前ニ夫兵等ノ爲ニ悉ク虜領セラル。就中貞盛ノ妾剝取ラレテ露形更ニ爲方ナシ、眉下ノ涙ハ、面上ノ粉ヲ洗ヒ、胸上ノ炎ハ、心中ノ肝ヲ焦ル。内外ノ媿、身内ノ媿トナル。會稽ノ報イ會稽ノ敵ニ遭ヒタリ。何ゾ人ト謂ハン哉。何ゾ天ヲ恨ミン哉。生前ノ慙ハ稠人ニアルノミ。爰ニ傍ノ陣頭等新皇ニ奏シテ曰ク、件ノ貞盛ノ妾容顏卑シカラズ、犯セル過ハ妾ニアラズ、願クハ恩詔ヲ垂レテ早ク本貫ニ遣ハサン者。新皇勅シテ曰ク、女人ノ流浪ハ本屬ニ返ル者リ、法式ノ例ナリ。又鰥寡孤獨ニ優恤ヲ加フルハ古帝ノ恒範ナリト便チ一襲ヲ賜フ。彼女ノ本心ヲ試ミンガタメ忽チ勅歌アリテ、曰ク、「よそにても風のたよりに我ぞ問ふ枝はなれたる花の宿り

を」ト。妾幸ニ恩餘ノ賴(タヨリ)ニ遇ヒ、之ニ和シテ曰ク「よそにても花の匂の散りくれば、我身わびしとおもほえぬ哉」ト。其次ニ源扶ノ妾一心ノ不幸ヲ耻ヂ、人ニ寄セ詠ジテ曰ク「花散りし我身もならず吹く風は、心も遣(アヘ)きものにさりける」ト。此言ヲ翫ブ間、人々和怡シ逆心御止(ヤスミ)ヌ。員鈴曰ク御止ハ暫ク息ムナリ。　（以上第二十六段）

○吉田郡蒜間(ヒルマ)の江　今茨城郡に屬して居る、涸沼(ヒヌマ)といふがそれである。○本貫、本屬　何れも本籍のことであるが、こゝでは或は兩親の家、卽ち里方をさす樣にも見える。○よそにても風のたよりに　此意味はよそながら風のたよりに尋ねる、枝をはなれた（夫に離れた意か）花の宿りは何處かといふ事で、宿とは或は本貫、本屬の意かも知れぬ。○花散りし我身も　此歌の意は不明、但し「心も遣(アヘ)き」は或は心わびしきの誤ではないかといふ說がある。これならば意義が通ずるのである。

多日ヲ經ト雖モ件ノ敵ヲ聆クコトナシ。仍テ皆諸國ノ兵士等

貞盛秀郷等將門と戰ふ

ヲ返シ遣ハシ、僅ニ遣ル所ノ兵ハ千人ニ足ラズ。此事ヲ傳ヘ聞キ、貞盛幷ニ押領使藤原秀郷等ハ四千餘人ノ兵ヲ驚(整イ)ヘテ急ニ合戰セントス。新皇大ニ驚キ、二月一日ヲ以テ隨兵ヲ率ヰ、超エテ敵地下野ノ方ニ向フ。時ニ新皇將門ガ前陣、未ダ敵ノ所在ヲ知ラザルヲ以テ、副將軍春(玄)茂、陣頭經明(藤原)、遂高(上阪)等後陣ニ以テ敵ノ所在ヲ訪ヒ得タリ、實否ヲ見ンガタメ高山ノ頂ニ登リ、遙ニ北方ヲ見レバ、實ニ依リテ敵アリ略ボ氣色四千余人許ナリ。爰ニ經明等既ニ一人當千ノ名ヲ得タリ。件ノ敵ヲ見過スベカラズ。今新皇ニ奏セズシテ迫リテ以テ押領使秀郷ノ陣ニ討チ合フ。秀郷素ヨリ古計(フルキハカリゴト)アリテ、案ノ如ク玄茂ノ陣ヲ討チ靡ス。其副將軍及ビ夫兵等三兵ノ手ニ迷ヒテ、四方ノ野ニ散ス道ヲ知ル者ハ弦ノ如ク徹リ出デ、未ダ知ラザル者ハ車ノ如ク旗廻

リ、僅カニ存スル者少ク、遂ニ亡ブル者多シ。時ニ貞盛秀郷等蹤ニ就イテ征(ユク)ノ程、同日未申ノ剋許ニ襲ヒテ川口村ニ到ル。新皇聲ヲ揚ゲテ已(スデ)ニ行キ、劒ヲ振ウテ自ラ戰フ。貞盛天ヲ仰ギテ云フ。私ノ賊ハ則チ雲上ノ電ノ如ク、公ノ從ハ則チ厠ノ底ノ虫ノ如シ。然リ而シテ私ノ方ハ法ナク、公ノ方ニハ天アリ。三千ノ兵類ハ愼ミテ面ヲ歸スコト勿レ者(テヘリ)。日漸ク未剋(午後二時)ヲ過ギテ黃昏ニ臨ヌ。各李陵王ノ臆ニ募リ、皆死生決ノ勵ヲナス。桑ノ弓快(タノシ)ク挽(ヒカ)レ、(快タノシク 挽ヒカレ)蓬ノ矢直ク中ル。公ノ從ハ常ヨリモ強ク私ノ賊ハ例ヨリモ弱シ。所謂新皇馬ノ口ヲ後ニ折テ、楯ノ本ヲ前ニ牽ク。昨日ノ雄ハ今日ノ雌ナリ。故ニ常陸國ノ軍ハ晒(アザケ)リ咲ツテ宿ニ留ヌ。下總國ノ兵ハ忿リ愧ヂデ早ク去リヌ。

（以上第二十七段）

吾妻鏡の秀鄕に關する記事

○押領使藤原秀鄕　秀鄕の名は此に至つて始めて見えて居る。吾妻鏡や太平記などには秀鄕が豫め將門を訪問して樣子を探つたが、其輕率で事を俱にするに足らないのを察して去つたとあるが、之も巷談街說に過ぎないのであらう。

(吾妻鏡)(治承四年九月十九日の條)陸奥鎭守府前將軍從五位下平朝臣良將男將門、虜領東國、企叛逆之昔、藤原秀鄕、僞稱可列門客之由、入彼陣之處、將門喜悅之餘、不肆所梳之髮、即引入烏帽子謁之。秀鄕見其輕骨、存可誅罰之趣、退出。如本意獲其首云云。

○四千餘の兵を驚　驚は抄本には整の字になつて居る。此方がよい樣である。○古計　老練なる計の意、秀鄕は老巧の者で計略に富んで居るとの意。

○川口村　岡田郡水口村であらうといふ說がある。要するに秀鄕貞盛の軍が勝つて敵を追跡して行つたといふ事である。

ソノ後貞盛秀鄕等相語リテ云フ「將門既ニ千歲ノ命ニ非ズ、自他皆一生ノ身ナリ。而シテ將門獨リ人寰ニ跋跑シテ、自然ニ物

貞盛等將門の邸宅等を燒く

ノ防タリ。出テハ則チ濫惡ヲ朝夕ニ競ヒ、入リテハ則チ勢利ヲ國邑ニ貪リ、坂東ノ宄蠹、外土ノ毒蟒、之ヨリ甚ダシキハナシ。昔聞ク、靈虵ヲ斬ツテ九野ヲ鎭メ、長鯢ヲ剪ツテ四海ヲ清ムト。（漢書ニ曰ク、靈虵ハ人ノ嘷尤ノ名、左傳ニ楚子曰ク、長鯢ハ大魚ノ名、故ニ不義ノ人少國ヲ飮ムニ喩フ）今ニ方ツテ凶賊ヲ致害シテ、其亂ヲ鎭ムルノミニ非ズ、私ヨリ公ニ及ブ、恐ラクハ鴻德ヲ損セン歟。尙書ニ云フ、天下安シト雖モ戰ハザルベカラズ。甲兵强シト雖モ習ハザル可ラズ。縱ヒ此度勝ツト雖モ何ゾ後ノ戰ヲ忘ルベケン。加以、武王疾アリシカハ周公命ニ代ル。大分貞盛等命ヲ公ニ奉ハリ、マサニ件ノ敵ヲ擊タントス。コノユヱニ群衆ヲ集メテ甘キ詞ヲ加ヘ、兵類ヲ調ヘテ其數ヲ倍ニシテ、同年二月十三日ヲ以テ强賊ノ地、下總ノ堺ニ着ク。新皇弊ル、敵等ヲ招カント擬シ、兵使ヲ引率シ幸島ノ廣江ニ隱ル。爰ニ貞盛事ヲ

左右ニ行ヒ、計ヲ東西ニ廻ラシ、且ラク新皇ノ妙屋ヨリ始メテ悉ク與力ノ邊ノ家ヲ燒キ掃フ。火煙リ昇リテ天ニ餘リアリ。人宅盡テ地ニ主ナシ。僅ニ遺レル淄素ハ舍宅ヲ弃テテ山ニ入リ、適、留マレル士女ハ道ニ迷ウテ方ヲ失フ恨ミズ、常陸國々已ニ損シヌ、唯將門等ノ不治ナルコトヲ歎ク。（以上第二一八段）

○方今凶賊を致害す　方今凶賊を殺害するのは啻に目前の害を除くのみではなく、後の計をなさねばならぬ。將門の害は私事のみならず公事にも及んで居るのであるから、此儘にして置いては公德を害ふに至るであらうとの意と見える。○新皇の妙屋。石井營所などの事であらう。扶桑略記には貞盛等始自將門之館、至于士卒之宅、皆悉燒回」とある。

今貞盛件ノ仇ヲ追ヒ尋ヌ。其日尋ヌレトモ逢ハズ、ソノ朝ニ將門身ニ甲冑ヲ擐キテ飄序ノ遁ル、處ヲ案ジ、心ニ逆惡ヲ懷キ衞方ノ亂行ヲ存ス。（白居易曰ク、飄序ハ虛空ニ喩フルナリ、衞方ハ荊府ノ人ナリ、天性奸猾ヲ好ム。追捕ノ時天ニ上リ地ニ入ル者ナリ）而

ルニ恒例ノ兵衆八千餘人、未ダ來リ集マラザル間ニ、啻ニ率キル所ハ四百餘人ナリ。且ラク幸島郡ノ北山ヲ帶シテ、陣ヲ張リテ相待ツ。貞盛秀郷等子反ノ鋭衞ヲ𤞞ムデ、梨老ノ劒功ヲ練ル。日未申ノ剋ヲ以テ彼此合戰ス。（以上第二十九段）　十四

白居易曰ク、子反養由ノ兩人ハ昔漢斐舜佾ノ人ナリ、子反年始メテ四十、鉾ヲ投グルコト十五里、養由年始メテ七十、劍ヲ三千里ニ彝（衛）フ、故ニ此句アルナリ

○幸島郡の北山　今昔物語には幸島の山北になつて居る。岩井村に北原といふのがある、此の地かといふ說もある。扶桑略記には島廣山となる。○子反の鋭衞（スルドキマモリ）　鋭衞は鉾のことであらう。○梨老の劒功　梨老は養由を指すのであらう。以上何れも武術に達したる意。

時ニ新皇順風ヲ得、貞盛秀郷等不幸ニシテ咲（吹）下ニ立ツ。其日暴風枝ヲ鳴ラシ、地籟塊ヲ運ブ。新皇ノ南ノ楯、前ヲ拂ツテ自ラ倒レ、貞盛ノ北ノ楯面ヲ覆フ。之ニ因ツテ彼此楯ヲ離レテ各合ヒ

將門神鏑に中りて斃る

戰ノ時、貞盛ノ中ノ陣、變ヲ擊チ、新皇ノ從兵馬ヲ羅ネテ討ツ、且ツ討取タル兵類八十餘人、皆追ヒ靡クル所ナリ、爰ニ新皇ノ陣、跡ニ就イテ追ヒ來ルノ時、貞盛、秀鄉、爲憲等ガ伴類二千九百人皆遁去ヌ。只遺ル所ノ精兵三百餘人ナリ。此レ等方ヲ失ウテ立巡ルノ間、還ツテ順風ヲ得ツ。時ニ新皇本陣ニ歸ルノ間、咲(吹)下ニ立ツ。貞盛、秀鄉等身命ヲ弃テテ力ノ限リ合ヒ戰フ。爰ニ新皇甲冑ヲ着ケ、駿馬ヲ疾メテ躬自ラ相戰フ。時ニ現ニ天罰アリテ、馬ハ風飛ノ歩ヲ忘レ、人ハ梨老ノ術ヲ失ヘリ。新皇暗ニ神鏑ニ中リテ、終ニ託鹿ノ野ニ戰ヒ、獨リ蚩尤ノ地ニ滅ヌ。天下未ダ將軍自ラ戰ヒ自ラ死スルコトハアラズ。誰カ圖ラン、少過ヲ糺サズシテ大害ニ及ントハ、私ニ勢ヲ施シテ而シテ公ノ德ヲ奪ハンヤ、仍テ朱雲ノ人ニ寄セテ長鯢ノ頸ヲ刎ヌ（漢書ニ曰ク、朱雲ハ惡人ナリ、昔朱雲尚方ノ劍ヲ請ヒ

人ノ頸チ致ゲ便チ下野國ヨリ解文ヲ副ヘテ、同年四月二十五日ヲ以テ其頸ヲ言上ス。（以上第三十段）

○託鹿の野　黄帝蚩尤と涿鹿の野に戰つて之を擒にすといふ故事がある。蚩尤とは一種の强敵で其額は堅く、して銅鐵の如く、又陰陽豪胃の氣を起して軍士を昏迷せしむとある。畢竟雲霧を人格化したものであらう。

但シ常陸介維幾朝臣幷ニ交替使ハ幸ニ理運ノ遺風ニ遇ヒ、便チ十五日ヲ以テ任國館ニ歸ルコト、譬ヘバ鷹前ノ鳩、野原ニ遺リ、俎上ノ魚ノ海浦ニ歸ルガ如シ。昨日ハ暫ク凶叟ノ恨ヲ含ミ、今ハ新タニ亞將ノ恩ヲ蒙ムレリ。凡ソ新皇名ヲ失ヒ身ヲ滅スコト、尤ニ斯レ武藏權守興世王、常陸介藤原玄茂等謀ノ爲ス所ナリ。哀イ哉、新皇敗德ノ悲、滅身ノ歎、譬ヘバ開カントスル欲スルノ嘉禾早ク萎ミ、マサニ耀カントスル桂月兼ネテ隱ルルガ如シ。

春節ニアリ、故ニ嘉禾萎ムト云フナリ。二月十四日ヲ以テ逝過ス。故ニ桂月兼ネテ隱ルト言フナリ

左傳ニ云フ。徳ヲ貪リ公ニ背ハ、宛ラ威ヲ憑ミ鋒ヲ踐ム虎ノ如シ故ニ書ニ云フ。少人ハ才ヲ得テ、用ヒ難ク、惡人ハ徳ヲ貪ツテ護リ難シ。所謂遠キ慮リナクシテハ近キ憂ヘアリトイヘルハ若クハ之ヲ謂フ歟。爰ニ

將門追討の官符下る

將門頗ル功課ヲ官都ニ積ミ、忠信ヲ永代ニ流フ。而ルニ一生ノ一業ハ、猛濫ヲ宗トシ、毎年毎月ニ合戰ヲ事トス。故ニ學業ノ輩ヲ屑シトセズ。此レ只武藝ノ類ヲ翫ベリ。是ヲ以テ楯ニ對シテ親ヲ問ヒ、惡ヲ好ミテ過ヲ被ムル。然ル間邪惡ノ積テ、一身ニ覃ビ、不善ノ謗ハ、八部ニ聞ヘテ、終ニ版泉ノ地ニ殞ビテ、永ク謀叛ノ名ヲ遺セリ。漢書ニ曰ク、版泉ハ昔高祖ノ合戰ノ地ナリト 時ニ賊首ノ兄弟及ビ伴類等追捕スベキノ官符、去ル正月十一日ヲ以テ東海東山兩道ノ諸國ニ下サル。其官符ニ云フ。若シ魁帥ヲ斂サバ、募ルニ朱紫ノ品

ヲ以テシ、又次ノ將軍ヲ斬ラム者ハ其勳功ニ隨ヒテ、マサニ官爵ヲ賜ハム者。仍テ詔シテ左大將軍參議兼修理大夫右衞門督藤原朝臣忠文、副將軍刑部大輔藤原朝臣忠舒等ヲ使トシ、八國ニ遣ハスノ次ニ、賊首將門ノ大兄將頼、幷ニ玄茂等相摸國ニ到リテ殺害セラレ、次ニ興世王上總國ニ到リテ誅戮セラル。坂上遂高、藤原玄明等皆常陸國ニ斬ラル。相次グ海道擊手ノ將軍兼刑部大輔藤原忠舒、下總權少掾平公連ヲ押領使トナシ。四月八日ヲ以テ入部ス。卽チ謀叛ノ類ヲ尋ネ擊ツ。ソノ內ニ賊首將門ノ舍弟七八人、或ハ鬢髮ヲ剃除シテ深山ニ入リ、或ハ妻子ヲ捐捨シテ各〻山野ニ迷ヒ、猶ホ遺ルモノハ恐ヲナシテ去ル。又正月十一日ノ官符ハ各四方ニ散ジ、或ハ二月十六日ノ詔使恩符ヲ憑ミ、稍公庭ニ行フ。（以上第三十一段）

將門追討の官符

○阪泉の地　黄帝災帝と阪泉の野に戰つて之に克つといふ事がある。（阪泉は阪泉とある方が正しいのである。）此故事を引いたのである。漢高祖が此地で戰つたことは漢書には見えない。○扶桑略記には將門作類被射殺者一百九十七人、擒得雜物平楯三百枚、弓胡簶各百九十九具、大刀五十一柄、謀叛書等といふ文が見えて居る。

○將門追討の官符は本朝文粹及び扶桑略記に見えて居る。左の如くである

〔本朝文粹〕

太政官符　東海東山道諸國司（○弘本東以下八字爲正文、下有尾張言上四字）

應拔有殊功輩加不次賞事

右平將門積惡彌長、宿暴暗成、猥招烏合之群、只宗狼戾之事、寃國宰、而奪印鎰、領縣邑而事抄掠、輕狡之黨、愚惷之徒、或欲免一朝之辱、自赴勸誘之屬、或擬延片時之命、（寬本無）多入刧略之中、將門不顧微分、還忘朝恩、遂恣叛逆（○松本作逆亂）之意、更夾窺窬之謀、縱有帶甲之千萬、何犯畫象之化、縱有驍勇之數百、何越紆帶之城、獨知非底之廣、空忘海外之守、開闢以來本朝之間、叛逆之甚、未有此比、適懷暴（○弘本作異）心

功を論じ賞を行ふ

之志、空過殄滅之殃、皇天自可施天誅、神明何（◎弘本作无）有秘神兵、抑一天（◎弘本有之字）下、寧非王土、九州之內、誰非公民、官軍黠（◎寬本作點）虜之間、豈無憂國之士乎、田夫野叟之中、豈無忘身之民乎者、左大臣宣、奉勅、宜仰國宰、若殺魁帥（◎一本作師）者、募以朱紫之品、賜以田地之賞、永及子孫、傳之不朽、又斬次將者、隨其勳功、賜官爵者諸國承知、依宣行之、普告遐邇、令知此由、符到奉行。

天慶三年正月十一日、員外從五位下、左大史尾張宿禰言鑑、右中辨正五位下兼行內藏頭源朝臣相職（◎弘本作右中辨正五位上兼行內藏頭源朝臣相職、外從五位下左大史尾張宿禰言鑑奉、）

然間武藏介源經基、常陸大掾平貞盛、下野押領使藤原秀郷等ハ勳功ノ勇ナキニ非ズトシテ褒賞ノ驗アリ。仍チ去ル三月九日中務ノ軍（イクサノキミ）ニ奏シ、謀克ク忠節ヲ宣フ、爰ニ賊首ノ戎陣ニ着キ、武功ヲ三庭ニ到ス者（テヘリ）。今ノ介恒基ハ始メ虛言ヲ奏スト雖モ、終ニ實事ニ依ル。從五位下ニ叙ス。掾貞盛ハ頃年合戰ヲ歷ト雖モ、未

ダ勝負ヲ定メズ。而ルヲ秀郷力ヲ合セテ謀叛ノ首ヲ斬リ討ツ。是レ秀郷ガ古キ計ノ嚴（カシコ）キ所ナリ者（ナヘリ）。從四位下ニ叙ス。マタ貞盛ハ既ニ多年ノ危難ヲ歷、今兇怒ノ類ヲ誅セルハ、尤モ貞盛ガ勵ノ致ス所ナリ、故ニ正五位上ニ叙シ已ニ了ンヌ之ヲ以テ之ヲ謂フニ、將門謬ツテ過分ノ望ヲ負テ、逝水ノ涯ニ從タリト雖モ、人ノ爲ニ官ヲ施セリ、其心ニ怨マズ。何トナレバ虎ハ以テ皮ヲ遺シ、人ハ以テ名ヲ遺ス。憐ムベシ、先ヅ己ガ身ヲ滅シテ後ニ他ノ名ヲ揚ルコト。今案内ヲ撿スルニ、昔ハ六王ノ逆心ニ依リ、七國ノ災難アリキ。今ハ一士ノ謀叛ニ就イテ、八國ノ騷動ヲオコセリ。縱フルニ此覬覦ノ謀ハ古今ニモ希ナル所ナリ況ンヤ本朝ハ神代ヨリ以來、未ダ此事アラズ。然ラバ則チ妻子ハ道ニ迷ヒ、臍ヲ噬ムノ媿ヲ取リ「兄弟ハ所ヲ失ヒ身ヲ隱スノ地ナシ。云

將門の亂は神代以來の大變

ノ如キノ從ハ暗ニ霞外ニ散リ、影ノ如カル類ハ空シク途中ニ亡ブ、或ハ生キナガラ親子ニ迷ヒテ、山ニ求メ川ニ問フ。或ハ惜ミナガラ夫婦ヲ離レテ、內ニ訪ヒ外ニ尋ヌ。鳥ニ非ザルモ暗ニ四鳥ノ別ヲナシ、山ニ非ザルモ徒ラニ三荊ノ悲ヲ懷ク。犯アリテ犯ナキ、薰蕕同畔ニ亂レ、濁アリ濁ナキ涇渭ヲ一流ニ混ス。方(ヒタ)今雷電ノ聲ハ尤モ百里ノ內ニ響ク。將門ノ惡ハ既ニ千里ノ外ニ通レリ。將門常ニ大康ノ業ヲ好ミ、終ニ宣王ノ道ニ迷フ。（尙書ニ曰ク、大康ハ无道ニシテ田獵ヲ好ミ、東都ニ於テ死ス。車改曰ク、宣王ハ古藏、故ニ此句アリ）仍テ不善ヲ一心ニ作シ、天位ヲ九重ニ競フ。過分ノ辜、卽チ生前ノ名ヲ失ヒ、放逸ノ報、卽チ死後ノ媿ヲ示ス。

（以上第三十二段）

○三庭　出典不明。　○恒碁　六孫王經基の事。　○六王の逆心　吳楚七國の亂をいふ。　○四鳥の別　孔子家語に、桓山に鳥四子を生む、羽翼既に成り將に

四海に分れんとす、その母悲鳴して之を送るとあつて、生別の悲哀に喩へたのである。○三荊　荊棘に苦められる意か、或は山徒におふざるも三荊（荊は刑杖か）とて刑罰を受ける意かと解く説もある。○大康の業　夏の大康盤遊して返らずといふ事がある。○宣王の道　周の宣王賢に任じ能を使ひ政を内外になすといふ事がある。將門は大康の業のみを好んで宣王の道に依らなかつたといふ意。

諺ニ曰ク、將門昔ノ宿世ニ依リテ、東海道下總國豐田郡ニスマフ。然リ而シテ殺生ノ暇ニ羈セラレ曾テ一善ノ心ナシ、而ル間生死限リアリテ、終ニ以テ滅沒ス。何レニ往キ何レニ來リテ、誰ガ家ニ宿ル。田舍ノ人報ジテ云フ。今三界、國六道、郡五趣、鄕八難、村ニ住ス。但シ中有ノ使ニ寄セ、消息ヲ告ゲテ云フ予在世ノ時ニ、一善ヲ修セズ。此業報ニ依リテ惡趣ニ廻ル。我ヲ訴フル者ハ只今萬五千人。痛イ哉、將門惡ヲ造リシ時ハ、伴類ヲ催シテ以テ

犯シキ。報ヲ受クノ日ハ諸罪ヲ蒙リテ以テ獨リ苦シム。身ヲ受苦ノ劍林ニ置テ、肝ヲ鐵圍ノ煨爐ニ燒ク。楚毒至リテ痛ミシハ敢テ言フベカラズ。但シ一月ノ内ニ、只一時ノ休アリ。其由何トナレバ、獄吏ノ言フ。汝在世ノ時ニ誓願セシ所ノ金光明經一部ノ助ナリ者ト。冥官曆ニ云フ。十二年ヲ以テ一年トナシ、十二月ヲ以テ一月トナシ、卅日ヲ以テ一日ト爲ス。之ヲ以テ之ヲ謂フニ、我日本國ノ曆ニハ九十二年ニ當ル。彼本願ヲ以テ此苦ヲ脫ルベシ者。抑、閻浮兄弟、娑婆妻子、他ノタメニ慈ヲ施シ、惡ノタメニ善ヲ造ル。口ニ甘シト雖モ恐テ生類ヲ食フベカラズ。心ニ惜ムト雖モ好ンデ佛僧ニ施シ供フベシ者。亡魂ノ消息右ノ如シ。

天慶三年六月中ノ記文　（以上第三十三段）

○三界國　欲界、色界、無色界。　○六道郡　地獄、餓鬼、畜生、修羅、人間、天上。　○五

將門記の補遺として中原師茂家記の記事

趣郷　六道の内より修羅を除きたる者を五趣といふ（法華文句十二卷に見ゆ）○八難村八難は、聞法八難と云ひ、即ち惡世界に生れた故に正法を聞く事が出來ないのをいふのである。卽ち一、生レテ在リ地獄ニ二、生在餓鬼ニ三、生在畜生ニ四、生在北方天ニ（此天は樂多くして苦惱なき故に法を聞く志なし）五、生長壽天ニ（同上の理由）六、聾、盲、瘖、啞、七、世智辯聰（世智多過ぎて却つて佛正法を信せず）八、佛出世の前と後とに生れたる者。佛教に又三途八難と云ふことがある、三途とは即ち八難中の第一、第二、第三をいふのである。○閻浮　一閻浮提、この宇宙をいふ、即ち現在の世界。○娑婆　この世の中をいふ。

（中原師茂家記）（史學雜誌第四卷の四十五に坪井九馬三博士の引くところ）

三月九日（天慶三年）諸卿參入、藤原秀鄕叙從四位下、平貞盛叙從五位上、則請印其位記等、付飛驛使、相副各位袍等遣了。

按ずるに貞盛の位階は日本紀畧、太神宮諸雜事記等皆從五位下になり、將門記は正五位上になる。扶桑略記のみ從五位上となつて居るが本書によつて略記の説に決することが出來よう。

十八日東國謀反副將武藏權守興世王幷隨兵卅餘人於上總國被討殺之由彼國國解相副大將軍解文等言上、則上御奏覽了。

按ずるに興世王は日本紀略及び一代要記等を參照するに其殘兵を率ゐて上總に到りしに、藤原公雅のために襲はれ、二月十九日（一代要記）誅に伏し、三月十八日其狀を奏覽に供したるものと思はれる。

四月十二日、今日常陸國飛驛參上云、賊首故平將門弟爲陸奥權介伴有梁之聟、居住彼國、仍將種與有梁共成謀反、云々。

按ずるに、將門の弟に將種といふ者がある事は諸書に見えぬが、將門記に「賊首將門舍弟七八人、或剃除鬢髮入於深山、或捐棄妻子各迷山野」とあるから一旦謀反しても夫々誅せられたものと思はれる。

五月三日、近日坂東平將門頭於東市令見諸人。

按ずるに、日本紀略天慶三年四月廿五日の條に「藤原秀鄕差使（恐らくは傳の字脫）平將門首」とあるから將門の首は四月二十五日を以て京都に達したのであらう。さうして四月末から五月初にかけ東市に於て之を公衆に示した

ものと思はれる。

天慶十年三月、朝廷は東西兩亂の鎭定後、感ぜらるる所があつたと見えて、敵味方兩軍の戰歿者のために法會を修せられた事が本朝文粹に見えて居る。即ち參考のため左に揭げる。

〔本朝文粹〕卷十三

朱雀院平賊後被修法會願文　後江相公

奉圖觀音像六舖

奉寫法華（◎永本作妙法蓮華）經六部

右奉仰云、慈悲爲舟、濟庶類於苦海、智惠是炬、照群迷於昏衢、難解難入、白蓮之種貫花、無去無來、紺頂之影澄月、無得而稱、其唯（永本无）妙覺歟、伏惟、眞尊往事、不忘者、有猥以眇身、嗣膺寶曆、訓俗少術、踐薄氷於深淵、撫民失方、懼朽索於奔駕、東山揖命之徒、（將門の亂をさす）陣雲漫起、南海亂常之族、（純友の亂逆をさす）逆浪不閑、遂義征伐、而出師、更懸滅亡而泣罪、或伏白刄而傳首、或迷蒼波而亂骸、猶恐九泉之底、永纏寒冰、三

塗之間、彌溺沸鼎、合眼憂悲、彈指謦咳、昔當萬邦之有罪、歸責於一人、今思四生之無安、求哀於十方、夫遊十方而導衆生、觀音之誓自在、兼三界、而救群類、妙法之功甚深、故今圖繪尊像、繕寫寶典、分此一心、備於六道、雖在官軍、雖在逆黨、既云率土、誰非王民、欲混勝利於怨親、以頒拔濟於平等、況隋高祖之建仁祠、變戰場於頗梨之閣、唐太宗之設齋會、迎亡卒於菩提之門、在今尋古、世異趣同、爰展一日之錦筵、普施千僧之綺饌、意樹逆春、解脫之枝黙萼、身田迎夏、定惠之水浮光、非揮智劍、何剪稠林、（◎永本有非邏法兩豈開疊花華）仰願多寶如來、從地涌出、普賢菩薩、乘象降臨、證明恩波之無岸、知見聖德之有隣、又願燕肝越膽、輪廻之鄉無期、欲（◎永本作慾）海愛河、流轉之蜚不定、請扇鷲頭之餘風、併滅阿尾之殘焰者、奉仰令修如件、敬白、

天慶十年三月廿八日、別當從三（◎永本作二）位、守大納言、兼右近衞大將、藤原朝臣師輔奉、

（將門記卷末の文）

承德三年正月廿九日於大智房酉時許書了。

同年二月十日未時讀了。（通邦云、元本一筆、唯此一行墨色殊、）

此の寫卷は初の程失せて文の名をだに知れず。去共承德の古本最も古へがなつかしさに、本のまゝに寫侍りぬ。此は吾尾張の國大須の寶生院の古藏なりしを、享保の頃寺門を出し、今は何某の家に秘藏せらるゝとぞ云なる。其の墨して點せられし假名文字は、承德の昔振なるも、今は物の證共成りぬべかめれば、物學の種共成らねかしと徒然に寫出ぬ。

天明二年壬寅八月　　稻葉通邦

此の將門のゆゑよし書し寫卷は、いと古く傳はれるをありのまゝに寫してよと、道邦大人のもとめ給へるを、否むもをこかましく寫しをへぬ。

松岡壯鹿輔

此將門一卷は、はやく稻葉通邦が寫されてもたりけるを、年月のうつりゆくまゝに、ちりほひうせなん事のなけかしく、かつはいにしへしのぶ人々にも見せまほしくてせちにこひもとめてこたみ板にゑらしめつ。

寛政十一年六月　　尾張國名兒屋人　植松有信

本記の原本は尾張國名古屋眞福寺に古來所有しつるを、享保十五年に至り

徳川侯本寺を修理し給ふ造營奉行たりし松平太郎右衞門君山、其の功畢る時、住侶某私に勞を謝するが爲めに此の一卷を君山に贈りしとぞ。然るに君山死後、其の子萑山之を眞福寺に復舊し、再び所有となりし顚末寛政九年四月榊原香山長俊が影寫せしめ、其の云々を跋文にかける一本、亡友松岡調所有するを、先つ年一閲して、今の刊行稻葉通邦の附言に享保の頃寺門を出し、今は某の家に秘藏せらるゝと、天明二年にかけるに思ひ合せられて、其の某家は君山なりしを初て察知せり。（中略）されば近時心を潛めて此の古書籍のたゝならぬを、公然歷史部類の國寶となさまほしく稟議しつるを、果して本年四月に及び、其の國寶に指定せらるゝは然あるべき美事なりかし。（下略）

明治三十八年四月　　文學博士　小杉榲邨

承平五年二月將門伯父國香を常陸に襲ふ

平貞盛京に在りて父の訃を聞く

將門記全文(校訂本)

(端闕)　卷首闕失十餘許行

裏等野本□扶等張陣、相待將門。遙見彼軍之體、所謂向蘇幡之神、靡旗擊鉦(蘇幡者兵具也。以獸毛作之。鉦者兵鼓也。諺云布利豆々美也)爰將門欲罷不能、擬進無由、然而勵身勸據、交刃合戰矣。將門幸得順風、射矢如流、所中如案。扶等雖勵、終以負也。仍亡者數多、存者已少。以其四日始自野本、石田、大串、取木等之宅、迄至與力人々之小宅、皆悉燒巡。□火遁出者、驚矢而還、入火中叫喚。□之中、千年之貯、作於一時炎。又筑破、眞壁、新治三箇郡伴類之舍宅五百餘家、如員燒掃。哀哉男女爲火成薪、珍財爲他成分。三界火宅、財有五主、去來不定、若謂之歟。其日火聲論雷施響、其時煙色爭雲覆空。山王交煙隱於巖後、人宅如灰散於風前。國吏萬姓視之哀慟、遠近親疎聞之歎息。中箭死者、不意別父子之中、棄楯遁者、不圖離夫婦之間。就中貞盛進身於公、事發以前、參上於花城、經廻之程、具由聞於京都。仍彼君案物情、貞盛寔與彼前大掾源護幷其諸子等、皆同黨之者也。然而未與力、偏被編其緣坐。嚴父國香之舍宅、皆悉殄滅、其身死去者。逈聆此由、心中嗟嘆、於財有五主者、何憂吟之。但哀亡父空告泉路之別、存母獨傳山野之迷。朝居聞之、淚以洗面、夕臥思之、愁以燒胸。貞

承平五年十月良正將門と新治郡川曲村に戰つて敗死す

盛不任哀慕之至、申暇於公、歸於舊鄕。僅着私門、求父於煙中、問遺母於巖隈。幸雖預司馬之級、還吟別鶴之傳。方今以人口尋得偕老之友、以傳言問取連理之徒。烏呼哀哉、着布冠於綠髮、結菅帶於藤衣、冬去春來、漸失定省之日。歲變節改、僅遂周忌之願。貞盛倩檢案內、凡將門非本意敵、斯源氏之緣坐也。諺曰、賤者隨貴、弱者資強、不如敬順。苟貞盛在守器之職、須歸官都、可增官勇。而孀母在堂、非子誰養。田地有數、非我誰領。睦於將門、通芳操於花夷、流比翼於國家。仍具擧此由、慇斯可者、乃擬對面之間、故上總介高望王之妾子平良正、亦將門次之伯父也。而介良兼朝臣與良正兄弟之上、乍兩彼常陸前椽源護之因緣也。護常歎息子扶、隆、繁等爲將門被害之由。然而介良兼居於上總國、未執此事、良正獨追慕因緣、如車舞廻於常陸地。爰良正偏就外緣愁、卒忘肉親之道。仍企干戈之計、誅將門之身。于時良正之因緣見其威猛之勵、雖未知勝負之由、兼莞爾熙怡而已。字書曰、莞爾者倭言都波惠牟也、上音官反、下音志反、熙怡者倭言與呂古布也、上音伎、下音伊反 任理負楯、依實立出。將門傳聞此言、以承平五年十月廿一日、忽向彼國新治郡川曲村。則良將揚聲、如案討合、棄命各合戰。然而將門有運既勝、良正無運遂負也。射取者六十(餘)四人、逃隱者不知其數。然以其廿二日將門歸於本鄕。爰良正幷因緣伴類、下兵恥於他堺、上敵名於自然。慧動寂雲之心、晴追疾風之影。書曰慧者阿知支奈久 然而依於會稽之深、尙發敵對

承平六年六月

良兼上總武射郡より常陸に赴く

之心、仍勤不足之由、舉於大兄之介。其狀云、雷電起響、是由風雨之助。鴻鶴凌雲、只養羽翔之用也、羨被合力、鎭將門之亂惡。然則國內之騷自停、上下之動必鎭者。彼介良兼朝臣開吻云。昔之惡王尙犯害父之罪、今之世俗何忍强甥之過。舍弟所陳尤不（不ハ衍カ）可然也、其由何者、因緣護掾、頃年有所物愁。苟良兼爲彼姻婭之長、豈无與力之心哉。早整戎具、密可相待者。良正勵得水之龍心、成李凌（陵）之昔勵。聞之先軍被射者、治瘡而向來、其戰遁者、繕楯會集、而問介良兼調兵張陣、以承平六年六月廿六日、指常陸國、如雲涌出上下之國。（言上總下總也。）雖加禁遏、稱問因緣、如遁飛者。不就所々關、自上總國武射郡之少道、到着下總國香取郡之神前。自厥渡着常陸國信太郡𦲗前津、以其明日早朝、着於同國水守營所、斯雞鳴、良正參向、述不審。其次貞盛依有疇昔之志、對面於彼介、口相語云、如聞我寄人與將門等慇懃也者、斯非其兵者。兵以名尤爲先、何令虜領若干之財物、令致害若干之親類、可媚其敵哉。今須與被合力、將定是非云。貞盛依人口之甘、雖非本意、暗爲同類、指下下毛野國之堺、地動草靡、一列發向。爰將門依在機急、爲見實否、只率百餘騎、以同年十月廿六日、向於下毛野國之堺、依實件敵有數千許、略見氣色、敢不可敵對、其由何者、彼內未我合戰之遑、人馬膏肥、干戈皆具、將門被摺度々之敵、兵具已乏、人勢不厚。敵見之、如垣築楯、如切攻向矣、將門未到、

将門良兼の軍を破る

源護の告狀により官使下る

承平七年四月大赦の令下る

先寄步兵、略令合戰、且射取人馬八十餘人也。彼介大驚怖、皆挽楯逃還。將門揚鞭稱名、追討之時、敵失爲方、偪仄府下。（傳曰、偪仄者倭言伊利古萬留也。）於斯將門思惟、允雖不在常夜之敵、尋脉不疎、建氏骨肉也。所云夫婦者親而等瓦、親戚者疎而喩葦。若終致殺害者、若物譏在遠近歟。仍欲逃彼介獨之身、便開國廳西方之陣、令出彼介之次、千餘人之兵皆免鷹前之鴙命、忽成出籠之鳥歡。厥日、件介無道合戰之由、觸於在地國日記已了。以其明日歸於本堵。自茲以來、更无殊事。然間依前大椽源護之告狀、件護幷犯人平將門及眞樹等可召進之由官符、去承平五年十二月廿九日符、同六年九月七日到來。差左近衛番長正六位上英保純行、同姓氏立、宇自加支興等、被下常陸下毛下總等之國。仍將門告人以前、同年十月十七日、火急上道、便參公庭、具奏事由。幸蒙天判、檢非違使所被略問、允雖不堪理務、佛神有感、相論如理。何況一天恤上有、百官顧所、犯准輕、罪過不重。振兵名於畿內、施面目於京中。經廻之程、乾德降詔、鳳曆已改。（言帝王御冠服之年、以承平八年改天慶元年、故有此句也。）故松色含千年之緣、蓮糸結十善之蔓。方今萬姓重荷、輕於大赦、八虐大過、淺於犯人。將門幸遇此仁風、依承平七年四月七日恩詔、罪无輕重、含悅靨於春花、賜還向於仲夏。忝辭燕丹之遑、終歸嶋子之墟。（傳言、昔燕丹事於秦皇、遂經多年、然後燕丹請暇歸古鄕。即秦皇仰曰、縱烏首白、馬生角時、汝聽還者。燕丹歎仰天、烏爲之首白、俯地、馬爲之生角。秦皇大驚、乃許歸。又嶋子者、幸雖入常樂之國、已還本鄕之墟、故有此句。）

良兼將門を攻めんとして來り子飼渡を閣む

將門脚病あり良兼のために破らる

也、子細見本文也。所謂馬有北風之愁、鳥有南枝之悲、何況人倫、於思何尤懷土之情哉、仍以同年五月十一日早辭都洛、着弊宅、未休旅脚、未歷旬月、件介良兼不忘本意之怨、尙欲遂會稽之心。頃年所構兵革、其勢殊自常。便以八月六日圍來於常陸下總兩國之堺子飼之渡也。其日儀式請靈像而張於陣前、（言靈像者故上總介高茂王形、幷故陸奥將軍平良茂形也。）整精兵而襲攻將門。其日明神有忿、惣非行事。隨兵少已用意皆下。只負楯還。爰彼介燒掃下總國豐田郡栗栖院常羽御厩及百姓舍宅。于時晝人宅收櫓、而奇灰滿於每門、夜民烟絕煙、漆柱峙於每家。煙遐如掩空之雲、炬邇似散地之星。以同七日所謂敵者、獪猛名而早去。將門懷酷怨而暫隱矣。將門偏欲揚兵名於後代、亦變合戰於一兩日之間、所構鉾楯三百七十枚、兵士一倍、以同月十七日同郡下大方鄉堀越渡固陣、相待件敵。叶期如雲立出、如電響致。其日、將門急勞脚病、每事朦々。未幾合戰、伴類如筭打散、所遺民家爲仇皆悉燒亡。郡中稼穡、人馬共被損害。所謂千人屯處草木具彫者、只謂之歟。以登時將門爲勞身病隱妻子、共宿於幸島郡葦津江邊。依有非常之疑、藏(載)妻子於船、泛於廣河之江。將門帶山居於陸閑岸、經一兩日間、件敵以十八日各分散。以十九日敵介取幸島道渡於上總國。其日將門之婦乘船寄彼方岸之。于時彼敵等得媒人之約、尋取件船、七八艘內所被虜掠雜物資具三千

將門の妻子擒にせらる

良兼再び常陸に赴く

將門追捕の官符下る

餘端。妻子同共討取。即以廿日渡於上總國。爰將門妻去夫留、忿怨不少、其身乍生其魂如死。雖不習旅宿、慷慨假寐。豈有何益哉。妾恒存貞婦之心、與幹朋欲死。夫則成漢王之勵、將欲尋楊家廻謀之間、數旬相隔、尙懷戀處、尤相逢之期。然間妾之舍弟等成謀、以九月十日竊令還向於豐田郡。既背同氣之中、屬本夫家。譬若遼東之女隨夫令討父國、件妻背同氣之中、逃歸於夫家。然而將門尙與伯父爲宿世之讎。彼此相挑時、介良兼依有因緣、到着於常陸國也。將門僅聞此由、亦欲征伐。所備兵士千八百餘人、草木共靡、以十九日發向常陸國眞壁郡。乃始自彼介服織之宿、與力伴類舍宅、如員掃燒、一兩日之間追尋件敵、皆隱高山。乍有不相逗留之程、聞有筑波山、以二十三日如員立出。依實件敵從弓袋山之山南、谿、遙聞千餘人之聲、山響草動、軯諠譁。將門固陣築楯、且送簡牒、且寄兵士。于時律中孟冬、日臨黃昏。因玆各挽楯陣々守身。自昔迄今、敵人所苦、晝則掛箭、以眄人矢所中、夜則枕弓、以危敵心所勵。風雨之節、簑笠爲家、草露之身、蚊虻爲仇。然而各爲恨敵、不憚寒溫、合戰而已。其度軍行頗有秋遺、敷稻穀於深泥、涉人馬於自然、飽秣斃牛者十頭、醉酒被討者七人、（眞樹陣人其命不死）謂之口惜哉、燒幾千之舍宅、想之可哀。滅何萬之稻穀、終不逢其敵、空歸於本邑。厥後以同年十一月五日介良兼、掾源護幷掾平貞盛、公雅、公連、秦清文、凡常陸國等可追

良兼將門の駈使子春丸を誘ふ

捕將門官符被下武藏、安房、上總、常陸、下毛野等之國也。於是將門頗述氣附力。而諸國之宰乍抱官符慥不張行、好不掘求。而介良兼尙銜忿怒之毒、未停致害之意、求便伺隙、終欲討將門、于時將門之駈使丈部子春丸依有因緣、屢融於常陸國石田庄邊之田屋。于時彼介心中以爲、（字書曰、以爲者於牟美良久）讒劍破巖、屬請傾山、盍得子春丸之注、豈致害將門等之身、即召取子春丸問案內。申云、甚以可也。今須賜此方之田夫一人。將能漸々令見彼方氣色云々彼介愛興有餘、惠賜東絹一疋、語云、若汝依實令謀害將門者、汝省荷夫之苦役、必爲乘馬之郎頭。何況積穀米以增勇、分衣服以擬賞者。子春丸忽食駿馬之宍、未知彼死、偏隨鴆毒之甘、喜悅罔極。率件田夫歸於私宅豐田郡岡埼之村、以其明日早朝、子春丸彼使者、各荷炭、而到於將門石井之營所、一兩日宿衞之間、麾率使者、其兵具置所、將門夜遁所、及東西之馬打、南北之出入、悉令見知。

子春丸石井營所を案内す

爰使者還參、具擧此由。彼介良兼々構夜討之兵、同年十二月十四日夕、發遣於石井營所。其兵類所謂一人當千之限八十餘騎、既張養由之弓、（漢書曰、養由者執弓、則空鳥自落、百射百中者也。）彌負解烏之靫。（淮南子曰、有弓師、名曰夷羿、堯皇時人也、時十介之日、此人即射九介日、射落地、其日有金烏、故名烏、仍喩於上兵者也。）催駿馬之蹄、（郭璞曰、駿馬生三日而超其母、仍一日行百里也、故喩於駿馬而已。）一揚李陵之鞭、如風徹征、如鳥飛着、即以亥尅出結城郡法城寺之當路打着之程、有將門一人當千之兵、暗知夜討之氣色、交於後陣之

良兼石井營所を襲ひて却つて破らる

從類徐行、更不知誰人、使自鵜鴨橋上竊打前立、而馳來於石井之宿、具陳事由。主從惚忙、男女共囂。爰敵等以卯尅打圍也。於斯將門之兵十八人不足、揚聲告云、昔聞者由弓（人名）楯爪、以勝於數萬之軍、子柱（人名）立針、以奪千交之鉾。況有李陵王之心、汝等愼而勿歸面。將門張眼嚼齒、進以擊合。于時件敵等、弃楯如雲逃散、將門羅馬而如風追攻矣。遁之者宛如遇猫之鼠失穴、追之者譬如攻雉之鷹離鞲。第一之箭射取上兵多治良利。其遺者不當九牛一毛。其日被戮害者卌餘人、猶遺者存天命以遁散。（但注人子春丸有天罰、事顯、以承平八年正月三日被捕殺已了。）

承平八年二月貞盛京に上らんとす

此後株貞盛三顧已身。立身修德、莫過於忠行、損名失利、無甚於邪惡。淸廉之比、宿於蚫室、羶奎之名、取於同烈。然本文云、不憂前生貧報、但吟惡名之後流者。若貞盛久巡濫惡之地、必可有不善之名。不如出華門以遂官、上花城以達身。加之一生只如隟、千歲誰榮。猶爭直生、可辭盜跡。苟貞盛奉身於公、幸預於司馬烈。況積勞於朝家、彌可拜朱紫之衣。其次快奏身愁等畢、以承平八年春二月中旬、自山道京上。將門具聞此言、告伴類云、讒人之行、憎忠人之在己上。邪惡之心、嫉富貴之先我身。所謂蘭花欲茂、秋風敗之、賢人欲明、讒人隱之。今件貞盛將門會稽未遂、欲報難忘。若上官都讒將門身歟。不如追停貞盛蹂躙之。

將門貞盛を追跡す

爰率百餘騎之兵、火急追征、以二月廿九日追着於信濃國少縣郡國分寺之邊、便帶千阿川彼此合戰間、

平良兼病死す

貞盛陸奥守平維扶に倚り陸奥に遁れんとす

將門貞盛を追求す

武藏權守興世王足立郡司武藏武芝と爭ふ

無有勝負。厥内彼方上兵他田眞樹中矢而死、此方上兵文室好立中矢生也。貞盛幸有天命、免呂布之鏑、遁隱山中。將門千般搔首、空還堵邑。爰貞盛千里之粮被奪一時、旅空之涙灑於草目。疲馬舐薄雪、而越堺、飢從含寒風而憂上。然而生分有天、僅届京洛。便錄度々愁由、奏大政官。可糺行之天判、賜於在國地。以去天慶元年六月中旬京下之後、懷官符、雖相糺、而件將門彌施逆心、倍爲暴惡。厥内介良兼朝臣以六月上旬逝去。沈吟之間、陸奥守平維扶朝臣以同年冬十月擬就任國之次、自山道到着於下野之府。貞盛與彼太守依有知音之心、相共欲入於彼奥州、令聞事由、甚以可也。乃擬首途之間、亦將門伺隙追來固前後之陣、狩山而尋身、踏野而求蹤。貞盛有天力、而如風徹、如雲隱。太守思煩、弃而入任國也。厥後、朝以山爲家、夕以石爲枕、兇賊之恐尚深、非常之疑彌倍、禁々不離國輪、匿々不避山懷、仰天觀世間不安、伏地吟一身之難保。一哀二傷、厭身難廢。厥聞鳥喧則疑例敵之噬、見草動則驚注人之來、乍嗟運多月、乍憂迷數日。而頃日无合戰之音、漸慰旦暮之思。然間以去承平八年春二月中、武藏守興世王、介源經基與足立郡司判官代武藏武芝共、各爭不治之由。如聞國司者无道爲宗。郡司者正理爲力。其由何者、縱郡司武芝年來恪懃公務、有譽无謗。苟武芝治郡之名、頗聽國内、撫育之方、普在民家。代々國宰不求郡中之欠負、往々刺

將門は興世王經基武芝の三人を和解せんとす

武芝の兵誤つて經基の營所を圍む

經基京に上り將門興世王等を誣奏す

史、史无違期之譴責。而件權守正任未到之間、推擬入部者。武芝檢案內、此國爲承前之例、正任以前、輙不入部之色者。國司偏稱郡司之无禮、恣發兵仗、押而入部矣。武芝爲恐公事、暫匿山野。如案襲來武芝之所々舍宅、緣邊之民家、排底搜取、所遺之舍宅、檢封弃去也。凡見件守介行事、主則挾仲和之行、（花陽國志曰、仲和爲太守、重賦貪財、漁國內之也。）從則懷草竊之心、如箸之主、合眼而成破骨出膏之計、如蟻之從、分手而勵盜財隱運之思、粗見國內凋弊、平民可損。仍國書生等、尋越後國之風、新造不治悔過一卷、落於廳前。事皆分明。於此國郡也、武芝已雖帶郡司之職、本自無公損之聆。所被虜掠之私物、可返請之由、屢令覽擧、而會无辨糺之政、頻致合戰之構。于時將門急聞此由、告從類云、彼武芝等非我近親之中。又彼守介非我兄弟之胤。然而爲鎭彼此亂、欲向相武藏國者。卽率自分之兵仗、就武芝當野。武芝申云、件權守幷介等、一向整兵革、皆率妻子登於比企郡狹服山者。將門武芝相共指府發向。于時權守興世王先立而出於府衙。介經基未離山陰。將門且興世王與武芝令和此事之間、各傾數杯、迭披榮花。而間武芝之後陣等、无故而圍彼經基之營所。介經基未練兵道、驚愕分散云。忽聞於府下。于時將門鎭濫惡之本意、既以相違。興世王留於國衙、將門等歸於本鄉。爰經基所懷者、權守、將門被催郡司武芝、抱擬誅經基之疑。卽乍含深恨、遁上京都。仍爲報興世王、

天慶二年三月朝廷將門の犯罪を糺さしむ將門諸國の解文を請ひ寃を訴ふ

興世王下總に來る

藤原玄明貪慾にして良民を苦しむ

將門等之會稽、巧虛言於心中、奏謀叛之由於太政官。因之京中大驚、城邑併囂。爰將門之私君太政大臣家、可擧實否之由御教書、以天慶二年三月廿五日寄於中宮少進多治眞人助眞、所被下之狀、同月廿八日到來、云云。仍將門取常陸下總、下毛野、武藏、上毛野五箇國之解文、謀叛无實之由、以同年五月二日言上。而間介良兼朝臣以六月上旬作臥病床、剃除鬢髮、卒去已了。自爾之後、更无殊事。而比、武藏權守興世王與新司百濟貞連彼此不和、乍有姻婭之中、更不令聽坐矣。興世王恨世寄宿於下總國。抑依諸國之奏狀、爲將門可有功課之由、被議於宮中、幸沐恩澤於海內、須滿威勢於外國。而間常陸國居住藤原玄明等、素爲國亂人、爲民之毒害也。望農節則貪町滿之步數、至官物則无束把之辨濟、動凌轢國使之來責、兼劫略庸民之弱身。見其行則甚於夷狄、聞其操則伴於盜賊。于時長官藤原維幾朝臣、爲令辨濟官物、雖送度々移牒、對捍爲宗、敢不府向、背公恣施猛惡、居私而强寃部內也。長官稍集度々過、依官符之旨、擬追捕之間、急提妻子、遁渡於下總國豐田郡之次、所盜渡行方、河內兩郡不動倉穀糒等、其數在郡司所進之日記也。仍可捕送之由、移牒送於下總國幷將門。而常稱逃亡之由、曾无捕渡之心。凡爲國成宿世之敵、爲郡張暴惡之行、鎭奪往還之物、爲妻子之稔、恒掠人民之財、爲從類之榮也。將門素濟侘人而述氣、顧无便者而

玄明將門に合力を請ふ

將門玄明を援けて常陸に侵入し維幾を虜にす

興世王將門に勸めて坂東を虜掠せしむ

託レ力。于レ時玄明等爲ニ彼守維幾朝臣、常懷ニ狼戾之心、深含ニ蛇飲之毒。或時隱レ身欲ニ誅戮、或時出レ力欲ニ合戰。玄明試聞ニ此由於將門。乃有下可レ被ニ合力一之樣上。彌成ニ跋扈之猛、悉構ニ合戰之方、內議已訖。集ニ部內之干戈、發ニ堺外之兵類、以ニ天慶二年十一月廿一日、涉ニ於常陸國。々兼備ニ警固、相ニ待將門。將門陳云、件玄明等令レ住ニ國土、不レ可ニ追捕之牒奉レ國。而不ニ承引、可ニ合戰之由、示ニ送返事。仍彼此合戰之程、國軍三千人如レ員被ニ討取也。將門隨兵僅千餘人、押ニ塘府下、便不レ令ニ東西。長官既伏ニ於過契、詔使復伏辨敬屈。世間綾羅如レ雲下弛、微妙珍財如レ分散。萬五千之絹布、被レ奪ニ五主之客。三百餘之宅烟滅ニ作於一旦之烟。屛風之西施、急取ニ裸形之媿、府中之道俗、酷當ニ爲レ害之厄。金銀彫鞍、瑠璃塵匣、幾千幾萬。若干家貯、若干珍財、誰採誰領矣。定額僧尼、請ニ頓命於夫兵、僅遺士女見ニ酷媿於生前。可レ憐別駕拘ニ紅淚於緋襟。可レ悲國吏跪ニ二膝於泥土。當今濫惡之日、烏景西傾、放逸之朝、領ニ掌印鎰。仍追ニ立長官詔使、令ニ隨身既畢。廳衆哀慟、留ニ於館後。伴類俳佪迷ニ於道前。以ニ廿九日、還ニ於豐田郡鎌輪之宿。長官詔使令レ住ニ一家、雖レ加ニ愍勞、寢食不レ穩。于レ時武藏權守興世王、竊議ニ於將門ニ云、今檢ニ案內、雖レ討ニ一國、公責不レ輕、同虜ニ掠坂東、暫聞ニ氣色者。將門報答云、將門所レ念啻斯而已。其由何者、昔斑足王子欲レ登ニ天位、先致ニ千王頭。或太子欲レ奪ニ父位、降ニ其父於七重之獄。苟將門刹帝苗裔、三世之末葉

將門大謀を企つ

天慶二年將門下野國府を陷る

將門上野に入り印鎰を奪ふ

妖婦八幡大菩薩の神使と稱し將門に天位を授く

也。同者始自八國、兼欲虜領王城。今須先奪諸國印鎰、一向受領之限、追上於官堵。然則且掌入八國、且腰附萬民者。大議已訖。又帶數千兵、以天慶二年（十二月）十一日、先渡於下野國、各騎如龍之馬、皆率如雲從也。揚鞭催蹄、將越萬里之山、各心勇氣奢、欲勝十萬之軍。既就於國廳、張其儀式。于時新司藤原公雅、前司大中臣全行朝臣等、兼見欲奪國氣色、先再拜將門、便擎印鎰、跪地奉授。如斯騷動之間、館內及府邊、悉被虜領。令差幹丁、使追長官於官堵。長官唱云、天有五衰、人有八苦。今日遭苦大底何爲。宇書、伊加加世牟也。時改世變、天地失道、善伏惡起、佛神無驗。嗚呼哀哉、鷄儀未舊、飛於西朝、龜中作新、耗於東岸、言任中有此愁故所云也。館內之兒女、弃車轅而歩於霜旅、門外從類、離馬鞍而向於雪坂。治政之初、開金蘭之靡、任中之盛、彈歎息之爪。被取四度之公文、空歸於公家（私）。被奪一任之公廨、徒疲於旅暗、國內吏民、嚬眉而涕涙、堺外士女、擧聲而哀憐。昨日聞他上之愁、今日取自下之媿。略見氣色、天下騷動、世上凋弊、莫過於斯。吟々之間、終從山道追上已了。將門以同月十五日、遷於上毛野之次、上毛野介藤原尚範朝臣被奪印鎰、以十九日兼付使追於官堵。其後領府入廳、固四門之陣、且放諸國之除目。于時有一昌伎、稱八幡大菩薩使、奉授朕位於蔭子平將門。其位記左大臣正二位菅原朝臣靈魂表者、右八幡大菩薩起八萬軍、奉授朕位。今須以卅二相音樂、早可奉

將門を名けて新皇といふ

將門の上書

迎之。爰將門捧頂再拜。況四陣擧而立歡、數千併伏拜。又武藏權守、幷常陸掾藤原玄茂等、爲其時宰人、喜悅譬若貧人之得富、美咲宛如蓮花之開敷。於斯自製奏諡號、將門名曰新皇。仍於公家且奏事由狀云。

將門謹言。不蒙貴誨、星霜多改。渴望之至、造次何言。伏賜高察、恩々幸々。然先年依源護等愁狀、被召將門。恐官符急然（タチマチニ）上道、祗候之間、奉仰云。將門之事、既霑恩澤。仍早返遣者。歸著舊堵已了。然後忘却（シリゾケテ）兵事、緩絃安居。而間前下總介平良兼、興數千兵、襲攻將門。不能背走、相防之間、爲良兼被殺損奪掠人物之由、具注下總國之解文、言上於官。爰朝家被下諸國合勢可追捕良兼等官符又了。而更給召將門等之使。然而依心不安、遂不上道、付官使英保純行、具由言上又了。未蒙報裁、鬱包（悒イ）之際、今年之夏、同平貞盛奉召將門官符到常陸國。仍國司頻牒送將門。件貞盛脫追捕、踡上道者也。公家須捕糺其由、而還給得理之官符、是尤被矯飾也。又右少辨源相職朝臣引仰旨、送書狀詞云、依武藏介經基之告狀、定可推問將門之後符已了者。待詔使到來之比、常陸介藤原維幾朝臣息男爲憲、偏假公威、只好寃枉。爰依將門從兵藤原玄明之愁、將門爲聞其事、發向彼國。而爲憲與貞盛等同心、率三千餘之精兵、恣下兵庫器仗、戎具幷楯等、挑戰。於是將門勵士卒起意氣、討伏爲憲軍兵已了。

將門の弟將平諫む

于時領州之間滅亡者、不知其數幾許。況乎存命黎庶、盡爲將門虜獲也。介維幾不教息男爲憲、令及兵亂之由、伏辨過狀已了。將門雖非本意、討滅一國、罪科不輕、可及百縣、因之候朝議之間、且虜掠坂東諸國了。伏案昭穆、將門已柏原帝王五代之孫也、縱永領半國、豈謂非運、昔振兵威取天下者、皆史書所見也。將門天之所與、既在武藝、思惟等輩誰比將門、而公家无褒賞之由、屢被下譴責之符者。省身多恥、面目何施。推而察之、甚以幸也。抑將門少年之日、奉名簿於太政大殿、數十年至于今矣。相國攝政之世、不意擧此事。歎念之至、不可勝言。將門雖萠傾國之謀、何忘舊主。貴閣且賜察之甚幸。以一貫萬、將門謹言。

天慶二年十二月十五日

謹々上　太政大殿少將閣賀恩下

于時新皇舍弟將平等、竊擧新皇云。夫帝王之業、非可以智競、復非可以力爭。自昔至今、經天緯地之君、纂業承基之王、此尤蒼天之所與也。何慥不權議。恐有物譏於後代、努力々々。

于時新皇勅云、武弓之術、既助兩朝、還箭之功、且救短命。將門苟揚兵名於坂東、振合戰於花夷。今世之人、必以擊勝爲君。縱非我朝、僉在人國。如去延長年中大赦契王、以正月一日討取渤海國、改東丹國領掌也。盍以力虜領哉。加以衆力之上、戰討經功也。欲越山之心不

伊和員經の諫言

將門除目を行ふ

王城建立の議をなす

京師震駭す

憚、欲破巖之力不弱、勝鬪之念可凌高祖之軍。凡領八國之程、一朝之軍攻來者、足柄碓氷固二關、當禦坂東。然則汝曹所申甚迂誕也者。各蒙叱罷去也。且縱容之次、内竪伊和員經謹言。有爭臣則君不落不義。若不被遂此事者、有國家之危。所謂違天則有殃、背王則蒙嘖。願新天信耆婆之諫、全賜維（推イ）悉之天裁者。新皇勅曰。能才依人爲憾、就人爲喜。口出此言、不及駟馬、所以出言无遂哉、略敗議。汝曹无心甚也者。員經卷舌鉗口默而閑居。昔如秦皇燒書埋儒、敢不可諫矣。唯武藏權守興世王、爲時宰人、玄茂等爲宣旨、且放諸國之除目、下野守叙舍弟平朝臣將頼、上野守叙常羽（イクハ）御厩別當多治經明、常陸介叙藤原玄茂、上總介叙武藏權守興世王、安房守叙文屋好立、相模守叙平將文、伊豆守叙平將武、下總守叙平將爲、且諸國受領點定、且成可建王城議。其記文云、王城可建下總國之亭南、兼以檥橋（ウキ）號爲京山埼、以相馬郡大井津號爲京大津、便左右大臣、納言參議、文武百官、六弁八史、皆以點定、内印外印、可鑄寸法、古文正字定了。但孤（狐）疑者、暦日博士而已。偏聞此言、諸國長官、如魚驚、如鳥飛、早上京洛。然後迄武藏相模等之國、新皇巡檢、皆領掌印鎰、可勤公務之由、仰留守之國掌。乃可預天位之狀、奏於太政官、自相模國歸於下總。仍京官大驚、宮中騷動。于時本天皇請十日之命於佛天、厥內屈名僧於七大寺、祭禮奠於八大明神、詔曰、忝膺天位、幸

天慶三年正月將門常陸に向ふ

貞盛扶等の妻捕虜となる

簒鴻基、而將門濫惡爲力、欲奪國位者。昨聞此奏、今必欲來。早饗名神、停此邪惡、速仰佛力、拂彼賊難。乃本皇下位、攝二掌於額上、百官潔齊(齋)、千祈於仁祠。況復山々阿闍梨、修邪滅惡滅之法、社々神祇官、祭頓死頓滅之式、一七日之間、所燒之芥子七斛有餘、所供之祭料五色幾也。惡鬼名號燒於火壇之中、賊人形像着於棘楓之下。五大力尊遣侍者於東土、八大尊官放神鏑於賊方。而間天神嚬嘁而謗賊類非分之望、地類呵嘖而憎惡王不便之念。然新皇案井底淺勵、不存堺外之廣謀。卽自相模歸本邑之後、未休馬蹄、以天慶三年正月中旬、爲討遺敵等、帶五千之兵、發向於常陸之國也。于時奈何、久慈一兩郡之藤氏等、相迎於堺、罄美而大饗。新皇勅曰、藤氏等可指申掾貞盛幷爲憲等之所在。于時藤氏等奏曰、如聞其身如浮雲、飛去飛來、宿處不定也奏訖。爰猶相尋之間、漸隔一旬、僅吉田郡蒜間之江邊拘得掾貞盛、源扶之妻。陣頭多治經明、坂上遂高等之中、追領彼女。新皇聞此事、爲匿女人媿、雖下勅命、勅命以前、爲夫兵等、悉被虜領也。就中貞盛之妾被剝取、露形更无爲方矣。眉下之涙、洗面上之粉、胷上之炎、焦心中之肝。內外之媿成身內媿、會稽之報遭會稽之敵、何謂人哉。何恨天哉。生前之慙、有稠人而已。爰傍陣頭等奏新皇曰、件貞盛之妾、容顏不卑、犯過非妾、願垂恩詔、早遣本貫者。新皇勅曰、女人流浪返本屬者、法式之例、又鰥寡孤獨加優

將門下野に出陣す

貞盛秀郷等勝に乘じて川口村に到る

恤者、古帝之恒範也。便賜一襲。爲試彼女本心、忽有勅歌曰、（册爾手毛、風之便丹、吾ソ問、枝離垂、花之宿緒）妾幸遇恩餘之頼、和之曰、（册爾手毛、花之匂ノ散來レ者、我身和比志止、於毛保江奴鉋、）其次源扶之妾、恥一心之不幸、寄人詠曰、（花散之、我身牟不成、吹風波、心牟遣杵、物爾佐利計留、）翫此言間、人人和怡、逆心御止。（員鈴曰、御止者、暫息、）雖歷多日、无聆件敵。仍皆返遣諸國兵士等、僅所遺之兵不足千人。傳聞此事、貞盛幷押領使藤原秀郷等驚（整）四千餘人兵、急欲合戰。新皇大驚、以二月一日、率隨兵超向於敵地下野之方。于時新皇將門前陣、以未知敵之所在、副將軍春（玄）茂、陣頭經明、遂高等後陣、以訪得敵之所在、爲見實否、登高山之頂、遙見北方、依實有敵。略氣色四千餘人許也。爰經明等得既一人當千之名、不可見過件敵。今不奏新皇、迫以討合於押領使秀郷之陣。秀郷素有古計、如案討靡玄茂之陣、其副將軍及夫兵等、迷三兵之手、散於四方之野。知道之者如弦徹出、未知之者如車旗廻、僅存者少、遂亡者多。于時貞盛秀郷等、就蹤征之程、同日未申剋許、襲到於川口村。新皇揚聲已行、振劍自戰。貞盛仰天云、私之賊則如雲上電、公之從則如厠底之蟲。然而私方无法、公方有天、三千兵類、愼而勿歸面者。日漸過於未剋、臨於黄昏。各募李陵王之臆、皆成死生決之勵矣。桑弓快挽、（快多乃之久挽比加禮）蓬矢直中、公從者自常强、私賊者自例弱。所謂新皇折馬口於後、牽楯本於前。昨日之雄、今日之雌也。故常陸國軍晒咲留宿、下總國兵忿愧

貞盛、將門等の家屋を燒く

將門幸島郡北山に退き援軍を待つ

貞盛等將門を急擊す

早去。厥後貞盛、秀鄕等相語云、將門既非千歲之命、自他皆一生之身也。而將門獨跋踊於人寰、自然爲物防也。出則競濫惡於朝夕、入則貪勢利於國邑。坂東之宏蠧、外土之毒蟒、莫甚於之。昔聞斬靈蚘而鎭九野、剪長鯢而淸四海。（漢書曰、靈蚘者人、嗤尤之名、左傳、楚子曰、長鯢者大魚之名、故喩不義之人歟(飲)少國者也。）方今殺害凶賊、非鎭其亂、自私及公、恐損鴻德歟。尙書云、天下雖安、不可不戰、甲兵雖强、不可不習。縱此度雖勝、何後戰可忘。加以武王有疾、周公代命、大分貞盛等奉命於公、將擊件敵。所以集群衆而加甘詞、調兵類而倍其數。以同年二月十三日、着强賊地下總之堺。新皇擬招弊敵等、引率兵使、隱幸島之廣江。爰貞盛行事左右、廻計於東西。且始自新皇之妙屋、悉燒掃與力之邊家、火煙昇而有餘於天。人宅盡而无主於地。僅遺緇素弃舍宅而入山、適留士女迷道而失方、不恨常陸國之已損、唯歎將門等之不治。今貞盛追尋件仇、其日尋不逢、厥朝將門身擐甲冑、案廻序之遁處、心懷逆惡、存衞方之亂行。（白居易曰、廻序者、喩於虛空也。衞方者、刑府之人也。天性好奸猾、追捕之時、上天入地者也。）而恒例兵衆八千餘人、未來集之間、啻所率四百餘人也。且帶幸島郡之北山、張陣相待矣。貞盛、秀鄕等、號子反之銳衞、練梨老之劍功。（白居易曰、子反養由兩人、昔漢婁舜俗之人也。子反年始四十、投鉾十五里、養由年始七十、奪(吹)劒於三千里、故有此句也。）以十四日未申剋、彼此合戰。于時新皇得順風、貞盛、秀鄕等不幸立於咲下。其日暴風鳴枝、地籟運塊。新皇之南楯、拂前自倒、貞盛之北楯、覆面。因之

将門遂に戰歿す時に天慶三年二月十四日

常陸介維幾等任國に還る

彼此離栖各合戰之時、貞盛之中陣擊變、新皇之從兵雜馬討。且討取之兵類八十餘人、皆所追靡也。爰新皇之陣、就跡追來之時、貞盛、秀鄕、爲憲等之伴類、二千九百人皆遁去。只所遺精兵三百餘人也。此等失方立巡之間、還得順風。于時新皇歸本陣之間、立於咲(吹)下。貞盛秀鄕等、棄身命而力限合戰。爰新皇着甲冑、疾駿馬、而躬自相戰。于時現有天罰、馬忘風飛之步、人失梨老之術。新皇暗中神鏑、終戰於託鹿之野、獨滅蚩尤之地。天下未有將軍自戰自死。誰圖不糺少過、及於大害。私施勢而將奪公德。仍寄朱雲之人、刎長鯢之頸。漢書曰、朱雲者惡人也。昔朱雲請尚方之劍、殺人之頸也。便自下野國副解文、以同年四月廿五日、其頸言上。但常陸介維幾朝臣、幷交替使幸過理運之遺風、便以十五日歸任國館。譬若鷹前之鴆遺於野原、狙上之魚歸於海浦。昨日暫含凶叟之恨、今新蒙亞將之恩。凡新皇失名滅身。允斯武藏權守興世王、常陸介藤原玄茂等、謀之所爲也。哀哉、新皇敗德之悲滅身之歎、譬若欲開之嘉禾早萎、將耀之桂月兼隱。有春節故云禾萎也。以二月十四日逝過、故言桂月兼隱也。左傳云、貪德背公宛如憑威踐鉾之虎。故書云、少人得才而難用、惡人貪德而叵護。所謂无遠慮有近憂、若謂之歟。爰將門頗積功課於官都、流忠信於永代。而一生一業、猛濫爲宗、每年每月合戰爲事。故不屑學業之輩。此只翫武藝之類。是以對楯問親、好惡被過。然間邪惡之積、覃於一身、不善之謗、聞於八部。終殞版泉

天慶三年正月官符を下し勇兵を諸國に募る

大將軍藤原忠文副將軍藤原忠舒

論功行賞

之地、永遺謀叛之名矣。漢書曰、阪泉者、昔高祖之合戰之地也。于時賊首兄弟及伴類等可追捕官符、以去正月十一日、下於東海東山兩道諸國、其官符云、若殺魁帥者、募以朱紫之品。又斬次將軍者、隨其勳功、將賜官爵者。仍詔使左大將軍參議兼修理大夫右衞門督藤原朝臣忠文、副將軍刑部大輔藤原朝臣忠舒等、遣八國之次、賊首將門之大兄將賴、幷玄茂等到於相摸國、被殺害也。次興世王到於上總國、被誅戮也。坂上遂高、藤原玄明等、皆斬於常陸國。相次海道擊手將軍兼刑部大輔藤原忠舒、下總權少掾平公連、爲押領使、以四月四日入部。即尋擊謀叛之類、厥內賊首將門舍弟七八人、或剃除鬢髮、入於深山、或捐捨妻子、各迷山野。猶於遺成恐去。又正月十一日官符、各散四方、或憑二月十六日詔使恩符、行稍公庭、然間武藏介源經基、常陸大掾平貞盛、下野押領使藤原秀鄉等、非无勳切之勇、有褒賞驗、仍去三月九日、奏中務軍(イクサノキミ)謀克宣忠節、爰着賊首戎陣、到武功於三庭者。今介恒基也、始雖奏虛言、終依實事、叙從五位下。掾貞盛頃年雖歷合戰、未定勝負、而秀鄉合力斬討謀叛之首、是秀鄉古計之所嚴者。叙從四位下。又貞盛既歷多年之險難、今誅兇怒之類、尤貞盛勵之所致也。故叙正五位上已了。以之謂之、將門謬負過分之望、雖從逝水之涯、爲人施官、不怨其心、何者虎以遺皮、人以遺名也、可憐先滅已身、後揚他名、今撿案內、昔者依六王之逆心、有

七國之災難。今者就一士之謀叛、起八國之騷動。縱此覬覦之謀、古今所希也。況本朝神代以來、未有此事。然則妻子迷道、取噬臍之媿。兄弟失所、无隱身之地。如雲之從、暗散於霞外、如影之類、空亡於途中。或乍生迷親子、而求山問川。或乍惜離夫婦、而內訪外尋。非鳥暗成四鳥之別、非山徒懷三荊之悲。有犯无犯、薰猶亂於同畔。有濁無濁、混涇渭於一流。方今雷電之聲尤響百里之內。將門之惡、既通於千里之外。將門常好大康之業、終迷宣王之道。(倘書曰、大康者无道而好田獵、於東都死也。車改曰、宣王古戴、此故有此句也) 仍作不善於一心、競天位於九重。過分之辜、則失生前之名。放逸之報、則示死後之媿。謗曰、將門依昔宿世、住於東海道下總國豐田郡、然而被竊致生之暇、曾无一善之心。而間生死有限、終以滅沒。何往何來、宿於誰家。田舍人報云、今住三界國六道郡五趣鄉八難村。但寄中有之使、告消息云、予在世之時、不修一善。依此業報廻於惡趣。訴我之者、只今萬五千人。痛哉將門造惡之時、催伴類以犯。受報之日、蒙諸罪以獨苦也。置身於受苦之劍林、燒肝於鐵圍之煨燼。楚毒至痛、不可敢言。但一月之內、只有一時之休、其由何者、獄吏言、汝在世之時、所誓願之金光明經一部之助者、冥官曆云、以十二年爲一年、以十二月爲一月、以卅日爲一日。以之謂之、我日本國曆當九十二年。彼本願可脫此苦者。抑閻浮兄弟、娑婆妻子、爲他施慈、爲惡造善、雖口甘恐不可食生類。雖心惜而好可

施㆓供佛僧㆒者。亡魂消息如㆑在。

天慶三年六月中記文

或本云、我日本國曆曰、九十三年之內、可㆑有㆓其一時之休㆒、今須我兄弟等、遂㆓此本願㆒可㆑脫㆓此苦㆒。然則如㆑聞、生前之勇不㆑成㆓死後之面目㆒。傲々之報受㆓憂々之苦㆒。一代有㆓讎敵㆒戰㆑之如㆓角牙㆒。然而勝強負㆑弱、天下有㆓謀叛㆒競㆑之如㆓日月㆒。然而公增私滅、凡世間之理、痛㆑死而不㆑可㆑戰、生㆓現在㆒有㆑恥、死後无㆑譽、但世鬪諍堅固、尙濫惡盛也。人々心々、有㆑戰不㆑戰、若有㆓非常之疑㆒後々達者且記而已矣。仍里无名謹表。

承德三年正月廿九日於㆓大智房㆒酉時許書了。同年二月十日未時讀了。

抄本首存㆓此數十字㆒

夫聞、彼將門者、天國押撥御宇、柏原天皇五代之苗裔三世高望王之孫也。其父陸奧鎮守府將軍平朝臣良持也。舍弟下總介平良兼朝臣將門之伯父也而良兼以㆓去延長九年㆒聊依㆓女論㆒舅甥之中既相違、云云。

右將門記、以㆓植松有信所㆑刻本㆒書寫、以㆓抄本及扶桑略記古事談等㆒一校了。

(三)平將門の本貫と僞宮

自分は先回の歴史地理研究會例會の席上で、將門の話を致したが、あれは自分が只今研究中の武家勃興史の緒でもゐるから、一寸陳べたのであります。然るに其記事が先月の「歴史地理」に載つてゐる。大體はあの通りであるが、素より一場の談話を書き取つたのであるから、事が前後したり、過不及になつたりした所もある。因て此に更めて私の說を發表することにしたのであります。將門の事は成田參詣記、下總舊事考にも精しく出て居り、近くは星野博士の說も史學雜誌に載つて居るから、自分が取立てて申す程の事もないが、相馬日記や利根川圖譜の如き異說もあるから、一應辯じて置く必要があると思ひます。私の說は大抵成田參詣記の說に協賛したのであつて、別に新說ではないが、其說明の仕方に至つては、多少工夫をしたところもあるのである。又私は此相馬郡の取手や守谷邊までは漫遊した事があるが、岩井の方へはまだ行かないから、曩に猿島郡岩井町役場へ將門の遺跡を問合せた所が、幸ひ同地の敎育家稻葉賢介氏から精しい報告書が來たので、其材料をも取交せて陳べる事にする。

將門の謀反は伯父甥の爭におこり、始めから王位に卽かうと企てたのでないこ

將門は下總國豐田郡の人

とは、將門記に明瞭なるが上に、先輩の說もある事であるから、此には略して置き、主として將門の本貫、石井(イハヰ)營所及び僞宮の事に就て陳べて見よう。

一、將門の本貫　將門が豐田郡の人であつたことは、將門記に詳細に見えて居る、卽ち將門は……東海道下總國豐田郡に住み」と明白に書いてあり、尙ほ又、同書承平五年十月廿二日の條には「其廿二日を以て將門本鄕に歸る」とあり、同十月廿六日の條には「其明日を以て本堵に歸る」とあつて、此本鄕とか本堵とかいふのは、豐田郡の本居をさす事は、前後の文意で明瞭である。承平七年八月六日の條には、平良兼が將門を攻めるさまを陳べ「爰に彼介(良兼)下總國豐田郡栗栖院常羽厩及び百性の舍宅を燒掃ふ」と書いてある。これは良兼が將門の本居を突いて行つたのである。將門もまた同月十七日の條に「同國豐田郡下大方鄕堀越渡に陣を固めて、件敵を相待つ」と書いてある。此時將門は脚病を勞らつたため敗軍して妻子を傍近へ隱したが、やがて妻子は一旦俘虜にされて上總國へ連れて行かれた。其後妻は隙を見て本居へ歸つて來たが、其模樣は「爰に將門の婦は夫を去りて留り……九月十日を以て竊かに豐田郡に還向はしめ……本夫の家に屬す」とある。其後天慶二年十一月廿

一日に、將門は常陸に赴いて國司藤原維幾等を攻めたが、其時も「廿九日を以て豊田郡鎌輪の宿に還る」と書いてある。且つ此記事は扶桑略記とも符合する。この鎌輪の宿といふは今の鎌庭村のことであらうといふ。又日本紀略天慶二年十二月廿七日の條にも「下總國豊田郡の武夫が、平將門幷に武藏權守從五位下興世王等と謀反す」と書いてある。以上の事實を綜合して考へて見れば、將門の本貫を下總國豊田郡と定める事は至當と思はれる。たゞ豊田郡の何處であつたかに至つては、チョッと取極め難いのであるが、大方鎌輪の宿(今の鎌庭村)近傍であつたかと推測せられる。それゆゑ成田參詣記には別府を以て充てゝあるが、中らずと雖も遠からざるものかと察しらる。世間には往々將門を相馬郡の人と書いた本もあるけれども、是等は根據の無い說である(その委きことは後に陳ぶ)。かくて將門記、本朝世紀、本朝文粹、扶桑略記、日本紀略、今昔物語、古事談等には、相馬の將門といふことは一向に見えないのである。

二、石井營所　古への石井(イハヰ)鄉は、今の新町村で云へば、猿島郡のうち岩井町、中川村、七鄉村、飯島村、神大實村、弓馬田村、七重村、長須村、森戸村、沓掛村の一町九村を併せて稱

石井營所の所在及び規模

へるといふことである。或ひは北の方塚崎に達したといふ説もあつて、中々廣いものであるから、石井營所を以て今の岩井町に充てる事は出來ぬかも知れぬが、將門記に石井宿といふことが見えるから、大體岩井町と見てよからうと思はれる。この營所は何時造つたものとも分らないが、其規模は中々大きくして、豐田の本宅よりは寧ろ此方が城砦の仕組をなし廣大であつたかと思はれる。將門記に石井營所に就いて一寸面白い話が書いてある。或時將門の駈使丈部(ハセツカベ)子春丸が因緣があつたので常陸國石田(イハタ)庄の邊へ通つたが、平良兼は竊かに子春丸を召し、之に食はすに利を以てして、將門の內情を尋ねた。子春丸は內諾したので良兼は一人の田夫を彼に附けて遣はし、將門の狀況を窺はせた。子春丸は田夫を連れて豐田郡岡崎村の私宅に歸り、其翌日早朝に彼男と炭を荷つて石井營所に至り、一兩日宿衛して居る間に、使の者を引き入れて、兵具の置所、將門が夜遁所、東西の馬打、南北の出入等を悉く知らせた。そこで良兼は大いに喜んで夜討の兵を集め、同年(承平七年)十二月十四日の夜の亥の刻(今の午後十時)に石井營所に發向したが、其途次結城郡法城寺(結城寺の誤)に着いた頃、將門が部下に一人當千の兵があつて、暗に夜討の樣子を知

幸島は幸島（猿島）の誤寫なるべし

り、窃かに良兼の後陣に加はり、徐ろに歩んで鵝鴨(カモ)橋の上に至り、夫から俄かに馳せて石井の宿に至り、變を將門に告げた。此に於て將門は驚いたが速に用意をすると、丁度卯刻（朝の六時）に敵は石井營所を打圍んだ。されども將門等が奮戰したので敵は目的を達する事が出來ず、打負されたといふ事である。石井營所に關する記事は大體上の如くである。

三、辛島郡　辛島之廣江　次に辛島といふ名稱について一寸陳べて置かう。將門記に辛島といふ名稱が前後四回見えて居る。内二つは郡名をつけて辛島郡葦津江、辛島郡之北山とある。後の二つは辛島道、辛島之廣江とあるが、何れも辛島となつて居る。且つ「カラシマ」と假名までつけてある。されども此辛島は先輩も言はれた通り、幸島(サシマ)即ち猿島の誤寫であらうと思はれる。古寫本今昔物語には幸島の北、及び幸島の北山と二箇所みえて居るが、何れも幸の字になつて居る。將門記の假名は古訓ではあるが、悉くは隨はれないと思ふ。山崎知雄校訂本の日本紀略には下總國幸島とあり、且つ其頭註に「幸は諸本に辛となり、將門記に辛島郡葦津とせるは是にあらず、和名抄に猿島郡葦津とあるは即ち將門記の辛島葦津なり、東鑑に

偽宮の所在は石井營所の附近か

幸島四郎行時、同小次郎時村見ゆ、又常陸國大寶八幡享德五年鐘銘にも又幸島とあり」とある、清宮秀堅の下總舊事考にも「豐田郡宗任明神社藏嘉吉中文書、又岩井延命寺華鬘銘、及常陸大寶八幡享德中鐘銘等、共に幸島になる、中古幸島と書きしと見ゆ。阪野耕雨云、將門記幸島郡は幸島郡の誤なりと、是說極めて是なり」と書いてある。是等によつて見れば、幸島郡は幸島郎ち猿島郡なる事は疑なしと思はれる。若し將門の當時に幸島郡といふのがあつたとすれば、和名抄にも其名が出て居るべき筈であるのに、其名は一向に見えないのである。

四、僞宮跡　將門は王城を建つべき議をなし、左右大臣、納言參議、文武百官、六辨八史を點定し、只闕くる所は暦博士のみであつたといへば、其計畫は甚だ廣大であつた樣に思はれるが、實際王城を建つる評議のあつたのは、天慶二年十二月十九日で、將門が誅せられたのは、翌年の二月十四日であるから、其間は僅かに五十餘日に過ぎぬ。されば僞宮の事もホンの計畫のみに過ぎなかつた樣に思はれる。尤も將門は承平五年の頃から既に久しく闘爭をして居たが、當時は豐田の本邸又は石井營所に居つたのであつて、王城の評議等はなかつたのである。假りに王城は建設した

ものとして見ても、其所在はやはり猿島郡石井鄕の中であつたらうと思はれる。其證は將門記天慶二年十二月十九日の條に「且は諸國の受領を點定し、且は王城を建つべき議をなす、其記文に云ふ、王城を下總國の亭南に建つべし、兼ねて檥橋を以て號して京の山崎と爲し、相馬郡大井津を以て京の大津と爲す」とあり、又扶桑略記には「又王城を建つべき處を定め、下總國猿島郡石井鄕南亭を都朝と爲すべし」と書いてある。帝王編年記にも「猿島郡石井鄕」と見えて居る。乃ち扶桑略記及び帝王編年記には王城のありかを石井鄕と明白に書いてあるが、將門記にはたゞ下總國の亭南とあるのみであるから所在が不明であるが、能く前後の文を考へて見れば同じ意義になるのであらう。それは檥橋には郡名を書かないで、大井津に相馬郡と斷つてあるので分る。其わけは檥橋の方は僞宮と同郡(卽ち猿島郡)にあるから(若しくは豐田郡であつても、これも將門が本邸のあるところで、人がよく知つて居るから)郡名を書く必要がない、之に反して大井津は他郡であるから、特に相馬郡大井津と斷つたのであらう(卽ち僞宮は相馬郡にないことがわかる)。尤も隣郡に大井といふところがあれば紛れやすいゆゑ郡名を書く必要があるが、和名抄にも相

猿島郡方面よりの報告

馬郡の外には[illegible]井は見えてゐないのである。亭南は一に南亭となつて居るが、亭南の方が正しくて岩井亭の南といふ樣な意味でもあらう。次に大井津は相馬郡大井庄の中にあつたのであらうが、檥橋は何處であらうか。大須本の將門記には檥の字へ「于ヽ」と假名がついて居る。「于ヽ」は今の假名でいへば「ウキ」で、卽ち浮橋の義である。檥の字は舟を檥する意味で、浮橋と讀むのが適當であらう。浮橋は何處に架けてあつたか詳でない。然るに古寫本今昔物語には磯津(イソツ)の橋になつて居る、豐田郡に磯といふ村があるが、この邊にあつた橋であらうといふ說もある。之も一說とすべきであらう。

さて僞宮の跡は石井鄉の中としても、石井の何處かと確定する事は困難である又戰爭の模樣(天慶二年二月十三日(辛))を見ても敵は猿島郡境に着いたのに、將門は敵を招かうとして兵を率ゐて辛島の廣江に隱れたが、其間に貞盛は謀を廻らして、將門以下の邸宅を燒き拂つた事が書いてある。之は多分石井營所などの事であらうが、王城の事は別に書いてない。そこで私は旁、以て王城は計畫のみで、實際出來たのでは無いと思ふのである。さて茲に、猿島郡稻葉賢介氏から將門の事に關して精しい

報告があつて參考に供すべきものがあるから左に掲げる。

(イ)伏木に至る道路　今の岩井町の西北一里半の地に、伏木といふ所がある。(今は森戸村大字伏木)岩井から伏木まで一大道路が通じて居つて、岩井に近い部分(國王明神の西南數町のところ)數町の間は、道幅が殊に廣くして七間乃至十間に達して居る。之を富士見馬場といつて將門が馬を調練した所だと言ひ傳へてある。又此道全體も將門が造つたのだといふ傳説がある。

(ロ)便無原(ビンナシ)の道路　神田山村(岩井を距ること一里許)大字便無原に大凡一里半許の間、道幅四間位の道路の址がある。これは今は廢道となつて、通るものはないが、將門が弓田(ユダ)城(弓田村は岩井町を去ること北東一里餘、此に城の舊址があつて、城山といひ、將門が子城を構へた所だと傳へてある、飯沼が城の三面を圍み、險要の地である。此城は天正年間に染谷民部が居つたといふ)守谷へ通つた道路だと言ひ傳へる。(この守谷へ通ふ道路といふは後から附會したものであらう)この道の北の端は、城山を隔つること半里で、飯沼落堀のために中斷されて居る。この二の道路は此附近には絶えて見ざる大道路で、全く王城に關係のものではあるまいかと傳へて居る。

(ハ)飯沼　成田參詣記及び下總舊事考には飯沼を以て辛島の廣江に充てゝある。飯沼は舊岡田郡と猿島郡との間にあつて甚だ廣く、東西一里乃至二里南北は數里にわたつて居たのであるが、享保年中に開發して今は大部分水田となつた。

(ニ)島廣山　扶桑略記と古事談に島廣山の名があつて、戰爭の際將門が隱れた所であるのである。下總舊事考には岩井村延命寺のある地を島と云ふとあり、此地より西の方に將門が誅せられた址があつて國王明神を祀つてある。(一說に國王明神は將門を祀つたのであるといふ)又此處に藥師があつて、島の藥師といふ、これは將門の守本尊であつたといひ傳へて居る。島廣山はこの島といふ地の中であらうといふ。

(ホ)北ノ山　將門記に辛島郡の北山といふのがある。これは岩井村の北ノ原の事であらうといふ。この邊平地で山といふ程のものはない、よつて小高い所を山とも原とも言つたのであらう。

以上が稻葉氏よりの報告の大意であるが、私が將門の事蹟に就いて硏究したところも大體以上の如きものである。併し玆には序を以て將門を相馬小次郎とい

ふ事、及び相馬内裏の事に就いて聊か卑見を陳べて置かうと思ふ。

將門を相馬小次郎といふ事

五、相馬小次郎　將門を相馬小次郎といふ事は、將門記、今昔物語等の古書には見えて居ぬ。又以上に述べた事實から推して見ても、將門は相馬に居たのでないから、相馬小次郎といふ筈がない樣に思はれる。然るに尊卑分脈、千葉系圖、神皇正統錄等には相馬と號すとか又は相馬小次郎といつたとか見えて居るのは、恐らくは千葉常胤の二子師常が相馬次郎(千葉系圖の古本には相馬小次郎)といふから、之を混同したのかとも思はれる。詳しくは相馬内裏の條に陳べる。

相馬内裏の辯

六、相馬内裏　相馬内裏といふものは今の北相馬郡守谷にあつて、之を將門の建てた僞宮に附會したのは中々古いことである。何の本が最も古いか今詳でないが、神皇正統錄に左の如き記事がある。(之は北畠親房の著神皇正統記とは別である。何人の著か不明であるが、神世より後鳥羽天皇頃までを記し、古き書と見えるが、記事は甚だ粗雜である)

同歲(承平二年)相馬小次郎平將門東國ニ於テ叛逆ヲ企、伯父常陸大掾平國香滅而關東ヲ從ヘ、下總相馬郡ニ居住而平親王ト自稱ス、是桓武天皇六代ノ孫鎭守府將軍良將之次男也。

天慶三年二月廿三日ニ、平將軍貞盛將門追討之宣旨ヲ蒙ニ依テ、俵藤太秀郷之官軍ヲ引率而下總國相馬館へ發向、爰將門四千餘騎ノ軍兵ヲ率而、辛島郡□山ニ對陣、翌廿四日未刻矢合而互責戰之處、凶徒强而官軍戰劣之間、或被レ討或疵ヲ蒙者數ヲ知ス、之ニ依テ貞盛秀郷等引退之處、官軍多以逃亡、爰將門勝ニ乘官軍ヲ責襲、于時貞盛秀郷等精兵二百餘人ヲ揃具而返合、身命ヲ棄競戰之間將門遂秀郷カ爲ニ捕レ訖。

文中將門が相馬郡に居住すとか、秀郷等が相馬館へ發向すとかあるは、著者が自ら附會したのか、或は當時行はれた俗説を取つて書いたのか何れかであらう。（但し之は守谷の相馬内裏といふものを見て然る後に書いたのではあるまい、稱する所將門記に相馬郡大井津といふ記事が一つあるから是等から内裏は相馬郡にあるやうに想像したのであらう）且つ承平二年に將門が國香を滅したとあるは承平五年の誤、また平貞盛が將門追討の宣旨を受けたといふも藤原忠文同忠舒の誤である。且つ天慶三年二月廿四日に貞盛等が將門を攻めたとあるが、將門は同月十四日に既に討死して居るのである。其他記事が粗雜であつて將門記などに合せて見ると種々相違の點がある。又神明鏡、神皇正統記などにも、將門が相馬郡に居つたやうに書いてあ

るのは、俗說を受けたのであらう。然らば相馬內裏は如何なる由來のものかといふに、相馬日記及び利根川圖譜を見ても分る通り千葉常胤の二子師常が此城に居り、其子孫が相繼で居たのである。師常は吾妻鏡には相馬次郎とあつて、之が正しいのであるが、千葉系圖には往々相馬小次郎となつて居る。下總舊事考にも小次郎として引いてある。されば相馬小次郎といふ名は本來師常の名であつたのを守谷の城地が割合に立派であつたから將門の僞宮に附會して、(二)には岩井附近に王城の址と認むべき所がなかつたから)つひに相馬內裏といふやうになり、相馬小次郎の名までを附會するやうになつたのであらう。併し是等は後世になつてからの事である。又相馬日記に相馬內裏のことを精しく且つ面白く書いてあるが、是は土地の案內者の語つたまゝを記したのであつて、確な考證とは言へない。利根川圖譜には將門の事蹟は佐原の清宮氏が多年考へ記したれば(卽ち下總舊事考を指す)今は彼の人に讓つて此には相馬日記を省略して記すと斷つてあれば、素より論ずるまでもない事である。相馬小次郎及び相馬內裏の由來は斯くの如きものであらうと私は考へる。(明治三十三年十一月記)

(四) 平將門の僞宮に就いて

中央史壇第一卷第八號は「平將門號」であつて將門に關する諸研究を揭載され、結構な讀物であつた。中に就いて藤澤氏の「平將門論」は歷史と傳說とに據つて綴られ、種々の傳說があげてあつて、面白く通讀したが、相馬の僞都と稱するものに就いては稍々「守谷志」に據り過ぎた傾があつて、事實上如何かと思はれる所がある。單に傳說地といふだけならば差支は無いが、守谷の所謂相馬內裏と傳へられるものが、將門の王城跡であると斷定するに至つては、首肯し難い所がある。藤澤氏の所說では(將門號參照無論守谷志の所說を受けたのであるが、先づ此の中に就いて一二辯じて置きたい事は、第一に今昔物語に關する條である、同氏の言はるゝ通り、今昔物語は扶桑略記より古い本であるが、此の書に「下總國相馬郡に都を立て云云」とあるといふのは不審である。國史大系本及び史籍集覽本の今昔物語には共に「亦王城を下總國の南の亭(原傍注云亭南歟)に可レ建き議を成す」とある。然らば如何なる種類の今昔物語に相馬郡云云の事があるかと思ひ、種々の異本を見たが井澤長秀の考訂した書に此の記事があつたのである。卽ち享保五年に井澤長秀が考訂した今昔物語には「下總國相馬郡に都を建一本曰、下總國猿島郡石井鄕に都を建ともあり」と書いてある。併しこれは井澤が勝手に考訂した本で、文字も所々に改竄した所があるのである。

且つ井澤氏自身も將門純友謀叛伏誅の章には「此段本文亂脱、齟齬不レ少、以レ此參ニ考將門記等諸實錄、改記如レ左、文義與ニ本書一大異、看者夫思レ之」と斷つてある。されば此の書によつて今昔物語の眞相を窺ふことは出來ないのである。今昔物語はもと將門記を抄錄したものであつて、王城を建つる所の記事も全く同書と同樣である。

次に扶桑略記の事であるが、藤澤氏は「同書の記事はすべて將門記に據つた形跡があるのに、王城の地のみ彼に無い事を明記し下總國猿島郡石井鄕南亭としたのは怪しい、殊に記事の前後に猿島郡をみな幸島と書きながら、此にのみ後代の文字なる猿島と書いたことは疑ふべき餘地がある」と陳べられて居るが、王城の地を猿島郡石井としたのは扶桑略記のみでなくて、帝王編年記(此の書は百練抄などと同樣正確なる史料によつたものである)にも猿島郡石井と見えて居る。且又猿島を後代の文字と云ふは如何、和名抄國郡部にも猿島郡と見えて居るのである。又記事の前後に幸島とあるといふが、將門純友亂に關する條には、扶桑略記には幸島の文字は一つも見えないで、郡名は是れ一つ見えて居るのみである。次は神皇正統錄の事であるが、成程同書には次の如く記してある。

同歲(正(承)平二年)相馬小次郎平將門東國に於て叛逆を企、伯父常陸大掾平國香滅而關東を從へ、下總相馬郡に居住而平親王と自稱す、是桓武天皇六代の孫鎭守府將軍良將之次男也。

天慶三年二月廿三日に、平將軍貞盛將門追討之宣旨を蒙に依て、俵藤太秀鄕等之官軍を引率而下總國相馬館へ發向、爰將門四千餘騎の軍兵を率而、辛島郡□山に對陣翌廿四日未剋矢合而互責戰之處、凶徒强而官軍戰劣之間、或被討或疵を蒙者數を知ず、之に依て貞盛秀鄕等引退之處、官軍多以逃亡、爰將門勝に乘官軍を責襲、于時貞盛秀鄕等精兵二百餘人を揃具而返合、身命を棄競戰之間、將門遂秀鄕が爲に捕れ訖。

文中將門が相馬郡に居住したとか、秀鄕等が相馬館へ發向したとかあるが、之は一體何に據つた事であらうか、同書のみならず保元物語や平家物語・神明鏡などにも相馬郡に都を建てたといふ事が書いてあるのである。　されば守谷の城地を見て然る後に此の附會說が起つたのであるかといふに、自分は決してさうとは思はない。　察する所將門記の王城を建つる條に、王城の所には別に郡名は記して無いが、其の續きに以相馬郡大井津號爲京大津」といふ文があるので、相馬郡に建都した事と速斷して此の說が起つたものでは無いかと思はれる。　京の大津といふは平安京でいへば攝津國難波の大津(今の大阪)が卽ち夫れであるが、平安京は山城國、難波の大津は攝津國である。　或は又大津は近江滋賀の大津を指すのであるかも知れぬ、それにしても道理は同樣である。　されば將門建都の場合に京の大津が相馬郡にあつたからとて王城が矢張り相馬郡内にあつたと速斷する事は出來ないであらう。　殊に此の書は記事粗雜で此の外にも誤謬が多いのである、例へば正

(承)平二年に將門が國香を滅したとあるのは、承平五年の誤、また平貞盛が將門追討の宣旨を受けたとあるのは藤原忠文、同忠舒の誤である。且つ又天慶三年二月廿四日に貞盛が將門を攻めたとあるが、將門は實は同年十四日に既に誅に伏して居るのである。其の他將門記と引合せて見ると、記述上種々相違の點がある、平家物語の事も同樣であるから略する。

然らば將門の王城を建てたのは何處かといふに、是はどうしても「將門記」によつて研究して見ればならぬのである。同書で見ると、將門は下總國豐田郡に本邸を置き又同國猿島郡(幸島とも書く)石井にも營所を置いてあつた。即ち同書に「將門は…東海道下總國豐田郡に住み」と見えて居り又「同郡(豐田郡なり)下大方鄕堀越渡に陣を固めて、件敵を相待つ」「廿九日を以て豐田郡鎌輪の宿に還る」などあるのは皆豐田郡の中である。かくて本邸は豐田郡にあつた樣に思はれる。

次に石井の事に就いては矢張り將門記に「石井宿」「石井營所」といふ事が見え、豐田の本邸よりは規模が大きく城砦の仕組をなして居た樣に見える。又將門記に辛島郡葦津とあるのは和名抄にある猿島郡蓮津に當り辛島は幸島の誤りで猿島と同じものである事が明る。次に又王城を建つる評議のあつたのは何日かと云ふに、天慶二年十二月十九日で、將門の誅せられたのは翌年の二月十四日であるから、評議の即日から建築に着手したと

しても五十四五日目に遂に將門の滅亡を見るに至つたのであるから、どんな王城が出來た事であらうか、殆んど察すべきものであつて、後世に立派な城跡を殘す程のものではなかつたらうと思はれる。或は又評議のみで建築はしなかつたのではあるまいかと云ふ說もある。尙ほ又將門記には次の如き記事がある。

(1) 王城可ㇾ建ニ下總國之亭南一、兼以ニ檥橋一號爲ニ京山埼一、以ニ相馬郡大井津一號爲ニ京大津一(參照)扶桑略記云、又定下可ㇾ建ニ王城一之處上、下總國猿島郡石井鄕南亭可ㇾ爲ニ都朝一。

(2) 新皇の將門事擬ㇾ招ニ弊敵等一、引ニ率兵使一、隱ニ幸島之廣江一、爰貞盛行ニ事於左右一、廻ニ計於東西一、且始ㇾ自ニ新皇之妙屋一、悉燒ニ拂與力之邊家一、之は多分石井營所か若しくは王城を燒いた事であらう。

(3) 厥朝將門……營所ㇾ率四百餘人也、且帶ニ幸島郡北山一、張ㇾ陣相待矣。

今以上の記事について考へて見るに、(1)は王城を建てようと評議した記事であるが、下總國之亭南とあつて何郡に屬するか不明であるが、扶桑略記には猿島郡石井鄕南亭と明記してある。亭南とか南亭とか云ふのは何れが正しいか不明であるが、察する所亭南の方が正しいかと思はれる、而して亭の南卽ち石井亭(營所)の南といふ事であるかもしれぬ、(2)の文で見ると將門が幸島(猿島の廣江に隱れたについて、貞盛は謀を廻らして新皇の邸宅以下を燒き拂つたとあり(3)の記事を見ても將門が幸島郡北山に陣を張つたとあつて何れも皆猿島郡内の事と思はれる。更に又(1)の記事を仔細に觀察するに、檥橋の方は初に書いてありながら郡名を書かないのに、大井津は後にあるにも關らず郡名(相馬

郡)を書いてある。之は何を意味するかと云ふに檥橋は王城と同郡にあるから郡名を記さず、大井津は他郡にあるから相馬郡と記入したのであらう。京の山崎とは卽ち山城國碇の山崎、京の大津とは前に陳べた通り、攝津の難波の大津(大阪)の事で、夫等に當てたのは何處であらうか。檥橋(一に礒津橋になる)は不明である、或は豐田郡の礒であらうかと云ふ說もあるが夫では郡も違ひ如何かと思はれる。相馬郡大井津とは同郡大井庄の中にあつたであらうといふ。以上陳べた通り、(1)(2)(3)の記事を對照して考へて見ると王城は猿島郡内にあつて、多分石井營所の附近に設けられたものと思はれる。かく論じ來ればそれでは守谷の城跡は如何なるものかとの問題が生ずるであらう、之は地名辭書などにも詳しく書いてある通り相馬師常の城跡である。師常は千葉常胤の次子で相馬を稱し子孫相傳へて天正十七年に及んで居る。

以上陳べた所を概括するに、相馬郡守谷の城跡を以て將門の王城に擬するに至つたのは二つの階級を經て居る事と考へられる、卽ち將門記に相馬郡大井津を以て京の大津となすといふ記事があつたので、王城も相馬郡の内にあるべきものと速斷したこと(一)、神皇正統錄、神明鏡、保元物語、平家物語の類は之であらう既に王城が相馬郡内にあるとすれば何れを以て之に當つべきかとの考から遂に守谷の城趾が要害で規模も宏大である所から之を以て王城に擬し相馬内裏などの名稱を生ずるに至つたこと(二)、常總日記、相馬日記の類が之で、俗書から出た地方の傳說を本として書いたものである。

かくて相馬内裏の說が廣く彼の地方に行はれ、一方猿島郡岩井の邊には王城らしき遺跡もないので、世人は此の地方を等閑に附するのであるが、本來王城經營の事は上述の通り五十四五日間の短日月であり、築造したかせぬかも問題であり、よしや築造したにせよとても大規模なるものでは無くて、其の城跡が殘らぬといふ方が實を得たものかと思はれる。（大正九年十二月記）

第二　房總の平氏及び相馬御厨に關する古文書について

（一）　平繁盛、貞盛、忠賴等に關するもの

この頃續左丞抄を讀みて次の如き文書を得たれば、其全文を揭げて聊か研究する所あらんとす。

太政官符、近江美濃等國司、

應﹅令﹅運﹅上延曆寺﹅散位從五位下平朝臣繁盛奉﹅書寫﹅金泥大般若經一部六百卷事﹅

右彼寺今月五日奏狀偁、繁盛去寬和二年十一月八日解狀偁、謹檢﹅案內﹅奉公之勤、古

平繁盛大般若經一部を謄寫して延暦寺に獻納せんとす

今未倦、□于老後、猶含忠節。況坂東大亂之時、故秀鄕朝臣、貞盛朝臣、與繁盛等、共竭筋骨、入萬死出一□□天下之騷動也。依其勳功、秀鄕貞盛各關恩賞、拜分憂職。繁盛獨漏朝恩、未慰夕鵬。每思鴻涙之難通、猶歎鳳德之不周。涯分之不及、方今所存也。然而及于白髮之時、偏懷皇道之節、仍奉爲聖朝安穩、鎭護國家、以金泥奉寫大般若經一部六百卷、爲表丹誠、負之白馬、欲令運上天台、揚題□之間、陸奧介平忠頼、忠光等、移住武藏國、引率伴類、運上之際、可致事煩之由、普告隣國、連日不絕。件忠光等、依所犯明白、奏聞公家、隨即可追捕之官符、被下於東海東山兩道也。爰諸國司等、任官符旨、欲追捕間、去年八月九日、被下可停止之官符。因玆忠光等棊逆彌倍、姧謀尤甚、爲遂彼舊敵、欲斷此善根。爰一泣本願之徒止、一歎奉公之欲廢。繁盛從幼若時、奉仕故九條右大臣。獨戴殊恩、尤在此時矣。望請　政所恩裁、被奏聞公家、賜官符於路次國々、省途中之危、期運上之計者。依解狀案事情、事是善根、爲公無損、爲寺有益。望請蒙　天裁、被賜官符件等國々、運上件大般若經、且遂繁盛之大願、且爲寺家之法寶者。正三位行權中納言藤原朝臣道兼宣、奉　勅、宜仰彼國々、令運上件經者。國宜承知、依宣行之。符到奉行。

從四位下行右中辨兼文章博士菅原朝臣　右少史海宿禰

寛和三月正月廿四日　（續左丞抄第一）

この太政官符の大意を言はば、初め平繁盛（貞盛の弟）は承平天慶の際に、兄貞盛及び藤原秀郷等と共に、平將門を追討して、一廉の功勞をなしゝが、秀郷貞盛は各恩賞に預かりしに、繁盛は獨り朝恩に漏れて、空しく歳月を送りしに、今や老境に臨み朝廷及び國家の安穩鎭護を謀らんがために、金泥を以て大般若經一部六百卷を謄寫し、丹誠を表せんがため、之を白馬に負はせて比叡山延暦寺に獻納せんとせしに、陸奥介平忠頼（平忠常の父）弟同忠光等は、當時武藏國に移住しをり、伴類を引率して之を途中に奪取らんとせるにより、美濃近江等の國司に命じて、忠頼等の濫妨を停止せしむ、と云ふにあり。扨平繁盛が將門を追討せることは、將門記、扶桑略記等に徴證なしと雖も、之は正確なる事實なるべし。又此の文書の正確なることも疑ふべきなし。繁盛が朝恩に漏れたるを歎じながら、大般若經六百卷を謄寫して、延暦寺に獻納せるは、其の胸襟大いに賞讃すべきものありとす。

平忠頼伴類を率ゐて妨害を加ふ

次に陸奥介平忠頼等が武藏國に移住し、濫妨を企つるにより、東海東山兩道の諸國司に命じて追捕せしめしに、去年（寛和元年）八月九日故ありて追捕を停止すべしとの

官符を下さるとあるも、この事日本紀略、本朝世紀、百錬抄等に處見なし。されども之も正確なる事實なるべし。且つ「因」玆忠光等暴逆彌倍、奸謀尤甚」とあれば、忠頼忠光等の暴逆に募りしを見るべし。而して千葉系圖の諸本に、忠常が武藏國の押領使たるを書す、予は始め其事實を疑ひしが、此の文書と相對照すれば、忠常も初めは武藏國に住居して、一時押領使となりしことありしを信ずるなり。されば忠常が長元年間、總房の地に據りて謀叛せしも由來する所あり。朝廷檢非違使並に關東諸國司に命じて、追討せしめしも、なほ數年間功を奏せざりしは、父忠頼已來の餘黨、武總の地に多かりしによれるならん。

抑、平繁盛の事蹟に至りては、世に記錄乏しかりしに、上記の文書によりて、稍、其の事蹟を知るを得たり。なほ諸書に見えたる所について、之を補はんに、平氏系圖には、

高望王—國香┬貞盛
　　　　　　└繁盛┬兼忠
　　　　　　　　　└維茂—繁茂(成)—貞盛—永基—助國┬助永
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└長茂

とあり、又今昔物語の平維茂郎等被」殺語第四の條には、

今昔、上總守平兼忠ト云者有ケリ。此ハ平貞盛ト云ケル兵ノ弟ノ繁茂(盛カ)カ子也。其兼忠、上總守ニテ有ケル時ニ其ノ國ニ有ケルニ、餘五將軍維茂ト云者ハ、此ノ兼忠ガ子ニテ有ケル。云云。

とあり。又同書の平維茂罸藤原諸任語第五の條には、

平維茂ト云者有ケリ。此ハ丹波守平貞盛ト云ケル兵ノ弟ニ、武藏權守重成(盛カ)ト云ヵ子、上總守兼忠ガ太郎也。

とあり。右のうち、繁茂重成は共に繁盛の誤寫なるべし、維茂を兼忠の子といふは此の系圖に合はず、又繁盛が武藏權守たりしことは上の文書に「秀郷貞盛各關恩賞、拜分憂職、繁盛獨漏朝恩、未慰夕陽」云云とあるに對照して疑はしきが如くなれども、當時平忠頼忠光等が武藏國に移住して、大般若經を延暦寺に運上するを妨ぐとあれば、或は繁盛は武藏國に居たるやうにも見ゆ。或は其子兼忠が上總守たりしを見れば、繁盛も上總に居たる歟、なほ考ふべし。

又吾妻鏡文治五年九月十四日の條に、城四郎長茂の事を記して、

此長茂(本名資茂)者、鎭守府將軍維茂(貞盛朝臣弟也)男、出羽城介繁茂七代裔也。

とあり。長茂より七代以前に遡れば繁盛にして、維茂にあらず、（長茂は兄助永の後を嗣ぐ故に繁盛は七代の祖なり）また維茂は貞盛の弟にあらずして甥なり。此の間吾妻鏡の文に錯誤あるか、維茂（貞盛朝臣弟也）とある文によりて、繁盛と混同すべからず、本文の意義は、長茂は鎮守府將軍維茂の男なる、出羽城介繁茂の後裔なりと言ふに過ぎず、按ずるに繁盛の子孫は維茂に至りて顯はれ、餘五將軍の名あり、維茂は鎮守府將軍に拜せられ、出羽介となる。其子繁茂また出羽城介となり、子孫城氏と云ふ。源頼朝の時には城助永、長茂共に顯はる。

なほ今昔物語を見るに、前記の如く、卷第廿五本朝付世俗の條に平維茂郎等被ㇾ致語（こは平兼忠が上總守たりし時その弟維茂（餘五將軍）が一日訪問せしに、兼忠が郎等某父の仇なりとして維茂の郎等大郎介を殺しゝ記事なり）平維茂罸藤原諸任語（こは諸任と維茂と不和になり、或時諸任謀（タバカ）りて不意に維茂を襲ひしに、維茂家に火して燒死を粧ひ、諸任が引上げたる後、俄に部下を召集して諸任を追撃せる事を記す）などありて、何れも面白き記事なれども事長ければ茲には略しぬ。（明治三十五年三月記）

（二）相馬御厨に關するもの

常重相馬の地を太神宮に寄進す

下總國司藤原親通の濫妨

伊勢外宮の禰宜櫟木氏の文書の中に相馬御厨に關するものあり、同御厨の由來及び千葉氏に關する事蹟を詳にすべきものあるを以て左に全文を掲げて說明を試みんとす。

(甲號)
永附屬進先祖相傳領地壹處事、
在下總國管相馬郡者
四至　東限逆川口笠貫江、南限小野上大路、西限下川邊境幷木埼廻谷、北限衣川常陸國堺、

右當郡者是元平良文朝臣所領、其男經明、其男忠經、其男經政、其男經長、其男經兼、其男常重、而經兼五良弟常晴(時カ)相承之當初、爲國役不輸之地、令進退領掌之時、立常重於養子、大治元年六月所讓與彼郡也、隨即可令知行郡務之由同年十月賜國判之後常重依內心之祈念、大治年之比貢進太神宮御領之日、相副調度文書永令附屬假名荒木田正富先畢、於地主職者常重男常胤、保延元年二月傳領、其後國司藤原朝臣親通在任之時、號有公田官物未進、同二年七月十五日召籠常重身、經旬月之後、勘負准白布漆佰貳拾陸段貳丈伍尺伍寸、以廳目代散位紀朝臣季經同年十一月十三日押書相馬立花兩郷之新券、恣責取著(署カ)判、已企牢籠之刻、源義朝就于件常時男常[illegible](澄カ)之浮

常胤相馬郡司となる

常重相馬郡布施郷を太神宮に寄進す

言、自常重之手庚（康）治二年雖責取壓狀之文、恐神威、永可爲太神宮御厨之由、天養二年令進避文之上、常胤以上品八丈絹參拾疋、下品漆拾疋、縫衣拾貳領、沙金參拾貳兩、藍摺布上品參拾段、中品伍拾段、上馬貳疋、鞍置駄參拾疋、依進濟於國庫、以常胤爲相馬郡司、可令知行郡務之旨、去四月之比國判早畢、其中一紙先券之內、被拘留立花郷壹處許、之故、所不被返與件新券也。雖然至于相馬地者、且被裁免畢。然則任親父常重契狀、於田畠所當官物者、致供祭上分之勤、令進退當時領主正富、給主加地子並下司職者令相傳常胤子孫、預所職者可被令相承本宮御牒使請倚子孫矣。仍爲後代重新立券文、謹解。

久安二年八月十日　　御厨下司正六位上平朝臣常胤（花押）

（乙號）

正六位上行下總權介平經繁解　申寄進私領地壹處事。

在下總國相馬郡布施郷者

四至　限東蚊虻境、限南志子多谷井手下水海、限西廻谷并東大路、限北小阿高井衣河流

右件地、經繁之相傳私地也、進退領掌敢無他妨。爰爲募神威、任傍例、永所寄進於伊勢皇大神宮、如件、但權禰宜荒木田神主延明爲口入神主、於供祭物者每年以田畠地利

上分、幷土產鮭等、可ㇾ令ㇾ備進、至ㇾ于下司之職ㇾ者、以ㇾ經繁之子孫、無ㇾ相違ㇾ可ㇾ令ㇾ相傳ㇾ也、仍勒ㇾ事狀ㇾ以解。

大治五年六月十一日　　正六位上行下總權介平朝臣經繁

以上の甲號及び乙號の文書を見るに、何れも千葉常重が下總國相馬郡內の地を伊勢大神宮に寄進せるものにかゝる。而して甲號には大治年間の寄進とし、乙號には大治五年六月十一日の寄進と明記せらる。これ卽ち相馬の御厨と稱するものにして、此兩文書に見えたるものは果して同一の地なるか、又別の地なるかに就いて調査する所あらんとす。尤も同一の常重が殆んど同一の年代に於て相馬郡內の地を伊勢大神宮に寄進せるものなれば、其土地も亦同一なるべきことは想像に餘りあることなれども、兩文書ともに其地域の四至を明記しあるを以て之が說明を加ふることと又至要なりと信ず。

今、甲號文書より說明せんに、同文書に見えたる相馬御厨の四至は左の如くなり。

東は逆川口笠貫江を限り、南は小野上大路を限り、西は下川邊境幷に木崎廻谷を限り、北は衣川常陸國堺を限る、

と。さて此四至について考ふるに當り、傍證となすべきものは天養二年に於ける下野守源義朝の寄文（櫟木文書に見ゆ）なりとす。該文書には、

寄進地壹處事、在下總國管相馬郡、

四至東限須藤河江口、南限蔺沼上大路、西限繞谷井目吹岑、北限阿太加井絹川、

とあり。地名辭書に之を解釋して曰く、

此四至を按ふるに、東限は北文間の須藤堀の邊（須藤河）南限は常陸川（則流江にて、近世の利根川に當る、今、井野と云ふ村名も之に據れるならん）及び總常の古路なる意賦驛の邊（今布施、青山）西限は菅生沼（繞谷ならん）常陸川（目吹村は流江の西岸にあり）北限は毛野川、足高村（常陸國に屬す）に至れば、大略北相馬郡を籠めたるなり。

とあり。此解釋は大體に於て當を得たるものと思はる。而して右天養二年の源義朝の寄文の事は甲號文書にも、源義朝就于件常時男常澄之浮言、自常重之手、康治二年雖責取壓狀之文、恐神威永可爲太神宮御厨之由天養二年令進避文とあるに吻合するをもつて、何れも同一の相馬の御厨に關するものたる事は首肯せらるべし。

然らば甲號文書に見えたるものと天養二年の寄文にあるものとは、其區域に於ても兩者同一なるべきを知るなり。依て是より此兩地の四至を對檢せんとするに當り、便宜のため先づ北限より試むべし。

天養の文書　北は阿太加幷に絹川を限る、

甲號の文書　北は衣川常陸國境を限る、

衣川は卽ち絹川(毛野川)にしてもと小貝川と合流せしに、寬永年中に至り水海道橫曾根の南より稍、西南に向け新河道を造りて分流せしめたり。その以前は小貝川と合して須藤堀の邊を通過せしなり。また阿太加は足高にして常陸の國境に在り、かくて兩文書に見えたる限界は殆んど同一なるを知るべし。次に西限を檢するに、

天養の文書　西は繞谷(菅生沼)幷に目吹岑(目吹村、近世利根川の西岸にありて今存す)を限る、

甲號の文書　西は下川邊境幷に木埼廻谷を限る、

下川邊庄(下河邊庄とも書く)は地名辭書にも今の二郷半以上古河に至るまで古利根川の

東岸一帶を籠めたる如し」とありて漠然ながら其境域は餘程廣く、相馬御厨にも接し居たるが如く、又木埼は木野崎にして目吹に隣接し居り、廻谷は繞谷にして菅生沼なりとせば西限に於ても兩地域略ぼ一致せるを見るなり。　次に南限を見るに、

天養の古文書　　南は藺沼上大路を限る、

甲號の古文書　　南は小野上大路を限る、

藺沼は近世の利根川に當り井野といふ村名もあり、之は藺沼といふ名稱より起りしならんとは地名辭書の說なり。　藺沼上の大路とは卽ち總常の古路なる意賦(オフ)驛（今の布施、靑山）を通過したる道路なるべし。　甲號文書に見えたる小野とは所在不明なるが或は井野の誤寫にはあらざるか、之を井野とすれば井野の上の大路を限るとなりて南限も同一となるなり。　次に東限を見るに、

天養の古文書　　東は須藤河江口を限る、

甲號の古文書　　東は逆川口笠貫江を限る、

須藤河江口とは須藤堀の邊なるべし、然るに甲號文書の逆川口笠貫江とは何處なるや不明なり。　されども按ずるに小貝川の事を總國風土記には幸(サキ)井川又は前(サキ)

相馬御厨(乙)の四至

井川と書き、永享の富有注文に下妻莊幸井鄕とあるを見れば、幸井はもと川の名より出でたるものにて、幸井川卽ち逆川ならんと想像せらる。小貝川は下總國結城郡北相馬郡と常陸國筑波郡稻敷郡との交界となり、小文間村に至りて利根川に合流す。又下總國輿地全圖(舊事考附錄)を一覽するに、小貝川の故流は須藤堀附近を通じ居るを見れば、逆川口笠貫江といふも須藤堀附近なりしやう思はる。下總舊事考卷九郡鄕下、布瀨鄕の條を見るに、同書にも此文書の說明ありて、笠貫江は文間神のミタラシを笠貫といふとあり、然らば文間附近を笠貫と稱へしこともありしならん、併せ考ふべし。(今この邊の地名に笠貫の名稱殘り居るともいふ。)故に東限も兩者略ぼ相一致するを見るなり。されば甲號文書に見えたる相馬の御厨は天養二年のものと同一にして、其區域も一致し、現今の北相馬郡の殆んど全部を占めたるものと知るべし。

次に乙號文書に見えたる相馬御厨の區域を檢するに、

東は蚊虻境を限り、南は志子多谷并に手下水海を限り、西は廻谷并に東の大路を限り、北は小阿高并に衣河の流を限る、

とあり。故村岡良弼氏は右の四至を解して曰く、東限の蚊虻は蛟蝄の俗省か、神

名式に相馬郡蛟蝄（ミツチ）神社ありて、今文間（モンマ）庄立木村に鎮座す。蛟虻（モンマウ）もモンマと訓むか、文間は交罔の轉訛なるべし。南限の志子多谷は篠籠田（シコタ）村なるべし（今は葛飾郡に入る）手下水海は手賀沼なるべく、今存す。西限の廻谷は天養二年の文書に繞谷幷に目吹岑、又久安二年の文書に木埼廻谷とも書けり。今も目吹村ありて葛飾郡に屬す。東大路は我孫子（アビコ）驛より野田、流山に通ふ大路あり、是なるべし。而して北限の小阿高は天養二年文書に阿太加とす、今小貝川に沿うて足高村あり、衣川は天養の文書に絹川と書き、今も絹川（又鬼怒川とも）あり」云云と見え（雜誌歴史地理第二卷第九號下總莊園考の中に見ゆ）其境域は南相馬郡（今は東葛飾郡に併す）の一部より北相馬郡の大部分を占め、甲號文書に擧げたる地域と南限に於て少しく異なるが如くなるも（甲號文書のものより乙號文書に見ゆる方少しく廣し）大體に於て同一なるを見るなり。故に甲乙兩文書に見えたる所は同一の土地を指すといふも妨なきが如し。『神鳳抄』に相馬御厨として「內宮上分布五十段、口入百段、雜用布百段、外宮上分四丈、布五十段、御幣紙三百六十帖。千町」とあるもの是なるべし。又荒木田神主延明又は荒木田正富などあるは內宮の禰宜と見ゆれど、神鳳抄に據れば同じく外宮にも寄進せるが如し。千町とあるは土地の廣袤千町ありといへるなる

べし。かくて上總氏千葉氏は早くより南北相馬郡に亘り大なる土地を領し居り、以て其資源としたりしが如し。

千葉氏上總氏系圖（尊卑分脈）

高望王―良文（村岡五郎）―忠頼（村岡次郎）―忠恒（恒）（上總介　武藏押領使　號千葉介）―恒將（常將）―常永（同太郎）

- 常永―常時（上總介）―常澄（上總介）―廣常（上總介號介八郎）
  - 能常
- 常永―常兼（下總介）―常重（同）―常胤（上總下總等介）

甲號文書の內容

つぎに甲號文書の內容に就いて略說すべし、相馬御厨乃至は相馬鄉開發の由來は詳ならざれども、甲號文書に右當郡は是れ元と平良文の所領となりて先祖相傳の地などと記さざる所より推察すれば恐らくは良文の開發にかゝれるならんと思はる。良文は高望王の子にして（將門の叔父に當る）村岡五郎ともとなへ、武藏の村岡に於ても大なる土地の開發をなせる人なり。かくて良文より其子經明（忠頼の別名）其子忠經（忠常）其子經政（常將）其子經長（常永）其子經兼（常兼）其子常重と家督を相傳へ來

りしが、經兼は如何なる譯か、此地を弟五良常時（本文書に常晴とあるは誤なるべし、後文には常時となり、又永暦二年の文書には上總介常時男常澄とあり、常澄の父は常時なること明白なれば常時と改む）に讓り常時は又常重を養子として彼郡を讓與せり。常重は内心祈念する所ありて大治年間に此地を伊勢太神宮の御領に寄進し、調度文書は永く荒木田正富（太神宮の禰宜なるべし）に附屬せしめたり。（是より相馬の地が太神宮の御厨となりしなり）地主職に於ては常重の子常胤保延元年二月に之を傳領せり。（當時庄園を社寺に寄進すること流行せり之は一には他の豪族より庄園の兼併されんことを妨げんが爲めの策に出でしなり）其後下總國司藤原親通在任の時、常重は公田の官物未進ありと號し、同二年七月十五日常重の身を召籠め、旬月を經たる後、准白布七百貳十反貳丈五尺五寸を勘負せしめ、廳目代紀季經を以て同年十一月十三日相馬立花兩郷の新券を押へ、恣に署判を責取り、牢籠を企てたりしが、偶〻源義朝は件の常時の子常澄の浮言に聞き、康治二年常重の手より壓狀の文を責取りたりと雖も、神威を恐れて永く太神宮の御厨と爲すべき由天養二年に避文を進じたり。その上、常胤は上品八丈の絹參拾疋、下品七拾疋、縫衣十貳領、沙金參拾貳兩、藍摺布上品參拾反、中品五十反、上馬貳疋、鞍置駄參拾疋を國庫に進濟したるにより、同人を以て相馬の郡司となし、郡務を知行せしむべき旨去四月（久安二年）の頃國判既に畢んぬ。

將門の時より相馬郷に關係あるは疑はし

其中一紙先券の内立花郷壹處だけは抑留せられ居るゆゑ、件の新券は返與せられざるなり。然れども相馬の地に至りては且く裁免せられ畢んぬ。然らば則ち親父常重の契狀に任せ、田畠所當の官物に於ては供祭上分の勤を致し、常時の領主正富に進退せしめ、給主加地子并に下司職は常胤の子孫に相傳せしめ、預所職は本宮御牒使請尙の子孫に相承せしめらるべし。仍て後代のため久安二年八月十日御厨下司平常胤重ねて新に券文を立つとの意なり。

以上の内、下總國司藤原親通が難題がましき事を言ひかけて相馬立花兩郷の新券を押收せること、又源義朝が上總介常澄の浮言に依り常重の手より壓制的に契約書を書かしめて相馬の地を奪はんとしたる事は、共に他に傍證なければ眞の事實なりしならん。

按ずるに『平將門故蹟考』（織田完之氏著）に「將門攝政家の選用する所となりて下總國相馬御厨の下司となり、任を帶びて下總に下るや相馬郡猿島郡豐田郡等に先代の莊園あり、舊臣等も多く各所に分住せるが、相議して先業を恢復せんことを務めたるなるべし」とあるは、將門の先代より相馬郷等を開發せるものと見て此說あるに至りし

ならんが、猿島、豐田兩郡內の事は兎も角、相馬郷の御厨となりしは前記の如く千葉常重の時に始まりしにて將門の時にあらず。相馬の開發は恐らくは良文(將門の叔父)の時にありしならん。將門記に將門の事蹟は極めて詳細に記しあれども、其據所は豐田猿島兩郡內に涉り相馬の地に關する事は更らに見えず。故に將門を以て豐田庄の開發者と見ることは或は當らん、之を相馬の地にかけて見るは恐らくは當を得たるものにあらざるべし。なほ此事は將門の事蹟中に陳べたれば參照すべし。

乙號文書の內容

次に乙號文書の內容に就いて略說せんに、相馬郡布施郷は元と千葉常重相傳の私地なるが、常重の時伊勢皇太神宮に寄進し、權禰宜荒木田神主延明を口入神主となし、供祭物に於ては每年田畠の利分幷に土產の鮭等を進上し、下司職に於ては常重の子孫が相傳する事に定められたるなり。乙號文書は崇德天皇大治五年の記述にかゝり、甲號文書は近衞天皇久安二年の記述に係れば、文の內容には種々相違あれども、上に陳べしが如く、兩文書の指示する所の土地は同一なりしが如し。

次に千葉常重が下總權介たりし事に就いて陳べんに、吾妻鏡承元三年十二月十五日の條に「千葉介成胤者先祖千葉大夫(常重を指す)元永以後爲當庄(千葉庄をさす)檢非違所」

之間、右大將家御時、以常胤被補下總國守護職之由申之云云とあり。然れば常重は檢非違使になりしにて、國の介に任せられしにはあらざる樣思はるれども、檢非違使と守護職とは其職掌相似たるを以て特に檢非違使の方を擧げ國司の方は省略せるものならん。上記の文書によれば常重が下總權介たりし事は疑なく、又永曆二年四月の文書(櫟木文書)によれば常胤も同じく下總權介たりし事見ゆ。然らば此千葉家は代々下總權介(若くは上總介)となり、其祖先忠常が上總介たりし後、下總權介となりし事の編年殘篇に見ゆるは、強ち無稽にあらざるを知るべし。而して忠常は良文以來廣大なる相馬の地を傳領せしを以て、上總介解任の後は右の相馬郡内に居を占めしやに思はる。(大正十一年一月記)

第三　平忠常亂の研究

(一)　平忠常亂の顚末

一、叛亂の概況

忠常は上總介平高望の曾孫で鎭守府將軍良文の孫である。父を忠賴といひ、代

検非違使平直方中原成道等をして追討せしむ

忠常頼信を恐れて降る

々東國の豪族を以て任じて居た。忠常は嘗て上總介に任せられたが、退官の後も勢が强大で威を二總の間に振ひ、後一條天皇の長元元年遂に兵を擧げ、上總の國府を襲ひ、又安房をも侵略した。そこで朝廷では追討の評議があつて、伊勢前守源賴信が事に堪へたるを以て之を遣はさうとされたが、仔細があつたと見えて之は沙汰止みとなり、檢非違使平直方、中原成道等を遣はし、東海東山兩道の兵を率ゐて追討せしめた。又官符を北陸道にも下し、二道の兵と共に之を擊たしめた。三年三月には安房守藤原光業は忠常の亂逆を恐れ、印鑰を棄てて上京した。斯樣な譯で直方等は追討の任に當つたが一向に勳功を樹つる事が出來なかつたので、同年九月遂に召還され、更に源賴信を甲斐守に任じ、坂東諸國の國守等と共に忠常を追討せしめた。

かくて賴信は同四年任國に下り、征討の準備を整へて將に進發せんとするに當り、忠常は賴信の名望の盛なのを恐れたものか、一戰にも及ばないで甲斐に至つて降參を申込んだので、賴信は之を許し、忠常等を率ゐて京に上る途中、美濃國野上で忠常は病死した。依て首を斬つて京都に送つた。以上が忠常亂の大要である。

元慶八年八月の官符

秩滿ち任解けたる人々及び其子孫等地方に滯留して不正をなす

二、亂の原因

忠常亂の原因に就いては實錄の書に記したものは無いが、前々からの地方政治の狀態や社會の秩序の紊亂した有樣から觀察したならば、想像するに餘あるものがあるのである。今三代實錄元慶八年八月四日の條に見えた所を揭げて見よう。

勅して上總國をして境内の浪人を括逐せしむ。是より先、彼國司言ふ、齊衡二年六月二十五日の格に偁く、太政官去る延暦十六年四月二十九日太宰府に下す符に偁く、浮宕を括責すること先づ已に下知す。今聞く、秩滿ち任解くる人、王臣の子孫の輩、黨を結んで群居し、同惡相濟ひ、官人に佞媚し、百姓を威陵し、農を妨げ業を奪ひ、蠧をなすこと良に深し。宜しく嚴に檢括し、勒して本郷に還らしむべし、留まり住せんと情願する者は便即ち編附し、去留の事、見月に畢らしめ、大帳に附し、便ち狀を別けて申上げしむ。若し犯す者は蔭贖を論せず違勅の罪に科し、遠流に移し配す。士人容（カクシ）て官に申さず、國司知りて糺さずんば、亦與に罪を同じうせん。宜しく重ねて告知し、嚴に檢括せしむべし者。今國［　　］半而して前司の子弟國政に順はず、富豪の浪人、吏の行ふ所に乖り、官物を勘納するに至

忠常も任滿ちたる後尙ほ留まつて威勢を恣にせるならん

りては國宰に對捍し、郡司を陵寃し、租稅多く逋れ、調庸貢を闕く、職としてこれ之に由る、望み請ふらくは彼格に准じて放逐せん。但し留住して國務に從はんと情願する者は狀を量り土戸に貫付せん。之に從ふ。

これで見ると前任の國司が退官の後も、尙ほ其地方を去らないで土着して居り、一族子弟が次第に繁延し、遂には國務の妨害をなすに至つた事は由つて來るところが久しいのである。殊に「秩滿ち任解くる人、王臣の子孫の輩、黨を結びて群居し、同惡相濟ひ、官人に佞媚し、百姓を威陵す」といふのは注目に値する所である。後には官人に佞媚するどころではなく、或は京畿の名門や權家に夤緣して、國郡司を陵辱し、以て田園山林を占領し、且つ貢賦を怠るなどいふ事は東西諸國一般の有樣であつた。前記將門亂の際に於ける地方政治の情態を合せ考へたならば、思ひ半ばに過ぎるものがあるであらう。忠常なども祖父良文、父忠賴以來東國に大なる勢力を有し、相馬郡の如き地を傳領し、自分も退官後矢張り二總の地に割據し、勢力を恣にし、遂に叛亂を企てるに至つた事と思はれる。大日本史忠常傳には亂の原因といふ者は別に擧げて無いが、總葉概錄や下總舊事考には亂の原因として「始め忠

常の家宰千田安慶の子充尙が常陸介平正度の子梅壽（一に梅春になる）の傳秋津除準と猶をして爭論した事から起つた」など書いてあるが、是等は雜說で出典が不明である。

平直方等は、長元元年八月五日追討のため、從兵二百人を率ゐて出發したが、其後追討の事は何ういふ風に進行したものか實錄の上では不明である。二年十二月に至り中原成道は軍中に於て狀を奏さなかつたといふ廉で官を罷められた。三年三月には忠常の兵が安房國まで侵掠したので國守藤原光業は畏れて印鑰を棄てて逃げ歸り、廿七日に入京した。そこで朝廷では御評議の上更に其廿九日に平正輔（一に致輔）を以て安房守に任じたが、これが又其秋任國に下る途中、伊勢の國で平致常と爭論をなし、合戰に及んだので、下向する事を得なかつたといふ。一方直方も亦久しく功を奏する事が出來なかつたので遂に召還された。

「附記」荒井庸夫といふ人が雜誌「中央史壇」第三卷第五號に於て「平忠常の叛亂に對する一考案」といふ題の下に論ぜられる所があつた。予は之を讀んでその論旨のよく通り觀察の銳敏なのに感じたのであるが、たゞ同氏は餘多の臆測をなし、是を以て論據とされた其點は如何かと思はれる。本論に深い關係のある事である

から其説を紹介し、かた〴〵批評を試みようとする。

同氏の論の要點は次の如くである。

第一、忠常亂は天慶の亂の繼續又は再起と見るべしとの事。

第二、常陸の平氏と房總の平氏との間に永い間の確執が繼續して居たとの事。

第三、平直方等をして忠常の亂を鎭定させようとするは、恰も仇敵を以て追討使に當てた樣なものなりとの事。

第四、源頼信が追討使に任命されたのは大に平氏の間に理解があつたとの事

第一の忠常亂が天慶の亂の繼續であるといふ説の論據はどうかといふに、忠常は將門の血縁者であつたのみならず、其父忠頼も既に武藏に據つて平繁盛(貞盛の弟にして共に將門追討の事に當つた人)が大般若經一部六百卷を筆寫して叡山へ献納せんとしたのを妨害した事が見えて居る(此文は本書一八〇頁にも擧げてある)天慶の亂後貞盛繁盛の子孫が大に蔓衍し、將門の所領は多くは彼等の有に歸したので、將門の血縁を受けた房總の平氏が之を怨むのは當然で、忠常に至つて事を擧

げたのも、それが爲であらうと。

此說一應は尤の如くであるが、平忠常は將門と血緣があるといふものゝ、實は其祖父良文（將門の叔父）は平良兼、良正（共に良文の兄）等と共に將門追討に加はつたといふ說もある。千葉大系圖に良文が將門の所領を賜はられたといふのも單に血緣者であるからといふのでは無く、追討の功によるものと見るべきであらう。但し此良文が將門の所領を傳領したといふ事については、自分は別に考がある（三三頁參照）ともかくも將門は伯叔父間の同情を得なかつた事は事實で、天慶の亂は畢竟するに將門對伯叔父間の鬪爭といふべきである。かゝる關係であつたのに、亂が鎭定の後、良兼良正乃至は良文の子孫が將門の兄弟や子孫に同情を持つ樣に急變したとは思はれない。（實は將門の兄弟子孫も大方處分されて或は殺戮され或はちり〳〵ばら〳〵になつたであらう）されども其後良文の子忠賴と繁盛との間に確執が生じたといふ記事のあるのを見れば之は恐らくは後になつて所領などの事から利害關係が生じたる爲であつて、利害のためには今日の味方も明日の敵となるは世に珍らしからぬ事で、强ひて遠い因緣などをたどらんでも判る事と思はれる。第二の箇條も上に陳

べた所に含んで居るから別に陳べぬ。　次に第三について陳べて見よう。　一體初忠常追討の議があるや、廷議では源頼信を追討使とする説もあつたのである。然るに仔細があつたものと見えて檢非違使平直方等を遣はす事に變つたのである。　之も察する所後の例を以てすれば、源義親が九州にあつて粗暴の擧動があるや、先づ父の義家が申乞うて訓誡を加へ、それでも聽かないので、隱岐の配流に處し、更に又平正盛に命じて之を追討せしめた事があり、又源義綱が事あつて近江の甲賀山に立籠るや、姪の源爲義に命じて之を追討せしめた事などもある。かく同族をして追討に當らせるのは、先づ以て成るべく事を荒立てないで內輪で解決させようといふ內意から出た事と察しられる。　また直方の父維時を上總介に任じたのは矢張り直方に力を添へて亂の鎭定に當らせる爲であらう。されども忠常の方から見れば父忠頼の時から繁盛（維時の祖父貞盛の弟）と確執を生じた事もあるので維時（平貞盛の孫）直方等の任命を以て或は仇敵をして事に當らせた樣に思うたとの事も、道理なき推測ではない。　併し是等は前後の例や廷議の次第から考へて見る事も必要であらう。

第四の源頼信が追討使となるや房總の平氏の間に種々理解を得るに至つたといふは事實であらう。平直方等が追討使となつたが功を奏しなかつたのは、前記の如き事情も纏綿した上に、手腕の如何にも關した事であらうし、又一には同族であるといふ事から却つて忠常等から輕侮されたといふやうな事情もあつたかも知れぬ。そこで今度は當初評議のあつた通り、斷然源頼信をして追討の事に當らせる樣になつたのかと思はれる。かくの如く廷議に於て決然たる態度を示されたのと、一方に於て當時頼信は武名が殊に高く、地方武士の間には威令が盛んであつたので、忠常も最早之に抵抗の念慮は無くなつたものであらう。（前九年の役に際し源頼義が陸奥守として任國に下るや、安倍頼時も頼義の威望に伏して一時領内が清平に歸したといふ事も參照すべきである）殊に頼信が甲斐守に任ぜられて忠常追討の命を受けたのは長元三年九月で、忠常が頼信に降參を申込んだのは四年三四月の交と思はれる。この間頼信に於ても徒爾に年月を經過したのではあるまい。初め頼信が追討使として下る際、忠常の子法師某が彼に隨行したことが『左經記』に見えて居るが、察する所この法師が彼是

れ斡旋の勞を取り、それがために良好の結果を來し、以て忠常の歸降を見るに至つたといふは信據すべき事柄であらう、以上の如きわけで賴信に追討使たるの命が下るや遂に忠常の歸降を見るに至つたものと思はれる。

三、忠常據有の地

（忠常據有の地としては實錄に二樣の記事あり）

兵亂の際は何處に據有したかといふに、之も大まかに二總の間と言つて置けば夫迄であるが、詳細に取調べて見ると種々の疑問が生ずるのである。其譯は實錄の書に忠常が上總に據有した樣に見えるものと、下總に據有した樣に見えるものと二樣の材料が並び存して居るからである。

（上總說について）

先づ上總說の方から言つて見れば、賴信告文には「上總國平忠常」となり、日本紀略の一本には「上總國住人前介平忠常」とあり、左經記（長元七年十月廿四日の條、姓を缺く）には上總守辰重の言として「當國（上總國）依ㇾ爲二忠常住國一、爲ㇾ使直方、幷諸國兵士等、三箇年被ㇾ調二三ヶ物一一塵不ㇾ遺」とあり、又千葉大系圖にも「居二于上總國大椎城一」などとあるのである。是で見れば忠常は上總介を罷めてからも引續いて上總國に居て、終に爭亂を仕出かしたものの樣に思はれる。

（下總說について）

又下總說としては、編年殘篇に「下總權介平忠常」とあり、日本紀略の楓山文庫本其

他にも「下總國住人前上總介平忠常」とあり、又下總國掛巣氏所藏の千葉系圖には「初上總國上野之郷住、後下總國海上郡大友移」とあり、又今昔物語には世間周知の如く「衣河の尻やがて海の如し」などあつて下總絹川の下流に沿ひたる所に忠常が據有して居た樣に書いてある。是等の材料を本として考へて見ると、忠常は上總介を罷めてから下總權介に任せられ、(編年殘篇に據る)下總國に移り、又兩總の間に來往して事を擧げた樣にも思はれる。(相馬御厨に關する文書參照)諸書に前上總介とあるから下總權介に任せられた事は疑はしい樣であるが、國司の任免などは當時の記錄に脫失したものは少からぬ事であり、而して編年殘篇は應德元年の記錄であつて、忠常亂を去ること僅かに五十餘年後のものといへば、何にか據どころが有つた事と思はれる。かやうな譯で下總說も强ち捨て難い樣である。或は思ふに忠常の據所は一箇所のみでは無く、別莊などの如きものは數箇所にあつて、畢竟するに兩總の間に盤踞して居たものかと考へられる。

四、忠常降參の有樣

忠常が降參の有樣は今昔物語に詳しく見えて居り、從來は此說に據つたのであ

今昔物語の說は信を置き難し

る。その大意を擧げて見れば次の如くである。

初め甲斐守源賴信は征討の命を受け、進軍して常陸に入つて忠常を攻めようとした。其時平惟基が諫めて言ふに、忠常は險岨に據つて居て、其勢も盛んであるから、俄に之を降す事は出來まい。ついては部下の兵が集るのを待つて然る後に攻める方が宜しからうと。けれども賴信は此言を聽かないで兵を率ゐて常陸に赴いたので、惟基も三千騎を率ゐて鹿嶋に至つて參會した。時に忠常は湖水に臨んで壘壁を列ね、悉く近傍の舟を收めてしまつたから、賴信は渡ることが出來なかつた。そこで之には賴信も少からず困つた。所が眞髮(マガミ)高文といふ者が淺瀨を案內して、夫より直に攻入つたから、忠常は備のない所を擊たれて狼狽し、遂に降參したといふ事である。

此說は如何にも面白い譚柄であるが、實は實錄の調査の結果に據れば、之は俗傳であつて跡形もない事の樣に思はれる。(其事は後に陳べる。)

また岩尾系圖といふに據つて見れば、賴信が長元三年十月十八日に甲斐を發し、夫より武藏の岩付(岩槻)中野邊で敵と會戰した樣の記事が詳しく見えて居るが、此

忠常の降參に關する說につき諸書の記事

書も到底信を措くべき性質のものでは無い樣である。

然らば實錄の書には何ういふ風に書いてあるかといふに、何れも記事は簡略ではあるが、甲斐守賴信が征討を命ぜられるに及び、忠常は其威望を恐れたものと見え、賴信が征討の準備をして居て未だ發途しないうちに、忠常の方から進んで甲斐に向ひ降參をして來たといふ次第なのである。さうして見れば賴信が武藏に發向したとか、或は常陸に進み、更に衣河(キヌ)の淺瀨を涉つて不意に忠常の根據を突いたとかいふ樣な說は當然信じ難い事になるのである。今實錄諸書に見えた所を左に擧げて見よう。

〔扶桑略記〕　源賴信任所に下向の日、忠常を討つべき由勅あり、仍て征討せんと欲する間、忠常降伏を請ひ來る。云云。

〔日本紀略〕　四年(長元)四月廿八日、乙巳、甲斐守源賴信よりの通信に、平忠常進み來る、仍て身に隨へて參上すべきの狀を申す。云云。

〔小右記〕　長元四年七月一日、今夕賴信朝臣來向、申して云ふ、頻りに朝恩を蒙むり四國に任す殊に宣旨を奉り忠常を追討し、戰場に赴かんと擬する間、不慮の外

忠常皈降す。併ながら朝威の致すところ、頼信の殊功にあらず。云云。

〔編年殘篇〕四年、甲斐守源賴信、忠常を追討するの宣旨を蒙むり、甲斐國に下向し、暫らく經廻する間、忠常降を請ひて來向す。云云。

〔源賴信告文〕近年（後一條院萬壽四年）狼戾の鼠輩（上總國平忠常）東都（東部の誤か）に横はり、坂東の受領を凌ぎ、威猛を張り、貢賦の俻丁を寃し、梟惡の野心を挾み、朝廷の規模を逆げ、官物を牢籠し、調庸を虜掠し、忽ち官宣を忽諸し、詔使に對捍の日、公家頻りに精兵に勅し、追討せらると雖も、要害を固めて遁避し、絶拭（誤字あるか）を欹てて顛覦の時、僕遂に朝撰に當り、身に任せて征束す、（長元二年任甲斐）士民を駈らず、所部を費さず、弩を張らず、矢を逸せず、認めず攻めず、居ながら寇賊を得、尙ほ彼昔の揚雄白猿を得たるが如き歟。云云。

以上の記事で見ると、忠常は賴信が征討使を命ぜられた事を聞いて最早敵はぬと決心し、甲斐に至つて降伏した事と察せられる。これが本當の事實であつた樣に思はれる。さうして見れば、前記今昔物語及び岩尾系圖に見えた樣な記事については、最早辯ずる迄もない事と思はれる。

五、房總の衰耗

編年殘篇で見ると萬壽五年(長元元年)に安房守惟忠が忠常のために燒殺されたといふのが亂の始の樣に思はれるが、實は忠常は其以前から上總の國府などに對しては屢、侵掠を加へた樣である。賴信告文に萬壽四年から忠常が威猛を張つて坂東の受領を凌いだとあるのは事實であらう。かくて長元元年六月の頃から追討使發遣の廷議があつたのである。而して忠常の降參を見るに至つたのは長元四年四月頃であるから兵亂は四五年間に亘つて居たのである。世間では此兵亂は瑣細な事の樣に思つて居るが、實は房總三國を衰耗せしめたこと天慶の亂にも過ぎたといふ事である。今實錄諸書に見えた所を擧げて見れば左の如くである。

(左經記)　長元七年十月廿四日、上總守辰重來り向ひ語つていふ、忠常追討の後は、坂東の間敢へて公事對捍の輩なし。但し追討せらるゝ後、多く以て損亡の中、當國(上總國)は忠常の住國たるにより、使(檢非違使)直方並に諸國兵士等のため三箇年三ヶ物を調へられ、一塵も遺さず、則ち前司維時朝臣任終る年、符案を徵し隨身して之を見せしむるに、國內通計して作る所の田十八町餘なり。前司署名明

上總の本田二萬二千九百八十餘町亂の當時佃る所は僅に十八町

房總三國は亡國の狀なり

白なり。敢へて事の疑なし。彼國本田二萬二千九百八十餘町、云云。將門亂の間最も亡すと雖も、未だ此時の若くならず。云云。而して辰重任に到る年、五十餘町、次々年、年を遂うて加作し、今年の內檢定千二百餘町、他の國々に散在する人民、多く以て歸來す。云云。

〔小右記〕（長元四年三月一日の條）□國忠常追討の事に依り亡弊殊に甚だし。爲賴（下總守爲賴）□□□眸飢餓に及ぶべし。□妻□女去年憂死し、道路宇なきに依り、京中の人見て之を歎ず。（中略）抑、安□□□（房上總）下總已に亡國なり。之に力を加へられ興復を期さしめば、尤も佳なり。云云。

左經記の記事によれば上總國は本田二萬二千九百八十餘町の所、戰亂の際には僅に佃るところ十八町に過ぎず、其後追々恢復して五十餘町となり、遂に長元七年には千貳百餘町に復したといふ事である。又小右記の文で見ると衰耗したのは上總一國のみでは無くして、下總國も甚だしく、同國の國守爲賴なども飢餓に迫り、妻女は憂死するに至り、道路も家屋荒廢し、京人は之を見て歎息をなす程であり、房總三國は殆んど亡國といふべき有樣であつたとの事である。是等の記事を見て

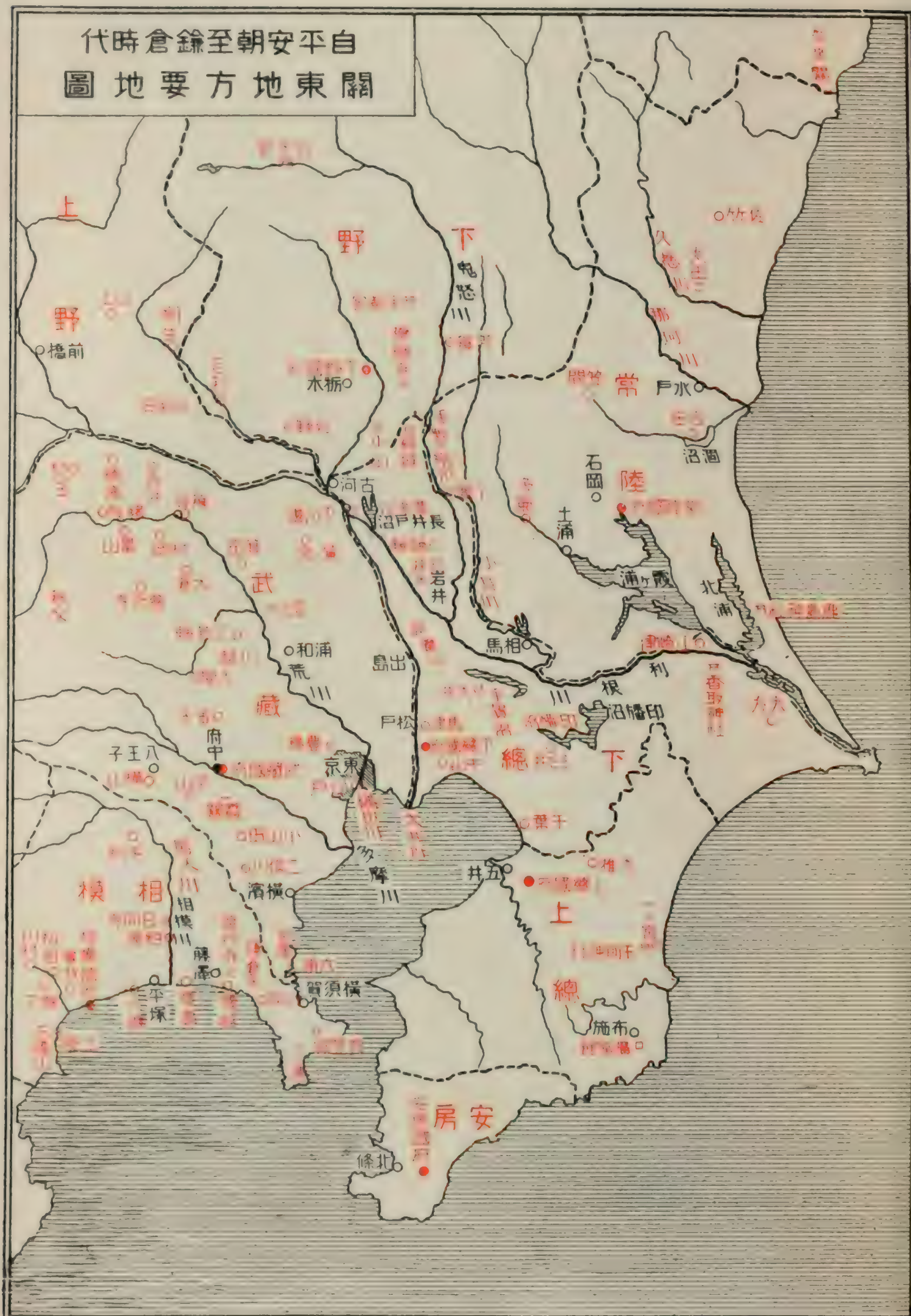
忠常美濃に病死す

も、爭亂の如何に激甚であつたかを推察する事が出來るであらう。

六、忠常の死去と其子孫

長元四年四月忠常は甲斐に來つて降を請ひ、剃髮して常安と稱へた。賴信は忠常を携へて上京の途についたが、五月二十八日忠常は美濃で病に罹り、次第に重くなり、六月六日同國の野上で死去した。依て首を斬り從者をして携へて京に入らしめ、之を梟したが、後ち之を忠常の從類に給はつた。こは降人となつて罪が輕かつたからであらう。忠常の子常昌(將)及び常近の處分の事も議せられたが、結局父の喪中であるので罪科を宥免された。之も畢竟するに賴信は忠常が己を信用し腹心を開いて降參したので彼がため努めて罪科の輕減を請ひ、以て德を施したのであらう。かくて忠常の後は將門とは違つて子孫が繼續したのみならず、後に至つて大に繁昌するに至つた。賴信は功を以て丹波守に任せられたが、母の墳墓が美濃にあるので同國に遷されんことを請ひ、五年二月美濃守に遷補せられた。また房總三國に命じて專ら興復の計を立てさせられた。

(二)　平忠常亂の資料



自平安朝至鎌倉時代
關東地方要地圖
上野
下野
常陸
武藏
下總
上總
安房
相模
前橋
栃木
鬼怒川
水戸
涸沼
石岡
土浦
霞ヶ浦
北浦
古河
長井戸沼
岩井
相馬
利根川
印旛沼
浦和
荒川
出島
松戸
府中
八王子
東京
多摩川
横濱
千葉
五井
相模川
藤澤
平塚
横須賀
布施
北條

平忠常追討の議あり

居住下野平忠經

忠常の從者入京するにより之を捕ふ

忌日の爲め追討使の出發延引す

〔左經記〕 本書は、源經頼の日錄にして經頼は長元年間は右大辨となり、忠常追討の議に與りたる人なり。

長元元年六月廿一日、甲申參內、右大臣、內大臣、中宮兩大夫、權大納言、左衛門督、源中納言、春宮權大夫、左右兵衛督、左宰相中將、新宰相等參入、左仗定奏、居住下野(總カ)、平忠經(常)等可追討人々、上達部申、伊勢前守頼信朝臣堪事之由、而仰以右衛門尉平朝臣直方志中原成道等(共檢非違使)可遣之由、右大辨奉勅傳宣、則仰史、云云。

同年八月小、一日、癸亥、天晴、及晚景參關白殿、依被立大(產札、不昇)候南階前地、申承雜事之間、信乃前守維任朝臣申云、左衛門志豐道等申、忠經(常)從者依有入京聞、依別當宣、尋捕持參者、仰云、可令問忠經(常)有樣者、則仰旨畢、云云。

四日、丙寅、天陰時々微雨、參關白殿、申承雜事之間、右衛門尉直方朝臣令爲祐朝臣申云、明日寅刻、欲進發、主計頭守道稱母忌日、不反閇、爲之如何者、仰云、稱忌日強不可被催、如文高可令行也。云云。及午剋直方令申文高、有約束之由、余問直方云、前日成道問驛鈴可請哉否之由、其事如何、答云、尋問人々不可請者、不申請、云云。余申殿云、改元後依日次不宜、十一日以前不可始外記廳政、政始之前行定考如何、仰云、不行外記政之以前、官政不可有、定考延日可行歟者、申可然之由、今朝外記物忌、云云、丑未御衰日、余日々或重複休日

忠常の從者消息文を携帶す

追捕使平直方中原成道進發す

忠常源賴信に來り降る

忠常美濃にて重病にかゝる

忠常美濃國野上にて死去す

等也、仍所㆓延引㆒歟。及㆓未剋㆒歸、有㆑頃甚雨、不㆓幾時㆒之間雷一聲、甚以高大也。風傳、大夫史貞行宿禰四條家雷落、打(于カ)㆓損女房二人㆒云云。但一人則死去、一人被㆑疵未㆑死、云云及㆓晚景㆒允來云、忠經從者隨㆓身消息文等㆒來㆓着元運勢房㆒、奉㆓內府㆒文云云運勢密々令㆑申㆓事由於關白殿㆒、仰㆓檢非違使㆒令㆑捕云云。

五日、丁卯、〇中略戌剋、追㆓捕平忠經㆒之使右衞門尉平朝臣直方、志成道等進發。云云、

（此間長元二年三年の記事本書缺逸。）

長元四年四月廿八日、乙巳、參殿、御共參內、於㆓殿上㆒被㆑仰云、甲斐守賴信送㆓權僧正許㆒書云、忠常欲(歟カ)㆑行㆓向上總㆒之間、忠常隨㆓身子二人郎等三人㆒進來了、仍隨身來月間可㆓參上㆒云云。

同年六月七日、癸未、自㆓甲斐守㆒送㆓忠常歸降之由申文㆒、而依㆑不㆑副㆓忠常降順狀㆒早可㆑上之由示送了。暫留㆓國解㆒副㆓彼狀㆒可㆑付㆓奏㆒者也。自㆓美乃國大野郡㆒送之由、在㆓狀中㆒、兼又忠常從㆓去月廿八日㆒受㆓重病㆒、日來辛苦、已萬死一生也。雖㆑然相扶漸以上道、云云。

十一日、丁亥、修理進忠節來云、忠常子法師、去年相㆓從甲斐守賴信朝臣㆒下㆓向彼國㆒、而只今京上申云、忠常去六日、於㆓美濃國野上㆒と云所㆒死去了。仍觸㆓在國司㆒、令㆓見知㆒、幷注㆓日記㆒、斬首令㆑持㆓彼從者㆒上道者、令㆓且注㆒此由㆒、可㆑被㆓申㆒事由云、驚㆓此告㆒、以㆓前日所㆑送之忠常歸降之由申文㆒付㆓頭辨㆒令㆑奏、是死去之由不㆑申以前、可㆑忿也。

忠常死去の國解

上總介維時は檢非違使平直方の父にして上總介爲政に代りしなり

十二日、戊子、早旦參殿、及午剋退出、修理進忠節持來甲斐守消息、披見有忠常死去國解、其狀云、忠常去月廿八日受身病、今月六日於美濃國厚見郡死去、仍觸在國司令實檢、幷斬其首、立日記且言上云云。副美乃國司返牒、併日記等、又忠常降順狀一枚、同加送、是前日依遣所所送也。重參殿、令御覽此文等爲令奏聞送頭辨許、

廿七日、癸卯、天晴、及午刻參內、頃之右府被參入、先被奏施米文左大丞申行如例、次上總守後には介と見ゆ維時朝臣辭書、下總守(爲脫カ)賴重任八ヶ年間啓(濟カ)四年公事預勸賞申文云云。○中略次余申云、上總介維時朝臣申、被停所帶職事、如申狀年齡衰老上、病痾頻犯、不堪分憂之任者、依請被停止、以可然者可被任歟。左大辨以上皆被同余事、次申云、下總守爲賴申、重任八箇年之中、啓(濟イ)四箇年公事預勸賞事、如申狀者、罷下之後不經幾程、相營追討忠常事之間、人物共亡弊、忽難興(復カ)後、若無裁許何濟公事云云、所申可然、依請可被免歟。左大辨以上同之、相府被示可上申文等之由、余奏整(卷カ)轉之上、相府取之披見了。召頭辨被覆奏定旨先下申文等、皆結申、被仰宜旨也仰依多定申、各可宣下者。又甲斐守源賴信進忠常歸降之由申文、幷常安降狀、忠常名也□忠常死去之由解文、幷美乃國司等實檢日記等、被下云、賴信朝臣令歸降忠常之賞可有哉否、又忠常男常昌、常近不進降狀、執可追討哉否之由、可令申者、次第見下了。

賴信へ恩賞あるべきやの評議

余申云、賴信朝臣令歸降忠常之賞尤可被行也。但於其法者先符云、隨其狀可給官位者、先被召問賴信朝臣、隨彼意趣可被量行歟。又忠常男常昌、常近未（又イ）久進降順狀、其身雖死去、於男常昌等者未降來、何默止被免哉、須任先符執被追討也。而前使直方時、坂東諸國多屬追討、衰亡殊甚、云云。重遣使乎、若賜早可擊之符、偏經營此事之間、諸國彌亡、興復難期歟、暫被優廻、頗興復之後、左右可被行歟者。左大辨申云云、賴信朝臣賞同余詞、但常昌等事、爲造意首、忠常已以歸降、常昌等是從也、雖不被追討有何事哉者。左兵衛督申云、賴信朝臣賞事同下官申旨、但於常昌等者、常安降狀頗見男等降歸氣色之中、忠常於途中死去、獄禁者遭父母喪之時給其假云云、況未被禁者哉、被優免有何事哉、新中納言以上被申之趣大略同余詞云云。

忠常の男常昌常近等の處分

常昌等宥免の事に決す

七月三日、戊申、天晴、○中略 頭辨召甲斐守賴信朝臣問云、今歸降忠常之賞可被行也、而所思如何云云。申云、明年丹波可闕、若可然之欲遷任者、云云。

上總國は忠常の住國

上總國の衰弊

長元七年十月廿四日、庚辰、天晴、上總守辰重來向、語云、忠常追討之後、坂東之間、依先公事對捍輩、但被追討之後、多以損亡之中、當國依爲忠常住國、爲使直方幷諸國兵士等、三箇年被調三ヶ物、一塵不遺、則前司維時朝臣任終年徵符案、隨身令見之、國內通計所作

之田十八町餘也。前司署名明白也。敢无事疑、彼國本田二萬二千九百八十餘町云云、將門亂間、雖衰亡、未若此時云云。而辰重到任之年、五十餘町、次次年遂年加作、今年内檢定千二百餘町、散在他國々之人民、多以貢來、是全守符旨、于今未徵把分官物之故、漸興復也。而爲申交替事等、單騎上道、封家納官貢（貫カ）如堂（雲カ）、忽无方、官符所損亡如無已、爲之如何者、答云、官符意、充四箇年官物、令興復之後爲令濟今四箇年物、任八年内濟四箇年事、可勸賞之由所給也。然者至于今年調庸、官吏不可催、又不可濟、而近代之事、多以如此云云、左右相計、可被進止歟者。

〔小右記〕本書は小野宮右大臣藤原實資の日錄にして實資は長元年間には右大臣として忠常追討の議に與りし人なり。

萬壽五年（長元元年）

七月十日、早朝維時朝臣持來追討使申請申文九箇條、余云、九箇條太多、二有不可申請事等、三箇條許宜哉、士（出カ）二條事可入條、右條中是一日所見文也。成通筆候者内々覽、關白可進之由相含畢、而問進發日、申云、○中略 今案損哉用事日也、既謂出軍不利、政代不得追、亡□□成云之、追討使不可用此日、之辟如土用事日、不可□□犯土、損哉用事日、不可行征討也。

十五日、臨昏、直方朝臣令師光令申追討雜事、廼呼前問所陳之旨、廿三日有種々忌由、有

追討使出發の日取に關する議

上總の國府は忠常の掌握の中に在り

廿三日は最惡日

可傳承、即乍驚罷向守道朝臣許、觸此由、殊無所申、又申了、彼日不宜者、廿六日吉日、而主上御衰日、廿五日宜日也、廿五日夜半首途可宜者、且申請條々事、以前日令(案カ)文、維時之趣申關白畢、被仰可然之由、即返遣草案文于成道所、未申左右、又關白□乎詣右府、申承件日等、可進止者、余答云、申請事々甚多々、三箇條可宜由□□□□成道確執不改正、條々事等者亦申案由於關白、下向有何事乎、若有可申請事等於途中若事發、所國言上事由、又何事之有也、其外事等不記子細、上總介爲政妻子、近日申可令上道由、而依件事、國人彌不聞國司事、次國司在安常(忠カ)之掌握、生死被任彼心、濫吹事逐日不料、上常(忠カ)從者入亂廓內、打擲國司從類之由、既舍人友成所申、甚可歎可彈指、可殊勞上之由、仰直方朝臣、又返遣友成丸可令守上、爲政朝臣妻子等之事、同仰直方朝臣、畢申(早カ)可勞上之由訖、抑首途日可避有忌之日許、濫不可擇優吉日、件事亦差遣檢非違使、所被追捕也、基給節□之使、至尋常遠近追捕、不撰善惡日、奉宣旨馳向之例也、事可同彼意、然而程在遼遠、仍猶可撰吉日也。此由等具相含了、若求優吉日、旬月相移、賊徒廻謀歟、甘心退去、夜中申關白者。

廿三日、追討忠常之使、發達之由傳所承也、須件日陰陽寮勘申也。而不被仰下也、守道朝臣勘由、云云。

廿三日、寂惡日也。以二此由一可レ申、然而有レ所レ思、不レ令レ奏、只爲レ觸二下官一所レ參也、能可レ撰二申日一也。天下大事、只在レ斯者、不レ開二返事一、逐電退去。

檢非違使忠常の從者を捕ふ

同年八月一日〇中略大外記賴隆來云、檢非違使捕二得忠常從者一、後聞忠常郎等從者。

長元元年八月五日追討使出發す

五日〇中略亥時、追二討忠常一之使首途、返問陰陽頭文高朝臣者、是隨身信武所レ申、罷出立所、見レ之者、亦見物車有レ數、云云、午時出立由、云云、見物上下、馳レ馬飛レ車、會集如レ雲、臨時少々分散、云云、先日白晝首途、可レ無レ便之由、示二含惟時朝臣幷直方朝臣等一已畢、若信二其事一歟、先年忠良朝臣爲二追討阿波海賊之使一夜半首途、云云。

忠常の亂により下

二年二月一日、庚申、早朝、右少辨家經持來、給二東海東山北陸等道、幷追討使等官府(符)一、依二家經重服一、於二門外一傳レ人進レ之、一昨夜以二小宮(中)中旨一傳申、關白命云、以二件趣一可レ候二官府一、先令レ見二小官一、隨示可二持來一也。但昨今當二春日祭日一、於二門外一以レ人可レ進者、示二可レ令レ覽由一畢、又云、無二着座上一帥中納言任二師俊一撰二吉日一可二着改一由、大外記賴隆申也、今明內可レ令二請印一由有二關白仰一、余云、改若延引者、申二關白一於二結政所一請印如何。

五月、甲子、大外記賴隆云、今日左衛門督兼隆行二結政請印事一、參議通任着二結政所一、令二請印一。

(此間長元三年の記事本書缺逸)

總國も衰耗す

房總三國は亡弊甚だし

頼信未だ戰場に赴かざるに忠常降を請ふ

頼信賞として丹波國を望む

頼信母の菩提を弔ふ爲めに改めて美濃國を望む

長元四年三月一日、下總守爲頼申、被重任□□逃散民、勤農業者□、給中文御消息云、□□□討之間有對之由、云云、若可有裁許哉何如、報云、□國依追討忠常之事亡弊殊甚、云云、爲頼□□□睟可及飢餓、□妻□女去年夏(憂イ)死、道路依無宇、京中之人見歎之由、云云、先被優二箇年任、若□良吏之聞、臨彼時可被延今二箇年歟、抑安□□(房上總カ)□下總已亡國也被加之力、令期興復尤佳。□□□□。

同四年七月一日、丙午(中略)入(經任)道頭辨來云、今夕頼信朝臣來向、仰宣旨趣、申云、須蒙朝恩、任四ヶ國、殊奉宣旨追討忠章(常カ)、擬赴戰場之間、不慮之外、忠常皈降、併朝威之所致、非頼信之殊功、而忽奉褒賞之綸言、難抑驚恐之寸心、唯衰老日積、難赴遠任、若有朝恩、欲任丹波者、先申關(教通)白可奏聞由、示含之了。

同年九月十八日、權僧正被立過、於堂對面、甲斐守頼信密々申上云、母之骨在美乃國、於彼國欲修母成菩提之佛事、先日申請丹州云、令下官可示下者、余答云、只可在自情、不可□左右、僧正云、東者多以相從、往還之間、美州少使、仍忽思變歟、余云、官爵只我心也、不可由人口耳。又云、年中可罷上歟。又云、明年可參上歟、嚴寒之比、信乃坂可難堪、正月之間、往還不用爲之、如何者、余云、正月除目、若被召還他國、其後心閑參上、不叶道理歟、年中營上

賴信本任放還を待たずして美濃國へ赴任せんことを望む

下總權介平忠常

安房守惟忠忠常の爲に殺さる

追討使進發

忠常安房を虜領す

似爲所望乎、僧正甘心、此叓言上右大辨許、若達關白歟、覽不披露上計歟。

〔附記〕類聚符宣抄云、

從四位下行、美濃守源朝臣賴信、誠惶誠恐謹言、

請特蒙天恩、因准先例、不待本任放還、給籤符、赴任國狀

右賴信、今月八日、任彼國守、謹檢先例、分憂之吏如此、遷科之輩、不待本任放還、早給任符、赴任國之例、近則大江匡衡朝臣從尾張遷丹波守、藤原公則朝臣、從同國任河內守、等是也。以往之例不遑毛擧、望請天恩被下宣旨、不待本任放還給籤符、將赴任國矣。賴信誠惶誠恐謹言。　長元五年二月廿日　從四位下行美濃守源朝臣

〔編年殘篇〕（本書は、一名應德元年皇代記といひ、應德元年の著作と云へば、忠常亂を去ること五十餘年後の編にかゝり、左經記小右記に劣らざる須要の史料と云ふべし。）

萬壽五年、戊辰、　月　日、安房守惟忠爲下總權介平忠常被燒死了。仍下遣追討使右衞門尉平直方、志中原濟道、八月五日、進發。

長元元年戊辰、萬壽五年七月廿五日、改元、

同三年庚午、春　月　日、安房守光成（業）上道、申云、忠常伴類虜領彼國、云云、秋　月　日、以平政輔任彼國司、下向之間、於伊勢國與平致常合戰、訴申公家、、十一月、忠常追討直

賴信甲斐國に下り暫く經廻の間に忠常降を請ふ

賴信美濃守に任ぜらる

上總國平忠常

忠常の猛勢

攻めず伐たず居ながらにして忠常を降す

方等、、使節空以歸洛。

同四年、辛未、月　日、甲斐守源賴信蒙追討忠常宣旨下向甲斐國、曾經廻間、忠常請降進來向（出家入道名曰常安）賴信隨身上道之間、途中於美濃國受病死去、觸此由於國司取忠常首入洛。

同五年、甲斐守源賴信遷任美濃守、依忠常賞也。

〔源賴信告文〕（本書は、源賴信が石清水八幡宮へ納めたる告文の一節にして、石清水八幡宮舊別當家に傳へたるものなり。）

（前略）近年（後一條院萬壽四年）狠戾之鼠輩（上總國平忠常）横於東都、淩坂東之受領、張於威猛（虐カ）、寛貢賦之僑丁、（挾カ）狹梟惡之野心、逆朝廷之規模、牢籠官物、虜掠調庸、忽諸官宣、對捍詔使之日、公家頻勅精兵、雖被追討、固要害而遁避、歛絶拭而顗覦之時、僕遂當朝撰、任身征東、（長元二年任甲斐）不驅士民、不費所部、不擊鼓、不振旗、不張弩、不逸矢、不認不攻、居得寇賊、倘如彼昔之揚雄得白猿歟。爾時外舅之攝籙左相府、忝緘恩章、投千里之外、（正四位下行式部大輔兼勘解由長官兼萬（播磨乎）守藤原資業朝臣之傳數）（爲朝、爲世、爲悅、云々、）蠻夷風聞敎旨、叩胸稱美。寧非光華乎、提携降人、參都之日、諸卿傳告主上恩詔、最爲面目、卽又王佐之丞、相身親召座下、濃賑恩言、已榮耀也、任中轉化、抛甲州、拜美州、豈非朝恩乎。遠國表雄、近都赴任之間、路頭施德果、弓箭增光輝、所謂碩事超濟事之巡、抽被

勸賞、非例慶也、云云。

〔日本紀略〕本書は、六國史を抄略せるものなれども後の部分即ち長元前後の分は、當時の實記とも見らる。

下總國住人前上總介平忠常の追討使を定む

長元戊辰元年六月廿一日、甲申、右大臣（實資）以下着二仗座一、定二申下總國住人前上總介（一本に上總國に住人前介になる）平忠常等事一。即遣二檢非違使右衞門少尉平直方、少志中原成道等一征二討之一、給二官符等於東海東山道一。今日復任除目。

追討使發遣

八月五日、丁卯、今日右衞門少尉平朝臣直方、同少志中原成道發二向下總國一（一本に上總國になる）隨兵二百餘人、追二討前上總介平忠常一。

二年二月五日、甲子、諸國相共可レ追二討忠常一之官符請印。

六月十三日、庚子、遣二檢非違使一搜二求平忠常等住宅一。

中原成道停めらる

十二月八日、壬辰、停二檢非違使志中原成道一、依レ不レ言下追二討忠常一之事上也。

安房守藤原光業印鎰を棄てゝ上洛す

長元庚午三年三月廿七日、庚辰、安房守藤原光業、依二忠常亂逆一、弃二印鎰一上洛、廿九日、壬午、除目、平政輔任二安房守一。

賴信追討使を命ぜらる

九月二日、壬子、仰二甲斐守源賴信、幷坂東諸國司等一、可レ追二討平忠常一之狀、依二右衞門尉平直方無一勳功一召二還之一。

忠常進み來り降を請ふ

長元辛未四年四月廿八日、乙巳、甲斐守源頼信申、平忠常進來、仍隨身可參上之狀。六月十六日、壬辰、頼信朝臣梟平忠常首入京、件忠常受病死去、但有議定給彼忠常從類依爲降人也。

〔扶桑略記〕

追討使を定む

萬壽五年戊辰七月廿五日、改爲長元元年、前上總介平忠常有亂逆事、仍八月、遣追討使右衞門少尉平直方、少志中原成通等。

忠常の首を梟す

忠常の首を遺族に給ふ

長元四年辛未、六月十六日、甲斐守源頼信梟於平忠常首、參洛、前追討使平直方不遂其功、空以皈洛。源頼信下向任所之日、可討忠常之由有勅、仍欲襲征間、忠常請降伏來、頼信隨身參上之處、於美濃國山縣、即忠常受病死去、仍只斬其頭、傳于京師、依爲降之虜、返給其首於從類。

〔百錬抄〕

長元元年二月廿一日、諸卿定申追討前上總介忠常事、以右衞門尉平眞方(直カ)爲追討使。

忠常降る

四年六月廿六日、源頼信相具忠常頸入京、件追討使左衞門爲眞方無功、仍被改頼信了。頼信下向日、請降到、而受病死去、仍斬首云云。

頼信忠常を追討す

〔陸奥話記〕

頼義者、河内守頼信朝臣子也。性沈毅多二武略一、最爲二將帥之器一。長元之間、平忠常爲二坂東姦雄一、暴逆爲レ事、頼信朝臣爲二追討使一、討二平忠常并嫡子一、在二軍旅間一、勇決拔レ羣、才氣被レ世云云。

〔今昔物語〕

源頼信朝臣責二平忠恒一語

忠恒（忠常）

常陸人平惟基頼信を諫む

頼信下總に向ふ

今昔、河内守源頼信朝臣と云者有り、此れは多田の滿仲入道と云ふ兵の三郎子也。兵の道に付て聊にも愚なる事无ければ、公も此れを止事无き者にせさせ給ふ。 然れば、世の人も皆恐ぢ怖るゝ事无レ限り、而るに頼信常陸守に成て、其國に下り有ける間、下總國に平忠恒と云兵有けり。私の勢力極て大きにして、上總下總を皆我まゝに進退して、公事をも事にも不レ爲りけり。 亦常陸守の仰する事をも、事に觸て忽諸にしけり。 守大きに此れを咎めて、下總に超て忠恒を責めむと早るを、其國に左衞門大夫平惟基と云者有り、此の事を聞て守に云く、彼の忠恒は勢有る者也、亦其の栖、輙く人の可レ寄き所に非ず、然れば少々にては、世に被レ責不レ侍ら、軍を多く儲てこそ超させ給はめ。 守此れを聞て、然りと云ども、此ては否不有まじと云て、只出立に出立て下

忠恒謀め渡船を隱くす

大中臣成平降を勸む

忠恒降らす

總へ超るに、惟基三千騎軍を調へて、鹿島の御社の前に出來會たり。然許白く廣き濱に、廿町計が程に、朝の事なれば弓の限り、朝日の鑭めきて見えけり。守は館の者共、國の兵共打具して、二千人許ぞ有ける。然れば此く軍共の勢子、島の郡の西の濱邊を打立たりけるが、人とは不見えて、鑭々と爲る弓のみして、雲の如くなむ見えける世の昔物語にこそすれ、未だ此許の軍勢不見とぞ人奇異がりける。衣河の尻やがて海の如し、鹿島梶取の前の渡の向ひ、顏不見え程也。而るに彼の忠恒が栖は、內海に遙に入たる向ひに有る也。然れば責に寄るに、此の入海を廻て寄ならば七日許可廻し。直ぐに海を渡らば、今日の內に被責ぬべければ、忠恒勢有る者にて、其の渡の船を皆取り隱してけり。然れば可渡き樣も无くて、濱邊に皆打立て、可廻きにこそ有ぬなれど、若干の軍共思ひたるに、守大中臣成平と云者を召て、小船に乘せて、忠恒が許に遣す、仰せて云く不戰と思はゞ速に參來、其れを尙不用ば否返り不敢じ、只船を下樣に趣けよ、其れを見て渡らむと、成平此れを承て小船に乘て行ぬ。而る間惟基馬より下て、守の馬の口に付くを見て、若干の軍共、馬よりはら／＼と下て、持行く風草を吹くに似たり。下るる音は風の吹が如し、而る間成平船を下樣に趣く。忠恒

眞髪高文水先を案内す

守の返事を申ける樣、守殿止事无く御座す君也、須可參しと云ども、惟基は先祖の敵也、其れが候はむ前に、下り跪きてなむ否不候まじきと、亦渡に船无くして、何か一人は參らむと云ければ、船を下樣に趣くる也けり。　守此れを見て云く、此の海を廻りて寄らば、日來經なむとす、然れば迯にもなむ、亦不寄まじき搆をもしてむ、今日の内に寄て責むこそ、彼奴は安の外にて迷はめ、其れに船は皆隱したり、何がせむと爲ると、若干の軍共に仰する時に、軍共の申さく、他の事不候は、廻てなむ寄らせ可給きと、守の云く、賴信坂東は此度なむ始て見る、然れば道の案内可知きに非ず、然れども家の傳へにて聞き置ける事有り、此の海には淺き道堤の如くにて、廣さ一丈計にて直く渡りけり、深さ馬の太腹になむ立つなる、其の道は定めて此の程にこそ渡たらめ、此の軍の中に、論无く其の道知たる者有らむ、然ば前に打て渡れ、賴信其れに付て渡らむと云て、馬を搔早めて打寄ければ、眞髮の高文と云者有て、己れ度々罷り行く渡り也、前馬仕らむと云て、葦を一束從者に持せて打下して、尻に葦を突差々々渡りければ、此れを見て、他の軍共も悉く渡りけるに、游く所二所ぞ有ける、軍兵五六百人計渡りにければ、其の次になむ守は渡りける。　多の軍の中に三人許なむ、此の道をば

忠恒降る

知たりける。　其の外は露聞にだに不ㇾ聞りければ、此の守殿は此の度こそ、此方は見給ふらめ、其れに我等だに不ㇾ知に、何がで此く知り給ひけむ、尙人には勝れたる兵也となむ、皆思て恐ぢ合ける。　然て渡り持行くに、忠恒は海を廻てぞ、寄來て責め給はむ、船は取隱したれば、否渡り不ㇾ給と、此の淺き道はた否不ㇾ被ㇾ知、我のみこそ知たれ、廻らむ程に日來經ば逃なむには、否責め不ㇾ給はらむと、靜に思て軍調へ居たる程に、家の廻に有る郎等走らせ來て告て云く、常陸殿は、此の海の中に淺き道の有けるより、若干の軍を引具して既に渡り御するは、何がせさせ給はむと爲ると、横なはりたる音以て周章云ければ、忠恒兼ての支度大きに違うて、我れは被ㇾ責ぬるにこそ有なれ、今は術无し術无し進てむと云て、忽に名符を書て、文差に差て、怠狀を具して、郎等を以て、小船に乘せて、向て寄せたりければ、守此れを見て、名符を令ㇾ取て云く、此許名符に怠狀を副て奉れるは、既に［　］しにたる也、其れを强に責め可ㇾ罰きに非ずと、速に此れを取て可ㇾ返き也と云て、馬を取て返しければ、軍共も皆返りにけり。　其後よりなむ、此の守をば艶す極の兵也けりと知て、人彌よ恐ぢ怖れけり。　其の守の子孫止事无き兵として、公けに在りて、于ㇾ今榮皆て有となむ、語り傳へたるとや。

〔千葉系圖〕下總國香取郡東城村掛巣市郎右衞門所藏

忠常　下總介、武藏押領使、初上總國上野之郷住、後下總國海上郡大友移。

常將　從五位下、小次郎、下總國大友居城、平山寺造、母常陸國正則女。

常永　武藏押領使、下總國大友居城、八幡太郎源義家之烏帽子子、寛治三年清原武衡同家衡爲追討源義家奥州發向之時、兵卒隨之、甚有武功、故當國之被補撿非違使所。

常兼　大椎權之介、上總國大椎爲居城、大治元年丙午二月十日薨、行年八十三、法名觀宥星成院。

常重　下總介、千葉介、長寛二年甲申二月三日薨、行年九十八、法名善應照淨院。初上總國大椎住、大治元年丙午六月下總國千葉郡池田郷到、館搆移之、妙見移此所、同二年丁未二月初而修行祭禮、或作蘭橈國民祭之。

〔千葉大系圖〕鏑木本

忠常　上總介、武藏押領使、

大延三年九月十三日誕生。

居于上總國大椎城、

長元元年戊辰、依浮說而征討使下向、相鬪有年、旣而同四年、辛未四月、服賴信之言、捧

名符怠狀赴洛、途中罹病、同四月十五日死于美濃國蜂屋庄、年五十六、故嫡子常將蒙勅免矣。

〔岩尾系圖〕 此系圖は明治十九年內務省大日本國誌編輯の際採蒐せるものと傳ふれども後世の作出と見え、彼是を調和して編成せる痕跡あり、また實錄諸書と符合せず、史料としては殆んど價値なきが如し。

長元三年庚午九月二日、源賴信奉前上總介平忠常追罰之詔、前是同元年夏忠常叛起於下總、國司藤原包昌戰無利、忠常益振逆威、因是使平直方、中原成道討之、然每戰官軍失利故成道直方、有勅許歸、時賴信在任國甲斐、使長子左馬頭賴義二十八才蒙宣旨、賴義到甲斐謁父傳之、於是催東國兵、同十月十八日帥師登甲斐或曰上野赴下總國、二十日到武藏國、二十一日與平忠賴忠常弟同忠將忠常長子會戰於河越、破之、忠賴聚敗卒陣於岩付、忠將亦屯于中野、二十五日賴信向岩付、賴義赴中野、屢相戰、二十七日賊兵再敗、忠賴自殺、忠將逃歸下總、賴信欲追討之、然忠常欲掠取近國之資給、故軍無見糧、剩寒氣異常、士卒墜指、由是暫陣其邊、待甲斐上野運漕至矣、一夕賴信感靈夢、建太神宮於武州品川鄉之海邊、而祈賊徒誅戮之事、同四年辛未春、忠常忠將築砦於武藏國岩淵據之、賴信欲攻之、同三月二十九日、又圍砦、忠將出戰、官軍競攻之、忠將引兵而入、賴義交敵軍潛入砦、躬誅忠將、于時賴

忠常香取海を控へて據る

義爲賊所圍殆危、後藤則經、加藤景通等來救、賴信亦進兵急攻、且縱火焚砦、砦遂陷、忠常走下總國千葉城、四月向千葉城、形勢據海絕險、欲渡無船、忠常屢出遊騎挑戰、賴信察可渡之處、單騎入海、軍威縱之、忠常望見大懼、不戰而降、賴信携之赴都、途到美濃國、忠常病死、乃斬其首送京師、帝嘉之、叙從四位上、任左馬頭、聽內昇殿、自是武威震海內、雖爲庶子爲當氏棟梁。

〔香取私記〕久保木淸淵著

香取浦　又香取海ともいへり、今世利根川と稱す、古は津ノ宮の渚より、常陸行方より鹿島の渡まで、一帶に打開き、見わたしてその間三里ばかりの一大水なれば、此には香取海とも云、彼には浪逆海ともいへり、往時千葉忠常（平）が下總に叛せし時、源賴義（實は賴信なり）常陸にあり、命をうけ、兵を鹿島に會してこれを討す、忠常海面に陣を張り、柵を構へ、幟指物透間なく、夥しく立並て、などあるも、このほとりの事なるべし、後世は洲渚浮成て、其間村里も出來ぬれば、今は只一條の流れとなりて、利根川の下流なれば、下利根川といふなり、其流また常陸行方の界へも分泒せり。

〔內洋經緯記〕佐藤信淵著

頼信神奈川の濱手より徒渉して忠常を攻む

（前略○）後一條帝の長元戊辰年、上總介平忠常謀反し、官軍數々敗れ、忠常勝に乘りしかば、同く四年、源頼信朝臣勅を受けて、武州に下向し、神奈川の濱手より、人馬を歩渉（カチワタリ）に渡して、少しも船及び筏等を用ひず、遂に上總の地に推し寄せて、忠常を平げたりと云ふ。即ち是れ其の頃、內洋の最も淺瀨なりける證とするに足れり、云云。

（三）編年殘篇に就いて

大日本史平忠常傳を見るに編年殘篇と云ふ書を引用せり。また源賴信傳には同書を春日若宮神主所藏編年殘篇として引用せり。因て予は右編年殘篇と題する書を見んと欲し、一二先輩に質したるに何れも心當なき旨を答へらる。やがて鷹司家本古皇代補任（井上賴圀氏藏本）を見るに、卷末に「此書續群書類從ニ收リテ八百五十四ノ上卷ト爲リタリ、然レドモ本書朱雀天皇ノ末ヨリ存レバ皇年代記トアルハ穩ニテ、十三代要略ト號タルハ當ザルナリ、又日本史ニテハ編年殘篇トシテ引用セリ」云々と記しあり、されど此書を大日本史に引當て見るに兩書全く符合せざるを知れり。のち史料編纂掛に就いて大日本史料の稿本を借覽せしに、長元三年の條に、

〔編年殘篇〕十一月、忠常追討直方等、、使節空以歸洛。

編年殘篇は一名應德元年皇代記といふ

〔編年殘篇〕 四年末、月、日、甲斐守源賴信蒙追討忠常宣旨、下向甲斐國、暫經廻間、忠常請降進來向、（出家入道名曰常安）賴信隨身、上道之間、途、中於美濃國受病死去、觸此由於國司、取忠常首入洛。

と見ゆ。又長元五年二月八日の條に應德元年皇代記（此書は上に言へる編年殘篇の異名にして、兩書全く同一なることを發見したり、詳くは後に陳ぶ）を引用せられ、左の文あり。

〔應德元年皇代記〕 二月、甲斐守賴信遷任美濃守、以忠常賞也。

此に於て予は編年殘篇の書の史料編纂掛にあるべきを信じ、掛員に就いて質せしに、以上の三項は先年故飯田武郷氏が掛員たりし頃、採錄せし所にして、本書の所在は今詳ならずと答へらる。されば編年殘篇の所在は一旦搜索の道絕えき。星野博士も亦同書を搜索せしに、水戸彰考館本は寛政中既に燒失したる由にて、遂に本書を得ざりきといふ。

其後予は井上賴囶氏が應德元年皇代記を所藏せるを聞き、之を一覽せんことを乞ひしに、當時同書を置忘れたる由にて見るを得ざりしが、此程供覽するを得たり。同書表題には應德元年皇代記（又名編年殘篇）と記し、卷末には「此書藏春日若宮神主中臣氏

編年殘篇の內容

家、今得而謄（膽カ）寫之、書中以白川帝爲今上、則作於其代、無可疑者、今存者僅此一卷而巳、惜哉。天和三年癸亥秋八月彰考館識」とあり、細かに內容を調査し見るに大日本史に編年殘篇として引用する所のものは全く此書なり。また本書の卷端に頼囲云、本書ハ卷子ニテ表ニ御代々皇代記ト記セリ」と朱書しあれば、本書の原名は御代々皇代記とありしを、何れの頃よりか應德元年皇代記、又は編年殘篇と云ひなせしならん。而して大日本史料に編年殘篇又は應德元年皇代記として引くところのもの又此書なり。

本書はもと數卷ありしならんが、今日現存する所は三條（初めの大半は殘闕す）後一條、後朱雀、後冷泉、後三條、白河の六朝間にして、紙數は僅かに十九枚なり。記事の體は普通の皇代記の如し殊に鷹司家本古皇代補任に似たる所多し。たゞ比較上後一條帝の條稍〻精密なれども、恐らくは三條帝以前も亦此くありしならんか。其體裁また日野家秘本皇代記殘缺に類せり。且つ記事も日本紀略等に出入する所あり。

一この書は皇代記として以上六代の間の事を知るの外に、平忠常の事蹟に就いて諸本の闕を補ふに足るものあり。且つや此書果して應德元年の記述ならんには、

長元年間を去ること僅かに五十餘年、白髮の老翁は忠常の亂を目撃し、又は傳へ聞きて、記憶に新なりしもあるべければ、其說また大に信據すべし。因て試に左に摘錄して、聊か批評する所あらんとす（書中應德以後にかゝる記事更になければ應德元年皇代記と名けたるは當れるが如し）

五—戊辰（萬壽五年なり）　月　日安房守惟忠爲下總權介平忠常被燒死了、仍下遣追討使右衞門尉平直方、志中原濟道、八月五日進發。

長元元年戊辰萬壽五年七月廿五日改元。

三—庚午　春　月　日安房守光成上道、申云、忠常伴類虜領彼國云云、秋　月　日以平政輔任彼國司、下向之間、於伊勢國與平致常合戰、訴申公家、、、十一月忠常追討直方等、、、使節空以歸洛。

四—辛未　月　日甲斐守源賴信蒙追討忠常宣旨下向甲斐國、暫經廻間、忠常請降進來向、出家入道、名曰常安、賴信隨身上道之間、途中於美濃國受病死去、觸此由於國司取忠常首入洛。

五　甲斐守源賴信遷任美濃守、依忠常賞也。

是より以上の記事の批評に取かゝらん。

萬壽五年の條に安房守惟忠が平忠常の爲めに燒死せらるとあるは、他の諸本には、見えざれども、こは確實なる新事實なるべし。また不明なる月日を明けてあるは、却て愼重なる書き方なり。八月五日に平直方等が忠常追討のために出發せることは小右記、左經記、日本紀略等と符合す。但し忠常を下總權介とせるは下條に陳ぶべし。長元三年の條に「安房守光成上道、中云、忠常伴類虜二領彼國一」とあるは、日本紀略に「安房守藤原光業依二忠常亂逆一弃二印鎰一上洛」とあるに對照すべし。平政輔が安房守になりしは、日本紀略には長元三年三月廿九日とあり、また政輔が伊勢國にて平致常と合戰せしことは小右記と符合す。次に同年九月二日平直方等勳功なきにより召還されしことと日本紀略に見ゆれども、本書に其歸洛を十一月とせるはこれまた新事實なり。

四年の條に、源頼信が忠常追討の爲めに甲斐に下向すとあるは、忠常が歸降の年月に懸けて書きしならん。扶桑略記にも「長元四年辛未（中略）源頼信下二向任所一之日、可レ討二忠常一之由有レ勅、仍欲二襄征一間、忠常請二降伏一來」と同じく四年にかけて記せり。頼信

の下向は、日本紀略には「長元三年九月二日壬子、仰下甲斐守源賴信幷坂東諸國司等可レ追二討平忠常一之狀上」と見え、左經記長元四年六月十一日の條には「去年相二從甲斐守賴信朝臣一下二向彼國一」とあれば、賴信が長元三年に下向せしは事實なるべし。然れども追討を任命せられたる即日(即ち九月二日)に下向せりと云ふは、稍〻速斷に失せざる歟。次に「下二向甲斐國一暫經廻間、忠常請レ降進來向」とあるも新事實なり。經廻とは用意とか支度とか云ふ義にて、當時の用語なり。これも小右記に「擬レ赴二戰場一之間、不レ慮之外、忠常歸降」とあり、又賴信告文に「僕遂當二朝撰一任レ身征東(長元二年任二甲斐一)不レ驅二士民一、不レ費二所部一、不レ擊レ鼓、不レ振レ旗、不レ張レ弩、不レ逸レ矢、不レ認不レ攻、居得二寇賊一」とあるに對照すれば相符合するを知るべし。小右記及び賴信告文にも賴信が甲斐を發足せる事を明言せず、これ賴信が甲斐にて戰備を營みつゝありし反證とすべし。(賴信告文に長元二年任二甲斐一とあるは或は三年の誤寫なりしならん、なほ一考すべし。)

以上の記事の實錄諸書と符合すること上陳の如し。終に臨みて忠常を「下總權介」と記せる事に就いて一言せんに、之を解釋するの仕方三あり、一には下總權介を其儘にて正確なりと信ずること、二には下總權介は下總國住人などあるべきを誤

寫せりと見做すこと、三には下總權介は前上總介の誤と見做すこと是なり。

第一說の要點は、本書の忠常に關する他の諸點は何れも正確なるに、下總權介のみ誤れりとは信じ難し、當時の日錄なる小右記、左經記には忠常を何介とも記さゞるに編纂の書なる日本紀略、扶桑略記、百錬抄等には前上總介となる。忠常が上總介たりしことは事實なるべけれど、そは何時の事なるや詳ならず、或は其後下總權介たりしやも知るべからず。殊に左經記、日本紀略等には忠常が下總に居たるやうの記事見ゆれば、併せ考ふべし（恐らくは後に陳ぶべし）。されば千葉別系（續群書類從に收む）及び千學集に下總權介となり、下總國香取郡掛集市郎右衞門所藏の千葉系圖に下總介となり、增上寺所藏千葉系圖に「下總介從五位下、後權之頭ト號ス」となるも由來する所あるなり。なほ櫟木文書に千葉常重（忠常の曾孫）及び常胤を何れも下總權介となせるも併せ考ふべし。

第二說の要點は日本紀略の紅葉山文庫本、學習院圖書館所藏本、以下諸本の長元元年六月廿一日の條に「定ニ申下總國住人前上總介（或は前介になる）平忠常等事一、仰ニ遣撿非違使右衞門少尉平直方、志中原成道等一」とあり、之を本書の「安房守惟忠爲ニ下總權介平忠

常被㆓燒死㆒了、仍下㆓遣追討使右衞門尉平直方、志中原濟道㆒」とある條に對照すれば、下總權介は下總住人又は下總住人前上總介などあるべきを誤寫せるにはあらざるか、また左經記には、同日の條に此事を記して「居㆓住下野㆒（下野は下總の誤寫なるべし）平忠經等可㆓追討㆒人々、上達部申㆓伊勢前守賴信朝臣堪㆒事之由、而仰㆘以㆓右衞門尉平朝臣直方、志中原成道共檢非違使可㆑遣之由㆒」云云とあり、掛巣氏所藏の千葉系圖には「忠常（下總介武藏押領使、初上總國上野之鄉住後下總國海上郡大友移）」とあり、これ等を併せ考ふれば忠常が下總に居住したる事は推察せらるべし。（下略）

次に第三說の要點は、日本紀略、扶桑略紀、百錬抄等に忠常は前上總介とあれば、本書に下總權介とあるは信ずべからず、又忠常の據所に就いても、賴信告文には「近年（後一條院萬壽四年）狼戾之鼠輩（上總國平忠常）横㆓於東都㆒」云々とあり、日本紀略の異本には「上總國住人前介平忠常」とあり、千葉大系圖には「忠常（上總介、武藏押領使）大延三年九月十三日誕生、居㆓于上總國大椎城㆒」とあるにより、上總國大椎を以て其本居となすといふにあり。

以上の三說の中、予は本書の外、左經記、日本紀略、千葉系圖等によりて下總說を信ずるなれども、其取捨に至りては公平なる識者の判斷に任せんとす。なほ詳細は

拙稿平忠常の事蹟追考（歴史地理第二卷第四號掲載）と星野博士が六孫王は淸和源氏に非る考（史學雜誌第十二編第一號掲載）とを參看せらるべし。（明治三十四年七月記）

第四　前九年及び後三年役の評論

前九年及び後三年の役は世間周知の事柄であるにも關はらず、未だ其事實が明瞭を缺いて居る所があるので、史家はなほ之が研究を繼續して居る。予は此問題について特別なる研究をしたといふ譯ではないが、二三陳べて見たいと思ふ點があるから左にその要領を掲げる事にする。

（一）前九年の役

一、前九年の役の資料

前九年の役の資料としては「陸奥話記」を以て第一位に推さねばならぬ。此書は一名陸奥物語ともいひ、筆者は不明であるが亂を距ること極めて近い際の記述と見え、公文書なる國解の文や當時の實話などを本として文を綴り、如何にも實錄の體である。首尾完備して居るから亂の顚末は略ぼ窺ふ事が出來る。今昔物語に

も「源頼義罰」安倍貞任等語」といふ文があつて、之は此陸奥話記を假名交り文として抄錄したものと思はれる。今此役に關する重なる資料を左に掲げて見よう。

1 陸奥話記　2 今昔物語　3 本朝續文粹

4 扶桑略記　5 百錬抄　6 日本紀畧

7 古今著聞集　8 續本朝通鑑　9 大日本史

以上の外、尙ほ雜誌類に揭載されたものは左の如くである。

1 前九年後三年といふ事(喜田貞吉)歷史地理十八巻の一

2 前九年後三年合戰繪卷考(和田英松)同上十八巻の六

3 前九年役と後三年役(岡部精一)奥羽沿革史論

4 前九年後三年の稱呼に就いて(藤岡繼平)歷史地理三十七巻の一

5 前九年後三年の稱呼について(喜田貞吉)同上三十七巻の二

二、亂の經過概要

陸奥の俘囚長安倍賴時が衣川以北の六郡の地に據り、勢を恃んで驕横を極めて居た事は久しいものであつて、永承年中には前守藤原登任が陸奥出羽の兵を發し

此戰亂を古くは奥州十二年の合戰といふ

て之を討つたが克つ事が出來なかつた。そこで朝廷からは源賴義を陸奥守に任じ兵を率ゐて之を征討せしめた。之は永承六年の事であつた。それから貞任（賴時の子）が康平五年に誅に伏するまでは十二箇年を經過して居るのである。そこで此戰爭を古くは奥州十二年の合戰と稱へたのである。（吾妻鏡、古今著聞集、古事談、保元物語、神皇正統記等）今一目瞭然たらしめるため亂の經過を年表で示せば次の如くである。

永承六	源賴義を陸奥守に任じ賴時を討たしむ
七	
天喜元	賴義鎭守府將軍を兼ぬ
二	
三	
四	七月更に賴時追討の命下る〇十二月廿九日賴義陸奥守重任
五	七月二日賴時敗死す〇十一月貞任を撃つ
康平元	
二	

邊要の地は國司の任期五年

三
四　十二月賴義陸奥守の任期終るも征討のため在任
五　七月清原武則賴義に屬す○九月安倍氏を滅す
六　安倍氏の餘類を平ぐ○賴義伊豫守に、義家出羽守に任ぜらる
七　二月賴義始めて歸洛す○義家上疏す
治暦元　賴義上疏す

賴義は永承六年に追討の命を受けて陸奥に下つたのであるが、會〻大赦の令が出たので安倍賴時は大いに喜び豫て賴義の名望を恐れて居たから心を傾けて之れに仕へ、夫がため領內は平靜になつて一任中何事もなかつた。さて此時分國司の任期は一般には四年であつたが、邊要の地卽ち陸奥出羽太宰府は特に五年であつたのである（類聚三代格弘仁七年正月十一日及び承和二年七月三日の太政官符參照）從來の研究者は陸奥出羽も矢張り他の國々と同樣四年と考へて居たので、此處に誤算を生じた譯である。賴義の國司の任期は天喜三年の末か四年の始に終つた事と思はれる。（天喜四年の十二月廿九日に賴義が陸奥守に重任となつたのを見れば多分四年が交替の期であつたであらう）ところで賴義は國司の任期の終りの年に於て

陸奥の再亂

鎮守府の事務を視るため同府（當時鎮守所は膽澤郡膽澤に在り、國府は宮城郡多賀にあつたのである）に至り數十日滯在した。賴時は賴義を非常に取持ち駿馬金寶の類を獻じた。かくて賴義は國府への歸路阿久利河の邊に宿した時、夜何者かが竊かに權守藤原說貞の子光貞、元貞等を襲ひ人馬を殺傷した。そこで賴義は光貞を召して嫌疑者を尋ねた所が、賴時の長男貞任の所爲であらうとの事であつた。賴義は聞いて怒り、貞任を召して罪せんとした所が、賴時は子姪を集めて親子の情合を說き、再び擧兵の事となつた。賴義も狀を奏したものと見えて天喜四年七月に賴義に詔して之を討たしめた。賴義の任期は既に終つたが亂中であるから再任せしめた。五年七月には賴時は敗死したが、其子貞任等は勢尙ほ猖獗であつた。十一月賴義は貞任を河崎柵に擊つたが大風雪に遇ひ、人馬凍餒して大敗戰をなした。その後戰爭も屢〻あつたが軍糧などが乏しくて官軍は振はない形勢であつた。彼是して居る内に賴義の任期は康平四年十二月で終つた。そこで朝廷は高階經重を陸奧守に任じたが、國民が賴義の威名を慕ひ、經重の指揮を受けないので經重は已むなく京都に還り、賴義は尙ほ在任して鋭意勦賊の事に當つたのである。五年七月には出羽の俘囚長淸

原光頼及び弟武則の援兵を乞ひ、其九月に貞任等を誅する事が出來たのである。六年二月には藤原季俊、物部長頼を遣はし貞任の首を京都に送つた。朝廷は頼義の功を賞し、正四位下に叙し伊豫守となし、義家を從五位下に叙し出羽守となした。頼義は尙ほ陸奥に止まつて餘黨を平げ、七年二月始めて上京し、勳功の將士の恩賞の未だ決定せぬ者、及び伊豫の國務などに關して上訴する所があつた。

三、前九年の稱呼の由來

以上の經過から見ると頼義の安倍氏征討に費やした年月は永承六年から康平六年まで十二年、尙ほ餘黨の平定までを入れると十三年になるのである。そこで前陳の如く古い書物には奥州十二年の合戰とあり、また頼義の上訴には「歷二十三年一以立レ勳」と書いてある。（之は餘黨を平げた年までを加へたのである）是等は最も當を得たものである。然るに何時頃からか此戰爭を前九年の役といひなす樣になつた。之は休戰狀態であつた間を取除いて言うたのであるか、それとも再亂の時から數へたのであるか、其邊に就いては色々說が分れて居るのである。先づ全く休戰狀態であつた天喜元、二、三の三年間を控除すれば永承六年から天喜五年までは九年間になる。再亂

前九年といふ稱呼の初見

の時から數へれば天喜四年から康平五年までは七年、康平六年までを入れて八年にしかならぬ。

一體前九年後三年といふ稱呼の初出は何の書であるかといふに、平家物語劍卷に「賴義奥州に下向して九箇年が間戰ひつゝ終に軍に打ち勝ち、貞任をば首を取り宗任をば虜りて上洛す」云云、又同書に「武衡家衡謀反の由聞えければ國中の亂を鎭めん爲に義家馳せ向ふ、猛き兵なりければ左右なく落ちず、三箇年に滅びにけり」とあるのなどが其始めであつて、保元物語にも「賴義、貞任宗任が亂によりて前九年の合戰あり、義家、武衡家衡を攻むるとて後三年の兵亂ありき」などある。要するに鎌倉時代（或は中期以後）から斯ういふ稱呼が起つたものかと思はれる。當時歷史に暗い俗學者などが多かつたので、古くから奥州十二年の合戰といふ稱呼があるから之れは前後の戰役を合せて稱へたものと早合點して大まかに前九後三の名稱をいひなすに至つたものかと思はれる。（喜田貞吉氏なども此考である）何れに致せ前九後三の名稱（後三年の事については後に陳べる）は世俗には行はれて居るが適當なものではないであらう。

四、源賴義の上疏文

左に掲げる所は源頼義が康平六年に伊豫守に任ぜられ、翌七年始めて上京するに及んで、奥地の事、また新任地伊豫の事について感懐を披瀝したものであつて、當時の地方政治の狀態を窺ふ事の出來る有益な文字であるから、其主要なる點に就いて解釋を試みようとする。

〔本朝續文粹〕 卷六

正四位下行伊豫守源朝臣頼義、誠惶誠恐、謹言、

請殊蒙天恩依征夷功被下重任宣旨興復任國勘料公事狀

右頼義謹檢案內、依勳功蒙恩賞之者、本朝異域軌躅多存、或起於徒隷以昇金紫之高位、或出於卒伍以至相將之崇班、頼義爲功臣之末葉持奉公之忠節、爰奥州之中東夷蜂起、領郡縣以爲胡地、驅人民以爲蠻(變)虜、數十年之間、六箇郡之內不從國務、如忘皇威、就中近古以來暴惡爲宗、仍去永承六年、忽以頼義爲令征罰被任彼國、天喜元年兼鎭守府將軍、頼義銜鳳凰之詔、向虎狼之俗、紆甲冑赴千里之路、交矢石以忘萬死之命、運籌於氈帳之中、決勝於烏塞之外、爲其魁首安倍貞任、同重任、散位藤原經淸等、適依兵略皆伏誅戮、或傳首於京師、或聚馘於隴道、其餘醜虜安倍致任等五

人東手歸降、夷狄之居已爲公地、叛逆之輩皆爲王民、依其功績去康平六年被任伊豫守矣、明聖之恩尤足欽抑(仰)、賴義其年爲平餘類逗留奥州、去年二月適以入洛、須割虎符、早赴豫州、而征戰之間、有軍功之者十餘人、可被抽賞之由雖經言上、未有栽(裁)許、仍相待綸旨、難赴任國、況去九月、被賜任符下向、遲引自然如是、然間四年之任、二稔空過彼國、官物不能徵納、然而封家納官、其責如雲、仍以私物、且勤進濟、方今彼國雜掌申云、頻遇旱損、稻粱不秀、境無秋實、民有菜色、須廻興復之計、且致辨濟之勤者、重檢傍例、或尋莅境之年限、以計歷、或依擧國之亡弊、以重任之者古今之間寔繁有徒、況致又希代之大功、何無殊常之厚賞、昔班超之平西域也、早封千戶之臣、今賴義之征東夷也、忝賜重任之賞、彼迄三十年以彰功、此歷十三年以立勳、遲速之間已有優劣、採擇之處何無哀矜、望請天恩依征夷功被下重任宣旨、且廻興復之計、且致進濟之勤矣。賴義誠惶誠恐、謹言。

年　月　日

（治曆元年の上奏）

以上の文は先づ東夷即ち安倍賴時父子が郡縣を領掠して之を胡地となし、人民

軍功の將士に恩賞の遷延

を驅つて之を蠻虜となしたといふ事から説き起して居る。是等の文勢から推察すれば、當時安倍頼時父子も俘囚長で、矢張り蝦夷種であつて、所謂柔（ニギ）蝦夷、荒蝦夷等の異民族等を驅り立て王地王民を胡地蠻虜となしたと云ふ意味に見える。頼義は之が征討の命を受けたので萬死を犯して籌策を廻らし、勝を鳥塞の外に決したといふのである。鳥塞とは鳥海の柵の事であらう。

かくて頼義の征討によつて夷狄の地は公地となり、叛逆の輩は王民となつたから、頼義は其功績を以て康平六年伊豫守に任ぜられた。併しながら尚ほ其殘黨を平ぐべき必要があつたので引續いて奥地に止まり、去年（七年）二月始めて京都に還つたといふのである。そこで直ちに伊豫に赴任すべき筈であつたが、征戰の際軍功のあつた者が、まだ十餘名も恩賞を蒙むる事が出來ずに居たから此旨を頻りに言上したが、容易に裁許に至らない。仍て綸旨の下るを待ちつゝあつて、遂に任國に赴く事が出來なかつたといふのである。是等を見ても當時朝廷が如何に地方の政治に無理解で且つ將士の勳功に對して思ひやりが無かつたかが想像されよう。

頼義私物を以て伊豫國の年貢等を辨濟す

頼義は康平六年に伊豫守に任ぜられたが同八年（八月に治暦と改元）に至つても未だ赴任する事が出來なかつたので、四年の任期が空しく二年を經過して了つた。其内年貢や其他の徴納が出來なかつたので、封家（封戸を彼國に受けて居るもの）や官邊からの督責が頻繁で雲の如くであつた。それ故止む事を得ず、私物を以て、之を進濟したとある。卽ち伊豫國の二ヶ年間の年貢や諸掛を私物で進濟したといふ譯である。今日の官吏の服務規定などから言つたならば、公私を混淆し、官規を紊亂した事になるであらうが、頼義が私物を以て一國の年貢を二ヶ年までも進濟したといふは一方に於ては如何に其富裕であつたかを推察すべき資料となるであらう。

納官封家の濟物の意義

尙ほ此文に「彼國官物不能徴納、然而封家納官其責如雲」とあるのについて、或は之を解して、家を封じて官に納むるも尙ほ飽き足らずして督責が雲の如くであつたなど說く者があるが、之は當時の國務の慣例を知らぬ讀み方である。當時國司の勤めとしては、實に「此納官封家之濟物」といふ事が主要なるものであつたのである。「類聚三代格」卷五寛平八年六月廿六日の太政官符にも「或僅勤納官料物、遂無勞封家調庸」とあり、又「三代制符」の建久二年三月廿二日の宣旨にも近代宰吏就國者、自稱亡

頼義事情を陳べて伊豫守の重任を乞ふ

國、々々者各申ニ異損、然間納官封家之濟物、殆忘ニ所濟之勤、合格諸國之勤會、永留ニ未勘之名、」などとある。是等を見ても國司の任務は主として此二つにあつた事が判るのであるが、當時諸國の國司等が之を滯納し勝ちであつたのである。納官の料物とは即ち官に對しては正税の內なる年粮舂米、別納租穀など稱へるものを納むべきであり、又皇族や太政大臣以下の諸官人、其他勳功ある者には一定の封戸を與へる事になつて居るので、夫等の封戸から年々調庸を取立てて之を封家（即ち封を受けて居る）に拂ふべきである。（庄園の本所領家に對する所濟もこもつて居るであらう）是等が矢張り國司の任務であつたのであるが、頼義は伊豫へ赴任する事が延引したので、是等を取立てる事が出來なかつたから私物を以て之を辨濟し來つたといふ筋合なのである。

次に又方今彼國（伊豫）の雜掌がいふに、頻りに旱損のため人民が難儀して居る。ついては一には興復の計を立て、一には諸濟物辨濟の勤をせねばならぬから、傍例に準據して重任の事を許されたい。昔班超は西域を平ぐるに三十年を要したが千戸の侯に補せられた。今の頼義は十三年で東夷を平げ功績を彰はした。遲速の懸隔に就いて見れば既に優劣がある。何卒征夷の功に依つて重任の宣旨を下

されたいと請うたが、朝廷では御裁許になつた樣には見えない。是等を見ても廷臣等の國務に對する無理解の度合が推察せられるであらう。

五、源義家の上疏文

「朝野群載」に源義家の康平七年の上疏文が載せてある。之は同人が出羽守に任せられたについて越中に轉任されん事を請うたものである。

〔朝野群載〕卷之十二

前出羽守從五位下源朝臣義家、誠惶誠恐謹言、請特蒙天恩行□(行□一本作征夷之勳)功、被拜任越中國守闕狀、

右義家謹檢案內、諸州刺史、辭退之後、拜任要國之蹤、蹤跡多存、不違毛擧、況乎儒學勳功之人、採(擇イ)於異常者也、爰親父賴義朝臣、當勤王之選、蒙征夷之詔、任奧州刺史、蒙任鎭守府將軍、且思家門之名、且恐朝廷之議、殊振武威、遠赴邊塞、戎狄之爲體也、其力拔山、其居因嶮、騎駃騠之駿足、習虎狼之驍勇、及臨戰場、彌成激怒、百萬之衆、戈鋌之勢、中國之人、不可敢當、而旁施兵略、不損皇威、討擊醜虜、平定蠻貊、斬魁帥之首、驚衆庶之眼、開闢以來、未曾有如此比、義家存扶親之誠、勵奉公之節、不顧身命、無避矢

義家出羽守より越中守に轉任を乞ふ

石、共撃夷戎、新蒙褒賞、以賴義朝臣任伊豫、以義家任出羽守、然而南海東山、其程渺焉、雖喜仁恩之適及、猶恨勳功之遠隔、是以爲專孝、思辭出羽守、然間越中國守已有其闕者、優軍功、何不拜任哉、昔班超之討西域、早遇漢家封侯之賞、今義家之征東夷、欲浴越州傳(專イ)城之恩、所申之旨、誰謂非據、望請　天恩依征夷之功、被拜任越中守闕、將令後昆勵立身報國之志、義家誠惶誠恐謹言。

康平七年　月　日

此文で見ると、先づ父賴義の征夷の勳功を陳べ、義家も父を扶けたるため、且つは奉公の節を勵み、勳功を立てたによつて出羽守に任ぜられた。されども父は伊豫、自分(義家)は出羽では、行程渺焉であつて、孝養を盡す事が出來ぬから、何卒越中守の缺に補せられたいとの趣意である。當時(康平七年)賴義は七十歲、義家は二十四歲である。老齡の父に孝養を盡さうとの趣意は感佩すべきものであるが、唯それだけの理由であつたらうか。何にか表面に事情が伏在して居たのではあるまいかと思はれる。賴義義家父子は莫大の勳功を立てたにも關はらず、恩賞は比較的薄く、部下の將士等も動もすれば功勞を認められない次第である。一方清原武則は

功を以て從五位下に叙し、鎮守府將軍に任ぜられて居る樣な譯であるから、義家は出羽に居るを面白からず感ずる點などもあつて、旁〻越中へ轉任を願うたのではあるまいかと察しられる。併し之は想像の説である。

六、安倍宗任等の配流

安倍氏の亂が平定の後、宗任、正任、眞任、家任等が降參したので之を配流に處した次第は朝野群載及び百錬抄に詳しく見えて居るから、左に掲げて參考に供する。

（朝野群載）卷之十一

太政官符　伊豫國司

應ㇾ安ニ置便所一飯降俘囚安倍宗任、同正任、同貞（眞イ）任、同家任、沙彌良増等五人、從類參拾貳人事。

宗任從類大男七人、正任從類廿人、（大男八人、小男六人、女六人）貞（眞イ）任從類大男一人、家任從類三人、（大男一人、小男一人）（沙彌イ）良増從類一人、部領使正六位上行鎮守府將（權イ）軍監藤原朝臣則經從類三人、

右得ニ正四位下行伊豫守源朝臣頼義、去月廿二日解狀一偁、謹撿ニ案内一、歸降之者、先日

注交名、早經言上訖、則被下給官符偁、件人等可隨後仰者、於陸奥國、雖待裁下、既無左右、仍抽爲宗故俘囚首安倍頼時男五人、隨身所參上也。抑宗任破衣河關之日、去鳥海之栖籠兄貞任嫗戶之栖、相共合戰、然而貞任等被誅戮間、被疵迯散、其後棄拋兵仗、合掌請降、卽跪陣前、□悔前惡、正任被落衣河關、逃小松栖之刻、相具伯父僧良昭、逃走出羽國、守源朝臣齊頼、聞此由、閑在所之間、逃入狄地、去年五(正イ)月稱奉命於公家、所出來也、貞(眞歟)任合戰之間、依有身病、不與今度之軍、云々、然而被落所々栖之由、依無遁身、請降出來、沙彌良增俗名則任、從最初戰之庭、被追散之後、爲助身命忽出家、卽以母爲先、合掌出來、家任籠嫗戶之栖、爲兄共合戰、而貞任、重任經淸被誅致之際、交步兵之中逃脫、經一兩日之後、束手露身、出來軍中者、正二位行權中納言兼宮內卿源朝臣經長宣、奉勅、件宗任等忽悔舊惡已爲降虜、推其情趣、何不矜憐、宜仰彼同黨類、相共移住便所、永爲皇民、支給衣糧者、國宜承知、依宣行之、路次之國、宜給食馬、符到奉行。

康平七年三月廿九日　　右大史小槻宿禰孝信

〔百錬抄〕康平七年三月廿九日、伊豫守頼義自奥州相具所上洛之降虜宗任等、有議

安倍貞任等配流に關する説の異同

不レ令二入京一分二遣國々一、宗任家任遣二伊豫一、良照遣二太宰府一、治暦三宗任等移二遣太宰府一、依レ有下欲レ逃二歸本國一之聞上也。

以上の文で見ると、宗任等は頼義が隨身して上つたが、京都に入れてはならぬとの事で夫々國々に配流されたのである。殊に宗任等は本國に逃歸らんとする形勢があつたので、後ち太宰府に移されたといふ事である。然るに古今著聞集によつて見ると、宗任は義家の部下に居て非常に親任されたといふ話がある。

〔古今著聞集〕（卷九）

十二年の合戰に貞任はうたれにけり、宗任は降人に成て來にければゆるしてつかひけり、嫡男義家朝臣のもとに朝夕祗候しけり、或日義家朝臣宗任一人具して物へ行けり、主從共に狩裝束にてうつぼをぞおへりける、ひろき野を過るに狐一疋走りけり、義家うつぼよりかりまたをぬきてきつねをおひかけゝり、射ころさんはむざんなりとて、左右の耳の間をすりざまにしりへ射たりければ、箭は狐の前の土に立ちにけり、狐は其箭にふせがれてたふれてやがて死にけり、宗任馬よりおりて狐を引あげて見るに、箭もたゝぬに死たるといひければ、

義家みて隱して死たる也、殺さじとてこそ射はあてね、今いき歸りなん、其時はなつべしといひけり、則箭を取りてまいらせければ、やがて宗任してうつぼにさゝせ給けり、他の郎等是を見て、あぶなくもおはする物かな、降人に參りたりとも本の意趣は殘りたるらんものを、脇をそらして矢をさゝする事あぶなき事也、おもひきる害心もあらばいかがとぞかたぶきける、されども義家はほとんど神に通じたる人也けり、宗任いかにも思ひよるべくもなかりければ、たがひにかく身をまかせけるにや、或夜又宗任ばかりを具して女のもとへ行たりけり、家ふるくなりて築地つぐれ門かたぶけり、車寄の妻戸をあけて其内にてあひたりけり、宗任は中門に侍りけり、五月闇の空曇をかけたるごとくにて、雨ふり神なりておそろしき事限りなし、いかにもことあらんずらんと思ひたる所に、案のごとく强盜數十人きほひ來にけり、門の前によりそばひてあり、火をともしたるかげより見れば卅人ばかりあり、宗任いかにはからふべきと思ひゐたるに、中門の下より犬一疋はしり出てほえけるを、宗任ちいさきひきめをもて射たりけるに、犬いられてけい〳〵となきて走るを、やがて同じさまに矢つぎ

ばやに射てけり、其時義家朝臣誰候ぞと問たりければ宗任となのりたり、矢つぎのはやきこそはしたなけれといはれけり、强盜共此こと葉をきゝて、八まん殿のおはしけるぞ、あなかなしとて、はふ〳〵にげうせにけるとなん。

此話は義家の闊達なる人柄を示したもので、實際の事實の樣に書きなしてはあるが、百錬抄の文と對照して見ると其處に矛盾があるのである。眞僞如何と思はれるが、或はズッと後年の事ででもあらうか。なほ一考を要すべき事柄であると考へられる。

(二)　後三年の役

一、後三年役の資料

奧州後三年記

後三年の役の資料としては「奧州後三年記」が唯一の資料ともいふべきである。けれども之は元と繪卷物の詞であつて陸奧話記の前九年役に於ける程の實錄ではない樣である。尙ほ此外に斷片的記事の窺はれるものは多少存在して居るが格別なものはない。今其重なるものを擧げれば左の如くである。

1 奧州後三年記　2 扶桑略記　3 百錬抄

源義家と武衡家衡と合戰繪の始

4　中右記　　5　古今著聞集　　6　十訓抄
7　中原康富記　　8　續本朝通鑑　　9　大日本史

右のうち、奥州後三年記の由來について考へて見るに、「吉記」の承安四年三月十七日の條に「拾遺來臨、爲見申繪所招引也、件繪義家朝臣爲陸奥守之時、與彼國住人武衡家衡等合戰繪也、件事雖有傳言委不記、又不畫、靜賢法印先年奉院宣始令畫進也、彼法印借出御倉送之、爲消徒然歟」とある。之を先年三浦周行氏が新史料として學界に提供された中原康富記に「參伏見殿。〇中略仍退出、但自御室仁和寺宮御寶藏被召寄後三年繪被御覽云云、被取出可拜見之由各被仰之間、其詞處々令轉讀了、此繪四卷在之、承安元年月日依院宣靜賢法印其後は上座にて承仰令繪師明實圖也云云」とあるのに對照して見ると事情が善く判るのである。卽ち源義家と武衡家衡等と合戰の事（吉記の當時にては未だ後三年といふ稱呼は無かつたものと見える）は、傳説はあつたが未だ記したものもなく、又畫に書いたものもなかつたが、承安元年の頃（高倉天皇の時）院宣（後白河天皇）によつて靜賢法印（藤原通憲の子、當時法勝寺及び蓮華王院の執行であつた）が繪師明實に圖せしめたといふのである。承安元年は陸奥の亂の平定した寛治元年より八十四年後である。之が先づ初出の資料であら

う。（今昔物語に「源義家朝臣罸二清原武衡等一語」といふ題目が見えて居るが、本文は缺けて居る。之は餘程古いものと思はれるのに惜むべきことである）然らば今日「奧州後三年記」として傳はり群書類從合戰の部に編入されてあるのが之と同じ物であるかといふに、和田英松氏の調査に據ると、彼と是とは同一の物ではなくて、別物であるとの事である。今日奧州後三年記として傳はつて居るものは（同卷の詞書のみを取つたのである）「實隆公記」に、

永正三年十一月十一日丙戌、頭中將參內、後三年繪、令二披見一云云、十二月丁亥、自二禁裏一後三年合戰繪可二披見一之由被レ仰之、一覽殊勝、云々、詞玄惠法印草也。

第一　尊圓親王　　第二　公忠公（于時大納言）

第三　六條中納言（有光）　　第四　仲直朝臣

第五　保脩朝臣　　第六　行忠卿

とあるのと同じであらう。今日池田侯爵家に傳はつて居るものと對照すると、第一は序文で、第四は上卷、第五は中卷、第六は下卷に當つて居る。而して第二と第三とが缺逸して居るのである。之が奧州後三年記の缺文の所に當るのである。尚ほ叉序文並に本文も詞書は玄惠の草案に係るのである。序文の一節には伊豫守

貞和三年の奥州後三年記は承安のものを潤色せるなるべし

源賴義朝臣の嫡男、陸奥守義家朝臣八幡殿と號す、堀川院御宇永保三年に奥州の任に赴く、爰にみちのくに奥六郡を領せし、鎭守府將軍淸原武則の孫、荒河太郎の子眞衡の富有の奢過分の行跡より起りて、一族ながら郎從となれり、秀武、深き怨みを含みて合戰をいたす。〇中略俗呼でこれを八幡殿の後三年の軍と稱す、星霜多く改まれども、彼佳名は朽ることゝなし、源流廣く施して、今に至て又彌新なり、古來の美歎、誰か其威德を仰がざらん、世上のしるところ猶行末に傳へ示さん事を思ふ。〇中略予時貞和三年[　　　　]法印權大僧都玄慧、一谷の衆命にして大綱の小序を記すといふことしかり」となつて、これで見れば作成の年代も明瞭であるのである。貞和三年は北朝光明院の際で、陸奥平定の寬治元年を距ること實に二百六十年である。されば此書は餘程後世のものであるのであるが、さては彼の古記に見えた承安の後三年繪とは全く無關係のものであるかといふに、決してさうでは無いと思はれる。寧ろ承安のものを土臺として多少潤色を加へた位のものであらうと思はれる。其譯は三浦周行氏の提供された康富記に見えたもの(承安のものの摘要)と貞和の奥州後三年記とを對照して見ると其相違は僅かの點にある事が知られるからで

ある。故に貞和の奥州後三年記は比較的後世のものではあるが、尚ほ其記事は淵源する所が久しくして信據すべきものである事が推察せられるのである。

後三年の資料としては以上に列記した外、雜誌類に掲載されたものは左の如くである。

1 後三年の役(岡田正之)　史學雜誌四編の四三

2 後三年の役(阿部傳)　歷史地理五篇の一

3 後三年役に關する新研究(三浦周行)　史學雜誌二十二篇の一

(此外前九年役と關連したものは上に擧げた通りである)

二、亂の經過概要

前九年の役後、約二十年を經て後三年の役が起つたのである。始め淸原武則は源頼義を助けて安部貞任を討ち、功があつたので鎭守府將軍に任せられ陸奥六郡を支配して居た。武則の子に武貞、武衡があつて武貞は父の遺領を繼ぎ、之を其子眞衡に傳へた。眞衡は父祖の業を受けて威名が四隣に轟き、其勢が强大であつた、然るに子が無かつたので成衡を養つて嗣とし、成長するに及んで源頼義の女(常陸國多)

氣權守宗基の女の生んだもの)を娶つて之に妻はせた。而して其祝宴の際に當り、眞衡の姑夫吉彥秀武は出羽國より來り、大層な進物を持ち來つて之を賀した。所が眞衡は客と碁を打つて居て一向秀武を取合はなかつた。そこで秀武が怒つていふやう、「我は眞衡の姻族である。然るに當時は勢の爲に臣從して居るのに、此樣な無禮な目に遇はされてたまるものか」と。遂に其進物を棄てて出羽國へ還つた。此事を聞いて眞衡は大いに怒り、兵を起して之を攻めた。秀武は固より衆寡敵し難いのであるから、使を眞衡の異母弟家衡及び藤原清衡に送り、「眞衡は勢を恃んで驕慢である。君が輩も臣僕を以て遇せられて居るが、夫で愧ぢずに居られるか、寧そ我に屬して眞衡が我を討ちに來た虛に乘じて其本據を突き、妻子を虜にしてはどうか、然らば彼は進んで攻める事も出來ず、退いて據る所もなく、必ず虜となるであらう。我は怨を報い恥を雪ぐことが出來れば彼が爲に死んでも思ひ遺すことはない」と言つてやつた。一體清原武則が安倍貞任を攻めた時に、貞任の家來に亘理經清(藤原秀郷の後裔と稱し藤原を姓とす)と云ふ者があつたが、それが殺されたので武則は其妻(安倍賴時の女)を連れ來つて子武貞に妻はした。家衡は卽ち其所生である。清衡は經清の子であ

るが母に從ひ來つて武貞に養はれたのである。かくて家衡清衡兩人は秀武の言を聞いて大いに悦び、眞衡が出羽國を攻めた虛に乘じて兵を發し、伊澤郡の民家四百餘宇を燒いた。眞衡は大いに驚いて引還し、淸衡家衡も自ら敵せざるを悟り、兵を引いて還つてしまつた。

永保三年源義家が陸奥守に任ぜられて入國し來つたので、眞衡は之を優待し、御馳走などをなし、然る後に再び出羽國に進發した。すると淸衡は間に乘じて復た眞衡の館を襲うた。（眞衡は不在で其妻女並に成衡が居たのである）そこで成衡の妻は其事を義家の部下なる郡使藤原正經、伴助兼に知らせた。郡使は成衡に力を合せて合戰をしたが城中は頗る危くなつた。義家は此事を聞き、自ら兵を率ゐて發向し成衡を援けた。

義家は是より先、使を淸衡家衡に遣はし、退くかそれともまだ抵抗するかを確めた。すると淸衡家衡は退かうと言つたが、淸衡の親族なる重光（姓闕く）と云ふ者が既に戈を交へたからは退いてはならない、一天の君と雖も恐れてはならぬのに、ましてや一國の國守などを恐れてなるものか、何處迄も戰爭するが宜しいと。斯ういつたので、淸衡等も其氣になり義家に對して合戰をした。けれども其後重光が誅せ

眞衡の死後清衡家衡義家に降を乞ふ

後ち家衡清衡不和を生じ又戰亂となる

られたので清衡家衡等は馬に乘つて逃げてしまつた。

さて眞衡は出羽に發向した途中で病に罹つて頓死して了つた。さてかうなつて見ると清衡家衡は素より義家に對して何等の怨があつたのではないから、一體此度の事は重光が惡かつたのであるといつて、陳謝して降を請うたから、義家も遂に之を許し、六郡を分けて三郡づつを兩人に與へた。其内家衡は清衡と不和を生じて、清衡の事を義家に讒言したけれども、義家は一向之を取上げなかつたのみならず、却つて清衡を信任して用ひたので、家衡は大いに怨んで清衡を害しようとして、清衡の家に火を放つて之を燒拂ひ、妻子眷族を殺害した。清衡は草叢の内に隱れて居て難を免れ、事の次第を義家に歎き訴へた。そこで義家は數千騎を率ゐて家衡の沼柵を攻めた。之は應德三年冬の事である。されども數月を送つて居るうちに大雪に遭うて利を失ひ、殊に飢寒に及んで軍兵も多く凍死する者があつた。かくて官軍は利あらずして引擧げたが、家衡の叔父武衡は兵を率ゐて沼柵に至り家衡と謀を合せた。其後沼柵を棄てて金澤柵に據る事となつた。義家は武衡の應援した事を聞いて大いに怒つた。（以上眞衡と家衡清衡との關係は主として康富記に據つたのである）

次いで寛治元年九月、義家は自ら數萬騎を率ゐて金澤柵を攻めた。義家の弟新羅三郎義光は京都にあつて此大亂を聞いたが、應援のため官を辭して義家の許に至つた。義家は大いに喜び兵を分つて之れに授け力を合せて共に攻めた。既にして柵中に食が乏しくなつたので武衡は義光に就いて降を請うたが、義家は許さなかつた。城中は愈〻困却し武衡家衡は遂に自ら柵に火を放つて逃れようとした。武衡は池の中に隱れて居たが捕へられ、家衡は服を變じて遁げたが之も亦人に殺された。かくて淸原氏の亂は漸く鎭定した。以上の大要を年表によつて示せば次の如くである。

永保三　秋（吾妻鏡には九月）義家陸奥守となりて下向
應德元
二
三　冬義家沼柵に家衡を攻めて大敗す
寛治元　八月義光奥州下向、九月義家金澤柵を攻め十一月之を陷る
二　秋義家の任期終る

後三年の稱呼の適否

三、後三年の稱呼の由來

奧州後三年記で見ると源義家は奧州に戰亂が起つたので永保三年の秋陸奧守に任ぜられて下向し、夫から寛治五年十一月十四日に始めて亂が平定するに至つたのである。此間の年數は足かけ九年に亙つて居る。併し寛治五年は『中右記』に（寛治元年十二月廿二日の條）「今日進二陸奧國解一也、守義家朝臣追二討浮囚一了」とあるのを參照すれば元年の誤寫である事が推察される。それにしても矢張り足かけ五年に亙つて居るのである。されば永保三年は應德三年の誤であらうといふ說が起つたのであるが、義家が永保三年九月に陸奧守として下向の事は吾妻鏡にも見えて居るから多分之は正しい事であらう。（尙ほ之に就いては種々の說があるが藤岡繼平氏の說參照）されば足かけ五年となつて後三年といふ名稱に合はないのであるが、之は矢張り前九年役と同樣、奧州十二年の合戰といふ名稱があるので、後世（多分鎌倉時代）に於て不穿鑿にも之は前後の兩役を合計した年數であると思ひ違へ、大ざつぱに前九後三などといふ樣に言ひなしたものであらうと思はれる。されば强ひて之を年數に合せようとするのは無理な事だと思はれるが、前役と同じ樣に永保三年から寛治元年までの中、休戰狀態で

あつた年數（多分永保二・三年）を除いて數へるのも一つの方法であらう。又義家と家衡武衡との間に合戰の再發したのを應德二年と見、夫より應德三、寬治元と三年にかけて見るのも一考案であらう。何れにせよ是等は推測に過ぎぬ事であつて確たる理由は存在して居らぬ樣である。

四、恩賞の事附義家の置文說

後三年役の恩賞の事は『奥州後三年記』には左の如く書いてあつて、朝廷では畢竟私闘として勳賞は行はれなかつたといふ事になつて居る。即ち

將軍國解を奉て申やう、武衡家衡が謀反すでに貞任宗任に過たり。わたくしの力をもつてたま〳〵うちたいらぐる事を得たり。早く追討の官符を給はりて、首を京へたてまつらんと申す。然れどもわたくしの敵たるよし聞ゆ、官符を給はらば、勳賞行はるべし、仍て官符なるべからざるよしさだまりぬと聞て、首を道に捨て、むなしく京へのぼりにけり。

とあつて此外には一向參考すべきものもない樣であるが、後世に至り義家が私財を以て恩賞を行つたといふ說が行はれ、且つ八幡太郎義家の置文といふものと混

濟して義家の陰德を稱讃する事が盛んとなつた。一體義家の置文といふものは『難太平記』に見えて居るが自分などは其傳來について疑問を抱き、之は或は後世僞にするものの僞作であつて、義家以來實際さういふ物が傳來したのではあるまいと思ふのである。右義家の置文といふものは次の如くである。

（難太平記） されば又義家の御置文に云、我七代の孫に吾生かはりて、天下を取べしと仰せられしは、家時（足利尊氏の祖父）の御代に當たり。猶も時不來事をしろしめしければにや、八幡大菩薩に祈申給ひて、我命をつゞめて、三代の中にて、天下をとらしめ給へとて、御腹を切給ひし也。其時の御自筆の御置文に子細はみえし也。まさしく兩御所（尊氏直義）の御前にて故殿（今川範國）も我等なども拜見申たりし也、今天下を取事、唯此發願たりけりと、兩御所も仰有し也。

此置文の批評は暫く後に讓り、後三年役の恩賞の事に就いて陳べて見るに、賴山陽の日本外史源氏論には次の如く書いてある。

（日本外史） 外史氏曰、余嘗踰函嶺、望八州之野、北控奥羽、知源氏基業深且遠矣、世傳八幡公臨終遺書其家曰、吾後世必有操天下之權者、雖信否未可知、非無其謂也、蓋

我王化自西漸東、東之强悍難服足以敵全國、雖中古勦治、纔就條緒、叛服不常、每爲國患、而廟堂不以爲憂、盖綱紀之弛、非一日也、相門爭寵、骨肉相軋、而不能制也、盜賊公行、劫公卿、焚宮闕、而不能禁也、則何暇恤邊疆哉、而夫貞任家衡等皆桀黠之才、足以乘而逞焉、微源氏父子、封豕長蛇、荐食上國、誰能拒之、其有大功德於天下如此、而朝廷靳功、不塞其什一、賴義遷任、適致困敝、義家官不過四位衛尉、子孫或以罪誅、或以謫逐、保平之亂又鬪其骨肉、殘亡垂盡、何報施之倒也、天之福人縮於父祖則贏於子孫、固其所也、故源氏之福、大發於賴朝、遂得司天下之權、義家儻預睹之邪、然余嘗謂、天下之權、歸源氏久矣、而源氏不自知也、賴義義家經略東北、捍護其民、前後十有五年、而朝廷如不關知焉、及其奏功爲將士請賞格、遷延不決、甚而曰以私鬪、傳之官符、使其以私恩喚咻之、則是朝廷自舍其征伐刑賞之柄、而付之源氏、遂令東北豪傑曰寧背天子、勿負源氏、當是之時、使義家一唾手起、則函嶺以來、非朝廷之有、不必待賴朝也、而不敢失臣節、以終其身、乃所以貽慶子孫也、云云。

又新井白石の讀史餘論にも、

難太平記ニ義家ノ御置文ニ我七代ノ孫ニ生レカハリテ天下ヲ取ルベシト見ヘ

シ由ヲノハス、按ズルニ中世ニハ將帥ノ命ヲ承リテ其功ヲ奏シヌレバ其勳勞ニ報ルニハカナラズ卿相ノ位ヲ以テス、大野東人ガ藤廣嗣ヲウチ、大伴駿河麿、藤原小黑丸、坂上田村丸、文屋綿丸等ガ東夷ヲ討シ類是也、天慶ノ夏ニ參議右衛門督忠文ガ中路ヨリ還リシダニ猶勸賞アルベシヤ否ノ朝議アリキ、其時秀鄕貞盛ガ功ヲ賞セラレシコトワヅカニ四位五位ニナサレシト云トモ、是等ハ將帥ノ命ヲ承リテ討セシニハアラズ、況ヤ又其本秩ワヅカニ六位ノ輩ナレバ、カホドノ賞モ猶不次ノ賞トイフベシ、且ハ又トモニ鎭守將軍ニナサレ、功田多ク給リ、兩國ノ守ヲ兼シメラレキ、經基將門純友ガ亂ニ東西ノ軍事ニ勞シ、賴信ノ代ニ年ヲ經テ平カザリシ忠恒ヲ日アラズシテ攻下シ、賴義十二年ガホド軍事ニシタガヒ、白頭ニシテ遂ニ其功ヲ奏シ、義家又十年ヲ經テ武衛家衡ヲ平グ、然ルニ此人々其位四品ニ過ズ、ワヅカニ昇殿ヲ許サル丶ヲ以テ其面目トセリ、ツネニ攝關ノ家ニ伺候シテ其家僕ニ肩ヲナラブ、抑經基ハ清和二世ノ王タリ、其子孫王家ヲ出テ未遠カラズ、タトヘ卿相ノ列ニ加リヌトモ他家ノ比例ニアラジ、マシテヤ義家武衛家衡ヲ平ラゲシ時官符ヲ給フベキ由ヲ望ミシニ、私ノ敵タルヨシ聞ユトテユルサレズ、此事

私財を以て恩賞を施したりとの說の出典不明

サラニ心得ヌ事ニ非ズヤ、私ノ戰鬪ニ任國ヲ凋弊セシムルコト十年ニ及バヾ、ナド其罪ヲ定ラレザル、已ニ其罪ニアラズンバ是其功ナドナカルベキ、是等ノ事ニツキ義家ノ寃ヲフカク含マレシ事其故ナシト云フベカラズ、但天下ヲトルベシト云置レシ事ニ心得有ベシ、朝家ヲカタブケ參ラセムトノ謂ニハアラジ、スベカラク當時ノ事勢ニ寄リテオモヒ計ルベシ、當時天下ノ權久シク執柄家ニアリ、ソノ權ヲウバヒテワガ後ニアタフベシトノ義ニテ有ベキ、ハタシテ三世ノ後賴朝其權ヲワカツ事ヲ得テ、足利殿フタタビ天下ノ君ト仰ガレ、三度今代（德川氏）世ヲシロシメサル、其遺言ムナシカラズトヤ云ベキ。

と書いてある。山陽の論の出所は讀史餘論に基いて居る事は推察せられるであらう。兩論ともに義家の置文に就いて陳べ、而して義家の功績を稱讃して居るのである。但し讀史餘論には後三年の際義家が私財を以て恩賞を行うたといふ事は書いてないが、外史に至つては「私恩を以て之を喚咻せしむ」とあるから、卽ち私財を以て恩賞を行うたといふ筋に見えるのである。（檢本朝通鑑や大日本史には奧州後三年記の文其儘な漢文に改作したまでで私の恩賞の事は見えぬ）かくて現行の中學校用の日本歷史の教科書などは何れも此說

を受けて居るのであるが、實は其出典は不慥なのである。 察する所、前九年役に於て賴義の上疏文に部下の將士の軍功ある者十餘人に抽賞の事を請うた事と、私物を以て納官封家の濟物を辨償したといふ事が見えて居るから、夫等を混同して此說が起つたのではあるまいか。又實際から考へて見ても朝廷に於て私闘なりとして顧みなかつたからとて、義家程の者が部下の將士の勳功を無視して居られるものではあるまい。 彼の縣小次郎が家衡の頸を取つて差出したについても、義家は直に賞與を授けて居る。 此亂が平定の後、武衡家衡等が蓄積した金銀資財等は之を沒收して勳功の將士に分與する等の事も勿論あつたであらうと思はれる。 されば私財を以て恩賞を行うた事は絕無ではないと思はれるのであるが、さて其說の出典如何といふ事になると、實は慥かな據所は見出し得ないのである。

次に義家の置文說であるが、之は大體に於て義家の陰德を稱讚する事に於ては異論のあらう筈は無いが、眞に左樣なる置文が存在したかといふに就いては、疑問を免かれぬのである。 殊に賴朝が勃興の際とか其後百數十年に亙る鎌倉時代に於て、かういふ說が一向起らぬのに、足利氏創業の際に及んでフイと湧き出した樣

に此説の起つたのから見ても疑はしくなるのである。察する所後世爲にする者があつて、作出した説ではあるまいかと思はれる。又此置文なるものが爲義、義朝などいふ賴朝の家系に傳はらないで、足利氏の家系に傳はつたといふも如何、猶ほ此家系の事に就いては本朝通鑑（近衛天皇久壽二年六月の條）にも左の如き記事があつて參考すべきものがあるのである。

源義國卒於下野國足利別業、初義家長男義宗早世、次男義親叛亡、義國雖爲三男、然義家以四男義忠爲嗣、義忠死後、爲義相續、故義國不得志、嘗任帶刀長、叙從五位下、兼加賀介、補式部丞、號式部大夫、東謫之後、住足利、七年而終、有三男、長曰義重、住上野國新田、次曰義康、以足利爲家號、宿直禁門、任判官、季曰季邦、任判官代、新田足利氏族彌蔓、子孫繁榮、故推義國爲清和源氏嫡祖。

是で見れば義國は第三子であるが長子義宗次子義親が無き後は第四子の義忠が家系を嗣ぎ、義忠が人に殺された後は爲義（義親の子）が又義家の養子となつて家を相續したのである。されば義國は志を得ずして居たのであるが、其子義重義康から新田足利兩氏が出で、子孫が繁榮したから、後世から推して義國を清和源氏の嫡祖

としたといふ、筋合なのである。尊卑分脈の源氏系圖などを調査して見ても矢張り斯ういふ趣に見えて居る。かた〳〵以て此置文が義親乃至は爲義の家系に傳はらないで、義國の子孫に傳來したといふ事から既に疑問に屬する事と思はれる。

(三) 源義家の事蹟

一 義家の生涯

義家生る

本朝の武將を稱する者は先づ指を坂上田村麿に屈せざるはなく、次には源賴義義家父子を推さない者はないであらう。田村麿の事蹟は茫然として捕へ難いやうであるが、賴義父子に至つては稍や其の詳細なる事蹟を知る事が出來る。此の父子の事蹟も其の多くは前九年、後三年の戰役中に現はれて居て、義家が武將の典型、武士道の權化と言はれるのも實は之が爲である。是より順序を追うてその大體を陳べて見よう。

義家は源賴義の長子で母は檢非違使平直方の女である。後朱雀天皇の長久二年に生れた。（義家の生年月を記したものはないが尊卑分脈に嘉承三年六十八で卒したとあるのによつて逆算したのである）初め父賴義は八幡宮に參詣して夢想によつて一振の小劍を得た。そこで感涙を拭つて之を取納め家の靈寶とし

た。かくて靈夢のあつた月から妻が懷胎して男兒を生み、之が卽ち義家なのである。小字は源太と云ひ、七歲の折に石清水八幡宮で元服を加へ、是から八幡太郎と稱した。

前九年の役と義家

前九年の役に際しては父に從つて戰場に臨み勳功を立てたことが屢〻であつた。後冷泉天皇の天喜五年に安倍貞任を河碕柵に攻めた際などは大風雪に遇ひ人馬も凍餒し、賴義も大敗したが、義家は藤原景通、大宅光任等數人と奮闘し一方の血路を開いて遁れた。之は彼が十七歲の時であつた。其の後、同帝の康平五年に貞任等も誅に伏した。之は彼が二十二歲の時であつた。當時は父賴義が陸奧守兼鎭守府將軍となつて居たので、主將は賴義で義家は之を補佐して居たのである。然し父も此の時分は旣に高齡に達して居た。卽ち天喜五年には六十三歲、康平五年には六十八歲であつた。かゝる高齡で寒苦に堪へ戎事に奔走して居たのは國家の爲とは言ひながら感心すべき事柄である。亂平ぐや勳功に依り賴義は正四位下に敍し伊豫守となり、義家は從五位下に敍し出羽守に任ぜられた。

義家行幸に扈從す

白河天皇の永保元年には園城寺(三井寺)の僧徒が比叡山延暦寺と爭をなして之を攻めた。そこで義家は詔を奉じて主謀者を逮捕したが、天皇の石清水八幡宮へ行幸せらるゝ

に當り、僧徒等のうち尙ほ不平を懷いて居る者があると云ふので、義家及び弟義綱をして車駕に扈從せしめられた。義家等は武人の棟梁と推されて居たものゝ當時禁衞の職に居た譯ではないから關白藤原師實の前驅として附けられ、夜に至つて弓矢を執つて御輿の側に立つたといふことである。其の後春日神社へ行幸の際にも義家は家兵を率ゐて朱雀門を衞つた。

源平兩氏禁衞の事に當る

大化大寶の制以來、兵制は唐の府兵の制に倣ひ、徵兵の法で兵士を採り、五衞府、六衞府等の設けがあつたが、平安朝以來は兵士も型ばかりで一向振はぬ形勢であつた。そこで檢非違使今の憲兵と警察の方とを兼れた如きもの)など云ふ者を設けられたが之もさまでの効果を奏しなかつた。かくて事ある際には源平兩氏の如き武人(當時にあつては在地方の私兵たるに過ぎぬ)の棟梁(親分と推されたもの)たる者を擧げて、禁衞の事を掌らしむるに至つた。之も亦時勢の變遷と云ふべきである。

後三年の役と義家

白河天皇の永保三年の頃、義家は陸奥守となつて彼地に下つた。此の際復た奥羽の地に亂が起つて之を後三年の役と云ふ。當時義家は四十餘歲で血氣盛な際であつたから、專ら之が鎭定に盡力し、遂に功を奏したのである。其の際義家が懇切に將士に接し、將士

も亦將軍の爲には死力を盡して厭はなかつた事、又義家の弟新羅三郎義光がはるばる官職を棄てゝ京都を立ち、兄の應援に赴いた事などは何れも世に名高いものである。

義家の卒去

義家は左近將監、検非違使、左馬權頭等に歴任し、又河内、相模、武藏、信濃下野、伊豫等の守となり、正四位下に叙せられた、白河天皇の嘉承元年病を以て髮を剃り、同三年（天仁元年と改元す）に卒去した。時に年は六十八歲、遺骸は河内國南河内郡通法寺に葬つた。

二　前九年の役と義家

蝦夷と東北地方

奥羽地方から東國にかけては、もと蝦夷の盤踞する所となつて居たのである。日本武尊の東征、坂上田村麿、文屋綿麿などの征討も多くは此の蝦夷種族に關する討伐であつたのである、かくて蝦夷種族も次第に擊退せられ、北へ北へと退いたのである。けれども衣川關以東は平安朝の中期以後に至つても、未だ蝦夷の勢力範圍と云ふべき狀態であつた

俘囚長安倍賴時

蝦夷の降參して良民となつたものを俘囚と云ふ、丁度臺灣に於ける生蕃熟蕃の如きもので、俘囚は熟蕃に當るのである、其の俘囚の長に安倍賴時、其の子貞任などと云ふものが

あつた。　頼時は安倍比羅夫の後裔であると云ふ說もあるが、或は蝦夷種族で早く歸化したから姓を賜つて安倍氏と稱せしめたのであるとも云ふ。兎も角も陸奧六郡とて衣川以北の六郡（伊澤、和賀、江刺、稗拔、志波、岩手）を支配し、威勢は盛なもので衣川柵に據り、驕奢を極めて居たが一向年貢も致さなかつた。そこで永承年中陸奧守であつた藤原登任が出羽の秋田城介重成と協力して、之を攻めようとしたが却つて敗北した。

源頼義陸奧守兼鎭守將軍となる

此事が朝廷に聞えたので、御評議があつて源頼義を陸奧守兼鎭守府將軍として之を討たせる事になつたのである、當時頼義は相模守となつて名望が盛んで東國の將士は皆な其の節度に服して居た程であつたから此の命があつたのである。頼義は後冷泉天皇の永承六年に任地に下つたが、偶〻大赦の令があつたから、頼時は大に喜び心を傾けて頼義の機嫌を取つた。そこで討伐も沙汰止みとなつた。

頼時誅せられしも貞任等なほ頑强

天喜二年頼時の子貞任が人を殺したと云ふ嫌疑の事から又再亂が起つた。是から頼義父子は征討に從事したのであるが、奧地は寒氣が酷しく糧食も乏しく、加之虜軍甚だ强くして官軍も屢〻惱まされたのである。頼時は其の後誅せられたが、其の子貞任は未だ頑强なる抵抗をしたのである。前にも一寸陳べたが、天喜五年十一月河崎柵を攻めた際の

戰は最も有名なものであるから、其の光景を左に記して見よう。

黄海の戰

將軍(頼義)は千八百餘の兵を率ゐて貞任を討たうとし、貞任は精兵四千餘人を率ゐて之に應じ、黄海(キノミ)(東磐井郡黄海村で河崎柵の南に當る)で防戰した。此の時風雪が甚だしく道路も艱難なるが上、官軍は食糧もなく人馬共に疲れた。之に引きかへて虜軍は元氣旺勢で、主客所を異にし、官軍は大敗し、死者が數百人に及んだ。將軍の長男義家は驍勇絶倫で、騎射に巧なること神の如く、白刃を冒して重圍を突き、大なる鏃の箭を發して賊軍を射るに少しも徒矢がなく、中れば必ず人を斃す有樣であつたから、夷人も恐れて當る者がなく「八幡太郎だ、八幡太郎だ」と言つて之を避けた。將軍の從兵も敗走して、殘る所は僅に六騎であつた、即ち長男義家、藤原景道、大宅光任、清原貞廣、藤原範季、同則明等であつた。賊軍は二百騎騎で之を圍み、矢は雨の如くであつた。かくて將軍の馬が流矢に中つて斃れると、貞通は他から馬を得て之を與へ、義家の馬が亦た流矢に中つて斃れるや、則明が又賊の馬を奪つて之を與へた。かくて殆ど脱し難い形勢であつたが、義家光任等が死を決して奮戰したので、賊類が漸く引退いた。

佐伯經範の忠死、藤原茂頼の忠節

此の時官軍中に佐伯經範と云ふ者があつた、相模國の者であるが將軍の脱し難いと云

ふを聞き、吾れ將軍に事へる事既に三十年、老僕は既に六十歳、將軍は既に七十歳に垂んとする、此の際命を俱にせんでは相濟まぬとて、賊軍中に馳入つた。隨兵兩三騎も亦我公が將軍と命を俱にし節に死ぬるならば、吾等もオメ／＼と生きて居られやうかとて、之も共に馳入り奮戰して討死した。其の他藤原景季（景通の子）和氣致輔、紀爲清等も萬死に入つて一生を顧みず、將軍の爲に戰死した。是等を見ても賴義が如何に將士の心を得て居たかを察することが出來るであらう。茲に又藤原茂賴と云て將軍の腹心の者があつたが、敗軍の後ち數日、將軍の行方が不明であつたので、既に戰死を遂げたものと思ひ、敵陣に入つて骸骨を探出し、之を葬むらうと思ひ、髮を剃つて僧侶の風をなし、戰場へ赴いた所が、途中で將軍に遇ひ、且つは悅び且つは悲み、相從つて還り來つたと云ふことである。出家をしたのは少々忩卒であつたが、其の忠節の志は感ずべきものであるとて當時傳稱された。

八幡太郎の名稱に關する一說

義家を八幡太郎と云ふのは、八幡の祠前で元服を加へたからであるとは世間に普通稱へる所であるが、一說には上に擧げた黃海の戰に義家が勇戰したので夷人號を立てて八幡太郎と曰ふ、漢の飛將軍の號も年を同じうして語るべからず」（陸奥話記の說）と書いてあつて八幡太郎の名は夷人が恐れて附けたのであると云ふ、恰も之は熊襲梟帥が日本武尊の武勇に感じて尊號を上つたやうなものであらう、漢の飛將軍と云ふのは、李廣と云ふ人が武

帝の時に右北平の太守となつて居たが、射法に巧妙なる所から匈奴が號を立てゝ漢の飛將軍と云つて之を恐れ避けたと云ふことである。此の人は嘗て草の中の石を見て虎だと思ひ之を射たところが矢が石に沒した。他日射ても最早石に入ることは無かつたといふ話が傳へられて居る。和漢似寄つた話ではあるが、之は一說と云ふべきであらう。義家の弟義綱は賀茂の社前で元服をなしたので賀茂二郎と稱へ、同じく弟義光は新羅明神の祀前で元服を加へたので新羅三郎と云ふのを見れば、八幡太郎の名稱も、矢張り八幡神前の元服から出たと云ふことは、信ずべき事のやうに思はれる。

貞任等誅に伏す

其の後、賴義は出羽の俘囚長淸原光賴及び武則の援兵を乞ひ、相共に協力して貞任等を攻め、遂に厨川柵(今の陸中國盛岡市附近)に擊破して之を誅戮した。時に康平五年で賴義が初め永承六年に陸奥守に任ぜられてから、玆に至つて十二年である。夫れ故に古くは此の戰爭を奥州十二年の合戰と云つたのであるが、後に之を前九年の役と云ふやうになつたのは、理由不明の點もあるが或は休戰中を除いて數へたのであるともいふ。さりながらかゝる曖昧な起りでありながら、今日に於ては既に一般に前九年の役の名稱で通つて居る事であるから、今更める必要はないと思ふ。

賴義私物を以て伊豫國の調庸年貢を辨償す

頼義父子が此の十二年の在任中、飢渇に耐へ、艱難辛苦を嘗めたことは非常なものであらう。康平六年頼義は功を以て伊豫守に任ぜられたが、陸奥の方の跡始末をつければならぬ、又勳功の士十數人には夫々恩賞を與へねばならぬ、そこで其の次第を上奏に及んだのであるが、朝廷では容易に御裁許がなかつた。彼是して居る中に國司四年の任期は二年をも空しく過して了つた。すると官からは調庸等未進に就て督促が頻りに至り、伊豫國に關して封家（封家とは庄園の所有者や封戸を彼地に受けて居るもの）からも年貢の進濟を督促されたので止むなく私物を以て之を辨償した。（之は頼義が自分の財産を以て伊豫國の調庸や年貢を辨償したといふ事で、當時頼義一族の如何に富裕であつたかが思ひやられるであらう）此の時彼國は旱魃で穀物の收穫が少く、人民は非常に困却して居たから、國司の重任を請うて其の間に之が興復の計をも立てたいと願つた。此の時上奏の文の中に「昔し班超の西域を平ぐるや早く千戸の侯に封ぜらる、今の頼義の東夷を征するや盍ぞ重任の賞を賜はらざる、彼は三十年を送つて以て功を彰はす、此は十三年（永承六年から康平六年までを數へる）を以て勳を立つ、遲速の間已に優劣あり、採擇の處何んぞ哀矜なからんや」などあります。頼義の勳功を以てし、且つ重任を請ふこと斯くも切であつたにも關はらず、御裁許になつたと云ふことは記錄には見えて居ない。

義家越中守に任ぜられん事を乞ふ

義家も亦勳功を以て出羽守に任ぜられたが、父は當時(康平七年)七十歲で伊豫守となり、自分は出羽守となつて奥羽に居たのでは南海と東山とで其の行程も渺焉たるものがあつて、孝養を盡すことが出來ぬから勳功に宛じて越中守の闕に補せられん事を乞うた。(此の時義家は二十四歲)義家は單に孝養の至情から斯く願つたのであらうか、それとも當時陸奥には清原武則が鎭守府將軍に任ぜられて居たから、其の勢力を憚るやうな事情でもあつて斯く願つたのであらうか、其の邊の事は不明であるが、兎も角も斯く熱誠を込めて歎願したにも關らず、裁許されたかされなかつたか是も不明である。當時廟堂の上は文恬武熙、太平を謳歌して下情に通じられなかつた事は推察すべきである。

三　後三年役と義家

後三年役起る

後三年の役も從來年數に就ては種々の說があつたのであるが、近來學者の研究によれば永保三年から寛治元年迄五年間と云ふことになつた。夫を後三年と云ふのは矢張り休戰狀態の際を除いたのであらう。「後」といふのは前九年に對して言つたのである。

此の亂の起は始め清原武則が鎭守府將軍として勢力を振つて居たが、其の孫眞衡の時に一族間に亂が起り、夫れが大きくなつたのである。眞衡は子がなかつたから海道小太

郎成衡と云ふ者を養子とし、常陸多氣權守宗基の孫女(源賴義と宗基の女との間に生れたるもの)を迎へて之が妻とした。成婚の日に至り出羽の住人吉彦(キミコ)秀武が祝賀の爲め赴いたのであるが、眞衡は之に對して禮を缺いた爲め、秀武は怒つて出羽に還て亂をなした。眞衡は之を攻めようとして出發した所が、秀武が眞衡の異母弟清衡家衡に勸めて自分に內應せしめた、かくて眞衡の留守を窺ひ清衡家衡は共に成衡を攻めようとして出發した。眞衡は途中で此の事を聞いて引返して來た。家衡清衡はとても敵はぬので立去つた。此の際義家は陸奧守となつて赴任したから、眞衡は大に之を歡待して數日を過したが、又秀武を攻める爲に出羽に出發した。すると其の留守に家衡清衡が再び成衡を攻めに來た。そこで眞衡の妻は事情を義家に訴へて應援を求めた。義家は兵を率ゐて發向し、清衡家衡に向つて順逆の道を諭したが、清衡の親族に重光と云ふものがあつて聽容れぬので、遂に戰爭となり重光は誅せられ、清衡家衡の兩人は逐電した。一方又眞衡は出羽に發向の後、急病で頓死をして了つた。其の後家衡清衡は罪を死んだ重光に歸して義家に降參を乞うたから之を許し、陸奧六郡を三郡づゝ分けて兩人に支配させた。吉彦秀武もやがて義家に附いた事と見える。

沼柵の戰

然るに其の後家衡は清衡を忌んで之を殺さうと計り、そこで再び爭亂が起り、義家は清

衡を助け數千騎を率ゐて家衡を出羽國沼柵（羽後國平鹿郡沼館町）に攻めた。かくて數月を送つたが大雪に遇うて官軍は利を失ひ、飢寒に逼つて凍死する者が多かつた。そこで或は馬肉を食つて飢を凌ぎ、或は義家自身に士卒を懷抱して温み取らせて蘇生させるに至つた。

家衡の伯父武衡は家衡が義家の軍を破つて勇敢なのを聞いて喜び、自らも之に加はり沼柵を棄てゝ金澤柵（羽後國仙北郡金澤町）に立籠つた。

新羅三郎義光の來援

義家の弟新羅三郎義光は京都に在つて此の大亂を聞き兄を應援の爲め身の暇を乞うたが、勅許がなかつたので、官職（兵衞尉）を辭して下つて來たのは此の時の事である。義家は涙を抑へて言ふやう、足下の來たのは故入道（賴義）の再生に遇うたやうな氣がするとて非常に喜んだ。

剛臆の座

金澤柵を攻圍中、義家が種々の策を講じて軍氣を鼓舞激勵せしめた事が世に傳へられて居る。或る時は剛臆（かうおく）の座を設け、其の日の戰に剛と見えた者は一座にすゑ、臆病と見えた者は又他の一座にすゑたのである。かくすると各〻臆病の座に着くことを嫌つて勵み戰ふからである。かくて常に剛の座についたのは義光の郎黨の藤原季方（腰瀧口季方とも

云ふ)であつた。此の人は一度も臆の座に着いたことはない、玆に又末割四郎惟弘と云ふのがあつて、此の者は一度も剛の座に着いた事がなかつた。そこで自身も外聞がわるいと思うて居たのであらうか、或日の戰に今日こそ奮戰して我が剛臆の定めをしようと思ひ、十分に飯を喰ひ酒を呑んでから先駈をしたところが、あひにく鏑矢が飛んで來て頸の骨に中つて殺された。すると射切られた頸の切目から喰ひたる飯が形も變へずにこぼれ出た。附近に居た人々は大に笑つたが、義家は之を聞いて悲しんで言ふやう、素よりの勇者でない者が一旦勵んで先をかけても死する事は此の如くである。又喰ひたる物が腹中に入らずして喉に止まつてをるは臆病の致す所であると言つた。

鎌倉權五郎景正の勇敢

玆に又鎌倉權五郎景正と云ふ者があつた。生國は相模の者で年は纔に十六歳であつたが、戰の際征矢で右の目を射られ其の矢が兜の鉢付の板まで射ぬいた。景正は矢を折りたるまゝ敵を追かけて之を射殺し、還つて來てから負傷したとて仰のけに寢た。すると同國の勇士に三浦爲次と云ふ者があつて、草鞋を穿いたまゝ景正が顏を踏んで矢を拔かうとすると、景正は伏しながら刀を拔いて爲次を刺さうとした。爲次は驚いて是は如何に何事をするのかと尋ねると、景正の言ふやう、弓箭に中つて死するは武士の習である、生きながら足で顏を踏むと云ふことがあらうか、そこで汝を刺殺して我は爰で死なうと思

つたのであると。僞次は舌を卷いて驚き、一言も發せずに膝を屈め、其の膝で顋を抑へて矢を拔いた。多くの人々之を見聞して景正が功名を褒めぬ者はなかつた。

一行の斜雁列を亂る

又或る時一行の斜雁が俄に列を亂して四方に飛び散つたのを見て、義家は伏兵のある事を知り、兵士をして附近の野を探檢させた所が、果して三十餘騎の伏兵を發見し之を射殺したと云ふことである。義家は歎じて言ふやう、我れ文の道を學ばなかつたならば伏兵に陷いつて武衡が僞に破られたであらう、兵書に「兵野に伏す時は雁列を破る」と云ふ事があると。是は義家が先年嘗て宇治殿へ參にて貞任征伐の談をしたとき、大江匡房が之を聞きて「好男子惜むらくは兵法を知らず」と言つたのを義家の郎黨が聞き咎めて主に此の事を告げると、義家は却て之を喜び、禮して匡房に就て兵書を學んだことがあるのである。是等も義家の雅量と其の道に熱心なのを推察すべき事柄である。

千任義家を罵る

或時家衡は乳母の子千任を櫓に上せ聲を放つて義家を罵らせた。「汝が父賴義は安倍貞任宗任等を討ち得ずして名簿を捧げて故清將軍（清原武則）に援兵を乞ひ、以て貞任等を討ち得たのである。然るに恩を忘れて重恩の君を攻めるとは何事ぞ、不忠不義の罪定めし天道の責を免かれぬであらう」と。之は義家を激せしめて其の間に乘じて之を伐たう

といふ謀であつたであらう、義家も怒つて千任を生虜にするものがあれば如何なる恩賞をも與へると言つた。

義家金澤柵の陷落を前知す

金澤柵の攻圍は秋から冬に亘り、城中では食が盡きて非常に困り降參を乞うたが許さなかつた。官軍も飢寒に逼り、昨年沼柵を攻めた際の如く大雪に遇うたら如何にしようかと心配した、ところが義家は或日敵の模樣を窺つて居たが、夜半人をして言はしむるやう、「武衡家衡等は今夜落つべきにより各〻は假屋を焚いて煖を取るべし」と、依て命のまま假屋に火を放つて各〻手をあぶり煖を取つた所が、果して其の曉に金澤柵が落ちた。そこで人々は義家を以て神なりとして其の明識に感服したと云ふことである。之は寛治元年十一月十四日の事である。(奥州後三年軍記に五年とあるのは元年の誤であらう)

義家武衡を責めて之を誅す

城中に籠つて居た者は或は殺され或は生虜(イケドリ)にされた。武衡も池中の叢の中に隱れて居たが、遂に生虜にせられ、千任も捕へられた。義家は先きに武衡が千任をして義家を罵らせた事を咎め、更らに又責めて言ふやう、「武則は夷狄の身でありながら忝くも鎭守府將軍に任ぜられたのは是れ將軍(賴義)の申行ふによつてである、然らば功勞を以て酬うべき筈であるのに謀反を事とするとは何事ぞ、猥りがはしく重恩の主などと名乘つた心底は

如何に」と詰責したが、武衡は頭を地につけて平伏し、目も上げず助命を乞うた。　義家の弟義光は哀れを感じ、降人を宥むるは古今の例であるから、武衡を助けたいと乞うたが、義家の曰く、「降人と云ふのは戰場を遁れ出で、人の手にかゝらずして自ら咎を悔い、頸を延べて來ること宗任等が如きを云ふのである、武衡は戰の場で生虜となり、片時の命を惜むのであるが之を降人と云ふことが出來ようか、君は禮法を心得て居らぬ甚だ拙し」と言つて、つひに武衡の頸を斬つた。　是等も義家の義理に分明で姑息の情に拘泥せぬところである。

義家千任を嬲り殺しにす

それから義家は又千任を引出し、汝は嘗て櫓の上で我を罵つたが、あのやうに今でも罵り得るかと詰つた、千任は頭を垂れて一言も云はぬ。　そこで、「舌を切れ」と命じた。　源直と云ふものが近寄り手を以て舌を引出さうとすると、義家は大に怒り、虎の口に手を入れるやうなものである、甚だ愚なりとて追立て他の者をして替らせた。　そこで他の者が出て金箸を般から取出し、之を以て舌を挾まうとしたが、千任は歯を食ひ合せて口をあかない、そこで金箸で歯をつきやぶつて其の舌を引出して是を斬り、それから千任を縛して木の枝につるし、其の足の下に武衡の首を置いた、千任は泣く〳〵足をかゞめて踏まなかつたが、暫くして力盡き足を下げて終に主の首を踏んだ。　義家は之を見て郎黨共に語り聞

かせるやう、二年の愁眉今日始めて釋けたりと。是は如何にも殘忍なやうであるが、千任の惡口を嫉むの餘り此に至つたものと思はれる。

家衡も誅せらる

義家は家衡の行方不明となつたのを殘念に思つて居ると、縣小次郎次任と云ふものが家衡を殺して其の頸を持つて來た。義家は喜びの餘り自ら紅の絹を次任に與へ、且つ上馬に鞍を置いて之を授けた。義家は誰が家衡の頸を持つて居るかと尋ねると、次任の郎黨が家衡の首を鉾にさして跪づきながら「之は縣殿の手作（テヅクリ）に候」とこ出したのは一層注目を引いた。陸奥地方では手づからした事を手作になどいふ方言があるのである。

武衡家衡の亂平ぎたるも朝廷恩賞の事なし

かくて武衡家衡等が平いだから義家は國解（國司の上申書）を上つて「武衡家衡の謀反は貞任宗任にも過ぎたが私の力を以て之を平ぐることを得ました、就ては早く追討の官符を給はらば首を京都へ上らん」と申出たが、朝廷にては官符を給はつたならば、勳功の賞を行はればならぬからとて遂に其の沙汰がなかつた。仍て義家等も首を道に棄てゝ京へ上つたと云ふことである、之も下情の上達せぬ例に引かれるのである。

亂平定後恩賞の有無

職亂平定後、朝廷から恩賞の事がなかつたから義家は私物を以て之を賞したと云ふ說

がある。併し之は古書に明白に書き載せたものはないやうである。察するに前九年の役の際にも勳功の士に恩賞を請うても御裁許がなく、伊豫國の年貢も延滯したとて皆貢が甚だしかつたから、賴義は私物を以て之を償うた事がある。年貢ですら私物を以て償ふ程であるから其の部下に居て勳功を立てた將士に賞を與へる位の事はありさうな事である。後三年の役に於ても武衡家衡が滅亡の後、其の貯へて居た金銀資財を取つて、之を勳功の將士に分與したなどは勿論であらう、現に縣小次郎が家衡の頸を取つたに就て直に賞與を授けて居るのである、さういふ譯であるから記錄には恩賞の事は見えて居ないが、義家が私財を以て之を與へたと云ふことは否認すべき事柄ではないと思ふ。

四　賴義義家の恩威

賴義父子の勳功に報ゆる所薄し

以上に陳べた如く、前九年、後三年の役に就て賴義父子の功勞と云ものは莫大であつた、若し賴義父子がなかつたならば、奧羽の地は永く安倍氏又は淸原氏の有に歸して、王化に霑はず半獨立國の有樣であつたであらうと思はれる。斯くの如く莫大の功勞のあつたに對して、朝廷の報いらるゝ所は甚だ輕微であつた。そこで日本外史などにも此の事を論じてある、「賴義義家東北を經略し其の民を捍護すること前後十有五年、朝廷聞知せざる

が如し、其の功を奏し將士の爲に賞格を請ふに及んでは、遷延して決せず、甚しきは目するに私闘を以てし、之が官符を停め、其の私恩を以て之を噢咻(イクヤウ)せしむ。則ち是れ朝廷自ら其の征伐刑賞の柄を舍てゝ之を源氏に付し、遂に東北の豪傑をして寧ろ天子に背くも源氏に負く勿れと曰はしむ、是の時に當り義家をして一たび手に唾して起たしめば函嶺以東朝廷の有に非ず、されば必ずしも頼朝を待たざるなり、而るに敢て臣節を失はず以て其の身を終ふ。乃ち慶を子孫に貽す所以なり」と書いてある、之は誠に卓見であると言ふべきである。

義家の莊園を設くるを禁ず

朝廷に於ては其の後義家の勢力の次第に盛大に赴くのを忌まれたものか、堀河天皇の寛治五年五月には義家が諸國に莊園を立てる事を禁じ、又諸國の百姓が私田の公驗(土地所有の事を公に認めた文書)を義家に寄せて莊園となす事を止められた。又義家が其の弟義綱と事によつて兵を構へんとするを聞かれ、義家の家兵の入京を止め、又諸國の國司に詔して隨兵(護衛兵の事)を留めらるべき官符を下された、(以上後二條關白記)されども今後も山賊海賊などが益々横行し、源平兩氏の兵力を藉らねば之を如何ともし難い形勢になり行き、武家の勢が段々と盛になつて行くのである。

義家の子弟凋落す

義家の子は四人あつたが長子義宗は早世し、二子義親は勅宣に違うた罪を以て堀河天皇の康和二年に出雲に流され、三子義國は近衞天皇の久安六年內大臣大炊御門實能に無禮をしたとて譴を蒙り、之も下野足利の別業に籠居した。義家は遂に第四子義忠を以て嗣子とし、義親の四子爲義を以て又之が嗣子と定めたのであつたが、義忠は又鳥羽天皇の天仁元年人の爲に殺された、如何にも不幸續きと云ふべきである、そこで義家は爲義を養うて子とし、當流の一跡を附けた。爲義の子が義朝、義朝の子が賴朝で、賴朝に至つて源氏が大に顯はれた。

賴朝の後三代で、北條氏が平氏から出て代つて政權を執り、其の後新田足利兩氏(義家の第三子義國の後)が源氏から出て又大に現はれ、足利氏の後には織田氏が更に又平氏から出て政權を執り、豐臣氏を經て德川氏に至つた。德川氏は又源氏から出たのである。賴義、義家以來の福が子孫に至つて報いられたとは此の事を言ふのである。

義家の置文

なほ世に「義家の置文」といふものがあつて、「難太平記」にものせてある。是で見ると義家は「我より七代になると天下を取る者が出ると言つた」と書いてある、此の書き物が義國以來足利の家に傳はり、尊氏の祖父家時が丁度七代目に當るのである。ところが仔細があつて家時は天下を取ることが出來なかつたが、尊氏に至つて遂に其の目的を達したと云

ふ譯なのである。併し此の書は後世僞にする者があつて作つたもので、義家の書き傳へた物ではあるまいと思はれる。

（源氏系圖）

貞純親王—源經基—滿仲—賴信—賴義
- 義家
  - 義宗
  - 義親—爲義
  - 義國
    - 義重（新田氏）……義貞
    - 義康（足利氏）……尊氏
  - 義忠
  - 養子 爲義—義朝—賴朝
- 義綱
- 義光

五　逸事逸話

義家射藝に長ず

義家が騎射に長じて居たことは前にも陳べた通りであるが、前九年の役後貞任が誅に伏してから、清原武則は義家の弓勢をためして見たいとて義家に請ひ、堅甲三領を重ねて樹の枝に懸け、之を射させた、義家が一發すると見事に三領を貫いたので武則は大に驚き、こは神明の變化（ヘンゲ）であらう、凡人の出來る事ではないとて感心した。義家の父賴義も射藝に長じ弱弓を以て猛獸を射殺したと云ふことであるから、之は非常に手がさえて居たも

のと見える、義家の弟義綱も騎射に長ずること兄に次ぎ、鎮西八郎爲朝も名代の强弓ひきであつたと云ふことである、源賴朝も百發百中の藝を振つたなど言つて射藝に長じて居たのを見ると、射藝には源家特有の技術があつたのかと思はれる。

義家和歌を善くす

義家は武藝に長じて居たのみならず、又文藝にも達して居たものと見える、嘗て陸奥に居た際、勿來の關で櫻花の散るのを見て詠んだ歌に、

（千載春下）ふく風をなこその關とおもへとも
　　道もせにちる山さくらかな

之は千載集と云ふ勅撰の歌集にも入り、有名なものである。まだ此の人の歌が外にもあるかと思つて勅選作者部類抄などで調べて見たが、其の他には見當らない、併し「衣のたて」の歌も有名である。之は古今著聞集に見えて居て、義家が衣の舘を攻め、貞任が後をも見ずして走るのを見て、弓に矢をつがへ「引返せ物言はん」と言つたところが、貞任が振向いた。そこで

衣のたてはほころびにけり

と言つた所が、貞任もさるもので、銜（クツバミ）を安らへ、しころを振り向けて、

年をへし糸のみだれのくるしさに

とつけた。義家は之に感じたと見えて、矢を差しはずして歸つたと云ふことである。事の眞僞は分らぬが、之も義家が風雅の道に長じて居たことの喩話と見える。戰場に臨んで唯だ強いのみが大和魂ではない、又武士道でもない。物の哀れに感じ情ある所がなくては武士の本領を得たものとは言へない。

宗任等は伊豫に遣らる

又前九年の役の終つた後、貞任の弟宗任、正任等が降參した事はまことの事實であるが、併し宗任等は京中に入ることを許されないで、直に伊豫國に放遣られたと云ふことである、（扶桑略記）之が實説であらう。然らば義家が其の後宗任を從者として連れ歩き、腹心を置いて一向疑はなかつたと云ふ話などは、義家の雅量を示す爲の傳説ではあらうが、事實は少々疑はしいものである。

白河法皇義家の弓を枕上に置かしめらる

白河法皇が惡夢（アクム）に襲はれ給うたとき、義家に勅して然るべき武具を獻じて之を厭（マジナハ）しめられた。義家は檀（マユミ）の黒塗の弓一張を上り、之を法皇の御枕の上に立てられた。其の後惡夢に襲はれ給ふことは止んだ。そこで法皇が汝の上つた所の弓は陸奥の軍中に携へたものかと御尋ねになられたところが、義家は「臣は記憶し奉りませぬ」と御答申上げた。法皇は却て其の答の率直で飾のないのを御感あらせられたと申すことであります。

足柄山の笛に關する疑問

又序に陳べて置くが、新羅三郎義光が足柄山で豐原時元の子時秋に笙の笛の秘曲を傳へて訣別した話は有名なものであるが、近時學者の研究によれば、此の話は少々疑問に屬するのである。今其の話の大意を陳べて、其の疑問のある點を說明して見よう。古今著聞集及び時秋物語に見える所によれば、源義光は豐原時元の弟子で管絃の妙を極めたものである、時元の子に時秋と云ふものがあつたが、其の幼少の頃に時元が卒したから、大食調入調曲（大食(タアジー)は西域にある國の名で其の國の音曲と見える）を時秋に授けることが出來ないので義光に傳へた。其の後、義光は奥州の合戰を聞き、義家の應援として彼地へ下つた。ところが近江の鏡の宿に着いた頃、烏帽子を着けた男が後れじと驅けて來た。義光は何人かと思うたれば豐原の時秋であつた、義光は何故にと問うたが答へもせずして只管にお伴をしたいと乞うた。義光も止むを得ず諸共に相模の足柄山の關まで至つたが、義光の云ふやう、此の關は嚴しくしてたやすく通すことはあるまい、我は職を辭して命を無きものとして罷向つたのであるから、如何に關が嚴しくとも憚ることはない。驅け破つて通る考であるが、子は夫れ程の用はないから、是れから還つたがよいと厚く諭したが、聽容れなかつた、其の時義光は時秋の意中を悟り、馬を下り楯二枚を引き靭(ウツボ)より「一枚の文書を取り出して時秋に見せた。これは亡父時元が自筆の秘曲の譜である。かくて義光は其

の曲を授けて互に相分れ、義光は奥州に赴き、時秋は京都へ還つたと云ふのである。

此の話は如何にも風雅な事柄であるが、不審の起るのは、實錄で調べて見ると、義光が奥州へ下つたのは寛治元年八月で、當時は時秋はまだ生れて居ないのである、是より十一年を經て時秋が生れる、又時元の卒したのは保安四年で、義光の奥州下向後三十七年)時に時秋は二十七歳である、かう云ふ譯であるから、どうも話の辻褄が合はない。

ところが『續世繼』と云ふ書で見ると、交り丸(笙の名)は時忠(時元の兄)が子の時秀に傳へたが、子がないので時忠は又源義光に傳へさせた、然るに義光が奥州へ下るにつき時忠も名殘を惜んで遙々送つて行つたところが「義光は察するやう、定めし此の笛の爲に來たであらうと、そこで自分の身は今後何うなるか知れないから道の人に此の笛を傳へて置きたいと思つて之を時忠に返した」と云ふ話がある。此の方が實說らしく、足柄山の話は之を誤り傳へたのではないかと思はれる。(此文は嘗て物したのであるが、前九後三の役の實況を知るに適當であると思つて此に掲げたのである)

第五　源平兩氏勢力の消長

天慶の亂、前九年後三年の亂等について陳べる所があつたが、是から尙ほ白河天皇から近衞天皇(即ち保元の亂の起る前)までに於ける源平兩氏勢力消張の有樣を

源義家大江匡房に就いて兵書を學ぶ

研究して見ようとする。但し此間の事蹟は一通り大日本史及び本朝通鑑に見えて居るから、兩書の記事を綱文となし、之が出典を附記し、併せて予が所見をも附記する事にする。

（附記）綱文の右肩に(大)符を附けたのは大日本史、(本)符を附けたのは本朝通鑑を示したのである。また何の符もなきは今回新に立てたのである。注意のため此事を斷つて置く。

（白河天皇の御代）

(本)承暦三年二月、前伊豫守源頼義致仕剃髮し、嫡男義家之に代り、警衛の事を掌り、武を講ずるの暇、屢ゞ大江匡房に就いて兵書を學び、其旨を解き得、武名彌ゞ彰はる。

按ずるに源義家が大江匡房に就いて兵書を學んだことは古今著聞集及び十訓抄に見えて居る。今參考として著聞集の文を引く。

（古今著聞集）義家朝臣十二年の合戰の後、宇治殿へ參りて戰の間の物語申けるを、匡房卿よく〱聞て、器量はかしこき武者なれ共、猶軍の道をばしらぬと獨ごとにいはれけるを、義家の郎等きゝて、けやけき事をの給ふ人かなとおもひ

一行の過雁列を亂りたる話

源重宗國房と兵を構ふ

たりけり、さる程に江帥(匡房)出られけるに、やがて義家も出けるに、郎等かゝる事をこその給ひつれと語りければ、さだめて様あらんといひて、車にのられける所へすゝみよりて會釋せられけり。やがて弟子に成て、それよりつねにまうでゝ、學問せられけり。其後永保の合戰の時、金澤の城をせめけるに、一行の雁飛さりて、苅田の面におりんとしけるが、俄におどろきてつらをみだりて飛び歸りけるを、將軍あやしみて、くつばみをおさへて、先年江帥の教へ給へる事あり、夫軍野に伏す時は飛雁つらをやぶる。此野にかならず敵ふしたるべし。からめ手をまはすべきよし下知せらるれば、手をわかちて三方をまく時、あんの如く三百餘騎をかくしおきたりけり。兩陣みだれあひて戰ふ事かぎりなし。されどもかねてさとりぬる事なれば、將軍の軍勝に乘て武衡等が軍やぶれにけり、江の一言なからましかば、あぶなからましとぞいはれける。

(大)同年八月、是より先き右兵衛尉源重宗散位源國房と兵を構へ美濃に戰ふ。十七日前下野守源義家に勅して之を討たしむ。

按ずるに此事は扶桑略記、百錬抄、水左記等に見えて居るが事の顚末は不明で

義家光國と口論

ある。但し尊卑分脈によるに國房は源頼光の孫、重宗は頼光の叔父滿政の曾孫とあれば、共に親族の關係である。

〔扶桑略記〕叡山功德院皇圓阿闍梨の撰

八月十七日令前下野守源義家追討右兵衛尉重宗之狀、被下宣旨、募不廻之勸賞是則與散位源國房、於美濃國擅興軍兵、合戰之過也。

〔百錬抄〕十七日、右兵衛尉源重宗依美濃合戰事、解却、可追討其身之由、被仰前下野守義家。

〔水左記〕堀河左府記ともいひ、源俊房の日録なり

八月廿一日、此日下野守義家朝臣、爲追討兵衛尉重宗之使、下向美濃國云云。○廿九日、未尅許、檢非違使季衡來語云、兵衛尉重宗已以逃隱云云、昨日義家朝臣進件旨解狀云云。

又案ずるに古事談に國房に就いて次の如き文が見えて居るが、こはこの少し以前の事柄の樣に思はれる。

〔古事談〕九條民部卿宗通大理之時、義家與光國共廷尉口論ノ時、義家云、義家元來

義家光國の父國房を攻む

手心、父ノフウトハ知タルラント尋、云々。光國答云、親ハ親、子ハ子也、云々。此事ハ伊豫入道賴義於草堂修逆修之間、或日義家聽聞之。中間郎等一人出來、義家カ耳ニサヽヤク事ス。聞之有忿怒之色、歸向宿所。爰入道呼郎等一人云、左衛門尉有怒氣歸畢。何事ノアルヲ見テ可歸來、云々。使歸來云、只今御キセナガ(鎧の名)ヲ被取出テツラヌキタテマツリ御馬ニ被置鞍ノ間也、云々。賴義サレバコソ怒ヌレバ眉髮カミザマニアガル色トテ、又以使者云、何事ナリ共修善殘今一兩日也。結願ノ後イカナルコトモセラルベシトテ、門ニ鎖ヲ指廻テ、築垣ヲ越テ可歸來ノ由示テ遣ケリ。使如云指廻テ鎰ヲ取テ歸畢。義家聞此由云、ヲシノ鞍轡ノミツ□キニテアケヨト云テ、郎アムサセテ打出畢。事之根元美濃國ニ有郎等爲國房(籠頭云、國房、賴國十男、美乃七郎、)(光國之父)笠トカメノ間、弓ヲ被切、云々。仍以飛脚告是由之間、義家聞之、不拘父之制止所出也。打出之時三騎、於關山十五騎、翌日令寄國房館之時廿五騎。云々。懸火令打入之間、無防禦之人。國房着紅宿衣、放本鳥、鷹ヲスヱテハツマニ乘テ入後山。云々。義家郎等云、敵ハ目ニカケテ候、可打取候哉、云々。義家云、サホドノ者ノ誠不可過之。云云。サヤニテスヽナカニ有ナントテ打歸畢。此事ヲ手心ト

相模國の人爲季押領使景平を殺す

源義家義綱等禁衞に當る

山僧三井を燒く

ハ云ケル也。

是㊅月、相模國の人、權大夫爲季、押領使景平を殺す。景平の族兵を發して爲季を攻む。

按ずるに此事は水左記に見えて居るが、兩人の姓氏は不明である。

〔水左記〕八月卅日、散位宣基來語云、相模國脚力上洛申云、彼國住人權大夫爲季與押領使景平、今月十日比合戰、爲季已斬景平首了。云云。因茲景平族、發數千軍兵更攻爲季。云云。

永㊅保元年九月十四日、檢非違使に敕し、武士を率ゐ禁內を警衞せしむ。又敕し檢非違使及び前下野守源義家を園城寺に遣はし凶徒を逮捕せしむ。〇二十四日前陸奧守源賴俊を遣はし之を捕へしむ。〇冬十月十四日、天皇石淸水宮に謁し給ひ、源義家、源義綱に敕し、乘輿に扈從し、以て僧徒に備へしめらる。

按ずるに以上の事は扶桑略記及び水左記に見えて居る。

〔扶桑略記〕九月十三日、三井寺大衆中、不羈倫等三百人許、密々相招、夜半登山亂逆、不報一事被殘滅畢。〇十四日、公家被下宣旨、遣檢非違使並前下野守源義家等三井寺殘房、令追捕山僧等、翌日、件使等到彼寺。〇十五日未時、山僧引率數百兵衆行

向三井寺、重燒殘堂舍僧房等畢云。堂院二十處、經藏五所、神社九處、僧房一百八十三處、但舍宅不註載之、不知其數幾千而已。門人上下各皆逃隱山林、或含悲入黃泉、或懷愁仰蒼天。今年入末法、歷三十年矣。

〔水左記〕 九月十四日、去夜三井寺大衆攀登台岳、引率數多軍兵、欲燒失延暦寺幷中堂若干堂舍。爰山上大衆驚騷、旁以相禦之間、凶黨悉散走、堂舍無損失云云。午時許自山人來云、三井寺法師登自龍尾方、丑時□警固屋之間、宿直之者、或被刄傷、或被致害、到千壽院追歸了。合戰之場兩方被疵幷死者有其數、（三井寺方死者卅七人、山方不知云々。又被疵之者互不知其數歟。此外轉入谷死者有數云云。）又遣檢非違使幷武勇之輩、被制止合戰。云々。予申時許着束帶參內、依御物忌□御方、先之右大將、左大將、民部卿、右衞門督左宰相中將被候矣。予秉燭之後歸家。入夜、檢非違使等請取山僧捕進三井方者、（十一人）

廿四日、或人云、爲令追捕籠牛尾山三井寺惡僧、遣前陸奧守源賴俊云云。

十月十四日、今日石淸水行幸也。（中略）下野前守義家朝臣同義綱等依宣旨雖供奉、依無本官各爲博陸前駈、至于郞等々者。相後候云云。

晩頭雨降、後聞、行幸還御入夜之間、義家脱東帶着布衣、帶弓箭祇候御輿邊云云、是山三井寺僧等亂逆之間、自被恐卒然之□歟。

源頼義の卒去

同(本)二年五月、前鎮守府將軍從四位下源頼義卒す。歳八十八。終に臨み左右に謂て曰く、奧州十二年の戰に首を斬ること一萬五千餘級、想ふに夫れ地獄と曰ふものあらば、則ち必ず墮落すべし。然るに凱旋の後、専ら佛法を念ふ。則ち從前の罪消すべきか。今に在りては則ち極樂城に入るの志、猶ほ昔年衣川城を陷れんと欲するの勢の如しと、言ひ終りて絶す。河内國通法寺に葬る。

按ずるに源頼義卒去の年月は尊卑分脈等には永保二年とあり、水左記には承保二年七月十三日となつて居る。これは一考を要すべき事柄と思はれる。

なほ又諸書に見えた事蹟を參照のため左に擧げる。

(水左記)　承保二年七月十三日、此日頼義入道卒去。

頼義殺戮

(續本朝往生傳)　前伊豫守源頼義朝臣者、出累葉武勇之家、一生以殺生爲業、況當征夷之任、十餘年來、唯事鬪戰、切人首、斷物命、雖楚越之行、不可計盡、預不次之勸賞、叙正四位、任伊豫守。其後建堂造佛、深悔罪障、多年念佛、遂以出家。瞑目之後、多有極樂

を悔恨し堂舍を建つ

之夢、定知十惡五逆、猶被許迎接、何況其餘哉。見此一兩、大可懸特・

〔古事談〕 伊豫入道賴義者、自壯年時、無慚愧心、以殺生爲業。況十二年征戰之間、殺人罪不可勝計。因果之所答、不可免地獄之業人也。雖然出家遁世後建堂(ミノワダウ)造佛、滅罪生前志猛利柄焉也。於件堂悔過、悲泣之涙自板敷緣ニ傳流テ地ニ落ケリ。其後謂云、我往生極樂之望決定可果。遂勇猛强盛之心、昔衣河館ヲオトサント思ノ時不違。云云。臨終正念遂往生畢。見于傳。云云。

往生極樂を思ふの心衣川の戰の時に違はず

〔古今著聞集〕 伊與入道はをさなくより繪をよく書侍り、父うけぬ事になん思へりけり。 無下に幼少の時、父の家の中門の廊の壁にかはらけのわれにて、不動の立給へるを書たりけるを、客人誰とかや慥に聞しを忘れにけり、是を見て、たがかきて候にかとおどろきたるけしきにて問ひければ、あるじ打わらひて、是はまことしきもの丶かきたるには候はず。 愚息の小童が書て候といはれければ、いよいよ尋ねて、可然天骨とは是を申候ぞ、此事制し給事有まじく候となんいひける。 げにもよく繪みしりたる人なるべし。

賴義幼より繪書を善くす

應德三年九月廿八日、陸奥に兵亂起り源義綱を遣すべきかの議あり。

陸奥の兵亂に源義綱を遣すべき議あり

按ずるに此事は後二條關白記に見え、奥州後三年の役は此時に始まつたのであらうとの說もあるが、之はさうではあるまい。義家は永保三年に陸奥守となつて赴任したが、奥地の紛擾が此頃に至り愈〻甚だしくなつたので其弟義綱を應援のため遣はすべきかの議があつた事と思はれる。翌年（寛治元年）八月に至り義綱の弟新羅三郎義光は兄義家の應援として私に奥州へ下つたのである。

〔後二條關白記〕藤原師通の日錄である

應德三年九月廿八日、殿下、藤大納言召二左衞門督一、陸奥兵起事義綱出羽可レ使哉、如何。

十月七日（裏書）入レ夜陸奥義家申、公卿定申、追可レ尋、廿九日癸丑、入日程、民部卿里第二條家參入、左大辨匡房候、不定一定之由承レ之、陸奥間事如何、不審也、民部卿與二匡房一、覽二義綱申文一、所レ敎二陸奥守一、可二成日一也。如レ聞書了。（　）十一月二日丙辰、天晴、未刻許時雨降、降殿何事候時範中、指事不レ候語、召二義綱一之由承了。世間義家合戰依レ事問給也爲房召令レ問給也。

源義光の無斷にて陸奧に赴きたるを咎めて解官す

源義家清原武衡の

（堀河天皇の御代）

寛治元年八月、奧州合戰に關する評議あり。又新羅三郎義光が私に陸奧に赴きたるにつき解官の宣旨あり。

〔爲房卿記〕勸修寺大藏卿爲房の日錄なり
寛治元年八月十六日、乙未、天晴、早旦依レ召參二殿下一、越前唐人廻却宣旨、並陸奧合戰沙汰等也。十九日（中略）奧州赦後、合戰事等被レ令レ議也。

〔本朝世紀〕寛治元年九月廿三日、壬申、左大臣召二師平一、被レ下二左兵衛尉源義光停任宣旨一。

〔吾妻鏡〕白河院御宇永保三年九月、曾祖陸奧守源朝臣義家於二奧州一、與二將軍三郎武衡、同四郎家衡等一、遂二合戰一。于レ時左兵衛尉義光候二京都一、傳二聞此事一、辭二朝廷警衛之當官一、解二置弦袋殿上一、潛下二向奧州一。加二于兄軍陣一之後、忽被レ亡レ敵訖。

（六）同年十二月廿六日、是日陸奧守源義家上言す、俘囚清原武衡誅に伏すと。

按ずるに奧州後三年戰役は此時に鎮定したものと思はれる。なほ此事は中右記及び百錬抄に見えて居る。

（中右記）中院右大臣藤原宗忠の日錄である

十二月廿六日、今日進二陸奧國解一也、守義家朝臣追二討俘囚一了。

誅に伏せるを上言す

（百錬抄）十二月十六日（廾イ）、陸奧守義家言下上斬二賊徒平武衡一之由上。

義家に關する評議あり

同三年十月十日、陸奧前司義家に關して廷議あり。

（後二條關白記）十日、丙午、天晴、申刻罷出、參二三條殿一、次參殿、左大臣、民部卿、左大弁御前被レ候、內々陸奧前司義家事被レ定、委不レ聞、追可レ尋歟。

義家の家兵の入京を禁す

同㊅五年六月、前陸奧守源義家弟義綱と兵を構ふにより五畿七道に詔して義家の家兵の京師に入るを禁じ、且つ諸國の百姓の私田の公驗を義家に附くるを禁せらる。

按ずるに此事は百錬抄及び後二條關白記に見えて居るが、後二條關白記に據れば義家が弟義綱と兵を構へたのは寛治五年の事、諸國の百姓が私田の公驗を義家に附けるのを禁じたのは寛治六年の事である。なほ又藤原實清と清原則清とが河內國の領所を爭うた事が義家義綱にどういふ關係を持つて居るのであるか、其事は不明である。

諸國國司の隨兵を停めらる

〔百錬抄〕 六月十二日、給宣旨於五畿七道、停止前陸奥守義家隨兵入京、幷諸國百姓以田畠公驗好寄義家朝臣事。件由緒、藤原實清與清原則清、相論河内國領所之間、義家朝臣與舍弟義綱互爭權、兩方爭威之間、欲企攻伐、天下之騷動、莫大於此。○廿一日上皇召公卿、議定義家與義綱企合戰事。

〔後二條關白記〕 寬治五年六月十一日、己亥、晴、義家朝臣與義綱朝臣、有聞合戰之之由、城境被固關、世間騷動不靜。云々。○十二日庚子、晴、參殿、左大臣、民部卿、治部卿、合戰之事被定。義家朝臣申云、經仲大夫檢非違使也。兵事候由所申。但義綱朝臣來由所申、仍設兵事也。皆分散、家中一人不候、經仲申了。又兼清檢非違使也申云、義綱子細申、兵事皆候義家來由所承也。仍所設也、不能向。云云。以頭弁院令申其由也。院仰云、但兵事可遣返也。子細退可申也、諸國々司隨兵可被留宣符下知諸國云々。上左大臣所承也。

〔裏書〕 義家與義綱々々撲（僕）從之事不襲有聞、召忠孝之變、俄揚非常之思、設兵事、何況王城之中合戰之思希有者也。領所事也。

同六年五月十二日、候殿上之間、下宣旨頭辨云、前陸奥守義家朝臣構立諸國庄薗、

義家が諸國に庄園を構立するを停めらる

可㆘被㆓停止㆒、且注㆘申子細㆖歟。

更に按ずるに後二條關白記の記載によれば義家と義綱と合戰の聞えがあつて、世間が騷然たる有樣であつたから、仔細を尋ねた所が、義家が云ふには、義綱の方から攻め來るといふ風聞があつたから其防備として用意をしたのであるが、今は分散せしめて一兵もないと、又義綱の方を尋ねた所が、之も義家の方から攻め來る由であるから、其防備をしたのであつて、當方から攻めて往くことはないと。　かくて諸卿が評議の結果、是迄諸國の國司に隨兵（諸衞兵を率ゐて居ること）を許したのであるが、爾今之を停止するやう官符を以て諸國に下知された。また義家が諸國に庄園を構立する事を停止された。　問題の要點は以上の二箇條にある樣である。　第一の諸國司に隨兵を許したとは既に久しき以前からの事で、次の文は其參照ともなるべきものである。

申㆘兼㆓押領使㆒幷給㆗隨兵㆖、

從五位下下總守藤原朝臣有行、誠惶誠恐謹言、請㆘被㆔特蒙㆓　天恩㆒因㆓准先例㆒兼㆓行押領使㆒並給㆗隨兵卅人㆖狀

國司の隨兵を許したる例

右謹撿二按內一、當國隣國司等、帶二押領使一、幷給二隨兵一、勤二行公事一、其例尤多。近則前司從五位下菅原朝臣名明、依二天慶九年八月官符一、兼二押領使一、幷給二隨兵卅人一。凡坂東諸國、不善之輩、橫二行所部一、道路之間、取レ物害レ人、如レ此物忩、日夜不レ絕、非レ施二公威一、何鎭二國士一。望請天恩、因二准先例一、不レ費二官物一、國廻二方略一、漸以宛行。然則若有二凶黨之輩一、且以追捕、且以言上。有行誠惶誠恐謹言、

天曆四年二月廿日　　從五位下……

同年五月五日左大臣宣、奉レ勅依レ請、

第二の義家が諸國に庄園を構立したといふ事は之も事實で、餘程手廣に行はれたものと思はれる。父賴義の時に於ても私物を以て伊豫の年貢を支辨したといふ事（二五〇頁參照）などのあるのを考へて見ても、その數多の庄園を所有して居た事が推測されよう。又新羅三郎義光が六條顯季と庄園を爭うた事が十訓抄に見えて居る。

〔十訓抄〕（可レ停二懇望一事の中）

六條修理大夫顯季卿あづまの方に知行の所有けり。館の三郎義光さまたげ

源義光六條顯季と庄園を爭ふ

院の仰せによりてその庄を義光に與ふ

爭ひけり。大夫の理有ければ、院（白河法皇）に申給。左右なく彼が妨を止めらるべしと思はれけるに、とみに事切れざりければ、心もと無思はれけり。院に參り給へりけるに、閑なりける時、近くめしよせて、（院より）汝の訴申す東國の庄の事、今迄事切れねば、口惜とや思ふと仰せられければ、畏り給へりけるに、度々問はせ給へば、我理有よしをほのめかし申されけるを聞召て、申所はいはれたれ共、我思ふは、彼をさりて彼（義光をいふ）に取らせよかしと仰せられければ、思はずにあやしと思ひて、とばかり物も申さで候ひければ、顯季が身に彼所なしとても事かくまじ。國もあり司もあり、いはゞ此所いくばくならず、義光は彼に命をかけたるよし申、彼がいとを（糸惜）しきにあらず、顯季がいとをしき也。義光はゑびす樣なる心もなき者也。安からず思はんまゝに、夜中にもあれ、大路通りつるにてもあれ、如何なる禍をせんと思立なば、をのれがためにゆゝしき大事にはあらずや。身の兎も角もならんもさる事にて、心うきためしに云はるべき也。理にまかせて言はんにも、思ふにくむのけぢめを分て定めんにも、かたゞゝ沙汰に及ばぬ程の事なれども、是を思ひて今まで事切らぬ也と仰事有ければ、

義光大に喜び爾來顯季の出行くごとに衞兵を添へたり

顯季畏悦びて涙を落して出にけり。家に行付や遲きと、義光を聞ゆべき事有とて呼びよせければ、人まどはさんとし給ふ殿の、何事に呼び給ふぞといひながら參りたりければ、出あひて、彼庄の事申さんとて、案内いはせ侍りつるなり。此事理のいたる所は申侍りしか共、能々思給ふれば、我ためは是なくても事かくべき事なし。そこには是を賴みとあれば、實不便なり。此事申さんとて聞えつるなりとて、去文（サリブミ）を書てとらせられければ、義光畏て傍に立寄りて、たゝう（疊）紙に二字書いて奉りて出にけり。その後つきぐしく書など參りつかふる事はなかりけれども、萬の往來には何と聞えけん、思ひよらず人もしらぬ時、鎧着たる者の五六人など無き旅はなかりけり。誰れぞと問はるれば、たて（館）刑部殿隨兵に侍るといひて、いづくにも身を離れざりけり。是を聞に付ても、惡しく思はましかばと胸つぶれて、院の御恩忝く思ひ知らるに付ても、賢くぞ去あたへけると申されけり。かゝるためしを聞にも、たのめてん人は一且つらき事など有とも、恨を先立ずして其計をめぐらすべしと也。

是等を見ても彼等一門が如何に庄園の構立を競望したかの一斑を窺ふこと

鳥羽帝の時制符を下して諸州の武士の源平二氏に屬するを禁じたりとの說につき

武人恩賞を强要す

が出來るであらう。

〔附記〕自分は頼山陽の日本外史を讀む毎に其劈頭に於ける左の文の出典に就いて永いあいだ疑問を懷いて居たのである。

外史氏曰、吾讀舊志、見鳥羽帝時、數下制符、禁諸州武士屬源平二氏、曰大權之歸將門也其在此時歟。

此文の直接の出典は神皇正統記である事は勿論である。同書後醍醐天皇の條に、

鳥羽院の御代にや、諸國の武士の源平の家に屬する事をとゞむべしといふ制符たび〳〵ありき。源平久しく武をとりて仕へしかども、事ある時は宣旨を給りて諸國のつはものをめしぐしけるに、近代となりてやがてかたらはるゝやからおほくなりしによりて此制符はくだされき。はたして今この亂世の基なれ、云がひなき事に成にけり。此比よりのことわざには、一度軍にかけあひ、或は家の子郎從節に死ぬるたぐひもあれば、わが功にをきては日本國を給へ、もしは半國を給りても足るべからずなど申める。まことにさまでおもふ

事はあらじなれど、やがてこれよりみだるゝはしともなり、又朝威のかろ〳〵しさも、おしはからるゝものなり。

かくて此論の大意に於ては自分も勿論賛同する所であるが、僅かに鳥羽院の御代に屢〻制符を下されて諸國の武士が源平兩氏に屬するを停めたといふ事實があつた者であらうか。百錬抄などには素よりの事現存の公家の日記（長秋記、中右記の類）類にも其事が一向に見えて居らないのであるから、此事は如何はしく思はれるのである。素より親房生存の頃に存在した文書で、今は既に散逸に歸したものも少からぬ事であらうが、斯る記事の記載洩れは如何と思はれる上に、若くは前記堀河天皇の寛治五年六年の記事を誤認したのではなからうかと思はれる點もある。寛治の記錄では諸國司の隨兵を停止した事及び源義家が諸國に庄園を構立するのを禁止されたといふ事に過ぎないのである。なほ新井白石の讀史餘論には神皇正統記の此條を更に敷衍して次の如く記されてある。

讀史餘論〕按ずるに中世には將帥の命を承りて其功を奏しぬれば、其勳勞に報るにはかならず卿相の位を以てす。大野東人が藤廣嗣をうち、大伴駿河麿、藤

上世に比すれば義家に對する恩賞甚だ薄し

原小黑丸、坂上田村麿、文屋綿丸等が東夷を討し類是也。天慶の夏に參議右衛門督忠文が中路より還りしだに、猶勸賞あるべしや否の朝議なりき。其時秀郷、貞盛が功を賞せられしことわづかに四位五位になされしと云とも、是等は將帥の命を承りて討せしにはあらず、況や又其本秩わづかに六位の輩なれば、かほどの賞も猶不次の賞といふべし。且は又ともに鎭守將軍になされ功田多く給り、兩國の守を兼しめられき。經基、將門純友が亂に東西の軍事に勞し、賴信の代に年を經て平かざりし忠恒を日あらずして攻下し、賴義十二年がほど東事にしたがひ、白頭をして遂に其功を奏し、義家又十年を經て武衛家衡を平ぐ。然るに此人々其位四位に過ず、わづかに昇殿を許さるゝを以て其面目とせり。つねに攝關の家に伺候して其家僕に肩をならぶ。抑經基は清和二世の王たり。其子孫王家を出て未遠からず、たとへ卿相の列に加りぬとも、他家の比例にあらじ。まして義家、武衛家衡を平らげし時、官符を給るべき由を望みしに、私の敵たるよし聞ゆとてゆるされず。此事さらに心得ぬ事に非ずや。私の戰鬪に任國を凋弊せしむること十年に及ばゝなど其罪刑を定られ

源平兩氏の關係

源賴朝の天下を得たるは累代の餘烈による

ざる。已に其罪にあらずんば、是其功などなかるべき。是等の事につきて義家の寃をふかく含まれし事、其故なしと云ふべからず。（中略）又按に、正統記に鳥羽院の御代にや、諸國の武士の源平の家に屬する事をとゞむべしといふ制符たび〳〵ありきと。抑源氏武を取りし事經基に始りて、平氏武を取りし事は貞盛に始る。皆是天慶の亂の時に始れり。其後平氏に逆亂の臣あれば、源氏に仰せて是をうたる。（賴信忠常を討たれし如き）源氏に違勅の者あれば平氏に仰てこれを討る。（義親の時に正盛が討し如き）されば源平私の仇敵にあらずと雖も、おのづから世讐の思ひをなせり。ましてや保元平治のみだれを經て、平氏權勢を恣にし、源氏其跡をことごとく削られしにおいてをや。其中東國の輩皆々源氏に心をよせし事は、初賴信賴義父子忠常を討しより此かた、賴義義家の二代奥前後の戰に二十餘年を經て、其手に屬せしかは、自ら其從類の恩をなせし者之多し。賴朝つひに天下の權をわかたれし事、皆累代の餘烈によりて也。その事の由を考ふるに、ひとつに天慶のみだれによれり。此亂のよりて來れる所は執柄の人々朝家の權を奪て皇威日々にうすく、是に加ふるに武備も又ゆるみしが

故也。始め將門純友が相謀りしも皇統なれば將門は帝位をしり、藤氏の裔なれば純友は執柄たるべしなど相約せしと聞へしも、其尤に倣ひし者に非ずや、是一つ。外戚の權を專らにせしより、執柄の職をもて我家の者となして、みづから是を其子弟に讓るに至れり。されば朝廷にあらゆる卿相皆其門葉におらずと云事なし。悉く皆其譜代をもて其官其職をしりしかば、かの將帥の職も又其譜代を以て任せし程に、終に所謂世官世族となる。されば又それに屬せし兵も又譜代の屬兵と成しかば、鳥羽の比ほひ、源氏に屬すべからずと頻りに制符を下されしなり。源平兩氏の兵權を解むと思ひ給はゞ是を解べき道豈なからざらむに、(後漢光武の功臣の兵權をとかれ、宋太祖の杯酒の間に兵權を解れし類のごとき也)そのよりて來る所をきわめずして、たゞに是を制せられしは、兩氏憤を含むの媒にあらずや、是二つ。合せて是を論ずるに、天下終に武家の世となれる事の其よる所、藤氏外戚の權を專にせしによれりとぞ見えたる。

以上の所論は制符云々のことは別として、大體に於て的確で、能く時勢を大觀したものであるが、併しながら當時衞府軍團の制の共に衰へ、今日の所謂常備軍隊

出羽の賊平師妙師季等の剽掠

の缺けて居た際とて、朝廷も公卿達も、共に源平兩氏等の私兵を以て其爪牙羽翼となさんことに汲々たりし有樣であつて、異日彼等が制し難くなる事などを憂へて、豫め其の兵權を解かんなどいふ事に着眼するが如き、達識の士は此頃に於ては殆んど無かつたやに思はれる。かくてうか〳〵として居る中に、清盛の如き頼朝の如き大豪傑が、嘗て其卑賤視した所の武人階級から擡頭して來るに至つたのである。而して制符云々の事は何處までも疑問のやうに思はれる。

(大)寛治七年、是年出羽の賊、平師妙、平師季等、守信明の館（信明の姓闕く）を燒き、資財を剽掠せるにより陸奥守源義綱に敕して之を討たしむ。

(大)嘉保元年三月八日、是より先、平師妙師季誅に伏す、是日源義綱其首を持ちて京師に入り、之を西の獄門の樹に梟す。

按ずるに此兩條は共に、中右記に見えて居る。同書の文は左の如くである。

〔中右記〕（寛治八年三月八日の條）今日陸奥守源義綱朝臣、隨身降人幷頭入洛、必可見物者。供御膳後、四人同乘、向二條末河原邊見物。上下車馬已如盛。予依命立右大將軍御車邊。申時許入洛。先頭二（散位平師妙、同男師季）、高刺長戟末、付赤小幡、注其姓名、左右捧長劒、歩兵

源義綱師妙等の頭を携へて入洛す

山僧等源義綱が美濃の庄を掠めたるを訴ふ

卅人許相挾。次義綱朝臣者着麹塵襖、々々袴、款冬衣、乘黑馬額白、郎等二百人許。玄甲與雲連、白刄向日耀、此中降人二人（貞宗 貞房）騎馬相具、行向四條末、檢非違使等請取了。去年出羽守信明、欲上洛間、件犯人等、已燒其館、悉盜財寶。守信明爲免其命、逃散山中、不知在處。謀反之甚、何事過之哉。仍可追討由、下知義綱朝臣了。而彼朝臣不趣任國之前、先爲其尋、遣郎等字藤別當之處、已切頭了。自餘黨類請降參來、武勇之威自滿四海之所致歟。

嘉(本)保二年三月、美濃守源義綱國に在りて叡山新立の庄を掠め、山僧圓應を殺す。山徒之を訴ふ。 藤原師通素より山僧の嗷訟を厭ひて之を決せず。 山僧憤怒し日吉社司と與に相黨し、狀を捧げ群をなして洛に入る。

按ずるに此事は中右記及び百錬抄等に見えて居る。

（中右記） 廿三日早旦參結政、（中略）只今延暦寺大衆、依有可訴申事可參闕由有風聞、仍雖剋限不滿忩參內者。則引渡參陣、頭辨又來加於床子座、辨侍直中、（頭辨[illegible]）暫候御前程、辨兩殿下以下、公卿着直衣濟々參集、於殿上有僉議、大衆一定可參洛者。先差遣檢非違使幷武士等、於河原邊可禦者。此曉上皇幷女院、從鳥羽殿假依此事御幸

閑院、藏人辨時範爲御使數度往反、又被下宣旨於神祇官云、諸社神民等猥成訴訟、奉舁神輿可迎京都之由、依有風聞、可制止狀度々被仰下之、而山僧亂發、可奉舁神輿者。若然者禦留之條、全不可憚神輿、此旨且以祈申、且以可下知諸社者。又令掌侍幷藏人、仲正奉幣帛於內侍所、同被祈申件旨、又諸陣相固、武士濟々終日雖相待、大衆不下也。

大衆亂發元者、天台下僧等下向美乃國、沙汰庄園事、體以非道爲宗、爰國司源義綱朝臣、依非理事經奏聞、仍被問本寺。而本寺不知案內由申上之處、可追討由被下宣旨先了。義綱朝臣欲追捕處、惡僧等合戰、或被射致、或以搦取、此中中堂久住者圓應驗者云々被致害也。所搦進數輩僧等、依逢非常赦已被原免了。今大衆等依被致久住者圓應、可被流罪義綱朝臣由、一日進奏狀、雖然依宣旨追捕之間、爲流矢被射致、義綱朝臣更無過怠、何況事已赦前也。不可有左右、仍返彼奏狀、不可有裁所之由、一日被仰下也。而大衆等偏稱可有罪過、今大亂發也。從此夜半許可下京由有其聞、京中騷動、今夕宿仕、京極殿御講說殘二ヶ日延引、俄大殿還御高陽院也。

廿四日、今朝禁中御物忌也、口舌辰時許、先日吉社神民幷諸司之下僧六七人許參洛、

源義家昇殿を聽さる

而於河原武士等相禦不令入之間、源賴治郎從等已射神民等、僧三人禰宜一人中矢已被疵者、仍人々參集於殿下御直廬方、有僉議、殘惡僧等走脫、或隱東山路、或入祇園林、衆口嗷々、不能委記、終日沙汰已入夜陰、○廿六日、午時許參內聞座主以下僧綱其數從山歸向、而有仰不入京都、仍在河原邊、義綱朝臣奉仰相具隨兵等向河原禦之。於今者偏只被相禦也。武勇之士滿盈京都、晩頭歸家。

（百錬抄）　嘉保二年十月廿四日、天台衆徒爲訴申美濃守義綱殺害山僧事、相具神輿參陣之間、中務丞賴經相禦之、射致神人大衆、件事依爲救前犯、不被裁許、○十一月、山僧行五壇法、奉呪咀國家之輩、注進交名、幷日吉神輿可奉迎取本社之由宣下之。

承德二年十月廿三日、此日源義家の昇殿を聽さる。

（中右記）　前陸奥守義家朝臣、若狹守敦兼、被聽一院昇殿。（裏書）義家朝臣者天下第一武勇之士也、被聽昇殿、世人有不甘心之氣歟。但莫言。

按ずるに當時義家の天下第一武勇者であるのを歎稱しながら、朝紳等なほ舊慣に拘泥して其の昇殿を聽されたのを甘心せざる體であるのは、社會事物の變遷に關して理解力の薄弱なるを證明するものである。實力階級の追々に擡頭せ

源義親の處分

義家の子孫一時沈淪す

んとする傾向に盲目であるといふべきである。

(大)康和三年七月七日、對馬守源義親鎭西を劫剽せるにより敕して之を討たしむ。

(大)同四年十月廿一日、前對馬守源義親を隱岐に流す。

按ずるに源氏は賴義、義家に至つて大いに榮えたが義家の子孫は一旦沈淪するを免れなかつた。これは種々の事情が纒綿して居る事であつて、或は父祖の餘烈を藉つて驕慢に出でた如き事情もあり、或は一族間の權勢の競爭から猜忌中傷に出た樣な事もあつたやうである。義家の長子義宗は早世し、二子義親は對馬守となつたが、事によつて隱岐に流され、三子義國も亦事によつて下野足利の別業に籠居する樣になつた。四子義忠は義家の嫡統を繼ぎ、爲義（義親の子）を以てその養子としたが、義忠は偶〻人の爲に殺され、（實は叔父義光が義忠の權力あるを忌み、郎徒鹿島冠者をして之を殺さしめたのであるといふ）然も其嫌疑が叔父義綱に懸つたので、ために義綱は追討を受け、其子弟も多く殺害を免かれなかつた。義綱は一旦降參して佐渡に流されたが、のち又害せられた。かくて義家の遺業は一時大に衰へ、爲義に至つて僅かに之を繼承したのである。

義親の事蹟

義親の事蹟は明瞭を缺いて居るが、初め彼れは藤原宗道（白河法皇の寵臣）に仕へ、その後康和三年對馬守であつたとき、暴威を鎭西に揮ひ、鬪亂をなしたとのことで、同年七月朝廷より追討の命を下された。されども義親の武勇を恐れた故か、追討使になるものもなかつたら、翌年義家は彼を歸降せしめる考で官使に其の家人を添へて遣はしたが、家人（資通）は義親に籠絡された譯か、彼と共に官使を殺した。そこで愈、廷議の結果、同年（康和四年）十月二十八日、彼は隱岐に流さるゝ事となつた。彼は一旦同島へ至つたものか、不明であるが、また逃れて出雲に至り、なほ武威に誇り、目代を殺し、官物を掠め取る等のことがあつたので、嘉祥二年十二月因幡守平正盛に命じて彼を討たしめた。なほ諸書に見えた義親の事蹟を舉げれば次の如くである。

〔殿曆〕　康和三年七月三日、壬戌、戊剋參內、內府幷民部卿候二晝御座方一、頃之御前出御、被レ仰云、對馬守義親濫行、至二於九國一、不レ隨二宰府於命一、件事何樣可レ行哉、內府幷民部卿余申云、申二可レ有レ定之由一、頃之退出。○五日甲子、未剋許、頭辨重資朝臣來云、今日義親定也、若令二參內一給と、問答云、堅固物忌也、仍不レ可レ參、則退出相合也。

義家の從者資道官使を殺害す

裏書

午時許、頭辨來云、今日對馬守義親定云云、而令參給、吉候歟。余答云、須馳參也。雖然堅固物忌也。仍不可參。則頭弁退出、雖物忌、於南面會之、申刻許ニ來云、公卿定申云、仰九國被追討有何難乎。其中內府申云、若事大事罷成、後遂自京可遣追討使者、今度可遣也。事爲未發之先、此義能候歟。余答云、公卿定申旨、謹承候畢。大概不可過此。但被內府定申旨、頗有其謂歟。且令申院給、可左右候也。乃退出。戌刻頭辨還來云、自京可遣追討使云云。

康和四年六月五日、戊午天晴、午剋許時範來、取申難事、爲付府解、召頭辨重資、未剋許來、付府解、件府解之中、有致害(官カ)使事、義家朝臣從者資道也。世間極不便也。頃之頭辨朝臣退出。○六日己未、天晴、午剋許頭辨重資來、維亥(郎脱カ)申內了、雖然相逢也。○卅日癸未、天晴不出行、丑剋許頭辨重資來云、義家朝臣等資通依官使致事給獄所。

(中右記) 康和四年七月六日、前對馬守源義親罪過事、予□上勘文被□右不問也。但明法博士國任勘文皆被難、付傍儒範政可被行者。又前被下追討宣旨了。全無歸降之心、早可被行罪過之由定申了。又書定文奉上卿了。及深更退出。○九日頭辨被下

義親隱岐國に流罪に處せらる

平正盛追討使として義親を討ちしにより恩賞等の議あり

法家勘文二通、前肥後守基實事、義親所從事。○十月十日、帥卿被申請廿三ヶ條雜事、義親黨類罪名事也。○十二月廿七日、次有陣定、藤大納言奉行、公卿濟々、是前對馬守源義親緣坐者、前肥後守基實可會赦哉否條、被問法家勘文等事、群議不可會赦者。○廿八日、今夕被行事、前對馬守(賊カ)源義親流罪隱岐國、從類二人流罪周防阿波者又同類前肥後守高階基實除名贖銅、上卿中納言、仲。

嘉承二年十二月三十日、今夜流人源義親竊入洛之由風聞、仍又下知檢非違使等、被固道了。云云。是或人說也。

天仁元年正月十九日、頭爲房仰云、因幡守平正盛從國中上云、爲追討使今月六日罷向出雲、切惡人源義親首幷從類五人首了。來月上旬可上洛、且言上者、院御氣色云、此間事何樣可被行哉、又可有勸賞哉、如此事內々可議申者、新源中納言被申云、首入洛事任先例以檢非違使可被請取、是貞任師妙等例也、於勸賞者尤可被行也。有非常事、有非常功、如此事也。下官申云、勸賞之條、同申源中納言、蒙追討宣旨必可有勸賞也、但首入洛之間、以檢非違使請取之事、諒闇中可有其儀歟、且可准據例、(中略)但義親積惡彌長、成非常事、近境國々人民之中、有同意輩由、傍有其聞、爲斷後惡、爲

義親の濫行

因幡守正盛但馬守に遷任す

懲傍輩、重又可被尋誡件輩者。又爲房仰云、□（先カ例カ）令如此追討解狀、或付職事被奏、或先被付官、今度□□但件事先日左大臣下宣旨於左大辨也。人々被申云、□□今度國解付官、以左大辨申左大臣、大臣付職事被奏之後、被下上卿、以檢非違使可請取由、被仰下可宜之由、僉議了。（康平五年、追討貞任之日、首入洛之時、諸卿參集仗座、先僉議云云、件事人々申旨、頭爲房朝臣被奏院了、其後退出）

廿三日、（中略）是因幡守平正盛追討惡人源義親了。國解幷本解、出雲國□爲源義親被致害目代幷郎從七人、被推取調庸物等、令正盛追討由、前日被仰下解狀等也。但因幡國ハ官書寫他紙之後奏聞、是切彼首間、依有穢氣中也。是依官之故實者、人々僉議之旨、頗雖其詞異、大略同事也。先於勸賞者、正盛雖不上洛、早可被行也。件義親先年於鎭西成種々惡事、仍被流隱岐國。而弃配所、越渡出雲國、致害目代、推取調庸條、罪過不輕、正盛已切其首了。早々依康平之間俘囚貞任例、可有勸賞者。（件年賴義雖在陸奥、依其賞還任伊與、子孫郎從皆關勸賞、又隨申請追々被行賞也）依軍功之勸、隨可有勸賞之輕重也。此中降人被問法家可被行歟。逃脫者、如本下知賞他國五ヶ國、被尋進由議定。（國解云、切首者十二人、降人逃脫者、有其數也、本□當國他國兵士、以正盛可追討由、被仰下也。）

廿四日（中略）今夜除目之中、以因幡守正盛遷任但馬守、幷以男盛康任右衛門尉、以平

盛良任左兵衛尉、是追討惡人義親之賞也、彼身未上洛、先有此賞也。件賞雖可然、正盛宸下品者、被任第一國、依殊寵者歟。凡不可陳左右、候院邊人、天之與幸人歟。

廿九日、今日但馬守正盛隨身源義親首入洛。仍密々爲見物候女車、午時許行向先

（正盛義親の首を隨へて入京す）

正盛宿久我邊、經鳥羽殿（□御覽之）於鳥羽作路邊窺見。首指桙令持下人五人、各付赤比禮書名（賊首源義（親脱カ）又從四人首）其左右取打物歩兵着甲冑者四五十人許相從、次但馬守正盛、次男降人一人、騎馬相具、次郎等百人、郎從百人許、劍戟耀日、弓馬連道其路從九條東行、於七條末河原、檢非違使等受取。經七條大路西行、昇自西大路西行、昇自西大宮路、懸首於四獄門樹、檢非違使大夫尉二人平兼季、源光國、六位尉以下布衣冠、見物上下車馬夾道、凡京中男女滿道路、人々如狂。

凡諒闇之中雖犯人首入洛事、頗可爲議定歟。就中祈年祭春日祭以前觸穢遍天下歟、旁可有用心也。但於正盛事者、世間氣色不可論左右。

（義親の略歷）

義親者、是故義家朝臣男也、先年成六位、國功任對馬守、在任之間、致害人民、推取公物、匡房卿爲大貳之時、濫惡千萬之由、進府解、仍拜（配カ）流隱岐國、而越來出雲國、又以成惡行、去年致國司家保目代、奪取官物、依如此惡事、催近境國兵士、令因幡守正盛追

九年を經て義親と

討之由、被下宣旨了。依切彼首、正盛遷任但馬守、故義家朝臣年來爲武士長者、多致無罪人云々。積惡之餘、遂及子孫歟。未聞本在京都仕朝家子孫、及如此罪、義親懸骨於山野之外、懸首於獄門之前、後惡之者、見之可恐歟。

〔百錬抄〕康和三年七月七日、可追討對馬守源義親之由宣下、依横行鎮西宛陵州民也。同四年十（十二イ）月廿八日、配流前對馬守義親於隱岐國、依太宰府訴也。天仁元年正月廿九日、但馬守正盛隨身源義親幷郎從四人首、參洛。廷尉於川原請取、義親去年配流隱岐國、而留出雲國、刧略人民、奪取官物、仍遣追討使也。先之諸卿定申、任康平貞任之例被行之。

更に按ずるに義親が此時平正盛の爲に誅せられた事は眞事實の樣ではあるが是より九年にして鳥羽天皇の永久五年に義親と稱する僧が越後へ出た趣が朝野群載に見えて居る。

〔朝野群載〕檢非違使廳下越後國住人平永基應令早附使者召進稱對馬守源義親法師等事。

右義親者、去嘉承年中、依已叛科追討早畢。而近來如風聞者、浮浪法師一人、自號義

稱する僧越後に現はれ平永基に命じて之を捕へしむ

十六年を經て義親といふもの又現はる

親、從陸奥國越渡當境之後、徘徊永基之所云々、因之可召進之由、先日附國司被下知之處、初申可召進之狀、後稱不搦得之旨、前後之詞、非无相違、奸詐之甚、何以如之、早附使者可召進正身之間、稱死致由梟其首者。眞僞難知歟。尙遁事於左右致遲引者、永基參洛、使者共可言上子細之狀如件、依別當宣仰如件、事出於院宣不得敢延怠、故下。

永久五年五月五日

防鴨河使判官左衞門尉源朝臣
秀時、源康季、平宗實（定イ）小志大
江行重、明法博士兼少志備後大
掾中原明兼、防鴨河使主典左衞
門府生伴有貞（以下略）

その後六年にして又同帝の保安四年に義親といふものが出で、前下野守源仲正が之を捕へて京都に送つた事が百錬抄に見えて居る。

（百錬抄）　保安四年十一月一日、前下野守仲正隨身號前對馬守義親者入洛、檢非違使等請取之、件義親去天仁元年正盛朝臣切首傳京師、以件賞任但馬守了、其後猶

下總守源仲正常陸國に源義親を追捕す

二十二年を經て義親といふもの又現はる

在二坂東一之由、雖レ有二風聞一、世人不二信受一。今經二十六年一、仲正所二搦進一也。兩院有二御見物一、但非二義親一之由被レ定云々。

按ずるに是よりさき、永久五年に下總守源中正（仲正のこと）が常陸國に至り義親を追捕せんとした事が中右記及び永昌記に見えて居る。

（中右記）元永元年二月の條 五日、今日申刻許、下總守源中正搦二常陸國住人一將二參院陣一、郎等卅人檢非違使重時、盛通、康季、依レ仰於二三條烏丸辻東御門南邊一請取、給二左右政所一云云、件犯人ハ稱二故義親法師雇置宅主一云云、仲正去年越二渡常陸國一追捕之間、賊已去レ國也。被レ問二犯人一之處、雇二宿義親一事太無實之由申、云云。事體非二重犯一歟。（中略）或人云、去年件仲正相二具數百人兵士一、廿餘日越二來常陸國一、亂二入百姓宅一、萬物推取了。件國八箇郡、其後人家煙□、云々、此事如何、誠不レ可レ爲二其功一之人歟。云云。

（永昌記）元永元年二月五日、仲正將參關東犯人義親出二院陳一、云云。

その後、保安四年を去ること又六年にして崇德天皇の大治四年に義親と稱する者が又入京したが、鳥羽上皇は之を前太政大臣藤原忠實の第に置かせ給うた。併し其果して義親であるか否かを決定せぬうちに、檢非違使源光信が之を殺したので、光

鳥羽法皇義親を愛顧し給ひ藤原忠實の邸に置かる

信は其罪科に問はれ配流に處せられた事が百錬抄等に見えて居る。

〔百錬抄〕大治五年十一月十二日、號二義親一者於二鴨院內一、爲二刺客一被二殺害一。或記云、件義親去年九月從二坂東一上洛、而依二院氣色一、祗二候大殿一、仍寄二宿鴨院內一、云々

〔中右記〕大治四年九月五日、晩頭自二關白殿一有レ召、則源義親入洛之由、近日有二風聞一、事若實者、何樣可レ被レ行哉。十九日、流人源義親參二富家殿一（藤原忠實）居住、云々、是依二世間氣色一有二饗應一歟、世人莫レ言、只以レ目〇大治五年十一月十三日、去夜々半、騎兵廿人許、步兵四五十人許、亂二入前對馬守源義親宿所鴨院南町一也、致レ害了、但死二其庭一者十三人、逃脫者廿人許、云々。件義親去年九月從二坂東國一參洛、而依二院御氣色一所レ祗二候大殿一也、仍寄二宿鴨院中一也。於二京中一有二如レ此事一、誠可レ謂二濫惡一歟、不レ知二誰人所爲一、但件義親□（死カ）生未有二一定一也。後朝見物者千萬穢氣依二件事一爲レ有二其定一、依レ有レ召上達部參二集院殿上一、子□（有カ）召有二所勞一不レ能二馳參一也。關白殿不レ令二參給一云々、召二明法博士一被レ問之所、申云、見物者數百人乍レ立見、不レ可レ爲レ穢由申、云云。

按ずるに鳥羽法皇が忠實に命じ義親を愛顧せしめた理由は何處にあるであらうか、或は曩に義親が誅せられたのは白河法皇院政の際であつたが、既に崩御の

義親殺害は檢非違使光信の所爲

大津義親

光信の罪科

後であるかであらうか。或は又當時法皇崩御の中陰中であつて處刑が出來ぬから暫く時期を過して吟味される御積りであつたのであらうか。

十五日、(裏書)下人云、一夜致害義親事已以發覺、是檢非違使大夫尉光信所爲云々、仍付檢非違使盛道被召下手人者、此事如何、不知內心、凡本非敵人、又無相論事、是何故哉、但先日與大津義親合戰、件光信四條大宮宅門前也。若思件事、企此濫惡歟。或人云、光信去年十一月十二日、亂入山階寺中、追捕上(イ光)件僧房、今年十二月十二日亂入殿下御領鴨院中、致害義親。倩思兩度之惡事、自及罪過之我身也。

十九日、大夫史政重談云、昨日右大臣被下宣旨也。傳宣頭辨也。宣旨詞云、左衞門尉源光信於洛中稱義親者竝郞從殺害了。宜令明法博士等勘申其罪名者、光信身爲檢非違使、本又非敵人、是先日於光信四條大宮門前、義親與大津義親成鬪亂之故云々。依一旦之事、及罪名之咎、爲我身聝無益。

廿一日、彼光信罪名諸(法)家勘上之由、所傳聞也。大略遠流歟。

廿三日、源光信從類三人伊豆藤原通範、安房不知姓實信、常陸淸原近宗

(長秋記)十三日壬午晴、早朝下人等云、仕(住カ)鴨殿之前對馬守義親被殺害了。從類十餘

翌五年また大津義親といふもの出づ

法皇藤原忠實をして義親を秘養せしめ尙その實否を糺さる

人雙枕死。從(依)是官人群集見物。或說、大夫尉光信所爲云云・事意趣比去於近江大津邊、有稱義親之者、而右兵衞督伊通卿着專使招取家中、告鴨院義親、於門外令搦之間、大津黨類六人於光信宅前被害了。依此憤怒殺害云々。頭辨顯賴朝臣下官云、早取遣直衣可改着、義親事於殿上可被定也。只今可遣催也。仍差使遣取直衣、人々皆參仕、顯賴朝臣仰人々(公卿仗座)云、去夜稱義親者鴨院被殺害了。從類一人無生者、又無妻子、無可訴、何樣可被量行哉。若有犯人者行罪過如何、(中略)大辨定申、路次殺害、所々竊盜、被廣尋、時無其隱、於此事者已朝家之爲大事、其犯人不可有其隱歟、諸卿退出、或人云、疑忠盛之所爲由、召聞處申云、全不犯、尙事疑候者、搦犯人可進之、大略光信所爲由存令申歟。遂於信緣律師房彼夜所被雇之法師一人、被搦云々。檢非違使盛兼搦云々、件義親參時、上皇遣前大相國(忠實)許、可令秘養也。日來鴨院義親實否未聞食開、遣彼往昔見人、重令見御・皆稱非由、舊妻二人右大辨加賀介家定朝臣、前馬助經良、前大舍人允宗方雖申非由、故民部卿後家並隆敎、阿闍梨申實由、民部卿家舊主隆敎伯父也、○廿三日、後聞光信三人伊豆、常陸、土佐國配流、舍弟光保解却見任云云。

〔知信朝臣記〕 十二日、今夜源義親幷郎從等十四人於鴨院南築垣南雜舍軍兵被殺害事、院御所近邊也。 大殿御領也、京中也。 不憚朝威、以軍兵四五十騎越人築垣、令殺十四五人、濫吹之甚、言語不及事也。死人比首覩(カ觀)去、希代々々、件義親陸奥守義家男對馬守、依暴惡被配流後、於配所又有惡逆事故、讃岐守平正盛爲追討使斬其首、傳京師、浴勸賞也。其後經卅餘年、本院令崩給之後、去年九月比、義親出來自東國、稱不敢犯、上皇聞食感、令申大殿給、被安置宇治、大殿出御京之後、住鴨院殿、南中垣外雜舍、去比又號義親者出來、大以有奇、先本義親實否被尋決衆證之間、實爲義親由未得其證之間、本義親於四條大宮、相會同義親、搦取其身、非義親依人之教稱出之由已以承伏、然而本義親爲實義親之由猶以不落居之間、爲軍兵不覺被殺害了。 只令不知其人所爲云云。經兩三日間、件惡事爲大夫尉源光信所爲之由有其聞、付檢非違使被召下手人院、則一兩人進之、被□問之處、光信所爲之由承伏、仍被下宣旨云、光信於洛中殺害號源義親者幷郎從等事、宜令法家博士勘申所當罪名遠流之由、仍光信配流土佐國、又弟兵衞尉解官、又光信郎等三人被流東國了。

〔古事談〕 第四

前對馬守義親、康和五年十二月廿八日、依筥崎宮訴、配流隱岐國、然而不赴配所、經廻出雲國、然間發惡事殺害當國（家保卿任）目代、依此事被下追討之宣旨、嘉承三年正月廿六日被誅畢、同廿九日懸梟首於右獄門、而大治比、自稱義親之輩一兩人（鴨院大津）所々出來、各諍眞僞之間、喧嘩多端、云々。

以上の記事によつて見れば、平正盛が誅戮したといふのは眞の義親では無かつたのかも知れぬ。思ふに當時義親は假令惡事があつたにしても義家の子といふ所で、之を庇護する者が少からずあつて、眞の義親は容易に討取れないで、或は替玉などがあつたのではあるまいか。一方に於て又時期の經過するに從ひ、何にか爲にせんとする者などがあつて、義親と妄稱して名乘り出るに至つたのではあるまいか。何れに致せ、當時綱紀がゆるみ、警察權などの不備であつた事が思ひやられるのである。

新立庄園の事

康和四年十月十五日、法皇右大辨宗忠をして新立庄園の事及び平正盛が祭主親定と庄園爭論の事を天皇に上奏せしむ。

〔中右記〕十五日未刻許、從院有召、（明國朝臣奉）則馳參於北御所北面壺方、召御前被仰事、

可ㇾ申ㇾ內新立庄園事、若狹守正盛與二(祭)□主親定一□相論庄內事。

藤原淸衡馬二匹を忠實に贈る

長治元年七月十六日、藤原淸衡馬二匹を右大臣忠實に贈る。

(殿曆) 七月十六日丁亥、天晴、早旦參二御所一、酉刻許參二東宮幷院一、頃之退出還ㇾ家、今夜陸奥守男淸衡馬二疋を志也、○十七日戊子、天晴、不ㇾ出行一、昨日陸奥馬今日能見也止了。

紀伊の惡僧京師に入り國司を訴ふ

同年九月廿五日、紀伊の惡僧熊野大衆と稱して京師に入り、國司を訴ふ。 宮庭に召して推問せるに申す所實を得ず、當時諸社神民諸寺の衆徒等横暴をなし百姓之に苦しむ。

(中右記) 九月廿五日、終日候ㇾ內、入ㇾ夜退出、聞紀國惡僧等稱二熊野大衆一、爲ㇾ愛二國司一群二參淀渡、成二種々惡事一。於二宮庭一召問之處、所ㇾ申之旨似ㇾ無ㇾ所ㇾ據、云々。凡此兩三年來諸社神民、諸寺衆徒、旁以蜂起、妨二人田畠一、奪二人財寶一、加之京都强竊二盜每夜入亂、天下濫惡、未ㇾ有二如ㇾ此事一、天之令ㇾ然歟。可ㇾ恐可ㇾ愼。

京中闘亂殺害每日每夜なり

十月七日、近日京中强竊二盜、闘亂殺害、每日每夜也、誠有ㇾ恐可ㇾ愼。

近曾台嶺之衆中、有二法藥禪師者一、東塔大衆件僧任二本寺都那師一、而武勇過ㇾ人、心好ㇾ合

延暦寺衆徒の嗷訴

戰、每山上鬪亂、必以□、諸國末寺庄園、皆以兼任、引率數十人武士□□、京都諸國朝夕往反、或奪取人物、或欲切人首、天下衆人莫不從此、公家□（子カ）今不被禁制、天之令然之秋歟。天下亂逆、吁嗟哀哉、武威之被世、敢無出詞之人、凡一兩年諸寺大衆、諸社神人、旁以發皆成濫逆、天下衆人皆悉此災、□（國カ）土亂逆、天下騷動、無□（所カ）訴歟、何爲、云々。

同二年正月一日、此日延暦寺の衆徒等嗷訴をなす。

（中右記）　正月一日、後聞、今夕延暦寺衆徒日吉神民等參向陣頭云々、是去年十二月圓宗寺法華會探題之事、被仰下園城寺證觀僧都之由訴申、云々、先例園城寺人雖有蒙此宣旨例、依本山座主擧被仰下也、今無本山擧狀、被補探題條、成二大憂云々、無哉許間、衆徒宿祇多林寺、叫喚之聲巳滿遠近、縱雖有可訴申事、過元三之可上奏也。朔日向闕、衆徒之企忽諸朝威歟。或人談云、節會內辨右大臣殿下、御酒敕使宣命使事了後、人々暫被候之、是依大衆參陣頭也、

二日、今日無臨時□云々、依衆徒事也、臨夜陰、隨大衆申狀、被止證觀僧都探題宣旨被下了。衆徒歸散云々。

延暦寺衆徒の事は尙ほ十月卅日の條にも見えて居るが餘り繁はしいから之を省略

延暦寺の衆徒數千人灌頂阿闍梨任命の事につき京に入りて訴ふ

訴訟の本源

する。

（鳥羽天皇の御代）

㊅天仁元年四月一日、延暦寺僧徒數千甲を擐き日吉神輿を奉じて京に入る。（灌頂阿闍梨任命の事を訴へんがためなり）勅して檢非違使及び源平の兵士數萬を遣はして之を禦がしむ。二日、法皇（白河）使を遣はし之を諭す。僧徒神輿を奉じて退出す。

按ずるに此事中右記、殿暦、百錬抄等に見えて居る。

（中右記）四月一日、夜前從台嶺所下向三大衆等、舁日吉神輿發向西坂下、神人衆徒數千人群集、爰又爲相禦、公家所指遣之撿非違使、幷源氏、平氏、天下弓兵之士、武勇之輩數萬人、從法成寺東河原及松前邊、引陣給（結カ）黨、相守不入、玄甲連道、白刃映日、數十町間人馬相滿云云。相互不近、今日已暮、遙望山上、採火往反、其光如星、京中騷動、予有小所勞不出仕、人々參院内云々。誠是佛法王法可恐可慎之時歟。○二日或人來談云、去夜々半許、山之衆徒訴中旨、誠入水火、於西坂下、差使中上云、今年灌頂已被行了、不可申左右、但於後々年者、猶弘法、慈覺、智證大師等門跡、相次可被行者、是

本之訟訴源也。於院人々被相定、可依請之由、以検非違使資清被仰了。衆徒大歓喜、含咲歸山了。又武勇士各歸了、件事可有裁許者、前日可被仰下歟、此十餘日未定之間、數千軍兵相禦之間、東山川原賀茂吉田之邊、下人之田畠、爲兵士等被滅亡了。後遂隨申請有裁許、爲彼法會爲世間頗無益歟、凡此灌頂阿闍梨、本自任弘法慈覺智證門徒次第、可被行之義也。今年被破件次第、頗不穩便、又被破者、縱衆徒雖訴申、不可有裁許歟。破次第又有裁許、彼是共爲朝威甚以不便也、凡末代法、衆徒所爲、人力不可及也。彌及末世者、定滅亡朝家歟。可恐可愼也。

〔殿暦〕　四月一日大衆從昨日夜有西坂下、大略可有裁許由議定、其由以検非違使明法博士資清遣之、戌刻許還參事了。余退出。大衆事不能委記。

〔百錬抄〕　天仁元年三月廿三日、山大衆爲訴灌頂阿闍梨事群下、公家遣廷尉武士等、不令入京、卅日捧神輿下洛、蒙裁許歸山。（四月一日、百錬抄には三月卅日とある）

源義忠殺さる

(六)天仁二年二月、是月盜從五位下左衞門尉源義忠を殺す。（時に歳二十六）是より先、義家病みて家に老し、義忠これに代りて朝廷を警衞し、一族の長たり。叔父義光其聲價を忌み密に力士鹿島三郎をして其間を窺ひ、義忠を刺殺せしむ。既にして洛中流

義綱追捕の際其三子義明先づ殺害せらる

言す。義忠の暴死は其仲父義綱の所爲なりと。官使義綱を鞠責す、義綱陳謝せしも冤を免かるゝを得ず、乃ち怒りて其子義弘、義仲、義範、義俊を携へて近江國に出奔し、甲賀山を保つ。三男義明病んで從ふ能はず、洛に留りて乳夫腰瀧口季方の宅に留まる。是に於て法皇源爲義に詔して義綱を討たしむ、義綱降る。之を佐渡に流す。云云。既にして洛中又言ふ。義忠の死は義綱之を知らず、其子義明季方と謀りて之を爲すと。乃ち大夫判官源重時に勅し大兵を率ゐて季方の宅を圍み之を討たしむ。

按ずるに此事は殿暦、百錬抄、尊卑分脈等に見えて居る。但し義綱の三男義明追討に關する時期については、殿暦、百錬抄にあるものと尊卑分脈に見えたものとの間に、多少の相違がある。殿暦、百錬抄の方が正しいやうに思はれる。

〔殿暦〕二年二月十六日、從院經忠朝臣來云、義忠犯人被搦間狼藉極甚、仍雖物忌參内シテ催諸陣官人可令候者、仍忩參内候内、追捕間美濃前守義綱朝臣三男義明其庭被殺害了。件男犯人方人也。仍美濃前守去京向近江邊云々。然間予仰檢非違使見之、今夜予侍宿。○十七日依召參院云義綱朝臣如謀反シテ向坂東了、如何、予召人に可沙汰候由奏了。仍内府、民部卿、源大納言俊實參入議定、戌刻許出羽守光

追捕使源爲義義綱を尋ね得たり

爲義左衛門尉に任ぜらる

國、義家朝臣四男爲義、爲レ追二捕義綱一遣レ之、今夜、昨日追捕檢非違使重時被レ止二大夫尉一、予退出了。參內侍宿。○十八日戌刻許參院、隨二身義綱消息一也。夜中許退、義綱於近江國一出家、仍爲二實檢一□(遣カ)二檢非違使府生有貞一、予於レ院仰レ之。○廿三日、余參院、今日追捕使爲義義綱を尋得由進二申文一、仍於レ院公卿定之、着二直衣一內府、民部卿、源大納言、新藤中納言宗忠基綱宰相兩三人有二此座一、事了、余退出。○廿九日今日義綱實也(定カ)依二法家勘文一被レ行二流罪一佐渡、予退出。○三月十日、今夜有二除目一、義家男爲義任二左衛門尉一。

〔百錬抄〕　天仁二年二月三日夜、檢非違使左衛門尉源義忠爲二郎從一被レ刄傷、同五日死去、七日遣二廷尉等於左大臣(俊房)第一、責レ取レ致レ害二義忠一之嫌疑人源重實。○十六日、仰二廷尉源重時一、令レ追二討美濃守義綱三男義明幷前瀧口藤原季方等一、今夜義綱朝臣鬱憤赴二東國一、即公家遣二追討使一、廿五日、爲義於二近江國甲賀郡一尋二得義綱一、義綱於二大岡寺一出家、○廿九日前美濃守義綱勘二罪名一、配二流佐渡國一、背二朝憲一赴二城外一之故也、令二諸卿定一申之、

〔尊卑分脈〕

義光　猜二甥源朝臣義忠嫡家相承、天下榮名一、相二語郎徒鹿嶋冠者一、討二義忠一了、彼鹿島三郎遂二本意一、其夜馳二向三井寺一、告二其子細一之處、義光相二副書狀一、以二鹿島三郎一

源光國任國に赴かざるため譴責せらる

念遣舍弟僧宿坊、而彼僧兼堀設深土穴、即捕彼鹿島丸、墮穴埋殺之了。

義綱　天仁元二依義忠殺害處名、爲義蒙追討宣旨發向之時、雖栖籠甲賀山、忽剃髮降爲義、五人子息於其場各自害。依陳謝配流佐渡國之後、長承元年重追討、仍自害畢。

義明　義忠被亡、父追討之時分、依病雖不相隨父在京、住乳父瀧口季方宿所、依義明命爲季方所行之由、重蒙嫌疑、大夫判官重時蒙宣旨發向追捕、季方武藝之計略、依爲合世譽之仁、即覺知此事、閉私宅門戶、相待官使、爰重時率大軍寄來之處、義明季方二人出向、不辭一命防戰、二人矢射盡箙十六腰、損害二百餘人郎徒下部等之後、矢種竭二人自害了。

㊍天永二年七月出羽守源光國（賴光の裔）を譴責す。任に赴かず年を經て美濃國に留るに依りてなり。

〔中右記〕七月廿九日、又頭辨以詞仰下云、出羽守光國棄任國在途中美濃國、已送二ケ年、何樣可被行哉、人々被申云、或可被成改、左大辨以上五六人許猶先可被尋問由定申。予同之、早被問子細後、隨申狀可被並行由申了。（中略）爰頭辨來仰云、出羽守

源明國人を殺害せるにより佐渡に流さる

下野守明國鬪亂をなし人を斬る

光國先可ㇾ被ㇾ問之由、先度定申了。而何樣可ㇾ被ㇾ問哉。重可二定申一者、人々被ㇾ申云、早遣ㇾ使召二上京都一可ㇾ被ㇾ問二子細一者。

十一月十九日、頭辨以ㇾ詞仰下云、出羽守光國任國亂之由、遲言也、罪已會ㇾ赦、於ㇾ今者可二下遣一哉如何、可二定申一者。人々多可二下遣一由被二定申一、但予申云、東國亂逆幷不二言上一罪共會ㇾ赦、任限不ㇾ滿人如ㇾ被二定申一、早可ㇾ下二遣之一、猶差二副官使一可ㇾ被ㇾ下歟。左兵衞督、内大臣定申云、件事勅定者、以ㇾ詞欲ㇾ被ㇾ奏之處、頭辨參院了。仍人々令二新宰相書一、給二官人一被二退出一了。

㊂同二年十一月、下野守源明國任に赴かんがため先づ美濃國の采地に至る、路に左衞門尉源爲義、信濃守廣房の僕卒に遇ふ。明國に禮なきを以て明國怒りて乍ち三人を斬り、其首を持ちて密に歸洛し、事覺はれ佐流に渡さる。

按ずるに此事は中右記に見えて居る。卽ち左の如くである。

〔中右記〕十一月四日、酉時許頭辨送ㇾ書云、只今可ㇾ馳二參院一、是依二急事一聊有二僉議事一者。着二直衣一馳參也、及二秉燭一於二北渡殿方一有下被二議定一事上、殿下、民部卿、予、別當修理權大夫爲房、皆着二直衣一參仕。被二仰下一云、下野守明國爲ㇾ成二要事一、密々下二向美乃國一之間、於二途中一爲ㇾ答二

袋を持つ下人を搦取る

無禮者、與往反人成鬪亂、切三人者(之カ)□首了。是信乃守廣房郎等、幷左衛門尉爲義郎從 其後歸京參所々罪、穢氣遍滿天下之由、旁有其歎(疑イ)。仍召取明國郎從、令檢非違使勘問之處、毎事實也。然者今月中諸社祭如何、人々議申云、於新嘗祭者可被止云云。○七日晩頭參院、殿下令參給、被仰云、下野守明國觸穢之事未有一定、召從者二人被問之處、一人申穢之由、一人申無之由、於今日被拷問後可一決者。○八日晩頭、依召參院、殿下、別當、新宰相爲、於殿上人々被定明國穢氣事。最前所召進之舍人男菊成申穢之由、次侍男申無穢之由。未切之間、此夜半夜廻檢非違使盛重行一條邊之間、搦袋持下人、成奇見袋中、有綴牛皮一領、已直付也、問本主、是下野守明國一日所殺之男物者、仍自然穢氣之由顯然也。 仍人々穢不可疑申、又明法博士等申此間一定穢之由、頭辨奉仰云、五節諸社祭被止、臨時祭來十二月者件穢及今月卅日也。及深更退出。 ○十五日、頃而頭辨歸來、下罪名勘文等於民部卿云、(中略)下野守源明國可解却見任者、次召頭辨被下罪名勘文、遠流國々先可令注、則注一紙、頭辨奉上卿、又件國々之事被申院、予此間申上卿退出了。後聞、被行流罪、源明國佐渡同從不知姓永澄土左同從紀安實伊豆

莫大の成功の勞

源明國配所にありて暴横を事とす

更に按ずるに明國は其後佐渡に配流中又不都合の行爲があつたので、該國守藤原親賢は明國を他國へ移されん事を請うた趣が朝野群載に見えて居る。

〔朝野群載〕

從五位下行佐渡守藤原朝臣親賢、誠惶誠恐謹言、

請特蒙天恩、因准先例被移遣流人源明國於他國狀、

右親賢謹撿案內、依莫大成功之勞、拜最少凋弊之國、即召在京之雜掌、粗訪彼國之形勢、種々所陳、一々難治、就中先年配流人源明國貶謫以後吏務多煩、唯仕課役之民、偏爲奴婢僕從、耕作公領之田、無辨調庸租稅、逐年滋多、隨日倍增、近來國司爲憚彼武威不上奏委趣、廨署箝口、縣邑以目、若猶在國者、何以施政者。今就申狀、伏尋先蹤、下野國流人藤原基宗、有妨國務之由、守惟宗忠重進解狀之時、永保三年七月早賜官符移遣陸奧國、是則下州部狹、奧州境廣之故也。倩以佐渡、比量下野、一島所攝不及一郡、彼已不堪、是又何爲、雜掌所申、兼被推察、凡流人至配所、吏犯罪者、徒役相加、其科猶重、憲條明文、法律所指也、昔遷三苗於三危、天下最泰平、今遣明圖(國イ)於他國、境內定靜謐、望請天恩因准古(先イ)例、被移濫(流イ)人於他國者、試廻撫育之治術、將讓虛白之編戶、矣

武藏の人横山隆兼愛甲某を殺すを以て其黨を追討せしむ

平忠盛盜を捕へしにより頻りに恩賞に預る

親賢誠惶誠恐謹言、

大治三年八月二十一日從五位下行佐渡守藤原朝臣親賢

(本)永久元年三月四日、武藏國の人横山隆兼、愛甲某を殺すを以て常陸、相模、上野、下總、上總國司に敕して其黨二十餘人を討つ。

按ずるに此事は長秋記に見えて居る。

〔長秋記〕四日、横山黨依レ殺ニ害內記太郞一、被レ下ニ追討宣旨一、左府仰云、頭辨未レ仰、橫山黨廿餘人、常陸、相模、上野下總、上總五國司可ニ追討進一之由、可ニ宣下一者。直雖レ下ニ同辨一、猶示下可レ下ニ大辨一之由上。依ニ事道理一左右大辨下レ之如レ此。凶事必所レ下ニ右辨官一也。

(本)永久元年三月、盜某大夫洛中に匿れ人を掠し、壁を穿ち、屢官物を竊む。左衞門志中原明兼其匿るゝ所を認め、馳せて赴く、盜逃れて桂川に到る。明兼之を討つ。盜之を拒む、明兼が從卒傷ついて退き、盜松尾山に匿る。左衞門平忠盛往いて討ち之を捕得たり。法皇(白河)大に之を感じ、卽日從五位下に敍す、忠盛は正盛の長子なり。幼より常に法皇に候し、眷遇稍厚し、時に歲十八、智勇兼ね備へ、年を逐うて頻りに叙賞に預る。

按ずるに此事は長秋記及び殿暦に見えて居る。即ち左の如くである。

〔長秋記〕三月十四日、今日依搦夏燒大夫、左衞門尉平忠盛叙從五位下、院武者所宗友任左兵衞尉。件夏燒大夫神仁與同心穿蘭林坊御藏、取御物、云々、仍一昨日左衞門志明兼欲追捕之間、得其告逃去、明兼郎等追得桂河合戰、隱入松尾山、郎等蒙疵空歸。其後件男出京都寄宿、聞此旨押寄追捕其間郎等二人蒙疵、及死門云々。

〔殿暦〕十三日戌刻許檢非違使忠盛破亂林房御倉犯人搦取將來、余賜馬、依物忌不渡犯人於院、賜御馬。○十四日辰刻、大藏卿爲房來、自院爲御使來。仰云、昨日追捕官人忠盛可被行賞歟如何、早可被行之由申了。午刻頭辨來云、檢非違使忠盛追捕之間、郎等院武者所有其庭捕犯人、可任何官乎、（中略）余奏云、兵衞尉馬允之間能候歟。戌刻許除目持來、忠盛大夫尉賜冠、郎等任兵衞尉。云云。（左衞門尉從五位）

延暦寺の僧徒等興福寺の不法を訴ふ

四月(大)一日延暦寺の僧徒二千餘、清水寺の堂宇を毀ち、祇園北堂の神輿を奉じ、大炊殿に詣り、興福寺の僧祇園神人を陵辱するを訴ふ。檢非違使源光國、平正盛、左衞門尉源爲義を遣はし兵を率ゐて之を禦がしむ。法皇（白河）僧徒を諭して山に還らしめ給ふ。これより二寺仇視し、まさに兵を構へて相攻めんとし、京師騒擾す。十二日、

源義光近江國甲賀郡の地を金光院に寄す
此庄は關白藤原忠實に寄進せるものなり

二寺に勅して之を和解せしめ給ふ。僧徒詔を奉ぜず、十五日伊勢以下七社に奉幣し、二十五日春日、大原野、吉田に奉幣し、二十七日石淸水に奉幣し、並に僧徒の鬪亂を弭めんと禱る。三十日興福寺僧數千まさに延暦寺を攻めんとす。檢非違使平正盛、平忠盛、源重時を宇治に遣はして之を邀へ、栗前山に戰ひ、之を破りて走らしめ、又檢非違使源光國、左衞門尉平盛重を西坂本に遣はし、延暦寺の僧徒を邀ふ、僧徒旣に京に入り祇園に屯す。五月一日僧徒山に還る。

按ずるに以上のこと殿暦、中右記、長秋記、中外抄等に見えて居るが、事餘りに長く、且つ源平の盛衰に直接關係はないから本文は省略に從ふ。

二年七月二十一日、前刑部丞源義光近江國甲賀郡二郷を金光院に寄せ、永く燈油料となす。

（園城寺傳記）

渡處分　所領貳箇處事

在近江國甲賀郡内山村柏木兩郷者、四至坪付等載本文書事

右件所領等、爲募御勢、去年五月十一日寄進關白殿下（藤原忠實）之御牧也。隨則召雜

役免之廳宣所被成預故下文(政所下文カ)也。件御牧相副奉公驗調度之文書等、所渡兩分長男覺義阿闍梨也。於愚一身平生之間者可致其沙汰、至于逝去之後早可被領掌也。佗子息敢不致妨、以件所領等之所出物、每遠忌者可被修佛事之狀如件。

永久二年七月廿一日　　前刑部丞源判

平正盛に命じて京中の强盜を捕へしむ

元永二年五月六日、京中强盜橫行す、備前守平正盛に命じて之を逮捕せしむ。

〔中右記〕　三月廿四日下人云、此曉强盜入有經宅、被害下人等、盜取綿衣五十餘領了强盜卅人許云々、有經朝臣在源大納言家之(間カ)者也。近日大略每夜京中强盜亂入、誠以不便也。○五月六日、殿下被仰云、近日京中强盜每夜不斷、仍被仰備前守正盛可尋進之由被仰下云々。○廿六日、今夕備前守正盛敍正五位下、是强盜追捕之賞者。

按ずるに平正盛は伊勢平氏にして其先は平貞盛から出で、維衡（貞盛の子）以來伊勢に住し、其所領は伊勢伊賀の二國に跨り、門地も高く、家道も榮え、家子郎等も數多あつた樣である。かくて源氏が內訌によつて衰へた際に、平氏は白河法皇の御信任により、次第に榮達したのである。正盛の子忠盛、忠盛の子淸盛等、白河、鳥羽兩法皇以來、常に院の御任用に預つた樣である。

平氏と伊賀鞆田庄との關係

更に按ずるに東大寺文書及び同東南院文書の中に平正盛、同忠盛に關するものが散見する。こは伊賀の鞆田庄等に關するものであつて、平氏は何時より之を所領したか不明であるが、もと此地は東大寺領であつたのを、中途で平氏がその一部を横領し、承徳二年（堀河天皇のとき）平正盛の時、鞆田村のうち田廿町を六條院の御庄として立券した。その後天仁二年（鳥羽天皇のとき）に同村十三町、都介村（拓植村）四十餘町を横領し、是より庄官なども東大寺の所課を怠るやうになつたにつき、寺家よりは元の通り所務を果すべき旨の訴狀が度々に及んで居る。今その文書の重なるものを左に揭げて參考に供する。

伊賀國　宣旨　院宣

應下令二東大寺一進中上證文上寺領伊賀國玉瀧杣內字鞆田村分田陸拾餘町幷杣工
　肆拾餘人混二合六條院御庄一事

右得二彼寺去二月廿四日解狀一偁。謹撿二案內一玉瀧杣者自二天平年中一以降爲二寺家領一歷二數百年一、雖レ無二指免田一、以二杣工作田一爲二雜役免一所二勤來一也所謂玉瀧村廿町、湯船村十五町、鞆田村六十餘町・杣工玉瀧湯船等村十五人・鞆田村卅人也。代代之間敢無二牢

平正盛輛田村の内田二十町を六條院御庄に立券す

籠、爰去承德二年依備前守平正盛寄文以輛田村内田廿町被立券六條院御庄已畢、其後天仁二年同村田十三町、都介村田卌町、晴被押籠之後、卌人杣工稱其作人併駈使之間、全不隨寺家之所勘、但於國司者毎年撿注之後、依例勘除、至于所當官物者、以寺家封戸百卌一石所率補也。而作人等作募官物不辨其代、雖遁雜役不勤其替、誠雖似田堵之對捍、偏是隨庄家之進止也、但如杣工申狀者、以庄田十五町支配卌人號其作人所押仕也早被除庄田永欲遁雜役者、何混合十五町之庄可虜掠六十町之作人乎、而間造大佛殿新所召大少材木、雖有其數依件等妨早難採進、雖三箇杣以輛田爲宗之故也、就中件村所請募封戸代石別見米三斗辨濟寺家、殘七斗所立用杣食也、然而依無其勤惱、可令辨濟之由、雖加催促無心辨濟、長治二年以後未進已及三百餘石、云雜役云官物、寄事左右其忘其勤、所爲之旨旁渉狼藉、望請天裁任先例被裁免件等事者、永斷後代之牢籠者、左少辨源朝臣雅兼傳宣、左大臣宣奉勅、宜令彼寺進上件證文者。

左大史小槻宿禰(花押)奉

永久三年四月卅日

備前守平正盛奉二送寺家一消息　東大寺上

醍醐僧都之任

此度何等事候らん哉、不審無レ極候、先日所二令レ申候一之畠事、許容候、返々所二令レ祝申候一也、自今以後雖二何事一可二申承一候也。

抑依二東大寺御封沙汰一令レ參二使者一給、召二問子細一令二訴申一條、座主御房可レ有二沙汰申一給候、委趣期二見參之次一、恐々謹言

天永二年十二月十九日　丹後守平正盛

謹上　片山都維那御房

鞆田庄訴事、重下文謹進上之、不二承引一候之條、返々、奇怪候事也、重又可レ召二仰沙汰人一候也、縱雖二非道事一於レ仰者更不レ可二忽緒一之由、深所レ存候也。

東大寺修理事承候了、兼而勤二仕一事一候也、早可レ仕候事と可二注下給一候也、恐々謹言。

九月七日　備前守忠盛行

以上の文書によつて見れば、庄園の沙汰人等が六條院乃至は平氏の威勢をかり事を左右に托して東大寺の所課を勤めなかつた事が推察されやう。

加藤成家禁を犯して殺生をなす

(崇德天皇の御代)

(參)元永二年、此時加藤成家といふ者あり。平忠盛の家僕なり。殺生禁斷の嚴制にも拘らず、毎日鷹を洛外に放ち鳥を取る。法皇之を聞いて大に怒り檢非違使をして之を召さしめ給ふ。成家從者二人を率ゐ、共に鷹を臂にして院の門に到る。法皇侍臣をして之に問はしめて曰く、汝何ぞ官禁を犯すや。朝敵と謂つべし。成家白うして曰く、僕はこれ忠盛の奴隸なり。忠盛毎日鮮禽二翼を以て女御御厨料に充つ。(原註に曰く、女御とは未だ誰たるを詳にせず、蓋しそれ法皇の寵妾、而して忠盛の依賴する所、世人假りに白河女御と稱する者か。)忠盛命して曰く、若し二禽を得ざれば闕怠なり、則ち重科に處すべしと。源氏平氏は武臣にして常に談りて曰く、重科は頸を刎るをいふと。僕微弱を惜む、故に毎日禽を獵す、なほ恐る、怠りて刎頸せられん事を、その勅責の如きは、則ち重なれば流罪、輕なれば禁獄のみ、これ僕の官禁を畏れずして武命を畏るゝ所以なりと、法皇笑つて之を赦し給ふ。

按ずるにこの事は古事談に見えて居るが、又以て當時如何に朝命の輕く武命の畏れられしかを推察する事が出來るであらう。

(古事談)　白川法皇殺生禁斷之時、加藤大夫成家、不レ拘二嚴制一鷹ヲ仕之由聞召テ、仰二使

延暦寺僧徒神輿を奉じて入洛す

應レ被レ召之間、早速參洛、即參二上御所一門前自身鷹ヲ居タリ、下人二人同レ之、被二召仰一云、殺生禁斷事宣下之後、及二數年一畢、而何樣存テ、尙鷹ヲバ仕ケルゾ、已非二朝敵一哉、早可レ辨二申子細一云々、成家申云、其事候、ヤドリニモ鷹ハ今二三候也、然而下人候ハデ不レ能二相具一、成家ハ刑部卿殿相傳之家人候、而女御殿（祇園女御）供御料ニ毎日鮮鳥ヲ被二充召一候テ、若闕怠者可レ處二重科一云々、源氏平氏之間、重科ト申ハ被レ切レ頭候也、獵ノ道ハ獲日モ候、不レ獲日モ候、決定可レ及レ刎レ頭候ヘバ、無二甲斐一命惜候之故、勅勘ハ縦雖二禁獄流罪一、命ニハ依レ不レ可レ及、乍レ悅所二馳參一也、云々、以二此旨一奏聞之處、仰云、サル自物ヲバ可二追放一云々。

保安四年七月十八日、延暦寺僧徒日吉神輿を奉じて將に京師に入らんとす、依て越前守平忠盛、左衞門尉源爲義等を遣はし、之を追却せしむ。

〔百練抄〕十八日、天台衆徒爲レ先二神輿一欲レ亂二入京中一、公家遣二武士一相二禦垣川邊一之間、棄二神輿一退散、又山僧等籠二祇園內一、仍遣二越前守忠盛、左衞門尉爲義一、追二却之一間、互合二戰神殿內一、多二損レ命者一、後日造二改神殿一、奉レ移二御體一。

〔十三代要略〕十八日衆徒爲レ先二神輿一欲レ入レ京、武士相禦、不レ令レ入二餘黨一、集二會于祇園一、忠盛

日吉神輿の事大亂の因をなす

朝臣爲義等令追却之間大衆有中矢之輩。

〔延暦寺護國緣起〕　崇德院御在位保安四年日吉神輿入洛、（先三社後四社）已上七社入洛、其後七社入洛之儀、未聞其例云々。武士防之、仍奉舁置神輿於河原、衆徒即籠祇園社、于時越前守忠盛（平氏大將）左衞門尉爲義（源氏大將）源平兩家大將軍發向祇園社、而及合戰、己社頭觸穢、公家殊恐之、日吉社奉幣、云々。時大衆於途中追返勅使云々、此故主上上皇御位諍忽萠、終保元之大亂競起、花洛之逆亂以之爲元、源家平氏會稽憤逓含、漸及于元暦之間鬪諍、兩家宿意以之爲初、所以忠盛之末內大臣宗盛至元暦元年終滅亡了。（中略）凡自保元元年至于建保七年之十四年也。此間忠盛爲義兩人末孫雖興廢繁、終其餘胤無人。然天下之間鬪諍、世間之亂逆、以山門之騷動可怪之、驚神輿之動座可憤之、爲公爲臣爲國爲人註之、非爲私而已。

〔華頂要略〕　天台座主記

寬慶　保安四年（七月）同十五日大衆舁日吉三社（八王子、客人十禪師）神輿下向西坂下、武士防禦不奉入洛中之間、同十八日重奉下四社（大宮、二ノ宮聖眞子、三ノ宮）神輿、大衆與官軍合戰、僧徒多以傷死、遂奉舁七臺神輿於河原、遯去了。又一類大衆三百人許徑東山分籠祇園、

舁二神輿一欲レ參二公門一、仍遣二忠盛爲義一制止之間、衆徒退散、或中レ矢殞レ命、云云。

（大）大治二年十月、從四位下刑部少輔源義光卒す、義光出ては則ち甲斐、伊豆、常陸、相模、信濃の守に歷任し、入りては則ち左兵衛、左右衛尉、右馬允、兵庫助、民部、刑部等に補授せられ、長子義業は常州佐竹及び江州山本、柏木等の祖となり、次男義清は甲州逸見、武田、信州小笠原等の祖となり、三男盛義は平賀、大內の祖となり、其後枝葉連綿、群國に分處する者繁々多々。

傳へ稱す、源家傳ふる所の騎射の禮式、貞純親王より義家に至り嫡々授受す、義家に及び武將となり、藝法を以て心に繫けず、故に騎射の式を以て悉く義光に附し、其子孫承襲す、就中小笠原家專ら是を以て家業と爲す。

按ずるに義家が騎射の禮法に心を懸けずして悉く之を弟義光に附けたとの事は、小笠原系圖などによつたものと思はれるが、此說は信じ難い。小笠原家禮式の由來に就いては種々疑問のあることで、自分は別に辯じたものがあるから（歷史地理三十九卷の三、四號參照）此には省略する。

（大）大治四年三月、是月山陽南海二道に海賊起る。法皇備前守平忠盛に勅して之を

命じて海賊を捕へしむ

捕へしむ。

按ずるに此事は朝野群載に見えて居る。その文は左の如くである。

〔朝野群載〕

檢非違使移　山陽南海兩道國衙欲被令備前守忠盛朝臣搦進海賊事。

右院宣偁、如聞者頃日海路之間凶賊滋蔓、乘數十艘之船、浮百萬里之波、或致略往反之旅客、或劫奪公私之勝載、積惡彌長、宿碁日成、寔惟諸國司等、各憚驍勇無心捉搦之所致也。宜令忠盛朝臣搦進件輩者、欲被早任院宣令搦進彼賊徒之狀、依別當宣移進如件。乞也衙察狀、故移。

大治四年三月　正六位上行右衞門尉明法博士

中原朝臣明兼

從五位下行左衞門尉源朝臣

輔遠

更に按ずるに、瀨戸内海は古來海賊の巢窟たるの觀があつた。而して忠盛が白河法皇の御信任により海賊掃蕩の任に當つたのは彼が立身の初であつて、この

諸國猛勢の强海賊を始む

海賊の首領たる法師日高禪師の骨肉京都にあり

忠盛西海に有勢の聞あり

外にも彼が海賊追捕を命ぜられた事は保延元年四月八日、同年八月十九日等の條にも見えて居る。參考のため左に掲げる。

〔長秋記〕 三月十四日丁亥、晴、依二直物事一、關白候給、大納言師頼卿參、承下可レ追二罰海賊一事宣旨狀上云、國司仰二國内孟（猛カ）者一可レ令二追罰一者。愚案此事不レ可レ叶、故者諸國猛勢輩各好二海賊一、近及二周防國司上道時一、當國輩稱二海賊一宛二凌國司一、准二的他國一、又如レ此歟、者指二國々武士等交名一、各給二宣旨一、自件賊愼歟。○四月二日晴、夜前除目、忠盛朝臣任二中務大輔一。○四月八日辛亥、於二關白御宿所一被レ定二海賊事一云々。（中略）頭辨仰云、海賊事不レ憚二制符一彌以蜂起、依レ是海路濟物併停滯、公家不レ加二重制一、濫觴不レ可レ絕、其事可レ定申。顯頼卿定申云、早可レ遣二追罰使一、人々皆同レ之、大宮權大夫師頼卿申云、前日仰二國宰一可レ令下二各國内武勇輩一追罰上之由宣下已了者。國司各守二制符一下二知國武勇士一可レ令二追罰一、而未レ件宣旨施行歟。又周防國司搦二海賊一進二京都一、（進）先被レ拷二問件輩一、隨レ狀可レ被二尋沙汰一歟、按察使聞レ是被レ申云、近日爲二海賊首一法師之骨肉皆在京由承レ之。尤可レ被二尋召一歟、頭辨以二此旨一申二上皇一。仰云、追罰使可レ然者忠盛朝臣源爲義此兩人可レ遣二何人一哉、諸卿多忠盛西海有二有勢之聞一、被二發遣一尤有レ便歟。内大臣一人兩人間只可レ任二勅定一之由（缺文）件等事上皇關

平忠盛海賊七十人を虜にす

海賊追捕の恩賞

海賊の首領は所々の住人

白沙汰給天、不聞天子尚裁決趣被奏聞歟。別當在座、所搦取之海賊事、明々可申上也。而早不知左右之由尤不足云事也。○八月十九日忠盛朝臣虜海賊七十人渡檢非違使盛道、資遠、季則、近安、元方、於河原請取三十人也、於殘自閑路渡、是天下人皆見物、日高禪師爲賊首、此中多是非賊、只以非忠盛家人者號賊虜進。○廿一日壬戌雨、右兵衛佐淸盛、叙從四位下、兼兵衛佐、鷲尾馬允惟綱任右衛門尉、忠盛朝臣勸海賊賞、大宮大夫宣下。

〔中右記〕四月八日殿下被仰下、近日海賊競發、上下船不通、仍可追討之由雖給宣旨於國司等于今不叶、何樣可被行哉、人々相議可被申者。顯頼發語云、海賊首所々在々住人者、被仰本所被召進由可被仰者、人々同之、予申云、備前守忠盛朝臣、檢非違使爲義等可追討由被仰下、何事之在哉、以藏人辨資信被奏院、仰云、遣爲義者路次國々自滅亡歟、忠盛朝臣可宜者、仍被下件旨宣旨了。○六月八日海賊首僧源智、備前守忠盛所搦取也。此旨只今所聞也。○八月十九日、備前守忠盛朝臣搦進海賊廿六人、檢非違使等於河原受取了。○廿一日備前守忠盛朝臣追捕海賊賞被行。

右兵衛少尉平惟綱元馬允　從四位下平淸盛元兵衛佐如元

得長壽院成る

長承元年三月十三日、得長壽院成る、備前守忠盛功を以て內昇殿を聽さる。

〔中右記〕三月十三日、國司忠盛被下遷任宣旨、又被聽內昇殿、封戶百烟取寄、每日所作被始之後遷御、云々。○廿二日備前守忠盛朝臣入來云、被聽內昇殿之後、今日初供御膳也、此入昇殿猶未曾有之事也。

源爲義法師を捕ふ

同年八月十七日、檢非違使源爲義法師を捕ふ。

〔中右記〕八月十七日夜半、爲義又入來云々、公伊法印下法師所召取也、下手人六人之中三人被搦取也。殘三人皆下法師原也。遠國ニ行向之由所傳承也。但造意首越中權守雅光事、于今不沙汰候條、太以奇怪也者、申旨可然也、件由風聞天下也。

平家貞海賊追捕の功を賞せらる

同三年閏十二月十二日、兵衞尉平家貞の海賊追捕の功を賞して、左衞門尉となす。

〔中右記〕閏十二月十二日以兵衞尉平家貞被成左衞門尉、上卿大宮大夫師輔卿、追捕犯人賞、海賊云々。

平忠盛をして奈良大衆等の入京を防がしむ

保延五年三月廿六日、美作守平忠盛等を宇治に遣し奈良大衆等の入京を防がしめ給ふ。

〔南都衆徒入洛記〕三月廿六日、南都大衆春日神民等發向之間、自院美作守忠盛朝

臣以下武士六人遣宇治橋、（引橋内三間停船往反）依院宣件忠盛朝臣進申狀、（一本廿七日院宣、武士者分遣並淀津了、是南京大衆等依有訴）戊申大衆皈、南都武士倘守護々々。廿九日己酉依院宣武士等皈京。（一本廿九日己酉宇治兩渡大衆等蒙裁許歸本寺之故也）

佐藤義清出家す

同六年十月十五日、佐藤義清出家す。

〔百鍊抄〕　六月十五日佐藤右兵衛尉憲清出家。（年廿三號西行法師）

佐藤義清夙に佛道に心を入る

〔台記〕　康治元年壬戌三月大、甲辰、十五日戊申、令侍共射弓、西行法師來云、依行一品經兩院以下貴所下給也。不嫌料紙美惡、只可用自筆、余不輕承諾、又余問年、答曰、廿五、（去々年出家廿三）抑西行者、本兵衛尉義清也。（左衛門大夫康清子）以重代勇士仕法皇、（鳥羽）自俗時入心於佛道、家富年若、心無愁、遂以遁世、人歎美之也。

頼朝歌道及び弓馬の事を尋ぬ

〔吾妻鏡〕

文治二年八月十五日、己丑、二品御參詣鶴岡宮、而老僧一人徘徊鳥居邊、恠之、以景季令問名字給之處、佐藤兵衛尉憲清法師也。今號西行云々。仍奉幣以後、心靜遂謁見、可談和歌事之由被仰遣、西行令申承之由、廻宮寺奉法施、二品爲召彼人早速還御、則招引營中、及御芳談。此間、就哥道並弓馬事、條々有被尋仰事、西行申云、弓馬事

秀鄕以來九代の兵書を燒く

者、在俗之當初愁雖傳家風、保延三年八月遁世之時、秀鄕朝臣以來九代、嫡家相承兵法燒失、依爲罪業因、其㕝曾以不殘留心底、皆忘却了。詠哥者、對花月動感之折節、僅作卅一字許也。全不知奧旨、然者是彼無所欲報申云々。然而恩問不等閑之間、於弓馬㕝者、具以申之、卽令俊兼記置其詞給、緋被專終夜云々。○十六日庚寅、午尅、西行上人退出、頻雖抑留、敢不拘之。二品以銀作猫被宛贈物。上人乍拜領之於門外與放遊嬰兒云々。是請重源上人約諾、東大寺新爲勸進沙金赴奧州、以此便路巡禮鶴岡云々。陸奧守秀衡入道者、上人一族也。

按ずるに佐藤義淸剃髮の事は百錬抄には保延六年六月十五日になり、台記には去々年出家（康治元年より數へて去々年は延保六年に當る）とありて同年に當るのである。吾妻鏡に「保延三年八月遁世」とあるのは何によつたか出典が疑はしい。但し彼が剃髮の原因に就いては古來種々の說があるが、台記によつて見れば、義淸は夙に佛道に歸依して居り、家富裕で何等の愁心もないのに遂に遁世したとある。是等が實說であらう。遁世後は山水を侶として放浪生活をなし、興に乗じて詠歌の事などもあつたが、又俗界にも出入し、時としては東大寺の再建や高野興隆のためなど

藤原頼長源爲義を家臣となす

に勸進として諸方に赴ひた事などもある。

(近衞天皇の御代)

康治二年六月三十日、是日藤原頼長源爲義を家臣となす。

[台記] 六月卅日戊刻、爲義(武士在共)未レ稱レ臣二于余一、以レ臣二于禪閤一(忠實)所レ儲具一也。今日吉日也。以レ之可レ用二初參一、更不レ可二初參一者、爲義曰レ唯。

按ずるに源爲義は當時藤原忠實(頼長の父)に事へて居たのであるが、此時より又頼長に事へることとなつた。源氏が藤原氏に贅緣して居たのは父祖以來の事であるが、此條から考へて見ても保元の亂に際し、爲義が頼長に黨して崇德上皇の御召に應じた事情も略、推察せられるであらう。

[參照] 永延二年九月藤原兼家新造の二條京極第にて興宴を開くや東宮大進源頼光は馬三十匹を遺つて賓客に頒つた(日本紀略)とあり、又寬仁二年六月藤原道長が皇外祖母の京極第を改造するに當り、諸國司に命じて、寢殿の一間づつを分擔せしめて造營させたのであるが、其時伊豫守頼光は家中の雜具を獻じ、其品物の精備眼を驚かすばかりであつた(小右記)頼光の弟頼信はまた藤原道兼に仕

源頼光の献物目を驚かす

へた事が古事談に見えて居る。

〔日本紀略〕 永延二年九月十六日、攝政(兼家)新造二條京極第有興宴事、左右大臣以下多以集會、池頭釣臺盃酌數廻、春宮大進源頼光牽貢駒卅匹、大臣以下頒之有差。云々。

〔小右記〕 寛仁二年六月十九日、土御門殿(道長)寢殿以一間(始自南庇至北庇之間也、簀子高欄相加)配諸受領(不論新舊撰堪事者)令營云云、未聞之事也。造作過差、万倍往昔、又伊與守頼光、家中雜具皆悉獻之、厨子屛風、唐櫛笥具、韓櫃、銀器、鋪設、管絃具、劍、其外物不可記盡、屛風二十帖、几帳二十基、云々、希有之希有事也。文集輿詩云、小人知所好、懷寶四方來、奸邪得藉手、從此幸門開、古賢遺言、卿以可信、當時太閤、德如帝王、世之興亡、唯在我心、與呉王其志相同、頼光所獻雜物色目、人々寫書、宛如除書、彼日寫書注付而已、獻萬石數千匹了者、多有其聞、未聞如此事、因希有所注付也、御帳一具(懸角帷四)、鎌二面、御枕、御劍壹腰、二階一脚、唐匣一口、御鏡並宮、鏡臺(以下品物餘リ長ケレバ略ス)或云、中持辛櫃等夏冬朝衣、並宿衣、冬直衣等相分納、或有唐綾等裝、直衣用唐綾云々、件物當日以數多夫、運進上東門第云々、連日京中人到彼第見、風流不能比肩、還可謂怪歟、廿六日丁己、日來東西南北曳石之愁、京內取煩愁苦尤極、又止養田之水、強壅入家中、嗟乎々々不念稻

源義朝下總相馬郡を伊勢大神宮に寄す

源爲義陸奥守たらんと請ひ許されず

苗死、可レ詠ニ文集雜興詩一、尤爲ニ鑒戒一。

〔古事談〕　賴信町尻殿(道兼)家人也。仍常云、奉レ爲ニ我君一可レ殺ニ中關白一(道隆)、我取ニ劒戟一走入、誰人防ニ禦之一哉。云云、賴光漏ニ聞此事一、大驚制止云、一者殺得事極不定也、二者縱雖ニ殺得一、依ニ其惡事一、主君爲ニ關白一事不定也。三者縱雖レ爲ニ關白一、一生之間無レ隱守ニ主君一事所ニ不定一也。

按ずるに以上の記事によつて、單に藤原氏と源氏と相黨縁する所を知るべきのみならず、また當時に於て源氏が如何に財力と兵力とを兼ね有して居たかを察する事ができよう。それと同時に藤原氏一門が、恰も帝王の如き專横を極めて居た事を推察すべきである。隆盛の極は又衰亡を免かれぬは世の常で極盛の裏面に既に世運の推移の兆して居るのをトすべきである。

(本)久安元年三月、是月源義朝其管する所の下總國相馬郡の私邑を伊勢大神宮に附け、永く以て神厨料となす。

按ずるに此事は櫟木文書に見え前文(一八四頁)に掲げてあるから玆には省略する。

(本)久安二年正月、源爲義を左衞門大尉に任じ、檢非違使となす。爲義望み請うて曰く、賴義、義家相繼いで陸奥守となる。臣其家嫡たり。願はくは其國を拜任し、三代の

美をなさんと。朝議謂へらく、頼義の陸奥に守たるや、貞任の叛あり、義家任にあるとき武衡家衡の亂あり、則ち吉例たらず、今若し爲義の請ふ所を許さば、則ち必ず藤基衡と干戈の變を生ずべし、若かず他國に任せんにはと、爲義悦ばずして曰く、陸奥國は祖先の任ずる所なり、故に其遺塵を仰ぐのみ、他國は望む所にあらずと、乃ち之を請はず、唯六條判官と稱し、以て家に老い、官事に預らず、若し召あらば則ち嫡子義朝等を遣はし警衛追捕の事を勤めしむ。爲義子多し、男女凡そ四十餘人。

按ずるに此事は保元物語に見えて居る。されども他に傍證が見えないのであるから事實如何かと思はれる。その本文は次の如くである。

〔保元物語〕此の爲義は十四歳にて叔父美濃前司義綱、其の子美濃三郎義明を討ちて、其の時の勸賞に左兵衛尉になされけり。元は陸奥四郎とて申しける。十八歳、永久元年四月、清水寺別當の事に就きて、南都の大衆朝家を恨み奉りて、國民を催し、春日の神木を先として、栗栖山まで來りしを、馳せ向つて追ひ返しき。其の勸賞に左衛門尉になる。二十八歳にて檢非違使五位尉になる。日來、中御門中納言家成卿に附きて、陸奥守を望み申しけるに祖父伊豫入道頼義

平清盛安藝守に任ぜらる

清盛高野の大塔を改造し又嚴島社を修む

此の受領に任じて、貞任宗任の亂に依つて、前九年の合戰ありき。八幡太郎義家、又彼の國守になりて、武衡家衡を攻むるとて、後三年の兵亂あり、然れば猶意趣殘る國なれば、今爲義陸奥守になりたらましかば、定めて基衡を亡さんといふ志なるべきか、旁不吉の例なりとて、御聽されなかりしかば、爲義然らば自餘の國守に任じて、何かはせんとて、今年六十三まで終に受領もせざりける。日來より地下の檢非違使にてありけるが、よしなき新院の御謀反に與し奉り、年來の本望をも達せずして、出家入道してけることそ無念なれ。

同(本)年二月朔日、此日從四位上平清盛正四位下に叙す、翌日、清盛安藝守に任じ、中務大輔を兼ぬること元の如し、時に歲二十九。

傳へ稱す、清盛安藝守たる時屢、嚴島の神を祈り以て繁榮を求む。任に在るの間、鳥羽法皇の勅を奉り、高野の大塔を改造す、(或曰く、久安五年大塔焚く、清盛をして之を營ましむと、)時に嚴島の神來現し、其貴重を極むるを說く、清盛奏請して嚴島社を修む。是によりて甚だ此神を尊崇す、嘗て伊勢國阿野津より舟行して熊野山に登る、大鱸あり飛んで其舟に入る。鄉導者曰く、是白魚武王の舟に入るの祥なり、大吉珍重と、乃ち知る

嚴島の靈勝

清盛嚴島神社祈請の事を夢む

熊野神景福を示すなりと。清盛喜んで之を天に祭り、神に祭り、而して其胙を食ふ。是によりて又熊野神を敬す。

按ずるに清盛が嚴島社を信仰の事及び熊野參詣の際大鱸が其舟に入つた話は平家物語、源平盛衰記等に見えて居るが、なほ清盛が嚴島神社へ納めた長寛二年九月の文書の中にも參考となすべきものがあるから左に揭げる。

〔嚴島神社願文〕　弟子清盛敬白、夫以蘋蘩風芳、自混芬陀利華之露、潢汚水潔、遂歸薩婆若海之波、和光同塵、不其然乎、伏惟安藝國伊都伎嶋大明神、名載常篇、禮存恒典、一區據孤洲之崔嵬、四面臨巨海之渺茫、謂其靈勝、則如雲蓬露萊之在乾坤之外、謂其結構、其省（省は眷の誤ならん）金殿玉樓之插岷閬之間、凡厥靈驗威神、言語道斷者也。於是弟子本有因緣專致欽仰、利生揭焉、久保家門之福緣、夢感無誤、早驗子弟之榮華、今生之願望已滿、來世之妙果宜期、相傳云、當社是觀音菩薩之化現也。又往年之比、有一沙門、相語弟子曰、願菩提心之者、祈請此社、必有發得、自聞斯言、偏以信受、歸依本意、蓋在于茲、但事隔經綸之說、旨非書紀之文、委巷之語、恐似憑虛、然猶倩思、諸法之定不定唯在一心之信不信者歟、故漢主之信臣節也、河上之浪忽結氷、李廣之思

平忠盛の僕從祇園の所司と鬪諍し叡山の衆徒蜂起して忠盛を訴ふ

父讎也、草中之石暗飲羽、何況百界千如、說而爲經、謂之妙法、二十八品、顯而爲人、謂之觀音、從本垂迹、現而爲神、謂之當社、本迹雖異、利益惟同、若授不退金輪之手、菩提心定純熟、若承上品蓮臺之跡、菩提道速圓滿、發心之義、豈成疑殆、而今雖爲在家之身、已有求道之志、朝暮所營者、讚佛乘之業、寤寐所繫者、生極樂之望、若是懇祈之所致、冥應之令然歟。(下略)

長寬二年九月　　弟子從二位行權中納言

兼皇太后宮權大夫平朝臣清盛　敬白

(本)久安三年六月十五日丁未、祇園會例の如し、今夕平忠盛の僕從、祇園の所司と鬪諍す。清盛六波羅より馳走りて之を擊ち、所司傷を被り、矢神殿に中る。十六日戊申、法皇檢非違使に勅し忠盛の僕從數人を捕ふ。廿八日庚申、叡山の衆徒蜂起し、神輿を挾み洛に向ひ訴へて曰く、平氏徒屬、矢を祇園の神殿に放つ。其罪輕からず。望み請ふらくは忠盛清盛を流罪に處せんと。法皇謂ふ過言なりと。乃ち檢非違使に勅して之を禦がしむ。山僧囂囂として退かず。法皇詔諭して曰く、三日の間に相議して請ふ所を許すべしと。衆徒乃ち山に歸る。卅日壬戌、法皇忠通賴長及

び群卿を召して忠盛清盛罪ありや否やを議せしむ。群議決せず。頼長奏して曰く、試に春秋趙盾君を弑する例を以て之に准せば則ち清盛自ら往かずと雖も猶は罪あるべし、況んや其場に到るに於てをや。然るに臣未だ法律を學ばず、故に輕重を定め難し、請ふ明法博士に宣下し之を決せんと。群卿法皇の意に阿り强ひて言ふ能はず、是に於て上皇手詔を頼長に賜ひて曰く、忠盛罪重しとなさず、公それ之を宥恕して無事たらしむべしと。頼長對へて曰く、私事に於ては則ち甞詔諭に隨はざるべけんや。公事に於ては則ち强ひて枉ぐる能はず。何ぞ一寵臣を以て社稷の重に換へんやと。然るに兩皇猶豫して果さず。〇秋七月癸亥朔、五日丁卯、感神院(祇園の別稱)頭辨藤原資信に就いて忠盛清盛を罪に處せんと請ふ。八日庚午、叡山狀を獻じ、忠盛清盛の罪を訴ふ。明法道に勅して罪狀を勘進せしむ。廿二日甲申、明法博士清盛の罪狀を勘へ、頼長に呈し、乃ち頭辨資信をして之を奏せしむ。詔して曰く、法皇の處分に任すべしと。廿四日丙戌、攝政忠通等法皇の院に參り、清盛の罪を定めんと請ふ。法皇曰く、贖銅せしめて可なりと。〇八月十三日甲辰、叡山僧徒座主行玄を譴めて無動寺の房を壞つ。忠盛清盛を貶せざるを以て遺恨となし、而

源義國下野國足利に蟄居す

して行玄の强訴する能はざるを憤るなり。

按ずるに此事は百錬抄及び台記に見えて居る。台記の文は頗る長く、且つ本文と殆ど同樣であるから之を省略し、百錬抄の文のみを掲げる。

〔百錬抄〕四月廿八日、天台大衆日吉祇園神人等舁二神輿一下洛、訴二申中務大輔清盛朝臣於二祇園社一鬪亂事上、法皇遣二廷尉一禦レ之。但蒙二裁許一皈レ山。○七月廿四日、於レ院諸卿議二法家勘申淸盛朝臣罪名一。罪當二贖銅一。

〔台記〕（省略す）

(本)久安六年、式部丞源義國內大臣藤實能に路に遇ひ禮を失す。而して隨身等の爲に辱めらる。義國宅に歸り兵を率ゐて實能の第を燒く。法皇怒りて之を放逐す。義國逃れて下野國足利に到り蟄居す。義國は義家の三男なり。

按ずるに此事は尊卑分脈に見えて居る。義國は新田足利兩氏の祖であつて、その子孫が上野下野の間に勢力を扶殖する樣になつたのは、斯る事情で地方籠居の結果に出でたのである。

〔尊卑分脈〕或記云、久安六年月日參陣之時、不レ測而於二路次一參二會大炊御門右大臣于時

藤原賴長奥州庄園の貢物を增さしむ

右大將、實能公被稱爲狼藉、以侍隨身等被打落。仍郎從等卽含憤馳向本所、燒拂畢。依之勅勘籠居下野國畢。仁平四年三十六出家、號荒加賀入道、久壽二、六、廿六卒。

更に按ずるに藤原實能は久安六年八月一日内大臣に任じ、右大將は元の如くである。かくて久壽三年九月十三日に左大臣となつた。されば本書に右大臣とあるのは誤であらう。

仁平三年九月、賴長藤基衡をして奥州の貢物を增さしむ。初め久安四年、忠實其領地奥州に在るものを以て賴長に讓る。其明年賴長使者源國元を奥州に遣はし、その貢くところの黄金、段布、及び馬、鷲羽の員を增さしむ。基衡肯聽かず。國元徒らに歸る。賴長再び使者勝延貞を遣はして之を責む。久安六年に及び基衡少しく其數を增し、延貞に附けて還へす。賴長受けずして之を却く。其時藤成佐猶ほ存す。賴長を誡めて曰く、昔匈奴南越、漢威に服せず、動もすれば中國の地を侵す。文帝の時、德を以て之を懷く。則ち匈奴和親し、南越臣を稱す。今君威をもつて其事を果さんと欲す。然るに基衡勢强し、未だ從ふべからずと。藤成隆、源俊通曰く、基衡君の威を畏れ、少しく其數を增す。今之を受けずんば則ち又必ず之を增さん、

君それ和親するなかれと。成佐曰く、彼もし命ずる所を拒まば、則ち威を東士に失ひ、嘲を後昆に遺さんとす。君熟察せよと。頼長聽かずして再び延貞を遣はして之を責催せしむ。今秋、基衡また其數を增す。頼長曰く、われ成隆俊通の言に從ひ、而して志を遂げ利を得たり。惜むらくは成佐をして今に存せざらしむと。厚く延貞を賞す。

按ずるに此事は台記に見えて居る。その文は次の如くである。

（台記）仁平三年九月十四日、去々年廐舍人長勝延貞爲レ使下二向奥州一、先年可レ增二奥州高鞍庄年貢一之由、禪閤（實忠）被レ仰二基衡一、（金五十兩、布千段、馬三匹）基衡不レ肯レ增之、久安四年禪閤以二五ケ庄一讓レ余、同五年、以二雜色源國元一爲レ使、仰二基衡一曰、可レ增二高鞍金五十兩、布千段、馬三疋、（本數、金十兩、布二百段、細布十段、馬二疋）大曾禰、布七百段、馬二疋、（本數、布二百段、馬二疋）本良、金五十兩、布二百段、馬四疋、（本數、金十兩、馬二疋、預所分金五兩、五一疋）屋代、布二百段、漆二斗、馬三疋、（本數、布百段、漆一斗、馬二疋）遊佐、金十兩、鷲羽十、尻馬二疋、（本數、金五兩、鷲羽三、尻馬一疋、）基衡不レ聽、國元其性弱、不レ能レ責レ之、空以上洛、重遣二延貞一責レ之、去年基衡申曰、不レ得レ增二所レ仰之數一、可レ增二進高鞍、金十兩、細布十段、布三百段、御馬三疋、大曾禰、布二百段、水豹皮五枚、御馬二疋、遊佐、金十兩、鷲羽五尻、御馬一疋、

屋代、布百五十段、漆一斗五升、御馬三疋、本良、金二十兩、布五十段、御馬三疋者、仰曰、三ヶ所（本良、遊佐、屋代）所申非無其理、依請、至高鞍大曾禰兩庄者、田多地廣、所增不幾、猶減本數、可進高鞍、馬三疋、金廿五兩、布五百段、大曾禰、馬二疋、布三百段也。今日任此數、延貞持來三ヶ年年貢、（久安六、仁平元年、二年）來貢本數、然而返却不受、今年相合三ヶ年歟、受之。增年貢事、成隆朝臣、（高鞍預）俊通（本良預）所勸進也。故成佐諫曰、匈奴無道、不必受君命、是以、禪閤時度々雖有其議、不能果遂。昔孝文皇帝時、南越尉他自立爲帝、帝召責他兄弟、以德懷之、他遂稱臣。（中略）漢家日域、匈奴唯仁懷之、未得以威畏之、若欲果其事、基衡遂不聽之。君將失威於東土、遺嘲於後昆、願君熟察焉。成隆朝臣俊通陳曰、基衡以本數進年貢之時、若不受之、基衡必增之、縱不及定仰之數、何無所增。又基衡必阿媚奥寵、運不增之籌、願君勿和親矣。成佐曰、少不增之、二子求小利不顧、君若從其言、必有後悔焉。余從成隆、俊通之諫、果如其言。成佐所言、雖巧、慮不及二子、後日召延貞、給細馬、依全使節也。

仁（本）

平三年、是年源義賢東國に赴く、義賢は爲義の次男なり。天皇東宮に在るとき義賢帶刀長たり故に帶刀先生と稱す。その後藤賴長の門客となる。既にして旨

に忤ひ交を絕つ。年を歷て和解し、接遇初めの如く闕內に出入す。此に至り洛を辭して東行し、上野國に赴き多胡郡に住し、多胡先生と稱す。武藏國の國士平重隆（秩父大夫と號す）その將種たるを重んじ之を迎へて主君となし、比企郡に移る。東國の豪士歸服する者多し。其後久壽二年八月源義平の爲に武藏の大藏館に殺さる。

按ずるに義賢の事は平家物語、吾妻鏡、台記、尊卑分脈等に見えて居る。

〔長門本平家物語〕彼義賢去仁平三年夏ノ比、上野國多胡郡ニ居住シタリケルカ、秩父次郎太夫重隆ガ養君ニ成テ、武藏國比企郡ニ通ヒケル程ニ、當國ニモ限ラズ、隣國マデモ隨ケリ。角テ年月ヲ經ケル程ニ、久壽二年八月十六日、義朝ガ一男義平ガ爲ニ大藏館ニテ義賢、重隆共ニ討レニケリ。

〔吾妻鏡〕治承四年九月七日の條、

源氏木曾冠者義仲主者、帶刀先生義賢二男也。義賢者、久壽二年八月、於武藏國大倉館、爲鎌倉惡源太義平主被討亡。

〔台記〕康治二年十一月廿五日丁丑、法橋信慶所寄進能登庄、依有罪、雖預源義賢了、信慶有罪、予又無道。

久安三年六月四日丙申、先年所レ預源義賢之薗庄、改預二秦公春一、依レ不レ濟二新物一也。年貢○

久安四年正月五日甲子、今夜、入二義賢於臥内一及二無禮一、有二景味一。不快後、初有二此事一。

〔尊卑分脈〕 義賢 號二帶刀先生一、 帶刀長近衛院坊中、母六條太夫重俊女、久寿二八、十六於二武藏國大藏館一合戰、爲二惡源太義平一被レ討了。

更に按ずるに義賢が甥（兄の子）義平に殺された原因は何如といふに、庄園等に關する勢力の競争からと思はれる。なほ台記同年十月十三日の條の文によれば、義賢は其弟賴賢と父子の契約をして居たので、賴賢は義賢のために仇を報せんとして信濃に下つたが、院の御莊を侵凌したとの廉で義朝は院宣を承けて賴賢を討つたとある。なほ是より先き、五月十五日の文では、賴賢は春日神社の訴により解官されたとある。

〔台記〕 久壽二年五月十五日の條、

左衛門尉源賴賢、依二春日社訴一解官。○十月十三日、傳聞、下野守源義朝、承二院宣一、爲レ討二前左衛門尉源賴賢一、下二向信濃國一云々、義賢與二賴賢一成二父子之約一、而義賢爲二義朝子一見レ殺、賴賢爲レ報二其仇一、去月逃二信濃國一、遂侵二凌院御莊一、故使二義朝討一レ之、今案、是承二勅命一討二其

源爲朝鎭西にありて濫行をなす

爲朝九國の總追捕使と稱す

弟、可ㇾ尋二先例一、但周公誅二管蔡一、季友鴆二叔牙一、被ㇾ追二彼前蹤一歟、

(本)平源爲朝鎭西にありて九州を領せんと欲し、菊池原田等未だ服せず、爲朝怒り阿蘇忠國を以て鄕導となし之を攻む、向ふ所皆勝ち、仁平元年二月より今年十月に至るまで攻城野戰二十餘回、悉く筑紫を平ぐ。

按ずるに此文は保元物語に見えて居るが、餘程誇張があるらしく、事實の眞僞は保し難いのである。傍證とすべきは台記及び百錬抄の文であるが、之はまた如何にも簡短なものである。

〔保元物語〕　抑爲朝(中略)件ノ男器量人ニ越、心飽迄剛ニシテ、大力ノ强弓、矢ツキ早ノ手キヽナリ、弓手ノ肘馬手ニ四寸伸テ、矢束ヲ引事世ニ越タリ。幼少ヨリ不敵ニシテ兄ニモ所ヲヽカス、傍若無人也シカハ、身ニ添都ニ置ナハ惡カリナントテ、父不孝シテ、十三ノ歲ヨリ鎭西ノ方ヘ追下スニ、豐後國ニ居住シ、尾張權守家遠ヲメノトヽシ、肥後國阿曾平四郎忠景カ子ニ、三郎忠國カ婿ニ成テ、君ヨリモ給ハラヌ九國ノ總追捕使ト號シテ、筑紫ヲ從ヘントシケレハ、菊池原田ヲ始トシテ、所々ニ城ヲ構ヘテ楯籠レハ、其義ナラハイデ落シテ見セントテ、イマタ勢

モツカサルニ、忠國計ヲ案内者トシテ、十三歲ノ三月末ヨリ十五歲ノ十月迄、大事ノ軍ヲスル事二十餘度、城ヲ落ス事數十箇所也。城ヲ攻ル謀、敵ヲ打術人ニ勝レテ、三年カ内ニ九國ヲ皆攻落シテ、自ラ總追捕使ニ成テ、惡行多カリケルニヤ、香椎宮ノ神人等、都ニ上リ訴申間、古ヘ久壽元年十一月二十六日、德大寺中納言公能卿ヲ上卿トシテ、外記ニ仰テ宣旨ヲ下サル。

源爲朝久住二宰府一、忽二緒朝憲一、咸背二綸言一、梟惡頻聞、狼籍尤甚、早可レ令レ禁二進其身一、依二宣旨一執達如レ件、

然共爲朝參洛セサリケレハ、同二年四月三日父爲義ヲ解官セラレテ、前檢非違使ニ成サレケリ、爲朝是ヲ聞テ親ノ科ニ當リ給フランコソ淺マシケレ、其義ナラハ、我コソ如何ナル罪科ニモ行ハレンストテ、急上リケレハ、國人共モ上洛スヘキ由申ケレハ、大勢ニテ罷上ラン事上聞穩便ナラストテ、形ノ如クニ附從フ兵計召具シケリ。（下略）

按ずるに肥後國阿曾平四郎忠景とあるは實は吾妻鏡の文（文治三年九月廿二日の條）に薩摩國住人阿多平權守忠景の誤であらうとの說がある、此事は、なほ後の條（四八〇頁）に記

してあるから此には省略する。

〔台記〕久壽元年十一月廿六日の條

今日右衞門爲義五位解官、依₂其子爲朝鎭西濫行事₁也。

〔百錬抄〕久壽二年四月三日、源爲朝居₂豐後國₁、騷₂擾宰府₁、威₂脅管內₁、仍可₃禁₂遏與力輩₁之由、賜₂宣旨於太宰府₁。

源義國の卒去

㊟久壽二年六月、源義國下野國足利別業に卒す。初め義家長男義宗早世し、次男義親叛亡す。義國三男たりと雖も然る義家四男義忠を以て嗣となり。義忠の死後、爲義（義親の子）相續す。故に義國志を得ず。嘗て帶刀長に任じ、從五位下に叙し、加賀介を兼ね式部丞に補し、式部大夫と號す、東謫の後、足利に住すること七年にして終る。三男あり、長を義重と曰ひ、上野國新田に住す。次を義康と曰ひ、足利を以て家號となし、禁門に宿直し判官に任す。季を季邦といひ、判官代に任す。新田足利氏族彌蔓し、子孫繁榮す。故に義國を推して淸和源氏の嫡祖となす。

按ずるに此事は主として尊卑分脈の記事によつたものであり、且つ前（三七四頁）にも陳べたから玆には省略する。

第六　保元の亂について

保元の亂については保元物語といふ書があつて亂の顚末に關して詳細に書きしるしてあるので、古來此書により來つたのであるが、なほ愚管抄、兵範記等を參酌して見ると、眞事實と認められる節々が發見せられる。そこで左に夫等の要點を揭げ、之に鄙見をも加へて見ようと思ふ。

一、平清盛が御召に應じた時期

保元物語によれば、平清盛は有勢の者であるから隨一に召さるべきであるが、重仁親王は故刑部卿忠盛の養君で、清盛はその御乳人子であつたから、故院（鳥羽院）は御心を置かせ給ひて、御遺誡にも入れ給はなんだのを、女院（美福門院）の御謀を以て、故院の御遺誡に任せて內裏を守護し奉るべしとの御使があつたので、清盛も舍弟や子息達を引具して參集したとある。これで見ると、清盛召集の事はもと鳥羽院の御遺誡には無かつたのを、美福門院の計らひによつた樣に見えるが、愚管抄の說によれば、さうではなくて、鳥羽法皇は崩御前に於てその崩後には、天下の亂れん事を思

召され、既に種々御處置があつて、武士等十八人をして誓文を書かしめられたのである。かくて其十一人の中には清盛の名前も見えて居る。されば保元物語の說の如きは如何かと思はれる。又兵範記によつて見れば、武士等が參集の期日まで明白に記されてある。

愚管抄の說

〔愚管抄〕かくて鳥羽院は久壽を改元して、四月廿四日に保元となりにけり。七月の二日うせ給ひにける。御病の間、此君おはしまさずば、いかなる事が出來んずらんと、貴賤老少さゝやきつゝやきしけるを、實能（德大寺）の內大臣といふ人、大納言かにてありけり。さまでの近習者にもなかりけれど、思ひあまりて文をかきて、この世は君の御眼とぢおはしましなん後は、いかになりなんずとも思召おはします。只今みたれうせ候なんず。よく／＼はからひ仰をかるべし、などや申たりけん、さなしとても、君も思召けん。さて、北面には武士爲義（源爲義、義朝の父）清盛（平清盛）など、十人とかやに祭文（誓文のこと）をかゝせて、美福門にまいらせられにけり。

按ずるに此文によれば源爲義、清盛等も豫め鳥羽院に誓文を認めて呈出したも

兵範記に見えたる史實

のと思はれる。されば清盛が官軍に屬したのは當然の事の樣に思はれる。却つて爲義が官軍に屬せずして崇德院に屬したのが如何かと思はれるが、この事は愚管抄にも「年比この父子（爲義と義朝との事）の中よからず、子細ども長し」と書いてあつて稍〻仔細のあつた事と思はれる。又藤原頼長との關係の事も台記に見えて居る。

〔兵範記〕七月五日、藏人大輔雅頼奉ㇾ勅、召二仰檢非違使等一、令ㇾ停二止京中武士一、左衛門尉平基盛（平清盛の次男）右衛門尉惟繁、源義康（足利義康、足利氏の祖先）等參入奉了。去月朔以後、依二院宣一、下野守義朝幷義康等、參二宿陣頭一守二護禁中一、又出雲守光保朝臣、和泉守盛兼、此外源氏平氏輩、皆悉率二隨兵一、候二于鳥羽殿一。蓋是法皇崩後、上皇（崇德院）左府（左大臣頼長）同心發ㇾ軍、欲ㇾ奉ㇾ傾二國家一、其儀風聞、旁被ㇾ用ㇾ心也。○六日、左衛門尉平基盛、於二東山法住寺邊一、追二捕源親治男一、件男頼治孫、親弘男也。大和國有勢者、稱ㇾ住ㇾ京、爲ㇾ被ㇾ尋二由緒一也。左府雖ㇾ籠二宇縣一、召二件親治一被ㇾ住ㇾ京、尤有ㇾ疑云云。○八日、今日藏人頭左中辨雅敎朝臣、奉二勅定一、以二御敎書一仰二諸國司一云、入道前太政大臣（藤原忠實）幷左大臣、催二庄園軍兵一之由有二其聞一、慥可ㇾ令二停止一者。今日藏人左衛門尉俊成幷義朝隨兵等、押二入東三條一（もと崇德院御所）檢知沒官了。東藏町同前、即被ㇾ仰二預義朝一了。其間、平等院供僧勝尊修二祕法一在二彼殿中一、

(中門南面)直擱召、被レ尋二問子細一、於二本尊幷文書等一者、皆悉被レ召了。是依二左府命一、日來居住、云云、子細難レ盡二筆端一。○九日、夜半、上皇(崇德院)自二鳥羽田中御所一、密々御二幸白川前齋院御所一(齋院去二日御二鳥羽殿一了)上下成レ奇、親疎不レ知、云云。○十日、上皇於二白川殿一被レ整二軍兵一、是日來風聞、已所二露顯一也。散位平家弘、大炊助同康弘、右衛門尉同盛弘、兵衛尉同時弘、判官代同時盛、藏人同長盛、源爲國等各祗候、又前大夫尉源爲義、前左衛門尉同賴賢、八郎同爲知(鎭西八郎爲朝のこと)九郎冠者等引率初參、頃年以來、依二故院勘責一各籠居、今當二此時一、懇切被二召出一也。晩頭、左府(左大臣賴長)自二宇縣一參入、前馬助平忠正、散位源賴憲各發二軍兵一、偏爲二合戰儀一、于レ時上皇左府合レ額議定、左京大夫敎長卿同候二御前一、家弘爲義忽補二判官代一、直被レ召二御前一、賴賢父被レ補二六位判官代一了。禁中(于時高松殿)依二御僉議一、同被レ集二武士一。下野守義朝、右衛門尉義康、候二于陣頭一、此外安藝守淸盛朝臣、兵庫頭賴政、散位重成、左衛門尉源季實、平信兼、右衛門尉平惟繁依二勅定一參會、漸及二晩頭一、軍如二雲霞一、關白殿(藤原忠通)幷中納言殿令二參內一給、此間淸盛朝臣、義朝□、依レ召參二朝餉一、執二奏合戰籌策一。入レ夜淸盛朝臣以下各着二甲冑一、引二率軍兵一。

按するに兵範記によれば、鳥羽法皇に於かせられては、その崩後に兵亂の起るべ

きを思召させ給ひて、御存生中より既に御警戒せられ給ふ所があり、六月一日頃より源義朝、足利義康等は院宣によつて禁中の警衛に當り、その他源平の將士等鳥羽殿（法皇の御所）に候して警衛して居た樣である。七月二日に法皇は崩御せられたが、その五日には一般武士の入京を停め、檢非違使に仰せて禁中を守らしめられ、その交名の中には淸盛の次男基盛の名も見えて居る。而して基盛が大和源氏親治を打取つた事が保元物語にも見えて居るが、兵範記の記事によつて見ればば少々筋合が違ふ樣に思はれる。ついで九日に崇德上皇が鳥羽の田中殿より白河前齋院の御所に御幸せられ、かくて叛跡が愈〻顯然たるに及んだので、禁中でもその十日に武士を召集されたが、義朝、淸盛等の名前はその當時から共に見えて居るのである。以上の事實によつて考へて見れば、淸盛に關する事實も愚管抄の說の方が正確である樣に思はれる。

二、白河殿に於ける軍議の事

保元物語によれば、白河殿で軍評定の際、軍略を申出たのは鎭西八郎爲朝となつて居るが、愚管抄によれば、その父爲義となつて居る。兵範記にも七月十日の條に、

軍議に關する愚管抄の説

平家弘、源爲義の兩人が忽ち判官代に補せられ、御前に召されたとある所から考へても、軍議に預つたのは爲義といふ方が正しい樣に思はれる。愚管抄の記事は次の如くである。

〔愚管抄〕さて十一日議定有て、世中はいかに〳〵とのゝしりけるに、爲義は新院（崇德上皇）にまいりて、申けるやうは、むげに無勢に候。郎從はみな義朝につき候て内裏に候。わづかに小男二人候。なにごとをかはし候べき。この御所にて、まちいくさになり候ては、すこしも叶候まじ。いそぎ〳〵て宇治にいらせおはしまして、宇治橋を引候て、しばしもやさゝへられ候べき。さ候はずば、たゞ近江國へ御下向候て、甲賀の山をうしろにあて、坂東武士候なんず、遲參り候はゞ、關東へ御幸候て、足柄山きりふさぎ候なば、やう〳〵京中はえたゝへ候はじものを、誰も〳〵ことからをこそ伺ひ候らめ、せめてならば内裏にまいりて、一あてしていかにも成候はゞやと申しけるを、左府御前にて、いたくないそぎそ、只今何事のあらんずるぞ、當時まことに無勢げなり。大和國ひがきの冠者と云者有。吉野の勢を催して、やがていそぎ參れと仰てき。今はまいるらん、しばし相まてと、しづめ

られければ、こは以外の御事哉とて庭に候けり。爲義が外には、正弘、家弘、忠正、頼憲などぞ候ける。勢すくなゝる者ども也。

三、亂後の處分の事

亂後の處分については保元物語にも一應は見えて居るが、兵範記には如何にも詳細なるものがある。參考のため左に掲げて見よう。

(1) 清盛、義朝の受賞

〔兵範記〕七月十七日、今夕被レ行二勳功賞一、播磨守 平清盛 右馬權頭源義朝 上卿按察使重通、頭弁書除目云云、已上昇殿、

(2) 義朝をして父爲義を捕へしむ

〔同上〕

右辨官下、下野國、

應レ令三守源朝臣義朝、慥召二進前左衛門尉源朝臣爲義身一事、

右彼爲義、猥屬二狼戾之輩一、忽成二烏合之群一、謀略之甚、殆過二上古一、而被レ救二官軍一、即赴二坂東一、中納言藤原朝臣重通宣、奉レ勅、宜レ仰二義朝朝臣一、慥令レ召二進其身一者、國宜承知依レ宣行レ之。

保元元年七月十一日　　左大史小槻宿禰

少辨藤原朝臣

(3)　所領の處分に關するもの

藤原頼長に收公せられた所領を元の如く興福寺の權別當少僧覺繼に領知せしめられた。

〔同上〕

右辨官下、大和國幷興福寺

應レ令三權別當少僧都覺繼、如レ本領二知前長者左大臣收公所領一事、

右權中納言藤原朝臣忠雅宣、奉レ勅、件所領等、爲二前長者左大臣一被二收公一、宜レ令三覺繼如レ本領二知一者、國寺宜二承知一、依レ宣行レ之。

保元元年七月十一日　　大史小槻宿禰

中辨藤原朝臣

權大僧都尋範等が頼長に同意せるを咎めて其領を沒官せられた。

〔同上〕

右辨官下、大和國、

應レ沒二官權大僧都尋範、權律師千覺、大法師信實、玄實等所領一事、

右權中納言藤原忠雅宣、奉レ勅、件長範等、同二意左大臣一、發二遣惡僧一之由、已有二其聞一、宜レ令レ沒二官彼輩所領一者、國宜承知、依レ宣行レ之。

保元元年七月十一日、　大史小槻宿禰

中辨藤原朝臣

(4) 藤原忠實及び其所領の庄園等に關する處分

〔同上〕十七日の條

今日頭辨奉レ勅、仰二下諸國司一云、

宇治入道(忠實)猶令レ催二庄々軍兵一由、有二其聞一者、件庄園幷左大臣所領、慥令二沒官一、可レ令レ停二止彼奸濫一、朝家亂逆、已當二此時一、國司若致二懈緩一者、可レ有二罪科一者、依二綸旨一、執啓如レ件。

重仰、彼所領等中、當時公卿爲二預所一庄々者、付二件家一不レ可レ有二改易一、於二其外一者、國司可レ致二沙汰一、抑關白被レ補二氏長者一了。於二長者所攝之庄園一者、不レ在二此限一、但關白未レ被二知行一以前、且停二止本沙汰一、可レ待二長者之下知一也。

十八日、頭辨奉勅定、令申殿下云
被綸旨云、左大臣及入道前太相國、謀奉危國家、罪科不輕、謀叛八虐之人、田宅資財可沒官之由、載在律條、然者宇治所領及平等院等事、永停止入道相國沙汰、一事已上、殿下可令知行給、彼院檢校已下、早可令定補給者、綸旨如此、以此旨、可令執申給之狀如件。

七月十八日　　左中辨雅教

謹上　右少辨殿

(5)　藤原頼長の最期

〔同上〕 廿一日、左府死生日來未定、被召出之輩、各稱申趣、皆有疑殆、顯憲息僧玄顯申云、十一日合戰庭被疵、十二日經廻西山邊、十三日於大井河邊乘船、同日申刻付木津邊、先申事由於入道殿、依不知食、扶持輩渡申千覺律師房、其後一夜惱亂、十四日巳刻許薨去。卽夜乘輿、竊葬於般若山邊、骨肉五體併雖不違、直殯了者、依此申狀、今朝差定官使史生幷瀧口三人、相具彼玄顯、遣南京了。

(6)　亂黨の處分

（同上）廿七日、今日被下罪名宣下、

権中納言兼右近大將兼長
権中納言兼左近中將師長
正三位左京大夫教長
左近中將成雅朝臣
皇后宮権亮成隆朝臣（隆長朝臣）
右馬権頭實淸朝臣
散位俊通
前馬助平忠貞
散位盛憲
皇后宮権大進憲親
散位經憲
前大夫尉源爲義
右衞門大夫平家弘
散位源頼憲

大炊助平康弘
右衛門尉盛弘
兵衛尉同時弘
前左衛門尉源頼賢
平國正
院藏人同長盛
左大臣家勾當同忠綱
平正綱
同正方
源爲成
同爲宗
同九郎冠者
平光弘
大法師範長 左大臣息
仰詞云、同意太上天皇並前左大臣、欲奉危國家、爲謀叛張本、宜仰明法博士等令勘

申所當罪名者、五位藏人雅頼宣下之、明法博士坂上兼成奉之。

廿八日、今夕被行斬罪云々。

忠貞　長盛　忠綱　正綱　道行（忠貞郎等）

已上播磨守清盛朝臣、於六波羅邊斬云々。

卅日、又被行斬罪。

家弘　康弘　盛弘　時弘　光弘　頼弘　安弘

已上藏人判官義康、於大江山邊斬云々。

爲義　頼方　頼仲　爲成　爲宗　九郎

已上左馬頭義朝、於船岡邊斬之、但爲義、檢非違使季實、依勅定實檢云々。

(7)　藤原頼長、平忠貞、正弘等の所領を以て後院の領とせらる

〔同上〕　保元二年三月廿九日、

太政官符、　後院司

應爲院領、故左大臣幷故前左馬助平忠貞、散位同正弘等所領事。

一、　故左大臣領

山城國參箇處
田原庄　川島庄　大道寺
大和國壹處
藤井庄
攝津國伍箇處
櫻井庄　富松庄　位陪庄　大島雀部庄　野間庄
伊勢國壹處
山田野庄
尾張國壹處
櫟江庄
甲斐國壹處
石間牧
相模國壹處
成田庄

美濃國壹處
深萱庄
下野國壹處
佐野庄
陸奥國貳箇處
本良庄　高鞍庄
出羽國參箇處
大曾禰庄　遊佐庄　屋代庄
能登國壹處
一青庄
越中國壹處
吉岡庄
丹波國貳箇處
曾我部庄　土師庄

周防國壹處
　山代庄
紀伊國壹處
　三栖庄
阿波國壹處
　竹原庄
筑前國壹處
　植木庄
豐後國壹處
　植田庄

一、故前左馬助平忠貞領
散在畠地肆箇處
　壹處禪林寺　壹處山科栗栖　貳處久世郡
伊勢國

鈴鹿川曲兩郡散在田畠　除二所太神宮領五拾壹町外

一　散位平正弘領

伊勢國肆箇處

大井田御厨　笠間御厨　石川御厨　富津御厨

信濃國肆箇處

麻績御厨

公卿領參箇處

高田鄕　市村鄕　野原鄕

越後國壹處

魚野郡殖田村

右太政官今日下彼國々符偁、正二位行權大納言兼左近衞大將中宮大夫藤原朝臣公教宣、奉勅、件庄牧等、沒官先畢、宜爲當院領、於官物者、辨濟國庫、至地利者、徵納院家、但元來不輸田畠非此限者、國宜承知、依宣行之者、院宜承知、符到奉行。

權右中辨藤原朝臣　左大史小槻宿禰

保元二年三月廿五日

四、源爲朝の處分及び琉球入りに關する傳說

爲朝の最期に關する保元物語の說

源爲朝は保元の亂に際し最も驍名を揚げたのであるが、戰場を遁れて近江の輪田に匿れ、まさに筑紫に奔つて復讎を謀らうとして居る中に疾にかゝり、遂に發覺して捕へられたのである。廷議にては斬罪に處することゝなつたのであるが、仔細があつたと見えて死一等を減じて伊豆の大島に流された。然るに其の後彼は大島及び、三宅、八丈等の島々を從へて之を領し、更に鬼島（此島については種々の說があるが琉球入りの說は是に胚胎するのである）に渡り土人を威服し、一人を連れて大島に歸り、それより年々彼島と來往した。嘉應二年朝廷は伊豆介工藤茂光に命じて爲朝を討たしめた。爲朝は遂に免るべからざるを知り、徒らに人民を多く殺しても益なしと考へ、士卒を散せしめ自ら大箭を發して思ふまゝに奮戰し、家に歸つて自殺したといふ事である。

爲朝捕へらる

以上は爲朝の略事蹟であるが、之は主として保元物語によつたのである。なほ兵範記にも爲朝召捕の記事が見えて居る。

〔兵範記〕八月廿六日、謀叛黨類爲義八郎源爲知（爲朝）前兵衞尉源重貞搦進之、日來

之間、竊經近江國坂田邊、不慮之外、尋伺搦取、云々、先答殿下、次奏聞公家、明朝可爲參陣頭由蒙勅定了。

次に爲朝琉球入の傳說は世上に喧傳せられて居るのであるが、こは如何にして起つたかといふに、大日本史の琉球傳には次の如き文が見えて居る。

大日本史の說

〔大日本史〕 按傳信錄云、舜天日本人皇後裔大里按司朝公男也。淳熙七年卽位、年十五、續弘簡錄註亦引琉球人所著世纘圖云、舜天爲朝公之男子、而宋淳熙七年則當治承四年。而其謂年十五者、適與保元物語爲朝少子嘉應二年五歲之文合。則爲朝子孫王琉球者、蓋亦不誣也。附以備考。

かくて大日本史は爲朝琉球入の說を肯認されて居るのである。 此文は清國人徐葆光著の中山傳信錄を主要なる原據として居るのである。 中山傳信錄の文は慶安三年に琉球の學者向象獻の著はせる中山世鑑に據つて居り、次の如くである。

中山傳信錄の說

〔中山傳信錄〕 宋淳熙十四年丁未、舜天卽位。舜天、日本人皇後裔、大里按司朝公男子也。淳熙七年庚子、年十五、屢有奇徵、長爲浦添按司。人奉其政、斷獄不違。天孫二十五世政衰、逆臣利勇、特寵執權、鴆其君而自立。舜天討之、利勇死。諸按司推奉卽位。賞功

罰レ罪、民安國豐。在位五十一年。壽七十二。嘉熙元年丁酉薨、

元祿十年に中山世鑑を重修したのであるといはれる中山世譜には次の如くに書いてある。

（中山世譜）　舜天王姓源、號二尊敦一、父鎮西八郎爲朝公、母大里按司妹。宋乾道三年丙戌降誕。宋淳熙十四年丁未即レ位。宋嘉熙元年丁酉薨。在位五十一年。壽七十二。

是等の文によつて見れば、當時舜天は慥かに爲朝の子孫であるやうに信ぜられて居たものと見える。（琉球人並に支那人の或部分にも此說が行はれたものと思はれる）

然らば爲朝琉球入の說は慶安三年で、中山世鑑が最舊說であるかといふに、さうではなくして既に慶長十年著の南浦文集にも此說が見えて居る。

南浦文集の說

（南浦文集）　文之玄昌著　慶長十年

薩隅之南二百餘里、有二一島一、名曰二琉球一、使下小島之在二四方一者、幷呑爲上レ一、而爲二之長（酋）一矣、佇聞二之黃耇一曰、昔者、日本人王五十六代清和天王之孫、其名曰二六孫王一、本朝源家之鼻祖也。八世孫義朝公令弟爲朝公、爲二鎮西將軍一之日、掛二千鈞强弩於扶桑一、而其威武偃二塞垣草木一。是故、遠航二於海一、征二伐島嶼一、於二斯時一也、舟隨二潮流一求二一島於海中一、以レ故始名

流求一矣。爲朝見下巢二居穴一處於島上上者、頗雖レ似二人之形一、而戴二一角於右鬢上一、所謂鬼怪者乎。爲朝征伐之後、有下其子孫、世爲二島之主君一。固築二石壘一家二於其上一。固効二鬼怪之容貌一、結二髻於右鬢上一。至レ今風俗不レ異。中改二流求二字一。字從レ玉而爲二琉球一矣。黄者之言未レ知二是否一、莫(曾)長之祖、不レ知二何誰一。(下略)

その他、同慶長十年に袋中上人の著はした琉球神道記にも爲朝流球入の事を傍證すべき記事が見えて居る。

(琉球神道記) 第五卷波の上木現の事の條に、

中(ナカコロ)鎭西八郎爲伴(爲朝)此國に來り逆賊を威して今鬼仁(ナキジン)より飛礫なす、云云。

第五卷洋權現の事の條に、

爲友(爲朝)此國を治めらるゝ時鬼神降伏の神たる故に、云云。

更に「おもろ」とて古來琉球の神職の家に言ひつぎ語り傳へし一種の祝詞的韻文の中にも、爲朝に關する傳說の如きものが見えて居る。(此おもろは天文年間時の王尚淸が平假字を以て寫さしめたものである、なほ琉球人文學士東恩納寬惇氏の說(爲朝琉球入に就いての最舊說)が歷史地理第十一卷の二に掲載されて居るから參照されたし。)その文は左の如きものである。

〔おもろの文句〕

せりかくの　のろの、

せりかく(地名)ののろ(のろはノロクモイにて祭祀を司る女)の

あけしの　のろの、

アケシ(地名)ののろ(のろは同上)の

あまくれ　おろちへ、

雨雲を祈りおろして

よろい　ぬらちへ、

鎧をぬらして

うんてん　つけて、

運天につけて

こみなと　つけて、

小港につけて

かつおうたけ　さがる、

カツオウダケ(山の名にて勝宇嶽)の上にさがれる
あまくれおろちへ、
よろいぬらさへ、
やまとのいくさ、
大和の戰
やしろのいくさ。
山城のいくさ
此文の大意は
一隊の鎧武者が運天の港に上陸した。
勝宇嶽の上には雨雲が横はつて居る。
せりかくののろ、あけしののろが、其雨雲を乞ひおろして、武者の鎧をぬらした。
聞けば其本國なる大和山城は今いくさの世の中である。

如何にも簡短なものであるが。文が古朴で彼の保元の亂後、爲朝の琉球入りを彷彿せしめるものがある。而して更に又これと參照すべきものは保元物語の文で

保元物語の記事

ある。この文は次の如くである。

（保元物語）　此爲朝ハ十三ニテ筑紫へ下リ、九國ヲ三年ニ打從へ、六年治テ、十八歲ニテ都へ上リ、保元ノ合戰ニ名ヲ顯シ、二十九歲ニテ鬼島へ渡リ、鬼神ヲ奴トシ、一國ノ者恐怖トイヘドモ、勅勘ノ身ナレバ終ニ本意ヲ遂ス、三十三ニシテ名ヲ一天ニヒロメケリ。（勇戰して自殺せる事）

又同書に

去程ニ永萬元年三月磯（大島ノ磯ナリ）ニ出テ遊ケルニ、白鷺青鷺二ツ連テ、沖方へ飛行ヲ見テ、鷲タニ一羽ニ千里ヲ飛ト云ニ、況鷺ハ一二里ニハヨモ通シ、此島ノ飛樣ハ定テ島ゾ有ラン、追テ見ント去儘ニ、早舟ニ乘テ馳テ行ニ、日モ暮夜ニモナリ、月ヲ篝ニ漕行ハ、曙ニ既ニ島影見ケレバ、漕寄タレトモ、荒磯ニテ波高ク岩岨クシテ、船ヲ寄ヘキ樣モナシ、押廻シテ見給フニ、乾ノ方ヨリ小河ゾ流出タリケル、御曹司ト、西國ニテ船ニハ能調練セラレタリ。船ヲモ損セス押上テ見給ヘハ、長一丈餘アル大童ハ髮ハ空樣ニ取揚タルカ、身ニハ毛ヒシト生テ、色黑ク牛ノ如ナルカ、刀ヲ右ニ指テ多ク出タリ。怖シナトモ云計ナシ。（中略）サテ島ヲ廻リテ見給フニ、

田モナシ、畠モナシ、菓子モナク、絹綿モナシ。　汝等何ヲ以テ食事トスルト問ヘハ、魚鳥ト答、(中略)サラハ島ノ名ヲ改ントテ、太キ葦多ク生タレハ、葦島トハ名附ケル此島倶シテ七島知行ス、是ヲ八丈島ノワキ島ト定テ、年貢ヲ運送スヘキ由ヲ申ス、船ナクシテ如何スヘキトテ歎ク間、毎年一度船ヲ遣スヘキ由約束シテケリ。(下略)

大島ノ者ハ、餘ニ(爲朝ガ)物アラク擧動給ヘハ(中略)角テハ如何ナル謀反ヲヤ起シ給ハンスランナト申ケルヲ、狩野介傳聞テ、高倉院御宇、嘉應二年春ノ比、京上リシテ、此由ヲ歎聞シ、茂光カ領地ヲ悉押領シ、剰鬼島へ渡リ、鬼神ヲ奴トシテ召仕、人民ヲ虐ル由ヲ訟申ケレハ、後白河院驚聞召テ、當國幷武藏相模ノ勢ヲ催シ、發向スヘキ由宣旨ヲ成サレケレハ、茂光ニ相從フ兵誰々ソ、(中略)五百餘騎、兵船二十餘艘ニテ、嘉應二年四月下旬ニ、大島ノ館へ押寄タリ。(中略)御曹司思モヨラス、沖ノ方ニ船ノ音ノシケレハ、何船ソ見テ參レト宣フ、商人船ヤラン多ク連候ト申セト、ヨモ左ハアラシ、我ニ討手ノ向ヤラント宣ヘハ、案ノ如ク兵船也、サテハ定テ大勢成ラン、縦一萬騎ナリトモ打破テ落ント思ハヽ、一先鬼神ノ向タリトモ、射拂フヘケレトモ、多ク軍兵ヲ損ジ、人民ヲ惱サンモ不便也、勅令ヲ背テ終ニハ何ノ詮カアラン(中略)島ノ冠者

爲頼（爲朝の長男なり）トテ九歳ニ成ケルヲ、喚寄テ刺殺ス。是ヲ見テ五ニナル男子、二ニナル女子ヲハ、母（爲朝の妻）抱テ失ニケレハ力ナシ。（中略）保元ノ古ハ、矢一筋ニテ二人ノ武者ヲ射殺シキ。嘉應ノ今ハ一矢ニ多ノ兵ヲ殺畢。南無阿彌陀佛トソ申サレケル。今ハ思フ事ナシトテ、內ニ入、家ノ柱ニ背ヲ當テ、腹搔切テソ居タリケル。

此文で見ると、鬼島は却つて伊豆の大嶋の附近にあつた樣で、琉球として受とり難い樣であるが、鬼嶋は即ち鬼界嶋で、琉球をもこめていふのであるといひ、こゝに又吾妻鏡の文（文治三年九月廿二日の條）に所衆信房（號宇都宮）爲御使下向鎭西、是天野藤內遠景相共追討貴海島之旨、被含嚴命也、件島者、古來無飛船帆之者、而平家在世之時、薩摩國住人、阿多平權守忠景、依蒙勅勘、逐電于彼島之間、爲追討之遣筑後守家眞（貞の誤か）家眞艤軍船、雖及數度、終不凌風波、空以令歸洛云云、とある。阿多平權守忠景とは始め爲朝が近衛天皇の御代に豐後に奔つたとき、爲朝を奉じ、其女を以て之に娶はせ、爲朝の軍勢と僞はり、兵を率ゐて薩隅等を侵略したものである。（保元物語に肥後國阿曾平四郎忠景が子三郎忠國が婿に成るとあるのは此阿多忠景の誤と思はれる）その後、爲朝が伊豆の大嶋へ流された以後も、或は

鬼界嶋（琉球を含む）などに入つて、他方には謫流中の爲朝とも氣脈を通じて居たので、淸盛は其形勢を察し、平家貞に命じて忠景を追討せしめるに至つたものとも思はれる。かくて淸盛は又工藤茂光に命じて更に爲朝をも追討させたのであるかも知れぬ。以上の如く推考して見れば、爲朝琉球入りの說も稍〻髣髴たるものがあるのであるが、予輩は此說を肯定するにも、否認するにも、共に資料が不充分であると考へるのである。

第七　源平兩氏の分布と其相互間に於ける嚮背

源平兩氏分布の大數

源氏は東國に據り平氏は西國に據れりとは、世間普通に唱ふる所にして、一應尤なる事の如くなれども、源平兩氏は初めより斯くの如く分布せられたるにはあらず。單に分布の上よりして言へば、平氏も割合に東國に多く、源氏も隨分西國に居たるが如し。試みに尊卑分脈等の書に據りて、源平兩氏の分布の跡を尋ぬるに、概ね左の如し。（此表に記せる所は源平兩氏の始めより頼朝の頃迄を込めたるなり）

東海道	平氏	百〇七	源氏	六十九

東山道	平氏　三十五	源氏　五十九
北陸道	平氏　十九	源氏　八
以上東國合計	平氏百六十一	源氏百三十六
畿内	平氏　九	源氏　二十四
山陰道	平氏　十	源氏　十四
山陽道	平氏　十九	源氏　十五
南海道	平氏　十六	源氏　二十二
九州二島	平氏　二十	源氏　十三
以上西國合計	平氏七十四	源氏八十八

こは只一時の間、守介椽目として住居せるもの、及び永住して子々孫々相傳へたるものをも、取交へたる上に、尊卑分脈其者に於ても、斯る分布の點に於ては、或は脱漏誤謬等も免れざるべく、又予が計算の間違も多少はあるべき事なれば、素より正確なる數とは言ひ難けれども、兎に角も、源平分布の大數を窺ふには足るべし。なほ又尊卑分脈に多少の脱漏誤謬ありたりとするも、源平兩氏の間に於て、精粗の別

あるにあらず、東國西國の間に於て精粗の差あるにもあるまじ、脱漏誤謬は、源平兩氏、東西諸國の別なく、大抵平等なるべければ、旁以て、この兩氏分布の大數を知るには、大なる誤なかるべしと信ず。此表に由て見れば、源平諸氏の東國に居たるもの、平氏百六十一、源氏百三十六にして、平氏の方遙かに多きが如し。又西國に居たるものは、平氏七十四、源氏八十八にして、源氏の方却て多數なりしが如し。こは世人の意想外とする所なるべし。然らば源氏の東國に據り、平氏の西國に據れりと言ふは、非なるかと云ふに、決して然らず。そは時代によりて、相違ある事にて、東國の如きも當初は平氏の方優勢を占めしも、後には源氏が優勢を占むるに至りしなり。西國の如きも、初めに於ては、源平兩氏の勢力に左迄の相違なかりしならんが、後には平氏が優勢を占むるに至りしが如し。

次に源平諸氏分れて諸國に住居し、種々の苗字を稱へたるものを見るに概ね左の如し。

一、平氏の分布

平氏は仁明、光孝の兩帝よりも出でしが、桓武平氏最も榮え、同帝の曾孫高望王平

平氏の分布

姓を賜ひ、その子に國香、良兼、良將、良文、良持、良茂等あり。中にも最も繁衍せるは、國香、良文、良茂の後裔なりとす。

一、國香の子孫は、貞盛流、繁盛流の二派に別る。貞盛流よりは、北條、山木（山木判官兼隆の家系）諸氏及び清盛の家系等出で、伊豆伊勢等にひろがる。繁盛の後は、或は出羽に住して、秋田城介となり、所謂城氏是なり。又一方には常陸下總に住して豊田氏の祖となる。

〔參照〕國香より出でたる諸氏

葛原親王―高見王―高望王（平氏ヲ賜フ 上總介）
- 國香（常陸大掾 鎭守府將軍）―貞盛（鎭守府將軍 陸奥守）
  - 維將（常陸介 筑前肥後守）―維時（上總介 肥前守）―直方（上總介）……（二代略）時家（伊豆介 北條氏）―時方―時政（北條四郎 遠江守）
  - 維衡―正度
    - 貞季―兼季―盛兼―信兼―兼隆（山木氏）
    - 正衡（出羽守）―正盛（備前、伊豫、因幡、讃岐守）―忠盛（播磨 備前守）―清盛（肥後安藝 播磨等守）
- 良文

良茂
　繁盛（陸奥守）
　　兼忠（上総介出羽守）
　　維茂（信濃守鎮守府将軍）―繁成（出羽守）―貞成（城氏）―永基
　　維幹―為幹―繁幹
　　　致幹
　　　清幹
　　　正幹（豊田氏）石毛院四郎

二、良文の後は、中村、土肥、村岡、秩父、江戸、畠山、小山田、上総介、千葉介、澁谷、葛西、豊島、毛、河越、土屋諸流となり、武蔵、相模、伊豆より両総地方にひろがる。

〔参照〕良文より出でたる諸氏

良文（村岡五郎）
　宗平（中村庄司）―實平（土肥氏）―遠平
　忠頼（村岡次郎）
　　将恒（将常）（武蔵権守）―武重（秩父氏）―武綱
　　　重弘
　　　　重能（畠山氏）―重忠
　　　　有重（小山田氏）―重成（稲毛氏）
　　　重澄―能隆―重頼（河越氏）
　　　重継（江戸氏）―重長

―忠恒（忠常）（武藏押領使上總介）―恒將（常將）（千葉介）―常永
　　常永―┬常時（上總介）―常澄（上總介）―廣常（上總介）
　　　　　└常兼（下總介）―常重（下總介）―常胤（上總下總等介）

三、良茂の後は三浦、和田、鎌倉、大庭、梶原、長田等の諸流となり、相模及び尾張等にひろがる。

〔參照〕良茂より出でたる諸氏

良茂（常陸少掾）―良正―┬公義（三浦氏）―爲次―義次―義明―┬義連（佐原氏）
　　　　　　　　　　　　│　　　　　　　　　　　　　　　　├義宗（杉本氏）―義盛（和田氏）
　　　　　　　　　　　　│　　　　　　　　　　　　　　　　└義澄（三浦氏）―義村
　　　　　　　　　　　　├致成―景成（鎌倉氏）―景正―景經―┬景忠（大庭氏）―┬景義
　　　　　　　　　　　　│　　　　　　　　　　　　　　　　│　　　　　　　　└景親
　　　　　　　　　　　　│　　　　　　　　　　　　　　　　└景長―景時（梶原氏）
　　　　　　　　　　　　└致頼（長田氏）……（四代略）……忠致―景致

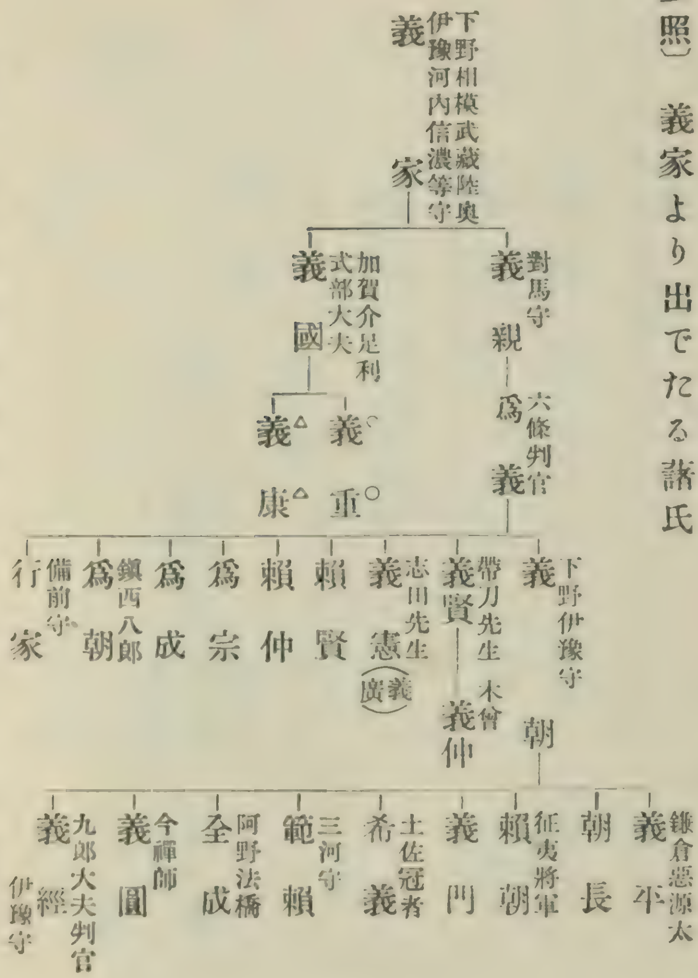
二、源氏の分布

源氏も諸流あれども、清和天皇の流最も榮え、同帝の孫經基源姓を賜ひ、その子滿

仲は、攝津の多田莊に居りて、多田滿仲と云ひ、滿仲の子賴光、賴信は諸國の守介となり、賴信の子賴義、また賴義の子義家、義光に至り、子孫大に榮えたり。

一、義家の後は賴朝の本流並に新田、足利、山名、里見、德川、大館等の諸流となり、武藏、相摸、上野、下野等の間に繁衍す。

〔參照〕義家より出でたる諸氏



- 新田氏 ○義重○
  - 義範（山名氏 伊豆守）
  - 義俊（里見氏）
    - 義成―義基
      - 義繼（大井田氏）
        - 氏繼
        - 時繼（大島氏）
      - 時成（鳥山氏）
    - 義清（田中氏）
  - 義兼（新田氏）―義房―政義
    - 政氏（新田氏（一二代略））……
      - 義貞
      - 義助
    - 家氏（大舘氏）
    - 家貞（堀口氏）
      - 貞義
      - 貞政（一井氏）
  - 義季（得川氏（徳川））
  - 經義（額戸氏）

- 足利氏 △義康△
  - 義清（仁木細川祖）
  - 義兼（上野介、上總介、武藏守）
    - 義純（畠山氏）
    - 義氏
      - 長氏（吉良氏）
        - 滿氏（吉良氏）
        - 國氏（今川氏）
      - 家氏（斯波氏）

- 泰氏
  - 義顯（澁川氏）
  - 賴氏（足利氏）（二代略）……
    - 尊氏
    - 直義
  - 賴茂（石堂氏）
  - 公深（一色氏）

二、義光の後は佐竹（常陸）山本、柏木（近江）武田、一條、逸見、小笠原、加々見、秋山、南部（甲斐信濃）並に安田（遠江）平賀、大内等の諸流となる。

〔參照〕 義光より出でたる諸氏

- 義光（新羅三郎 常陸介）
  - 義業（相模介）
    - 昌義（佐竹氏）
      - 忠義
      - 義弘
      - 隆義
    - 義定（山本氏）
      - 義經
        - 義明
        - 義兼（柏木氏）
        - 義高（錦織氏）
        - 義成（大島氏）

- 義清（武田氏）—清光
  - 光長（逸見氏）
  - 信義（武田氏）
    - 忠頼（一條氏）
    - 義信（板垣氏）
  - 遠光（加賀美氏）
    - 光朝（秋山氏）
    - 長清（小笠原氏）
    - 光行（南部氏）
  - 義定（安田氏）
- 盛義（平賀氏）
  - 有義
  - 安義（佐々毛氏）
  - 義信（大内氏）

又近江の佐々木氏は宇多源氏なり。嵯峨天皇より出でたる源融の後裔に箕田宛あり、武藏の箕田に住し、勢盛にして村岡良文と武勇を競へり。

〔參照〕佐々木氏

宇多天皇—敦實親王—雅信—扶義—成頼……佐々木氏（四代略）

秀義—定綱—信綱
　　—經高
　　—盛綱
　　—高經

箕田氏

嵯峨天皇—融（源氏）—昇—仕—宛—綱（箕田 渡邊）

次に、源平兩氏には非されども、重に東國に住ひて、源平兩氏に深き關係を有せるは、藤原秀鄕の子孫なりとす。秀鄕は、田原藤太と稱し下野の押領使となり、其子孫は亘理（平泉の藤原氏は是より出づ）近藤、大友、武藤、佐藤、首藤、波多野、松田、河村、伊賀、小山、中沼、結城、下河邊、足利等の諸氏となり、奥羽より相模、武藏、常陸、下總等に繁衍し、後には九州地方にも繁衍せり。

〔參照〕秀鄕より出でたる諸氏

藤成—豐澤—村雄—秀鄕（武藏守鎭守府將軍）—千時（鎭守府將軍）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　—千清—正頼—頼遠—經清（亘理權大夫 清原氏）—清衡—基衡—秀衡

〔附記〕大日本史には「秀鄕は左大臣藤原魚名の後なり、祖豐澤下野守となり、父村雄下野權大椽となる、秀鄕田原藤太と稱し驍武にして籌略あり、延喜の末罪を犯して配流せらる、後下野椽押領使となる」とあり、配流の事は日本紀△

─千春（千晴）

─千常（鎮守府將軍）─文脩

文脩
- 文行
  - 公行
  - 公光△
  - 脩行（近藤氏（二代略））……
    - 景重─國澄（近藤氏）─國平
    - 景頼（大友氏）
      - 能成─能直
      - 頼平（武藤氏）─資頼
- 兼光○

兼光○（鎮守府將軍 陸奥守○）─頼行
- 兼行
  - 師種（澤俣氏）
  - 成行（足利氏）
    - 家綱
      - 俊綱─忠綱
      - 有綱
        - 基綱（佐野氏）
        - 廣綱（阿曾沼氏）
        - 信綱（木村氏）
    - 成實（薗田氏）
    - 重俊（大胡氏）
  - 行房（林氏）─成綱（佐貫氏）
  - 孝綱（長沼氏）─秀基─秀忠（大屋氏）
- 行尊─行政
  - 政光（小山氏）
    - 朝政
    - 宗政（中沼氏）
    - 朝光（結城氏）
  - 行義（下河邊氏）─行平

△略（延喜十六年八月十二日の條）に「下野國言、罪人藤原秀郷同兼有、高郷、與貞等十八人、重仰ニ其罪科一、各令ニ配流一之由、重下ニ知之一」とあるが其罪名も分らず、又何處へ配流せられたるか不明なれども當時より既に一族徒黨十八人もありて雄族たりし事思ひやらる。

- 公光
  - 公清（佐藤氏）
    - 季清—康清
      - 仲清
      - 義清（西行法師）
    - 晴清（首藤氏）—助清
      - 親清—義通—俊通—經俊
      - 通清（鎌田氏）—正清
    - 公鄉……（四代畧）……基清（後藤氏）
    - 公澄……（三代畧）……知廣（尾藤氏）—宣知
  - 經範……（三代畧）……
    - 義通（波多野氏）
    - 秀高（河村氏）
  - 公季（伊賀氏）……（四代畧）……朝光—光季

以上は、外見上に就いて陳べたるのみなれども、仔細に之を觀察せば、源平兩氏の東國に於ける勢力は、時代によりて大に消長する所あるを知るなり。

三、平氏先づ東國に勢を得、源氏その後に興る

平氏は國香、良文、良茂等の子孫概ね東國に住ひ、其勢夙に盛なりき。試みに平將

天慶の亂の際に於ける源氏の有様

安和の變に於ける源氏の有様

門の亂に就いて見るも、將門の勢力の中々盛なりしに對して源氏の勢力は如何と云ふに、六孫王經基は武藏介として權守興世王の部下にありて、當時その勢は未だ盛なりとは見えず、將門記の記事によりて見れば、此時將門は同國足立郡の郡司武藏武芝が、興世王等と不和なるを見て、之を和解せしめんと欲し、武芝を率ゐて國府に赴き、興世王に面會し、酒を飮んで親睦を謀りしに、その時經基は猶ほ未だ山陰にありしが、武芝の從兵の後れて至れるもの、和の成りしを知らずして、經基の營所を圍めり。經基は當時未だ兵道に練達せざりしかば、驚擾の餘、偏に將門が武芝に誘はれて、己れを殺さんとせるかを疑ひ、周章狼狽して京に上り將門が謀叛の由を誣訴せりとあり。是によりて見れば、經基が膽力の程も、又その兵力の程も、略ぼ推察せらるゝなり。又安和の變に就いて見るも、初め圓融天皇のとき、橘繁延が、藤原千晴（田原藤太秀郷の子）僧蓮茂等と爲平親王を奉じて亂を企て、源滿仲も其謀に與りしに、滿仲は繁延と不和を生じ、遂に之を密告せりと云へば、滿仲たる者は、その修養といひ、人格といひ未だ推服し難きものあるに似たり。（後の鹿谷會議の際にも攝津源氏なる源行綱一旦謀議に與りしが、のち清盛に密告せり、源氏にはかゝる行動を取りしもの多かりしが如し。）

源氏次第に東國に威信を布く

源氏の斯く振はざりしに反して、平氏は將門と云ひ、貞盛と云ひ、何れも東國に於て相當の威信を有せしが如し。然らば源氏が東國に威信を有する樣になりしは、何時頃よりなるかと云ふに、蓋し賴信、賴義以來のことなるべしと思はる。彼の平忠常の叛を謀るに及び、檢非違使平直方をして追討せしめたるに、三年を經るも功を奏せざりしに、賴信の來り攻むると聞き、忠常の直ちに降參せるが如き、賴信の威名の當時既に東國に洽ねかりしを知るべし。其子賴義は相模守となり、勢力益〻盛にして、東國の將士が競うて之に從屬するを樂める樣は、陸奥話記に詳なり。同書に曰く、「賴義者、河内守賴義(信カ)朝臣子也、性沈毅多武略、最爲將帥之器、長元之間、平忠常爲坂東姦雄、暴逆爲事、賴信朝臣爲追討使、討平忠常幷(時ノ誤カ)嫡子、在軍旅間、勇決拔羣、才氣被世、坂東武士多樂屬者(賴義ヲ指スナラン)素爲小一條院判官代、院好畋獵、野中所赴麋鹿狐兎、常爲賴義所獲、好持弱弓、而所發矢莫不飮羽、縱雖猛獸、應弦必斃、其射藝巧軼人如斯、上野守平直方朝臣、感其騎射、竊相語曰、僕雖不肖、苟爲名將後胤、偏貴武藝、而未曾見控絃之巧如卿能者、請以一女爲箕箒妾、則納彼女爲妻、令生三男二女、長子義家、仲子義綱等也。因判官代勞爲相模守、俗好武勇、民多歸服、賴義朝臣威風大行、拒捍之類、皆如奴僕、而愛士好施

保元の亂の際に於ける諸國武士の嚮背

會坂以東弓馬之士、大半爲門客云云とあり。啻に東國の源氏が賴義に推服せしのみならず、士民も歸服し、拒捍の類も奴僕の如く、會坂(逢坂)以東の弓馬の士、大半其門客となるとあれば、從來東國に在りて勢力を振ひし平氏の徒黨も、漸々其家人となりしを推察すべし。また前九年、後三年の際に於ける賴義、義家父子の恩威を思へば、東國諸豪の深く之に心服せるは、素より當然の事にして、果ては諸國の百姓が、田畠の公驗を以て、義家に寄するもの多きに及び、之が禁令を見るに至れり。尋で保元、平治の亂に至りては、平氏及び東國諸豪の源氏に屬せし者の多きを見るなり。今試みに愚管抄、兵範記及び保元、平治物語等によりて、源義朝及び平清盛に屬せし重なるものを列擧せんに、概ね左の如し。

保元の亂

源義朝に屬せしもの		平清盛に屬せしもの	
(藤)	鎌田正清	平	賴盛
(藤)	後藤實基	同	教盛
近江(源)	佐々木秀義	同	經盛

尾張		熱田大宮司の家子郎等
伊豆	（藤）	工藤親光
	（藤）	同　親成
相模	（平）	大庭景義
	（平）	同　景親
	（藤）	首藤俊通
	（藤）	瀧口俊綱
	（藤）	秦野延景
		狭野忠義
安房		安西某
		金餘某
		沼平太
		丸太郎
武藏	（平）	豊島四郎

		平重盛
		同　基盛
	（平）	筑後左衛門家貞
	（平）	其子貞能
河內		草刈部貞直
		瀧口定綱
		瀧口家次
伊勢		伊藤景綱
		伊藤忠清
		伊藤忠直
備前		難波經房
備中		瀨尾兼康

平治の亂の際に於ける諸國武士の嚮背

中條新六
(藤) 齋藤實盛
平山季重
猪俣範綱
岡部忠澄
(平) 河越某
(平) 秩父某
上總 (平) 介八郎廣常
下總 (平) 千葉介常胤
下野 (藤) 八田四郎
(藤) 足利太郎

平治の亂

源義朝に屬せしもの

(源) 陸奥六郎義隆

平清盛に屬せしもの

平　重盛

	（源）	新宮十郎義盛		平頼盛
	（源）	平賀義宣	（平）	筑後守家貞
	（藤）	鎌田正清	（平）	其子貞能
	（源）	佐々木秀義		主馬判官盛國
	（藤）	熱田大宮司家子郎等		其子盛俊
相模	（藤）	波多野義通		與三左衛門尉景安
	（平）	三浦義澄		新藤左衛門家康
	（藤）	首藤俊通		難波經房
	（藤）	瀧口俊綱		瀬尾兼安
武藏	（藤）	齋藤實盛		伊藤景綱
		岡部忠澄		館太郎貞泰
		猪俣範綱		同十郎貞景
	（平）	熊谷直實		
		平山季重		

上總（平）	金子遠元	
	介八郎廣常	
甲斐（源）	井澤信景	

〔附記〕以上の人名は、主として保元平治物語に據る。此書は實錄とは言ひ難きも吾妻鏡の記事に符合する節も見ゆると、且つ他に適當の書物なければ暫く之に從へり。

平治の亂後源氏は大いに勢力を失墜す

以上の表によりて、當時源氏の東國に威勢を振ひし樣を想察すべし。然れども榮枯盛衰は免かれ難き事にして、平治の亂に於て、源義朝の敗亡せるより、諸國の源氏も次第に勢を失ひしかば、權勢に就くは世の常にして、東國の諸豪、殊に平氏等は漸くまた清盛に心を寄するもの多く、中には源氏ながらに、猶ほ清盛に屬する者あり、斯くて源氏重代の恩誼は漸々忘却せられんとするに至れり。かゝる次第なる

源賴朝擧兵の際に於ける東國武士の嚮背

を以て、源賴朝が以仁王の令旨を奉じて、伊豆より崛起するに及び、東國の諸豪等は頗る其嚮背に迷ひしが如し。世には源平兩氏の合戰と云へば、一方は源氏のみ徒黨し、他方には平氏のみ徒黨し、兩者旗色鮮明に相分れて戰へるやう思ふ者もあるべ

伊勢平氏は正盛忠盛以來勢を得たり

けれど、當時の合戰は、斯く單純なるものにあらず、是は淸盛對賴朝の合戰にして、平氏對源氏の合戰と思ふは適當にあらず、源平兩氏は、赤旗白旗の相異なれるが如く其思想に於ても、其利害に於ても相背反せるものにあらず、この兩氏族間に於ける團結力は、思ひの外に薄弱にして、却て源平の各氏相互の間に、種々複雜なる關係を生じ、又恩と義理との爲めにも動かされて、種々の活劇を生じたりしが如し。されば賴朝の兵を擧ぐるや、猶ほ源氏重代の恩誼を記憶せる者の少からざりしは、當時「平氏は一旦の主、源氏は重代の君」と云ふ語の行はれしを以て知るべし。既に源氏重代の恩誼を記憶したらんには、一同皆競うて賴朝の旗下に集まるべき筈なれども、當時にありては賴朝の成功は頗る危ぶまれ、又平氏の後聞を恐るゝ念慮深かりしを以て、斷然立つて賴朝に味方せる者は割合に少數にして、或は平氏に與みし、或は事の成行を傍觀し居たる者多かりしが如し。

四、平氏の西國に勢力を占めし事情

更に、又平氏の西國に於ける勢力の次第を考ふるに、平正盛、其子忠盛等白河、鳥羽二上皇に用ひられて勳功あり、相尋いで備前、伊豫、播磨、因幡、讃岐等の國守となる。

忠盛の子清盛は、保元の亂鎭定の功を以て播磨守より太宰大貳に進み、平治元年肥後に亂あるや、一族平家貞を遣はして之を治めしむ。清盛は嘗て安藝守たりしが上、又嚴島の神を信じ、屢〻參詣せしを以て、音戶の瀨戶を開鑿し、藝海の航路を便にし、其後また、福原遷都のことあり。當時平家一門の中、公卿たるもの十六人、殿上人たるもの三十餘人、其采邑三十餘國に跨り、莊園は五百餘箇所に及べりと云へば、其全盛なりし樣は、思ひ遣るべし。而して其一族子弟、多くは西國に領土を有せしが如くなれば、西國に於ける平氏の勢力は、侮るべからざるものありしならん。清盛は當時としては珍らしき迄に海事思想を懷き、種々奇拔なる經綸もありしが如くなれども、輔佐其人を得ず、殊に晩年驕傲を極め、種々粗暴なる擧動ありしかば天下の人心之に離るゝに至れり。

五、　源平兩氏の嚮背に關する諸原因

是より更らに進んで源平兩氏の間に複雜なる關係ありし一斑を陳べて、賴朝が擧兵の際に當り、東國の諸豪が如何に嚮背に迷ひしかの事情を說明せんとす。

一、婚姻によるもの。當時源平兩氏の間に、婚姻を通じたる事例少からず、例へば源

頼義は平直方の女を娶りて、三男二女を生ましめ、（長子は義家、仲子は義綱）源義忠（義朝の子にして義國の弟）は平忠盛の女を娶りて義清を生ましめ、源頼朝は北條（平）時政の女を娶り、又佐々木（源）義秀は澁谷庄司（平）重國の女を娶りしが如し。

此に佐々木秀義の事を附記せんに、初め秀義は平治の亂後、清盛の專横なるを厭ひ、姨夫なる藤原秀衡に依らんとして出發し、途次、相模を過ぎりしに、澁谷庄司重國は、秀義の勇敢なるを愛して、之を止め、其女をもつて之に妻はせ、後、義清を生む。秀義が先妻の子、定綱、綱高、盛綱、高綱等は、皆頼朝に仕ふ。獨り義清は大庭景親の妹を娶りて、平氏に屬せり。澁谷庄司重國は斯る關係あるを以て、頼朝擧兵の事あるや、その身の處置に困却せしが如し。やがて石橋山の戰起るや佐々木の諸子は、頼朝に屬せしに、重國は義清を率ゐて、大庭景親に屬せり。されども猶ほ頼朝及び佐々木の諸子の身上に關し、同情を寄せざるにあらず。されば大庭景親が重國に命じて佐々木の妻子を捕へしめんとするや、重國は理を説いてこれを聽かず、やがて家綱、盛綱、高綱等が夜に乘じて筥根山を脱し、重國が澁谷の館を訪ふや、重國は內心大に喜びながらも、世上の聞を憚りて、倉

庫の中に招き、膳を羞めて戰狀を尋ねたりと云ふ。重國兩端を持し情誼反覆に似たれども、當時の人情は、却て其情ある處置を稱美せり。後、平氏の破るゝに及んで、重國は賴朝に屬し功臣となれり。

なほ又少しく後の例を擧ぐれば、足利源義兼は北條(平)時政の女を娶り、加々美(源)長淸は上總權介(平)廣常の女を娶れり。かゝる關係あるを以て、一朝事あるに及び其嚮背を決するは實に容易ならざりしが如し。

二、重代の恩顧によるもの。三浦一族は、早くより賴朝に忠義を盡せしが、畠山重忠の衣笠城を攻むるや、義澄等は到底その防守すべからざるを知り、父義明を伴ひて退去せんとせしに義明辭して曰く「吾爲源家累代家人、幸逢于其貴種再興之代也、盍喜之哉、所保己八旬有餘也、計餘算不幾、今投老命於武衞、欲募子孫之動功」云々と云ひしが如き、又安房國丸五郎信俊は囊祖以來の關係により、賴朝が石橋の敗後、その地に赴くや之に屬して種々の便宜を謀りしが如き、又千葉常胤は賴朝より使者を遣はして、其援助を乞はるゝや「令興源家中絶跡給之條、感涙遮眼、非言語之所覃也」と云ひて感喜せる如き、皆賴義義家以來の恩顧を記憶せるに

よらずんばあらず。

三、父子兄弟相談の上源平兩氏に分屬せるもの。大庭(平)景能は賴朝に屬したるに其弟景親は平氏に屬せり。又新田大炊助(源義重は、窃に自立の志ありて、賴朝に屬するを喜ばず、上野寺尾城に引籠りしに、其子山名義範、孫里見義成は共に賴朝に屬せり。なほ保元の亂に就いて觀察すれば、源爲義は其子賴賢、爲朝等を率ゐて崇德上皇に屬せしに、其子義朝は、多くの郞黨を引率して內裏に屬し、又平忠正は崇德上皇に屬せしに、其甥淸盛は內裏に屬せり。一族の內斯くの如く相分屬せしは、或は平素よりの不和による者もあるべく、或は特別の恩義の關係に出でしもあるべく、或は又一方が勝利を占め他方が敗北せる際には、一方の勳功によりて、敗者の側に屬せる一族の生命を贖ひ得べしと考へたるもありしが如く、種々の情誼の伏在せるを見るべし。

四、一時的偶然の事柄によるもの。下野の小山氏と足利氏とは、共に秀鄕の後裔にして一族の好みありしかど、曩に以仁王擧兵の事あるに際し、小山氏には特使ありしに、足利忠綱には何等の案內もなかりしかば、忠綱は不平を懷きて、平氏に屬

したりとあり、頼朝の擧兵に際しても、從前の關係ありしを以て、小山氏の源氏に屬したるを聞き、足利氏は之に反對の行動を取れり。他にも猶ほ斯る類例なきにもあらざるべし。なほ忠綱の事蹟について再考するに、忠綱の父俊綱は數千町の土地を所有し、郡内の棟梁たりしに、仁安年中婦人の事により、下野國足利庄領主職を得替し、小松内府其地を新田義重に賜ひしに、俊綱が、上洛して之を愁訴するに及び、再び元の如く返さるゝを得たり　俊綱は此恩に酬ひんが爲め、平氏に屬したりとあり、かくて、其子忠綱もまた三郎先生義廣に屬して、頼朝に反抗せり。

以上に列擧せるが如く、種々複雜なる事情纏綿せるが上に、頼朝擧兵の初めに於ては猶ほ前途の成功大に疑はれしかば、東國諸豪は大いに嚮背に惱まされしが如し。今彼等諸豪が嚮背の實況を擧ぐれば、大略左の如し。

	頼朝に屬せしもの		清盛に屬せしもの
安房	安西三郎景益	安房	長狹六郎常伴

上總	丸ノ五郎信俊
	上總權介廣常
	弟　金田賴次
下總	千葉介常胤
	子息胤正、師常、胤成、胤信　胤道、胤賴、嫡孫成胤
	毛利冠者賴隆
	下河邊庄司　行平
	豐島權守清光
	葛西清重
上野	

上總	伊北庄司常仲
下總	千田庄領家判官代親政（平忠盛の聟）
常陸	佐竹義政
	同　秀義
	志田三郎　先生義廣
上野	

里見義成
山名義範

下野
小山朝政
宇都宮朝綱

伊豆相模
北條時政
子息宗時、義時、平六、時定、
安達盛長
工藤介茂光
子息五郎親光
土肥次郎實平
同遠平

新田大炊助義重

下野
足利太郎俊綱

伊豆相模
山木判官平兼隆
伊東祐親
△首藤經俊（後頼朝に屬す）
大庭景親
佐々木義清
△澁谷庄司重國（後頼朝に屬す）

土屋宗遠
同次郎義清
同　忠光
宇佐美資茂
同　政光
同　實政
天野遠景
同　政景
加藤景員
同　光員
同　景廉
新田忠常
工藤景光
同子息行光

俣野五郎景久
河村三郎義秀
糟屋權守盛久
海老名源三季貞
曾我太郎祐信
毛利太郎景行
長尾新五爲景
同新六定景
原宗三郎景房
同四郎義行
△梶原平三景時
（後賴朝に屬す）
波多野義常

岡崎義實
同　義忠
三浦義澄
同十郎義連
大多和三郎義久
子息義成
和田義盛
同次郎義茂
同三郎義實
多々良三郎重春
同四郎明宗
筑井次郎義行
佐々木秀義
子息定綱、經高、

駿河
目代橘遠茂

盛綱、高綱、
大庭景能
豐田景俊
堀　親家
同　助政
天野光家
中村景平
同　盛平
鮫島宗家
七郎武者宣親
大見平次家秀
近藤七國平
平佐古太郎爲重
那古屋頼時

澤　宗家
義勝房成尋
中四郎惟平
新藤次俊長
小中太光家
飯田五郎家義
△梶原景時
△首藤經俊
澁谷庄司重國
（以上三人始め平氏に屬す）

甲斐

武田太郎信義
一條次郎忠頼
同　兼頼

同　有義
安田三郎義定
逸見光長
河内義長
伊澤信光
加々美長清

尾張　土屋中三安資

近江　山本義經
柏木義兼

京都　・
三善康信
中原親能

尾張　（此國は概ね平氏に屬せり）

阿波　田口民部大夫成長

土佐

河內	大江廣元
	源義基
	石河兵衛判官代義資
	紺戸先生義廣
紀伊	熊野湛增等
四國	田內左衛門尉義經
	河野四郎通信
	越智通清
對馬	對馬守親光
豐後	櫻庭介良遠
	住人俊綱家綱等
長門	口代紀光季等
筑前	原田種直
肥後	△菊池隆直（後賴朝に屬す）
陸奥	藤原秀衡
越後	城四郎資永

臼杵二郎惟隆
緒方三郎惟榮
大野六郎家基
高田次郎隆澄

肥後

△菊池隆直（始め平氏に屬す）
木原次郎盛實
南郷大宮司惟安

〔附記〕以上の表は、大體を示したるものにて、全部を盡したるにはあらざれども源平兩氏の大勢を見るを得べし、又賴朝の一族にして賴朝に屬し、清盛の一族の清盛に屬したるは之を略す。

諸國武士の嚮背とその内情（二）

以上列擧せる所に付き、恩義の關係、人情の反覆等の事柄に就いて、一二を註記せんに、畠山重忠、熊谷直實等が、始め平氏に屬して、のち賴朝に屬せるは、一時平家の後

聞を憚りしならんが、さすがに源氏に對しては、重代の恩誼あると、賴朝の威勢の次第に隆盛に赴き、其成功を信じたるとに據れるならん。　土屋三郎宗遠が甲斐に至らんとせるとき、足柄山にて其子小次郎義清の賴朝に屬せんとして來れるに遇ひし時の話は、稍〻小說らしき所もあれども中々に面白し、(盛衰記宗遠值小次郎事の條に曰く、「土屋三郎宗遠ハ、甲斐國ヘゾ越ラレケル、足柄山ニ關居リタリト聞テ、宗遠夜ニ紛レテ通リケルガ、見レバ峠ニ假屋打テ、前ニ篝ヲ燒者共四五十人ガ程ゾ臥タリケル。　如法夜半ノ事ナレバ、關守睡テ驚カズ、ヨキ隙ト思ヒ、ヌキ足シテ下ケル、關ヲバ角テ過タレトモ、行末ニモ人ヤ有ラントイブセクテ、木ノ下萱ノ中、サシノゾキ〳〵下ル程ニ、雲透ニ見レハ、者コソ一人出來レ、搦手ノ廻リケルニヤト思テ、太刀拔懸テ、立煩テタメラヒタリ、間二段許ヲ隔テ、峠ヘ上ル男モ太刀ニ手懸テ立タリケル、互ニ物ヲバ云ハズシテ、良久有ケル、サテ有ベキ事ナラネバ、宗遠詞ヲカク、源氏謀反ヲ與ニ依テ、關守スヘテ是ヲ守ル、只今爰ヲ通リ給フハ、誰人ゾトイヘハ、名乘ハイハテ、還テ問ハ誰ゾト云、互ニ聞知タル聲ナリケリ、小次郎殿カ義淸、土屋殿カ宗遠ト、共ニ答テ名乘ケリ。　宗遠ハ子ノナカリケレバ、兄ガ子ヲ養テ小次郎ト云ケルカ、平家

ニ奉公シテ、都ニアリ、佐殿〇頼朝ノ謀反ニ與シテ、父モ同心ノ由聞エケレハ、偸ニ京ヲ出テ下ル、是モ足柄山ニ關守アリト聞テ、夜ニ紛レテ通ル程ニ、時日コソ多キニ只今爰ニテ行逢タリ。契ノホドモ哀ナリ。土屋イカニ〱小次郎トイヘバ、佐殿謀反ト披露ノ間、平家ハ一旦ノ主、源氏ハ重代ノ君、其上土屋殿モ御伴ト承ル、旁急ギ下ラント存ジ、京ヲバ三騎ニテ出タリシカ共、路ニテ聞エ侍リシハ、佐殿モ岡崎殿モ與一殿モ石橋ノ軍ニ討レ給ヌト申シ聞、ヨロヅアヂキナクテ、二騎ノ者ニハ暇ヲアタヒ、我身一人國ニ下リ、百姓共ニ樵ノ事ヲモ承ラント、夜ニ紛レテ通リツルニ、參リ會フ事ノ嬉シサヨトテ涙ヲハラ〱ト流シケリ。土屋三郎思ケルハ、云言實ニ哀ナリ、但當世ハ親モ子モナキ作法ナリ、シカモ實子ニハ非ズ、弱々シク語ルナラバ、刺殺シテ平家ノ覺エマサラントモヤ思フラン、ソモ知ラズ、强々ト語ラント思フテ、聞敢ス下向ノ條悅入候、但佐殿討レ給タリトハ、誰人ガ申ケルゾ、アライマ〱シ、石橋ノ軍ハ千葉三浦カ遲參ニ依テ、無勢ニテ始タリシ程ニ、御方負色ニ成シ間、佐殿ハ甲斐國ヘ越給ヌ、岡崎殿ハ御供ニアリ、御邊ノ兄ノ與一殿ハ討レタリ、サテハ北條佐々木ヲ始メ、誰カハ死タル者アル、甲斐國ヨリ御催ノアレバ、宗遠モ參ルナリ、但關守ガ居タレ

バ、夜中ニ忍テ一人ハマカルナリ、イザ和殿モ佐殿ノ見參ニ入給ヘトテ、ソレヨリ打ツレテ、甲斐國ヘゾ越テ行、宗遠ハ道ニテモ心ユルシセス、太刀拔キ懸テ、近代ハ親モ子モナキ代ナリ、誤リ給フナ小次郎殿、存ズル旨アリ小次郎殿トテ、當國ノ源氏逸見、武田、小笠原、河西、板垣告メグリ、一條殿ノ侍ニテコソ打解ケ、有ノ儘ニハ語リケレ」是等を見ても、當時の世態人情を窺ふを得べし。又右馬允橘公長は、もと平重衡に屬し、弓馬の達人なりしが、平氏を見棄てゝ源氏に屬し、新田義重は源氏一族の長老なれども、自立の志を懷きて、寺尾の城に引籠りしに、其孫里見義成は平家に仕ふるを辭し、態々關東に下りて賴朝に屬せり。又平治の亂に源義朝の部下なりし齋藤實盛は、東國の豪族が次第に賴朝に屬し、其威勢の加はれる日に當り、却て京に上りて平氏に屬せり。是は如何なる理由のありしやは詳ならざれども、春燕暖所を求めて來れば、賓雁寒所に向つて去るの感なくんばあらず。（盛衰記には實盛は富士河の戰以前より平氏に加はりしが如く記しあれども、疑ふべきふしあり、此には吾妻鏡に據る。　吾妻鏡治承四年十二月廿二日の條に曰く「又上西新田義重のこと孫子里見太郎義成、自京都參上、日來雖屬平家、傳聞源家御繁榮參之由申之、其志異祖父早可奉昵

近之旨、被レ免レ之、義成語申云、石橋合戰後、平家頻廻二計議一、於二源氏一類一者、悉以可レ誅二亡之一由、内々有二用意一之間、向二關東一、可レ襲二武衞一之趣、義成僞申、平家喜レ之、令二免許一之間參向、於二駿河國千本松原一、長井齋藤別當實盛、瀨下四郎廣親等、相二逢之一、東國勇士者、皆奉レ從二武衞一。○頼朝畢、仍武衞相二引數萬騎一、令レ到二鎌倉一給、而吾等二人者、先日依レ有下蒙二平家約諾一事上、上洛之由語二申之一、義成聞二此事一、彌揚レ鞭云云)又平頼盛及び其家臣宗清は、曩に頼朝に功ありしを以て、(初め平治の亂後頼朝の捕へらるゝや、宗清頼盛と共に、池尼によりて彼が助命を乞ひ、遂に許さるゝを得たり、)頼朝は兵士の京に入る日、兩人に危害を加ふる事無らしめ、且つ頻りに之を招きしに、頼盛は鎌倉に來りて舊領を安堵せられ、且つ一生を安樂に送りしかど、宗清は頼朝の命を受けず、恩誼の事は無きにあらねど、平家覆滅の時に際し、舊恩など言ふべきにあらずとて、去りて九州に至り、平家と運命を共にせり。伊東祐親は一旦捕はれしが、後、赦免に遇ふや頼朝に面目なしとて自殺し、また其子祐清は頼朝の危害を救ひし功あるにより、家人となさんとせしに、父怨敵として自殺せる後、仕ふるも益なし、去りて平氏に加はらんとて、命を奉せず、ために止むなく死刑に處せられしが如き、(伊東祐親の曩に頼朝を殺さんとするや其子祐清

内情を告げしを以て頼朝死を免かる、祐親は其後大庭景親に屬して頼朝を石橋山に攻めたり)何れも當時の武士の意氣地、即ち武士氣質を示せるものと云ふべきなり。斯る事蹟を詳細に調査したらんには、種々の美談も哀話もあるべく、當時の世態人情を窺ふに足らん。

終に臨みて、源平兩氏の合戰に於て、源氏が終局の勝利を占め平氏の敗滅せる所以は如何と云ふに、其原因たる、素より複雜にして一言の盡すべきにあらずと雖も、之を要するに、清盛の驕暴にして人望を失へるにもよるべく、又士氣の上に於ても、源氏は勇壯にして活氣充實せるに、平氏は女々しくして元氣に乏しかりしにもよれるならん。源平盛衰記(平氏清見關下事の條)に源平兩氏の兵力士氣を比較したる一節あり、維盛が齋藤實盛に東國の案内を尋ぬるに託して記述せり。これ素より假構の言なるべけれど、また彼と是れとの士氣の一斑をトするに足らん。其一節に曰く、

「權亮少將維盛ハ齋藤別當ヲ召テ、抑頼朝ガ勢ノ中、己程ノ弓勢ノ者イクラ程カアル、東國ノ者ナレバ案内ハ知タルラント問給ヘバ、實盛ナドヲヨキ者ト思召候カ、弓ハ三人張五人張、矢束ハ弓ニ似タル事ナレバ、十四束十五束、アキマヲカゾヘテ矢継早

シ、一矢ニテ二三人ヲモ射落サレハ、鎧ハ二三兩ヲモ射貫候、總ジテアタ矢射ル者ナシ、加樣ノ者、大名一人ガ中ニ廿人卅人ハ候ラン、無下ノ荒鄉一所ガ主ニモ、二人三人ハ侍ルラン、馬ハ牧ノ內ヨリ、心ニ任テ撰取飼立タレバ、早走ノ曲、進退ノ逸物ヲ、一人シテ五匹十匹ヒカセタリ、彼馬乘負セテ、朝夕鹿狩狐狩シテ山林ヲ家ト思テ馳習タレハ、乘トハ知レドモ落事ナシ、坂東武者ノ習ニテ、父ガ死バトテ子モ引ズ、子ガ討ルレバトテ親モ退ズ、死ヌルカ上ヲ乘越々々、死生知ラズニ戰フ、實盛ナンドヲ其ニ並候ヘバ、物ノ數ニモ非ズ、御方ノ兵ト申ハ、畿內近國ノ驅武者ナレバ、親手負バ其ニ事付テ、一門引ツレテ子ハ退、主討レバ郎等ハヨキ次トテ、兄弟相具シテ落失ヌ、馬ト云バ博勞馬ノ、兎角ツクロヒ飼タレバ、京出バカリコソ首ヲモ少持擧侍リシガ、ハヤ乘損ジテ物ノ用ニ叶ヒガタシ、東國ノ荒手ノ馬ニ、一當アテラレナバ、更ニ立アガルヘカラズ、サレバ馬ト云、人ト云、西國ノ者共二十騎三十騎ゾ、東國ノ一騎ニ當候ハンズル云云」 實盛が當時平氏に屬せし事實に就いては疑問なきにあらず、またこの問答は盛衰記の記者が維盛と實盛との事に託して、兩方の兵力士氣を比較せるものならん、

思ふに源平兩氏の兵力元氣の上に相違ありしことは本文に言へるが如くなるべしと雖も、之に加ふるに源氏重代の恩誼は、東國に洽ねかりしを以て、東國諸

豪の頼朝に信頼せること極めて厚く、其團結力甚だ堅牢なりしならん。平氏の恩顧は未だ西國に洽ねからず、一門を除くの外は、只清盛の威壓に恐れて、一旦服從せるもののみなれは、其團結力堅からず、威壓減ずれば隨て分散せんとする勢ひありしならん。（明治三十八年七月記）

第八　福原遷都の研究

（一）福原遷都考

自分はこれまで福原遷都の事について三たび記述したのであるが、（第一回は明治三十六年史學雜誌第十四編九號十號掲載、第二回は同三十九年歷史地理第八卷三號掲載、第三回は大正七年神戸市敎育會主催夏期講演會にて講演、その筆記は攝津鄕土論に掲載）三度とも其說き方には夫々の相違がある。論點は主として福原帝都の地點に關するものである。遷都全體についての資料は割合に多いにも關らず、地點に關する記事は至つて少く、且つ近世に出來た地誌類は口碑俗傳に基いたものが多く、正確なるものは殆んど無いと謂ふべきである。從つて地點の調査は一層困難であるが、今玆に陳べんとする所は、三回に涉つた說の長所を補綴し、且つ若干の修正を加へたものである。

上代の遷都と奠都

平安奠都以來の遷都の議

一、平城復都の議

二、清和天皇の時に於ける遷都の議

一、遷都の原因

我邦の上代に於ては遷都の事が屢〻あつた。然るに元明天皇の御代に平城に奠都せられてから七代七十餘年間は帝都が一定して動かなかつた。之を奈良時代と稱へる。それから桓武天皇の御代に至つて、一旦山城國長岡の地に遷都を計畫されたが、之は仔細あつて中止の有樣となり、尋いで同國宇多村の地に遷都されて之を平安京といひ、それから明治二年に至るまで一千七十餘年間、殆んど帝都は移動されなかつた。上代に於て屢〻遷都された所以、また奈良時代、平安時代に至つて一定の場所に奠められて移動されなかつた所以、夫等の理由はそれ〴〵存在する事であるが、餘談に渉るから今は省略して置く。兎も角も桓武天皇が平安に奠都されてからは、更に遷都といふことが無かつたのである。尤も其後も、嵯峨天皇の御代に、平城天皇が平城即ち奈良の地へ復都の思召があつたが、藤原仲成等の陰謀が露見したので、この事は果されなかつた。その後、清和天皇の貞觀十八年に遷都の議があつた樣である。是は同十八年に大極殿の火災があつたのと、遷都後八十年目に遷都があるといふ迷信から出たものと見える(桓武天皇の延暦十三年に遷都せるより貞觀十八年は丁度八

三、淸盛の福原遷都

福原遷都の事情

十三年に當る)、併し此時のは表立つての說ではなく、或る一部分に行はれた議論に過ぎぬと見える。されども玉海に淸原賴業の話として出て居るから、實說には相違ない。

桓武天皇の平安奠都から三百八十餘年にして、また平淸盛の福原遷都が起つたのである。凡そ遷都といふものは、從來の例から推測して見ても、多くは政治上に原因を持つて居て、卽ち新しい所に都を移して、舊來の陋習や權門勢家の壓迫を去り、人心を一新し、以て新しい政治を行はうといふ事が、主たる原因の樣に思はれる。桓武天皇の平安奠都や明治天皇の東京奠都なども、矢張りさういふ所に原因して居るのである。淸盛の遷都も同じ樣な事情からであらうが、此時のは徹頭徹尾淸盛の專斷に出たので、豫め有司間の會議を經たのでもなく、又人を遣はして土地の檢分をさせたのでもない。之は前後の例と大いに異なる所であつて、福原行幸そのものが如何にも唐突であり、寧ろ百官を驚かした程の次第である。福原行幸の當時、遷都と公表された譯でもなく、或者は遷都と思ひ、或者は一時何事か突發したので、他に遷幸遊ばされたに過ぎぬ樣に考へたのであつた。(或は朝臣の處分を行ふための臨時の御處置のやうに考へた者もあつた樣である。)冷靜に前後の事情から考へて見るに、淸盛は一時全盛を極めたので

平家の勢力を得たる所以

あるが、その後天下の人望を失墜し、或は源氏の徒黨の擧兵、或は僧兵の壓迫などが起つたので、天皇上皇等の京都の地にましますを不安心なりと考へ、寧ろ之を福原の地へ迎へ奉り、（豫てその經營して居た同族の者の別莊などもあつたから）以て天下の形勢を窺はんとされたやうに推測せられる。されば或は遷都といひ、或は福原は離宮であるといひ、或は福原に行幸があつても故闕（京都御所）は捨てゝはならぬなど、種々の取沙汰が行はれたのであつて、清盛の心中にても確然たる決定がついて居たのではなかつたかと思はれる。察するところ清盛がかく唐突に行幸を奏請したるは如何なる譯かといふに、其處に何等か餘儀ない事情が伏在して居たに相違ないと考へられる。いま夫等について陳述しようとするに當り、先づ平家一門が如何にして俄に勢力を得たか、またこれが如何にして諸方面から壓迫されるに至つたか、夫等の事情について一言する必要があると思ふ。

一體平家は正盛（清盛の祖父）忠盛（清盛の父）以來源氏の衰（源義家の子弟が事によつて罪を得たから）に乘じて勢力を得來つたのである。正盛は伊賀の鞆田庄其他にも所領があつて、有勢であつた所へ、白河院の御信任を受け、其子忠盛は又鳥羽院の御信任により次第に地位

を得來つたのである。或は海賊の追討により、或は得長壽院修造の功などにより
て薩摩守に補せられ、刑部卿にも任せられ、內昇殿をも許されるに至つた。忠盛の

清盛榮達の手段

子清盛に至つては、非常なる榮進をなし、武人より出でて太政大臣に陞り人臣の榮を極めたのである。清盛は榮達の手段として婚姻政策によつたことが多い。卽ち保元の亂が終るや、當時の權臣なる藤原通憲（少納言入道信西）と姻を通じ（通憲の子成範に清盛の女を娶はす）又攝政家藤原基實とも姻を通じた。（基實は藤原忠通の長子で後の近衞家の祖先である、清盛の女盛子が之に嫁した、されども不幸にして基實は早く薨じて其弟基房が關白となつたが、基實に基通（盛子の所生ではない）といふ子があつたので盛子は之を養育し、後家分として數多の所領を有し清盛が之を監督して居たのである）且つ又清盛は種々の運動盡力をなして妻時子の妹滋子を後白河天皇の女御となした。後、中宮に進み、高倉天皇は其所生である。かういふ譯であるから、清盛は宮中府中に於て非常なる勢力を有するに至り、其女德子は又高倉天皇の中宮となり、（安德天皇は其所生）其勢の盛んなることは藤原氏の全盛にも過ぐる程であつた。

清盛に反對者起る

かく清盛が勢力を振ふに至れば、そこに又反對者の起るは免かれ難い事であつ

清盛の威嚇的要請

て、後白河法皇に於かせられても、清盛の我儘を厭はせらるゝに至つた。まして院の寵臣などは、清盛の凌辱を受ける事が屢〻であつたから不平黨が集て例の鹿ヶ谷の會合などとなり行いたのである。かくて關係者は夫々處分されたが、清盛は内面の事情を能く洞察して居たので、更に進んで斷然たる處置にも及ばんとしたのであつたが、其子重盛の諫めによつて止つた。ところが此に又治承三年五月に、盛子（基實の後室）が薨じたのであるが、朝廷に於かせられては、清盛に何等の御相談もなく、其所領を召上げて關白基通に與へられ、同年七月、また重盛が薨ずるや、此時も重盛の所領越前國を召上られた。剩へ清盛は基通（基實子）の爲に中納言を希望して居たのであるが、基房の子師家が順序を超えて之に任せられた。勿論遺領處分の事は、當時の前例法規に基いて處置せられた事であつて、別段故意に不公平の處分があつたといふ譯では無いといふものゝ、清盛は愛子を失ひ、重ね／＼憂鬱に沈んで居る際に、かゝる處置に遇うたのであるから、平生の威勢に對しても、面目を失せられた樣な思ひがあつたので、俄かに數千の兵を率ゐて福原から上京をなした。そこで世間の人々は如何なる事件が突發すべきかと、恐怖の情に襲はれたの

太政大臣師長以下三十九人官爵を奪はる

である。此時清盛は其子重衡をして内裏に上奏せしめていふやう「近日愚僧(清盛を指す)偏以弃置、見朝政之體、不可安堵、世間蒙罪科之後、悔而可無益、不如賜身暇、隱居邊地、仍爲奉具兩宮(中宮東宮)所催儲行啓也」と。即ち右の大意は近日の御處置を見るに、愚僧は全く棄て置かれ、有ても無くても善い樣な有樣であるから、今にも朝敵となつて罪科に處せられるかも知れぬ。そこで其前に身の暇を賜はつて邊地(福原を指す)に隱遁したい、それに就いては中宮(清盛の女德子)東宮(德子の所生、後の安德天皇)をも福原へ具し奉りたいといふ樣な次第である。これで見ると福原還都の考は斯ういふ所から胚胎して居るやうに思はれる。朝廷に取つては、此要請は容易ならぬ事であり、殊に兵力を以ての要請であるから、院の近臣なども種々評議を重ねたのであるが、遂に止むなく左の御處置を見るに至つた。即ち基房の關白を罷め、基通を内大臣關白となし、太政大臣藤原師長、權大納言源資賢以下北面の士に至るまで、法皇御信任のもの三十九人の官爵を奪ひ、基房、師長、資賢等を流したのであるが、尋で又法皇をも鳥羽殿に幽し奉るに至つた。かういふ亂暴な事になり行きましたので、清盛は大いに天下の同情を失ひ、爲に朝野の憂憤は非常の點に達し、高倉天皇に於かせられては遂

園城寺の大衆等蜂起の説あり

高倉上皇を福原に具し奉る風說あり

以仁王の擧兵事件

に皇太子に御讓位せられた。これが卽ち安德天皇であらせられる。(時に御年僅に三歲)

清盛の暴横に對しては藤原氏の公卿の間にも憤慨する者があり、一方南都北嶺の僧侶にも之に反抗する者があり、治承四年三月には園城寺の大衆が蜂起し、延暦寺及び南都の衆徒と相謀り、法皇及び上皇の宮に至つて、兩主を盜出し奉らうといふ樣な議があると風聞されるに至つた。そこで清盛は油斷はならぬと考へ、法皇を鳥羽殿から五條大宮の邊に遷し奉り、數多の武士をして警衛に當らしめた。此際、或說として「奉ㇾ具ニ上皇一可ㇾ有ニ御物詣一之次、可ㇾ御ニ坐遠所一」といふやうなことも傳へられた。遠所とは言ふまでもなく福原の事で、嚴島へ御參詣の後、上皇を福原へ遷し奉らうといふ樣な說が世上に流布されたのである。

その中に治承四年五月に以仁王擧兵の事が突發したので、清盛の驚きは容易ならざるものがあつた、かくて福原行幸の說が起つたのである。玉海（五月二十三日の條）に云ふ、「源納言來、談ニ世上事一官兵引ニ率洛中諸人一可ㇾ下ニ向福原一之由、近日謳哥、卽可ㇾ有ニ行幸御幸一不ㇾ殘ニ一人一可ㇾ被ニ相具一之由、云云、南都大衆來廿六日、可ㇾ入ニ京一之由風聞、凡世間之間非ニ直也

事歟、不過之者、只仰天道憑神明、信三寶凝謹愼許歟」とある。天下が騒々しい際とて斯る説の起つたのは無理ならぬ事である。さて以仁王の事は如何に重大に成り行くかと考へられたが、按外早く鎮定したけれども、（王の擧兵の計畫は四月頃からあつた樣であるが、その發覺したのは五月十五六日で十五日の晩に鎮定した）王の令旨を奉じて起る者が段々とあつて、東國にては源頼朝及び木曾義仲の如きがそれである。また以仁王は實際は討死されたのであるが、頼朝などは、政略上から王が關東へ御遁れになつて、御存命であるかの樣に言ひ觸した。一方には僧兵の騒ぎがあり、また他方には源氏擧兵の事などが錯綜したので、さすがの清盛も餘程あわてゝ俄に福原行幸を請ひ奉り、退いて天下の形勢を窺はんとせられたものと思はれる。

福原遷都の事は、始めは遷都とは言はないで、單に行幸といつて居た。五月三十日に五條大納言邦綱を以て觸出され、來月三日に福原へ行幸といふ事であつた。以前から多少の風説はあつたものゝ、之が事實となつて現はれたので、百官の驚愕は一通りでなかつた。右大臣藤原兼實の如きも、天狗の所爲でもあらう、直事ではあるまいと言つて居られる。何れにせよ桓武天皇が平安に遷都されて以來主上

遷都の際の混雜

が城外に行幸されたといふことは殆んど無いのであるから、諸人の驚きは當然の事である。一體何のための行幸か、南都を攻めらるゝためか、それにしても洛中は何の虞もありさうもない。或は遷都のためか、何れに致せ天魔の所爲と思ふより外はないと取沙汰された。

かくて六月二日に、主上安德天皇を始め奉り、後白河法皇、高倉上皇も同じく遷御あり、八條通から草津（今の鳥羽の下）に至るまで武士が數千騎で二行に轡を並べて行幸の路を夾んだ。その夜大物につき、翌晩福原に着御せられ、主上は平中納言賴盛の邸に、上皇は清盛の別業に、法皇は平宰相教盛の邸に遷幸あり、攝政藤原基通は安樂寺の別當の住所安能房に落附いたが、供奉の輩は宿所がなくて、如レ立二道路一とある樣な有樣であつた。以て此遷都が如何に急遽であり、且つ清盛の專斷に出でて諸事が不用意であつたかゞ想像されよう。賴盛の邸は荒田町に在り、清盛の別業は平野にあつたのである。（以上の地點は後に述べる）平教盛の邸は所在不明であるが、矢張り其附近にあつたものと思はれる。行在所等も一時斯く定められたのであるが、四日の晩に又御模樣替へとなり、主上は賴盛の第から清盛の別業へ御遷幸あり、上皇は清

清盛が嚴島の神を信じたる所以

盛の別業から頼盛の邸へ御移徙になられた。是より主上は十一月十一日まで約六ケ月間此別業に御駐輦あつたので、當時此別業を本皇居と稱へた。（福原新内裏に對して斯く稱へたものと見える）上皇は七月二十八日まで頼盛の邸にあらせられたが、少々御病惱であらせられたので占者に占はせた所が、此御宿所は宜しくないとの事で、平重衡の邸へ御移徙になられ、十一月二十二日まで此處に御住ひになられたのである。法皇は終始教盛の邸におはした樣に察せられる。尤も平家物語で見ると、十月十一日夢野に新しき御所が出來て、それへ御移徙になられた樣に見えるが、實錄の書には一向其事は見えて居ない。福原へ遷都の原因及び遷都當時の模樣は大略以上の如くである。

二、福原の地と清盛との關係

福原の地と清盛との關係は中々長いものである。清盛は嘗て安藝守になつた事があつて、其際嚴島の神を信仰された。之について一つの夢物語があつて、それは平家物語に見えて居る。或時清盛が高野山に大塔を寄進した。すると夢に坊さんが現はれて、お前が高野山へ大塔を寄進したのは結構だが、越前の氣比宮と安

藝の嚴島とは西海北陸に離れて居ても、共に金剛胎藏兩界として目出たい所である。自分は嚴島の荒廢を歎いて居るのであるから、之を再建して呉れたならば御利益があつて、子孫も繁昌するであらうと語つた。そこで清盛が嚴島神社の舍殿を修理したといふ筋合であるが、此事は長寛二年九月の清盛の願文中にも見えて居て、大體に於ては符合して居るのである。願文は卽ち左の如くである。

弟子本有因緣、專致欽仰、利生揭焉、久保家門之福緣、夢感無誤、早驗子弟之榮華、今生之願望已滿、來世之妙果宜期、（中略）又往年之比、有一沙門、相語弟子曰、願菩提心之者祈請此社必有發願、自開斯言、偏以信受、歸依本意、蓋在于茲、云云。

かういふ事が書いてある。一體嚴島の神は宗像の三女神と申し、市杵島姫、田心姫、湍津姫の三柱を祭り、何れも海の神である。ところが清盛は安藝守や播磨守などになり、又先には太宰大貳となつた事などもあり、瀬戸內海や九州沿岸なども屢々視察して、夙に海事思想を懷いて居たのである。一方又福原の良地である事を見立てゝ、此處に別莊を構へた。且つ又兵庫築港の事などを思ひ立つたのである。築港の事も初めは自力を以て從事したが、個人の力では到底大成し難いので、後に

の邸宅と福原

は官の力を借りる事にした。清盛の別業が平野に在つた事は「山槐記」の文に「爰近來占㆓攝州平野之勝地㆒、爲㆓遁世退老之幽居㆒」（治承四年二月二十四日の條）とあるので明瞭である。清盛ばかりではない、平家一門の邸宅は、大概湊川以東の地（福原と稱す）にあつた樣である。また同書治承三年六月廿二日の條に、藤原忠雅が嚴島參詣の事を記した條に「申刻（六月八日）着㆓福原㆒（去㆓尼崎㆒五町許）左兵衞督賴盛□□□宿所給、（去㆓禪門亭㆒四五町、禪門致㆓其儲㆒沙汰、前兵衞尉貞爲行事、）頃之依㆓禪□□□以㆓御車㆒令㆑渡㆓湯屋㆒給、（禪門居一町許）去禪門有㆓御對面㆒、大宮權大夫經盛卿被㆑候、有㆓女田樂㆒」と。これも又清盛邸と賴盛邸とが相接近してゐた事を知り得べき記事である。さて清盛が福原に邸宅を營んだ年月は不明であるが、高倉天皇の嘉應元年の頃には、既に存在して居た樣で、後白河法皇が高野山へ御參詣の折、こゝに御立寄あらせられ、又高倉天皇が嚴島へ行幸の折（治承四年三月）にも清盛の邸へ御臨幸があつた。

清盛の別業の規模と御幸に關する諸設備の模樣

此時清盛は非常の御もてなしをなし、且つその邸宅も廣大であつた趣が、高倉院嚴島御幸記（土御門通親記）に見えて居る、その文は次の如くである。

生田の森などうち過てさるの（申）くだりに福原につかせ給。入道大き（太政大臣）おほいまうち君、心をつくして、御まうけども、心ことばもをよばす、天のしたを心にまかせた

魯陽入日と清盛の入日を呼びかへしたる話

るよそほひのほど、いとなまれたるありさま、思ひやるべし。まことに三十六のほらに、入たらんと心地す。こだち（木立）庭のありさま畫にかきとめたし。をとにきゝしにもはやすぎて、めづらかに見ゆ。御所の南おもてに、錦のきぬやうちて、こまほこ（高麗鉾）のさほたてわたしたり。内侍六人ぞある。皆から（唐）の粧ひぞしたる。はな桂の色よりはじめて、天人のおりくだりたらんも、かくやとぞ見ゆる。萬歳樂など、さま〲まひたり。左右にめぐりて、勞るゝことを知らず、朝夕しつきたるまひ人には、勝りてぞみゆる。利骨のがくの聲も、限りあれば、これにはいかでかとぞ覺ゆる。まひはてぬれば、うへにめしあげて、御まへにて、神樂をぞうたはせらる、近く候かんだちべ（上達部）殿上人、もてなしあひたり。山かげくらう、日も暮しかば、庭にかゞり（篝）を燈して、もろこしの魯陽入日を返しけんほども、かくやとぞ覺ゆる。夜もふけしかば、入らせ給ひぬ。云々。

以上の記事を見れば、清盛の邸宅といひ、又諸種の設備といひ、如何に善美を盡してあつたかゞ思ひやられる。又魯陽入日の話から聯想されるのは、清盛が入日を呼返したと云ふ事の起である。即ち清盛が經ヶ島を築くに當り、日が既に西山に

清盛と宋國との貿易

沒せんとするのを見て、入日を呼び返したと云ふ話がある。之は無論俗說であつて、實際その樣な事があらう筈はないのであるが、淸盛の勢力が如何に强大で天下何事も成し得られぬ事はないと云ふ喩に引かれたのであらう。而して其話の出所は卽ち「山かげくらう、日も暮しかば、庭にかゞりを燈して、もろこしの魯陽入日を返しけんほども、かくとぞ覺ゆる」といふ此處の記事から起つた事と思はれる。魯陽入日の事は「淮南子」に魯陽公（楚人なり）が韓と難を構へ、戰酣にして日が暮れた。そこで戈を援て之を撝げば、日反ること三舍とある。此故事を引用したのである。かう云ふ譯で淸盛は福原に別業を構へ、兵庫の築港をしたり、安藝の音戶の瀨戶の開鑿をしたり、又宋國の貿易を起したりなどして、中々海事思想を抱いて居たのである。又宋の摺本「太平御覽」（二百六十帖）といふのは、宋朝の國勢一斑とでもいふべき書物であるが、當時未だ本邦には傳來しなかつたのを、淸盛は其を取寄せて內裏に献じ奉つたと云ふ事もある。淸盛のみならず其子の重盛が黃金三千兩を送つて、宋國育王山の經文を取寄せたといふ說もある。筑前の宗像神社に阿彌陀經の石といふものがあつて、今は國寶になつて居る。石の正面に阿彌陀經を彫つてあるが、之は慥

清盛の遷都は受働的

に宋人の手法である。また兩側には平假名の由緒書が彫つてある。之も重盛が注文して取寄せたものだと傳へられて居る。斯う云ふ譯で平家一門は海事思想を懷いて居て、海外と交通の事などを謀り、瀬戸内海などは自分の園地と心得て居たやうな譏がある。福原遷都の如きも、平家は西海に根據地を有して居たから、守り難い京都を棄てゝ福原に據り、海陸の宜しきに依つて帝都を定めたと言へば、甚だ事の宜しきを得た樣であるが、前後の事情から考へて見ると、此事たるや清盛の晩年の事業で、當時清盛は功成り名遂げて頻りに隱退の念があり、加之源氏の擧兵、僧侶の抵抗などには少からず懊惱し、武力一方で之を威壓する譯にも行かぬので、その始末に困り、そこで一先づ福原に御遷幸を願ひ、此地に退いて天下の形勢を窺はうと云ふのが、其考であつたやうに察しられる。そこで遷都の事は寧ろ受働的消極的の計畫と思はれる。又平家物語や源平盛衰記で見ると、京都は山門と云ひ南都と云ひ、程近くて、聊の事があれば僧兵などが押寄せて困るのであるが、福原の新都は之に反して山重なり江を隔て、道も遠く境も遙であつて、其憂がないとて、身の安らかならん爲に清盛が遷都を計畫したのであると書いてある。大體斯うい

帝都とすべき地點の詮議

ふ事であつたのであらう。

三、　遷都後の模様

主上、上皇法皇が福原の地へ御遷幸の後、同月九日藤原實定、源通親、吉田經房等を遣はして遷都の地點を實測させた。かくて其十一日新院の殿上で遷都の事を議せられたが、輪田の地は何分狹少で、帝都となすに適せぬといふ論が多かつた。そこで攝津の小屋野（河邊郡）か、播磨の印南野がよからうとの議が出て、是等の土地も踏査された樣であるが、或は水が乏しいとか何とかいふ樣な事情で矢張り適當でないといふ事であつた。且つ清盛は素より福原の地を支持したので、遂に又福原といふ事に内定したやうである。かつ右大臣藤原兼實の意見をも徴せられる事となり、兼實は福原に赴いたのであるが、福原に於て宿泊に當つべき所がないので日々寺江（攝州三國川の大河尻）から福原まで往返して評議に與るといふ樣な次第であつた。これを以ても福原遷都が如何に急遽であり、諸事が不準備であつたかが推察されよう。此時帝都に關する兼實の意見は、玉海に精しく見えて居るが、地點に關する研究は後の條に取纒めて陳べる事にするから、此には專ら遷都後の模樣に就

方丈記に見えたる福原の有様

いて陳べようが、鴨長明の「方丈記」に福原京の有様を左の如く詳記されてある。

同じ年（治承四年）の水無月（六月）の比俄に都遷侍りき。いと思ひの外なりし事也。大方此京の始を聞けば、嵯峨天皇の御時都の定まりにけるより後、既に四百歳をへたり。（嵯峨天皇とあるは、平城天皇奈良に復都の議おはしゝにより、斯く云へるならん・實は桓武天皇より此に至りて三百七十八年也）殊ならぬ故なくて、たやすく新たまるべくもあらねば、是を世の人輒すからず愁ある樣、ことはりにも過たり。されどもとかく云かひ無くて、御門より始奉つりて、大臣公卿悉攝津國難波の京に移り給ひぬ。世に仕ふる程の人、一日成ともとく移らんと勵みあへり。時を失ひ世にあまされて期する所なき者は、然ながらとまりをり、軒をあらそひし人の住ゐ、日を經つゝ荒行、家は壞たれて淀川に浮び、地は目の前に畠となる。人の心皆あらたまりて、馬鞍をのみ重んず、牛車を用とする人なし、西南海の所領を願ひ、東北國の庄園をば好まず、其時自ら事のたより有て攝津國今の京に至れり。所の有さまをみるに、其地程狹くて條里を割るにたらず北は山に傍て高く、南は海に近くて下れり。波の音常にかまびすしくて、鹽風ことに烈して、內裏は山の中なれば、かの木丸殿もかくやと、中々やうかはりて、優なる方も

侍りき。日々に壊ちて川も堰あへず運び下す家は、いづくに作れるにかあらむ猶空しき地は多く、造れる屋は少なし。古郷は既にあれて、新都は未だ成す、あるとし有人は、皆浮雲の思ひをせり。本より此所に居れる者は地を失なひて愁へ、今移り住人は、土木の煩ある事を歎く、道の邊を見れば、車に乘べきは馬にのり、衣冠布衣なるべきは多く直衣をきたり。都のてぶり急ちにあらたまり、只鄙びたる武士に異ならず、云云。

遷都後の有様

これは實況を記したもので、當時の有様が眼前に見えるやうな感がある。即ち土地も狹小で道路も惡しく、牛車に乘るべきは馬に跨り、衣冠布衣なるべきは直衣を着たといふ樣な次第である。但し内裏は山の中なればとあるのは新造の内裏をいうたのか、それとも本内裏(清盛の邸)をいうたのか不明であるが、恐らくは後者の事であらう。何れにせよ荒田から平野(ヒラノ)あたりにかけての地勢と思はれる。

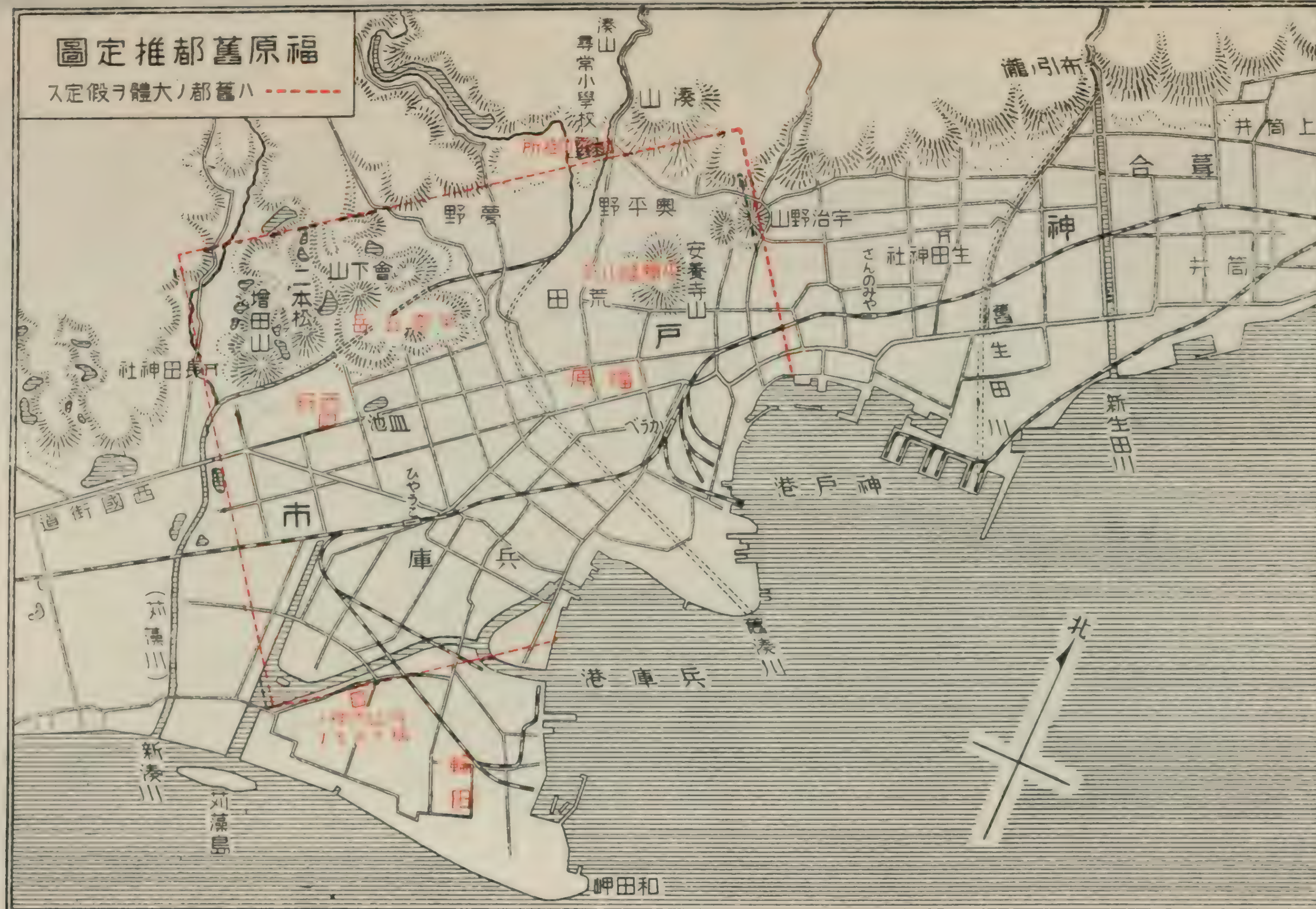
兎も角もかういふ譯であるから、其後も始終舊京に還都の議が絶えなかつたのである。玉海、山槐記等の記事を摘錄して見ると、七月十六日の條には「福原は暫く皇居となすべし、仍て道路を開通し宅地を人々に給ふべし、但し廣きに及ばず」とあ

り、八月四日の條には「遷都の事ありても故闕(京都御所のこと)を棄つべからず、福原に離宮を立て、暫く經廻あるべし、八省大内に及ばず、又大路小路便に隨て之を拔く、然るべき卿相侍臣等を撰みて其地を宛つべし」とあり。又「新院(高倉上皇)御夢想あり、建春門院(後白河院の妃平滋子、高倉院の母儀)夢中に院中に參り給ひ、深く怨心を懷かる、其故は遙に我を棄てゝ遷幸し給ふ、本意に非ず、云云、是又遷都不快の祥也」といふやうな記事もある。
同月八日の條に「權中納言藤原隆季密語して云ふ、遷都の事叶ふべからざるものを、據なき沙汰かな、今始終見るべしと。此語禪門(清盛)の聞に達し、禪門却て勵心を起し、骨張せらる」と。かう云ふやうな記事もある。十二日の條にも「古京に遷御あるべきの議粗出來、隆季、時忠等相議し、禪門の許に仰せられしに、尤も然るべし、但し老法師に於ては御共に參るべからず云々と。人々忽ち以て興に違ひ、其後都て以て停止す」とある。又「大嘗會の事、日來延引の由相存ずる處、禪門申されて云ふ。何故行はれざる哉、ただ以て其心を得ず、云々。此語自ら風聞、忽ち此議出來す。凡そ萬事言語の及ぶ處にあらず、只だ日を以てす」といふ樣な記事もある。廿四日の條には、「皇居差圖を披かる。前中納言雅賴之を圖す。南は大内に擬し、少々間數を縮む、北

大嘗會

方は只里亭の如し。仍て評定に及ぶべからず」とある。是によれば遷都の說などもあつたが、兎も角も、福原皇居の圖も出來したものと思はれる。廿九日の條には吉田經房が古京に至り、兼實と問答の事を記して曰く、「福原只今の如くば離宮なり明後年八省を造らるべし。今年五節以前に、皇居を造らるべし。是は禪門私の造作なり。彼人移徙の後借召さるべし。件の離宮の傍に八省の地を占置く、件の指圖は源納言之を造進し、堀川納言又潤色を加ふ。云々。」とある。此條で見ると明後年(壽永元年に當る)八省を造るなどいふ樣な事までを述べ、餘程前途の目論見を語つて居る。又當時は方忌の事が頗る嚴密であつたから、皇居も一旦清盛の邸として之を造營し、清盛が一時移徙の後、之を皇居に用ひらるゝといふ樣な、意想外千萬な事なども生じたのである。殊に後の條で見ると、柱も竹の外は一切ならぬと云ふ樣な記事もある。但し清盛の邸として造營し、後、皇居となす事に就いては、藤原兼實などは、之は神を謀(タバカ)り矯飾の沙汰だと論じて居る。

大嘗會は天皇御卽位の年行はるべきものであるので、同年(治承四年)四月廿七日に國郡の卜定があり、近江丹波を以て、悠紀、主基の國を定められたのであるが、その後、遷



福原舊都推定圖
----- ハ舊都ノ大體ヲ假定ス
湊山尋常小學校
湊山
布引瀧
上筒井
葺合
神
筒井
宇治野山
生田神社
さんのみや
舊生田
新生田川
神戸港
夢野
奥平野
安養寺山
荒田
戸
會下山
二本松
増田山
長田神社
皿池
西國街道
市
ひやうご
べうか
兵
庫
舊湊川
兵庫港
(苅藻川)
新湊川
苅藻島
和田岬
北

都の事があつたので、一時延期説が起つたが、清盛は之を承認しないので、さらば今年行ふべきか、また何處で擧行さるべきか等の問題に就いて、有司等が頭を惱ましたのである。その譯は現在の行宮は清盛の邸であり、殊に離宮の有樣であるので、かういふ場所で大嘗會を行ふことは適當でない。依て至急に新内裏を造營すべしとの議が起つたのである。

新内裏

併し新内裏を造營するに就いても、そこで大嘗會を行ふに於ては、それ相應の設備がなくてはならぬので、日數がなくては其準備が出來兼ねる、そこで遂に當年は大嘗會を延期する事となし、新嘗會を舊京の神祇官で行ひ、新内裏では五節の舞だけを行ふといふ事に治定された。その中に新内裏も出來したので、主上は十一月十一日本皇居（即ち清盛の別業）から此に徙御せられ、十三日は萬機旬（ジュン）（旬は旬宴の略で月初に行はるゝ宴會といふ事より出て居る、天皇御即位の後行はるゝのを萬機旬といふ）を行はれ、十七日には五節の舞を奏せられ、さうして十九日に京都の神祇官で新嘗會が行はれた。

故京へ還御

かく諸事が進行したとは申すものゝ、種々の事情で故京還都は公然の秘密となり、只その發表は時日の問題であつたのである。かくて愈ゝ御還幸の日取も極つたものと見えて十一月二十二日には、高倉上皇は是迄の御宿所（平重衡の邸）から本内裏

へ渡御せられ、二十三日に主上は御出門(カドデ)として前大納言五條邦綱の宇治新亭に行幸があり、其翌日(二十四日)天皇及び兩院が福原を發して故京へ還御せられたのである。福原遷都以來僅に六閏月である。

遷都の地點に關する記事

四、福原京の地點の研究

是から福原京の地點に就いて研究をして見ようと思ふ。旣にも陳べた通り福原へ御遷幸の後、同六月九日に有司を遣はして遷都の地點を實測させ、其十一日新院の殿上で遷都の事の御評議があつたのである。その次第は百錬抄、源平盛衰記及び玉海等に見えて居る。

〔百錬抄〕九日(六月)差遣大納言藤原實定、參議源通親、左中辨藤原經房、左少辨藤行隆、左大史小槻隆職、右大史小槻國宗等、於輪田點定遷都之地、左京條里不足、又無右京、云々、〇十一日、於新院殿上、被議遷都事、左大臣(經宗)已下參入、以輪田被定其所、而條里不足、又可被縮宮城歟、又平地内無右京、當西有山、隔作山被用右京如何、山谷相交事有何事哉、於被縮宮城之條者不可然也。

〔源平盛衰記〕治承四年六月九日、福原の新都の事始あり、上卿には後德大寺左大

將實定、宰相には土御門左中將通親、奉行には頭の右中辨經房、藏人左少辨行隆なり。河内守光行尺を取て、和田の松原西の野に宮城の地を定めけるに、一條より五條まで有て、五條以下は其所なし、いかゞあるべきと評定有けるに、通親考へて、三條の大路をひろげて十二の通門を立て、大國にもかくこそしけれ、我朝に五條まであらば、何の不足かあるべきと申されけれ共、事ゆかずして行事の人々かへりにけり。

〔玉海〕治承四年六月十五日の條

一、左京條里不足事。

右、南行及二五條一、東行及二洞院西大路一、不足之條、可二何樣一哉、其地狹少者、若可レ被レ縮二宮城一歟。　中云、須下依二地形之廣狹一、被上レ定二條里之進退一、不足之條、暗難二計申一、如レ被二注下一者、減二於平安城一殆可レ謂二過半一歟。隨而被レ縮二宮城一、何難之有哉、若可レ被レ縮二其町數一、尤可レ有二議定一歟、南北五町東西四町如何。

一、右京平地不レ幾事。

右、宮城西有二小山一、隔二件山一可レ被レ用二其地一、隔レ山之條如何、加レ之平地不レ幾、山谷相交、被レ用二

福原京の廣袤に就いて

右京不レ可レ及二其難一歟。

中云、如レ被二仰下一者、山谷相交、高下不レ等云云、専難レ用二京都之地一歟、但非二大山一非二深谷一漸々成レ功者、蓋同二平地一哉、又當時於レ不レ可レ及二事之妨一者、忽雖レ無二其沙汰一何事之有哉、如レ此事、隨二便宜一可レ被二相計一歟。

右のうち玉海の文に就いて考へて見るに、左京は福原の京では「南行五條に及び東行洞院西大路に及ぶ」とあり、平安の京では「南行九條（此距離一里十二町四十一間）までであるに對し此京では五條（此距離二十八町三十一間餘）までとなり、また平安の京の東行京極大路（右京も同様であるから左右兩京東西の距離は一里五町五十間）に至るに對して、福原京では洞院西大路（右京も左京と同様とすれば左右兩京東西の距離は二十一町二十間）までである。是は地形が狹少であるから已むを得ずかくされたのである。故に平安城の過半であると謂ふが實は三分一に過ぎないのである。帝都の縮小と共に宮城も縮小すべき必要を生じ、平安京では東西八町南北十町であつたのを、此京では東西四町南北五町としようと云ふことである。然らば宮城も平安京に比すると四分一にしか當らぬのである。さてかゝる帝都を福

土地狹小に付他に候補地も出でしが又福原に決す

原のどの方面へ點定しようとされたかといふに、これが早くから疑問になつて居るのである。

さてとも角も土地が狹少で帝都たるに適せぬといふことから、一時は播磨の印南野又は攝津の小屋野を以て候補地とされたのであるが、之がまた仔細あつて否決になり、矢張り福原の地で見立つる事になり行いた。本來福原遷都の事は淸盛の主張に出で、淸盛の考を以て終始されて居るのであるから、此時も種々の議論が出たものゝ、結局淸盛の支持する所が行はれたものと見えて、遂に福原説が實行されるに至つたものと思はれる。かくて八月の頃には皇居の指圖も出來し、明後年を期して八省を設くべしとの目論見で、豫めその土地も占め置かれ、有司にも夫々皇居の附近で屋敷地を賜はられたといふ樣な次第である。ところでその新内裏は何處に營まれたであらうか。これによつて福原京の地點も略ぼ窺はれるのである。

さて以上の史實について從來の解釋は何うなつて居たかといふに、明治維新前までは特別なる研究とてはなく、大體地誌類に見えた所に過ぎなかつた。而して

兵庫名所記の説

是等の説は無論世俗の傳説を受けたものが多いから、一概に信ずることは出來ないのである。されども説の基くところを示さんがために、其一二を擧げて見るのも無用の事ではあるまい。今是等地誌類の代表として兵庫名所記（此書は寶永七年植田不省子の著はす所にかゝり、此類の書として最も信據すべきものと稱せらる。）の説を擧げて見よう。

（兵庫名所記）一、福原都の事

抑攝津の國矢田部郡福原の庄兵庫は應保年中に築島成就して後、平相國清盛入道淨海の沙汰として此所に都を經營し、既にこと成て治承四庚子年六月二日人王八十一代安德天皇今年三歲一院、上皇、攝政殿をはじめ奉り、太政大臣以下月卿雲客、平家には太政入道を初、一門の人々、其外百官人民こと〴〵く山城の國平安城より此福原に移り給ふ。池大納言頼盛の山庄皇居と成、荒田村に古跡あり同九月新都こと初有べきとて、上卿には德大寺の左大將實定、土御門宰相中將通親、奉行には前左せうべん行隆おほくの官夫を召くして、和田の松原西の野をてんじ、九條の地に割給ふ。しかるに一條より五條迄は有て其下の地なし、公卿まち〳〵僉義有しかども、百敷の政事行れず、依て又變改ありて同じき年の十一月廿一日舊都に

還幸なし奉る。太政入道は此地にしばらく住給ふ。

一、安德天皇假皇居

荒田村に有、かい道のうへ、兵庫より八町許、福原都遷りの時皇居なし奉る。池の大納言平の賴盛卿の山庄の所也。

一、差方塚

荒田村北東畑の中に塚印の木有、治承四子年六月九日福原新都の時、五條大納言國綱朝臣うけたまはつて此城を築、是より地形わり出し、里內裏を造られりとなり。

一、萱の御所

琵琶塚(眞光寺の前にあり)の南東の方迹のこれり。淸盛公營の御所なり。又樓の御所とも云、此所に三間の板屋を造り後白河の法皇を押こめ奉る。云云。

一、內裏屋敷

わだの原兵庫町はづれより拾町許西南也。福原新都安德帝御遷幸の內裏屋敷、四丁四方築地の迹あり、和田の惣名を今水の子とも云。

大日本地名辭書の說

以上の記事は悉く信據する譯には行くまい。大いに研究を要すべきものがあると考へられる。維新後に至り如何なる學說が起つたかといふに、先づ第一に推すべきは大日本地名辭書の說である。同書を見るに平家別業址として、

逆瀨川八棟寺の邊に萱御所あり、夢野に雪見御所あり、賴盛第は荒田村なりなど云ふに因り、之を按ずるに、造營は福原近郊處々に散在したるや明なり。而して本莊の中心は彼逆瀨川の邊にや有けん。相傳ふ、萱御所跡は清盛塔の南なる田間にありと、又その西に一墟あり、今大藏省米廩を置く(南逆瀨川町)是亦殿址と爲す。尙西に至れば尻地の分內に寺山と稱する一墟あり、土俗方四町の築垣の跡と云者此なり(攝津志、名所圖會、開港史)。或は寺山を以て里內裡に擬する者あれと、今採らず。內裡は古書に輪田の西野と稱し、今も逆瀨川の西十町に西野の字存す。

となり。又福原內裡址としては、

輪田の西野なり、今兵庫岡方の西長田の東に在り。百錬抄に右京山谷相交ると曰ふを見れば、長田山、會下山等を右京と爲し、其山腳に大路を通し、輪田の廣斥沙

岸を以て左京に充用したるを知る。然れども皇居は其故域を詳にし難し、大路に傍ふて探求を重ぬれば或は發見するを得ん、之を要するに唯西野大池の邊と想像せらるゝのみ。(以上大意)

とある。按ずるに吉田博士の說は寺山の內裏說(兵庫名所記に水子の內裏屋敷といふもの)を除く外は、概ね兵庫名所記の說を贊成せられた樣に見える。而して內裡址は之を西野の中に求められたのである。

淺井文學士の說

その後文學士淺井虎夫氏の福原京に關する說が出たが、(史學雜誌第十五卷貳號)同氏は却つて寺山內裡說を主張されて居る。その他に就いては殆ど吉田博士と同說と見受けられる。

之を要するに從來の說に於ては、福原へ御遷幸の際、一時荒田村の賴盛邸を主上の行在所に當てられたが、追つて西野方面に帝都の地點を見立てゝ新內裏もこの方面なる西野の大池の邊(或は和田の寺山)に經營せられ、また清盛の別業も他にもあれど、その主要なるものは逆瀨川の邊にあつたのであるといふ樣に聞える。

予が研究

さて予は之に對して始め山槐記治承四年二月二十日の官符に「近年占攝州平野

之勝地、爲遁世退老之幽居」とあるのを讀んで清盛の別業の平野(今の平野の奥)の地にあつたのを知り、且つそれが弟賴盛の別業と相近くして、規模も廣大であり、清盛の別莊は他にもあつたにしろ、之がその主要なものであつたらうと察したのである。而して治承四年福原遷都の際には、この清盛の別業が主上の行在所(當時本皇居といふ)となり、賴盛の邸は上皇の御所に當てられたのである。そこで神戸の此方面の研究は何うしても福原京の地點を知る上に大切なるものであると感附き、それから追々と研究の歩を進めて行つたのである。

本皇居址　さてこの本皇居の位置は如何といふに、山槐記の文によつて見れば禪門雪御所の北とある。而して賴盛の邸を去ると四五町、湯屋(攝津志に云ふ、溫泉故墟、在湊川側石井村)を去る一町の所にあつたのである。兵庫名所記に云ふ、雪見御所、街道より山の手、湊山のすそにあり」とある。されば湊山附近にあつたのであらう。先年湊山小學校の北の手、方三町餘の所から巨大なる石や唐草紋のある瓦などが數多掘出された事があるといふ。また水道鐵管布設の際にも同樣に巨大な切石や瓦を掘出したといふ。之は雪見御所、若くは清盛の邸宅の地であつたの

であらう。福原遷都は約六ヶ月間であつたが、主上は新内裏に十三日間と、頼盛の邸に二日間ましましまた外は、悉皆この清盛の邸に御駐輦せられたのであるから本皇居の名稱は空しからずといふべきである。

上皇の御所址　これは頼盛の邸を以て當てられ、兵庫名所記には「安徳天皇假皇居　荒田村に有、かい道のうへ兵庫より八町、福原都遷りの時皇居なし奉る。池の大納言平の頼盛卿の山庄の所也」とある。頼盛の邸の地點は比較的明瞭になつて居て、名所記類もみな同樣に記し、古來疑問はないのである。この邸は福原遷都の際、六月三日から二日間安徳天皇の行在所にあてられたが、その後上皇と御入替りとなられ（上皇は始め清盛の別業に入らせられたのである）上皇はそれより七月廿八日まで此亭におはしたが、御病惱のため七月廿八日平重衡の宿所へ遷御せられたのである。（山槐記に曰く（治承四年七月廿八日の條）後聞、新院御溫氣未散、逐日御憔悴、今夜遷御藏人頭重衡朝臣宿所、日來御所平中納言頼盛宿所、爲惡所之由、陰陽等申、云云、）但しこの重衡の邸の所在は不明であるが、矢張り福原の中にあつたことは事實と思はれる。

法皇の御所址　これは平教盛の邸であるが、其所在は不明、但し之も福原の中に

あつた樣に思はれる。而して實錄の書によつて見れば、法皇は遷都の始めより終始此亭におはし給ひ、他へ御移徙の御事は無かつた樣である。然るに源平盛衰記には法皇の御宿所の事を記して「法皇をば福原に三間なる板屋を造て、四面に波多板し廻して、南に向て口一ッ開たるにぞ居へ進せられける。筑紫武士石戸の小鄕稱直の子に佐原大夫種益守護し奉りけり」とある。又同書新院自巖島遷御の條に十一日（治承四年十月）夢野と云所に、新き御所を造て、御渡有べき由、入道相國申されければ、法皇御輿に召て御幸あり、左京大夫脩範一人ぞ御伴には候ける。名もいき〳〵しき樓御所を出させ給て、尋常の御所に移り入らせおはしまして、御心安も、嚴島の御幸の驗にやとぞ思召されける」云々とあるが、實錄の書には法皇の御移徙の事は書いてないから、以上の記事は疑はしいのである。殊に翌月(十一月)十一日は新造の内裏が出來して、主上の此處へ遷幸せられた日に該當するので、或はその事を誤つて附會しにのでは無いかと思はれる。法皇の故京にまし〳〵た頃は鳥羽殿に御幽閉の事などもあつたが、福原では左樣な記事は一向に見當らない。されども攝津名所圖會などには萱御所舊蹟の條に、盛衰記、平家物語などの說を受けて同樣の

新内裏の所在も福原内なりし事發見せらる

新内裏の所在を確むべき記事

事を記してあるが、是等は信じ難いのである。

とも角もかういふ譯で、主上、上皇、法皇の三御所は共に、福原の地(舊湊川以東の地)にあつたのである。 そこで更に歩を進めて福原新内裏の地點を研究して見たのであるが、之がまた西野や和田のやうな土地には無くして、矢張り福原の地域内にある事が發見されたのである。

さて新内裏の所在が發見されるに至つた手續は何うかといふに、これが又山槐記の文によつたのである。 同書は東宮大夫中山忠親の日記であつて、忠親は安德天皇が皇太子でおはした頃、東宮大夫となつて居たのである。 かくて福原遷都後も屢〻此地に往返し、その日記は極めて確實であるのである。 山槐記治承四年の條を見ると、次の如き文がある。

八月十二日、今日、福原賜レ地、皇居可レ被レ立之所南町一町也。爲輪田四郎則久沙汰、仍請取了。

二十三日、辰剋(午前八時)出二西宮宿所一未剋(午後二時)着二福原宿所一、尋二申參入之由於大理一(時忠)返報云、今日休息、明日令レ參院可レ宜歟者、仍不レ參所々、依二近隣一向二給地一歷覽、令レ打二丈尺一、

四方或卅一二丈、或卅四五丈也。
十月八日、早旦向ニ給地一、見ニ作事一、未刻（午後二時）歸ニ宿所一、着ニ直衣一參院、次參內。
十四日、早旦向ニ給地一、見ニ作事一、申刻（午後四時）歸ニ宿所一、申終刻着ニ束帶一先參ニ新院一（中略）及レ晚參內。

「玉海」治承四年十一月

十一日、此日遷ニ幸新造入道相國家一、於ニ此第一可レ行ニ五節一、仍所ニ新造一云云。

十三日、此日於ニ福原離宮新造皇居一、被レ行ニ萬機旬一。

十一月二十日、秉燭參ニ新院一（中略）予參內。（福原新造皇居也）
二十三日、傳聞、有ニ還都事一、出ニ福原皇居一、行ニ幸前大納言邦綱家一、件所同福原內也、是御出門儀、云云。

以上の文を見るに、中山忠親に福原に於て屋敷地を賜はられた。而して其地は新造皇居の南町一町の所であるのである。次に廿三日の條は、忠親が一旦京都へ行き、それから福原へ歸つて來たのであるが、午前八時に西宮の宿所を出で、午後三時に福原の宿所に着いた。そこで參內しようと思つて別當平時忠に御都合を伺

つた所が、其返報に今日は御休息であるから明日參院せよとの事であつた。依て彼の給地(卽ち屋敷地)は福原宿所の近隣であるから其處へ至つて歷覽し、丈尺を打つたといふのである。中山忠親の福原宿所は何處に在つたか不明であるが、十月十一日、十四日などの記事で見ると、其宿所は安德天皇の行在所、上皇の御所などの近隣でなくてはならぬ。何となれば給地へ至つて作事などを見て歸り、直ちに服裝を改めて午後遲くからでも、又は夜分でも、參院參內せられるからである。一方又八月二十三日の條で見ると、福原宿所の近隣に給地があるといふ。而して其給地は八月十二日の條で見ると、新造內裏の南町一町であると書いてある。是等から推測して見ると、新造內裏も給地も福原宿所から近距離であると云ふことになる。名所記等の書に輪田の寺山を以て福原內裏に當てる說がある。之は今日でいへば濱離宮の樣なものであるならばいざ知らず、兎も角も福原帝都を經營せられんとするに當り、皇居を斯る地に設けられる筈はないと思はれる。斯樣な地に設けたとすれば、左右京及び八省は何處の地に於て設けられるであらうか、之が第一に不審である。それから山槐記の文で見ると、八月二十三日の條には、中山忠親

は西宮から福原まで此間五里もある所を徒歩して午後二時に着して居る。それから給地に至つて歴覽し、丈尺を打たせて歸つたとあるが、給地は新内裏の南一町の所にあるので、之を輪田の地とすれば二三十町の路を往返した事になる。此外山槐記の文を見ると、忠親は每日のやうに給地へ往返し、又參内もするのであるから、斯く離れて居つたのでは迚も每日往返することが出來るものではない。殊に福原宿所からとして「依近隣向給地歷覽」とある文に合はない。況んや山槐記には他の所には輪田松原、輪田泊等の名稱が見えて居るのに、内裏の事は何處も福原新造皇居とか福原皇居とか記し、五條邦綱新造の第（玉海にも邦綱宇治新亭とあり）をは「件所福原内也」と書いてある。之は十一月二十三日福原皇居を御出門あつて邦綱の家に行幸せられた際の記事で、福原内裏が福原の内にあると同時に、邦綱の宇治の邸も福原の内であるといふ事を注記したものである。それ故福原内裏が所謂福原の地域にあつて、輪田の如き離れた所に在つたのでない事が推測されよう。之は予が多年來の持論なのである。但しこの新内裏の地點につきては或は今の縣立神戶病院の邊といひ、その他にも說があるが、未だ勘考中である。

さて近時出來した神戸市史の別錄一の「新內裏」の條を見るに、「清盛造營の新內裏も亦福原の地にありき。ほゞ今の湊山小學校の北方に當れるに似たり」（以上大意）とある。その地點については多少の異論も無いではないが、之を福原の地域內と認定されたのは予と同意見であるのである。

飜つて考へて見るに、本內裏や上皇の御所等は、福原遷幸草創の際に取極められたのであるから、福原の清盛の別業の附近に點定されたのは止み難き事情に出で、當然の事といふべきであるが、新內裏に至つては、種々の會議と相當の日時とを經過した後に決定されたにも關らず、それを矢張り此の福原の地域內に營み、有司諸僚の邸宅をもその附近に賜ひ、かつ明後年を期して八省をもその傍近に經營する目論見であつて、その地をも豫め占め置くといふのを見れば、此方面の地は福原京に取りては非常に重要な地域であると認められるであらう。或はいふ、此新內裏は五節の舞を奏せんがために臨時に構造したものであつて、永久的のものでは無いと。かくいへば如何にもバラック式で粗末なものの樣に思はれるが、併し明後年を期して八省を造るとか、又諸僚にその附近で屋敷地を賜はる所などから見れ

西野の地は卑濕にして帝都に適せず

ば、この經營は寧ろ永久的のものであり、地點などは數度の會議の結果に出でたものであつて、決して無造作なものでない事が認められるであらう。

以上を前提として、自分は是から尙ほ少しく研究を進めて見ようとする。太平記（後醍醐天皇隱岐御遷幸の條）を見るに「湊川を過させ給ふ時、福原の京を御覽ぜられても、平相國清盛が四海を掌ににぎりて平安城を此卑濕の地に遷したりしかば、幾程なく亡びしも」といふ記事がある。之は平家物語などの說を受けて福原の京が西野の地にあつたものと想像して、此說があつたことゝ思はれるが、とも角も西野一體は當時卑濕の地で、帝都などには適しなかつたとの事は實際目睹の記事として信據すべきものであると思はれる。之に反して石井、夢野、荒田等一帶の地は所々に丘陵があるにせよ、一體に、高燥の地であつたのである。

さて前記の如く東西二十一町二十間、南北二十八町三十一間餘の廣袤の地を神戶兵庫の地に於て當塡（アテハメ）んとするに當り、之を如何なる方面に求めるのが適當であらうか。之を舊來の說の如く（兵庫名所記や大日本地名辭書等）西野の地のみに當てはめる事が適當であるであらうか。されど大日本地名辭書を始として、從來からの說を支持

西野の地のみを以て帝都に當つるは當時の實情に合はず

して居る說も少からずあることであるから、暫く之を一說として存し置くこともよいであらう。併しながら退いて考へるに、當時神戶兵庫の全面積からいへば僅かに一隅の地に過ぎざる西野一帶の地を測量して、條里が不足したからとて、湊河以東の所謂福原の地(當時に於ては高燥で最も善い地域と見做され、追つて新內裡をも經營されたる土地)を全然度外に附し去つて、他に候補地(播磨の印南野、攝津の小屋野の如き)の詮議などを進めるとは、餘り輕卒といふべきではなからうか。常識から考へて見てもかういふ事はあり得べきものではあるまい。また玉海の文に宮城の西に小山ありとあるを會下山、増田山一帶の地に當てたならば、小山を隔て右京となすの地は何處に求むべきであらうか。況んや福原遷都の事はもと清盛の主張に出で、清盛の考に終始し、而して清盛は其後もあくまで福原の地を支持されて居たのである。百錬抄や平家物語の記事のみで見れば、如何にも西野の地のみを測量した樣にも見えるが、かゝる簡單なる記事が當時の評議の全豹を傳へて居るといふ事が出來るであらうか。かくて自分は前記の說の如くにては如何にも物足らず感ぜられ、當時の實際に觸れて居ない點があるやうに思はれるのである。そこで予

福原帝都に關する予が考
宇奈五岳及び湊川の位置

は他の一說として次の樣な考を提供したいと思ふのである。

天平十九年の「法隆寺伽藍緣起並流記資財帳」二月十一日の記に次の如き文がある。

攝津國雄伴郡宇治鄕宇奈五岳壹地

東限彌奈刀川　南限加須加多池

西限凡河內寺山　北限伊米野

この文で見ると今の神戶兵庫の某地に宇奈五岳（ウナゴダケ）といふものがあつて、東は彌奈刀川（ミナト）を限とし、南は加須加多池を限とし、（加須加多池は西野に糸木といふ所があつて、其邊といふ說があるが、判然しない）西は凡河內寺山を限とし、（凡河內寺山も所在不明てあるが、長田村字オ、コ谷であらうといふ說もある）北は伊米野（夢野）を限として居るのである。宇奈五岳の南と西との境界は不明であるが、東境の湊川、北境の夢野は明瞭である。かくてこの宇奈五岳は今日の何處に該當するかといふに、會下山（エゲヤマ）であらうといふ說がある。（或は增田山をも籠めたものであらうといふ說もある。）とも角もかういふ譯であつて、會下山は今日よりは幾分かひろがつて出て居たやうに思はれる。

次に玉海治承四年六月十四日の條に、藤原兼實が福原新院御所（當時荒田町の頼盛卿邸）へ參上した時の記事があるが、その文に「十四日寅刻に兼實は前大納言邦綱の寺江の山庄を發して戌刻に福原に到り、湊川邊にて邦綱から遣はされた牛車に乘つて同人の宿所に至り（此宿所といふは荒田附近にあつたものと見える、宇治野の新亭とは別であらう。同邸は遷都以來新にしつらへたので當時はまだ出來て居なかつたらしい）それから新院御所に參上した」と書いてある。この時兼實の通つた道筋は如何といふに、之は今日の西國街道よりは少し北方によつて居たやうであるが、大體都賀、筒井の見當を經て荒田の南方に出で、夫から湊川を渡つて皿池の畔を通り須磨に到るといふ樣な順序と思はれる。殊に邦綱が前以て約束もなきに牛車を以て迎へたとあれば、之は當時の大道を通つて來られた事が推察される。この記事にある所と法隆寺資財帳にある所とをつき合せて見ると、湊川の川筋も略ぼ推察する事が出來よう。（湊川の流域については自分は多少の考もあるが此には餘り長くなるから略して置く）また歸路について考へて見ても、福原を出で初所に於て乘輿に改む、（初所とは神部の誤まりかと思はれる、もと生田社前に生田宮村といふのがあつて之は生田社の神部であつたのである）それから二里許行く間に腰痛が甚だしかつたから、馬を棄てゝ廣田社前に於て改めて手輿に乘つたとある。之も參考すべきもので

ある。また兵庫名所記には前記の如く荒田村北東畑の中に差方塚といふ塚印の木があつて、福原遷都の際この塚を築き、是より地形わりをなし里内裏を造られたとある。之も强ち無稽の說ではあるまい。

斯樣な諸事實を綜合した上で、更に玉海や百錬抄の文を看ると、「宮城の西に小山あり」とある、この小山は何處に當てるが適當であらうか。また「小山を隔てゝ右京の地となさうか、それにしても平地幾ならず山谷相交はる」とあるのは何處に當つべきか。予輩は兼てより之については篤と考へて見たのであるが、宮城の西の小山を會下山に當て、左京は石井、夢野、荒田へかけての所謂福原の大部分の地と見做し、また右京は山を隔てゝ設くるとの文に從ひ、會下山一帶の山地を踰えて西野の地までを之に當てたならば、當時の實際に符合しはせぬかと思はれる。勿論當時西野の地も實測したことは事實であるが、これが全部ではなく、偶〻百錬抄などに實測の全般が傳はらなかつたのではあるまいかと思はれる。勿論福原遷都の事は、その後も數次の詮議があつて、容易に決定しなかつたのであるが、兎も角も新内裏までが經營せられ、八省建設の地も占め置かれたのを見れば、淸盛の當初の考は決

して放棄されたのではなく、次第々々に事實となつて現はれて來たといふべきであらう。福原帝都の地點に關する自分の考は大體以上の如きものである。

なほ此に附加へて置くべきことは、山槐記治承四年八月十三日の條に「卯剋向㆓輪田原㆒歴覽、由(爲イ)令㆑居㆓家人等㆒點㆓小松原二三町許㆒、次向㆓泊方㆒、乘㆓高瀨船㆒差廻、發㆓堤上㆒望㆓見南海㆒、件船輪田四郎則久所㆓沙汰進㆒也」とあり、然も其前日(十二日)の條に「今日福原賜㆑地、皇居可㆑被㆑立之所南町一町也、爲㆓輪田四郎則久沙汰㆒、仍請取了」とあるので、自分はこの兩方を同一のものと思ひ違へ、大分迷はされたことがあるが、よく〳〵注意して見れば、十二日のは賜地であり、十三日のは私に點定した土地であつて、全然關係なく、前者は福原で新內裏の近くにあり、後者は輪田松原であり、殊に之は家人等を居らしめるためのもので、いはゞ下屋屋敷ともいふべきものであるのであらう。

五、故京還都及び其理由

治承四年十一月廿四日に主上、上皇、法皇は共に福原の新都を出でて平安の京へ還幸せられ給うた。主上は宇治の新亭から、上皇は淸盛の本邸から、法皇は平敎盛の邸から出御せられ給うたのである。その時の記事は吉記に詳である。大意を

福原を發して故京へ還御せらる

摘錄すれば次の如くである。

廿四日、壬申陰晴不定、卯刻參二宇治御所一、此間人々參集、辰刻有二出御一、無二御反閇一、爲二頓宮一之故也。時不レ仰可レ渡之由、皇后御同輿、供奉公卿左大將實定別當時忠右宰相中將實守藤宰相實能近衞左少將有房、實敎、淸經、公守等之朝臣之外、文武百僚如レ不二供奉一、但介冑之士如レ雲相列。予候二御後一。中宮權大進光綱、藏人源兼時同候レ之、前大將宗盛具二數千隨兵一在二御後一。隔二一町許一爲二後陣一彼一族左兵衞督知盛同以相從。未尅着二御大物一寄二御輿於御船一、令二乘移一給。公卿別當近衞有房朝臣、淸經朝臣候二御船一、予在二別船一

上皇同御進發行幸已前也令レ駕二御車一給。公卿帥大納言、前大納言、源宰相中將、殿上人大藏卿雅隆朝臣、左中將泰通朝臣、右中將隆房朝臣、左少將通資朝臣、刑部少輔時光、安藝守在經等供奉。

法皇早旦御進發御輿左少將資盛朝臣一人在二御供一行幸幷御幸中斜着二御前大納言邦綱寺江亭一。主上、上皇御所各別、法皇以二御船一爲二御宿所一、

是によつて見れば、供奉の輩の如きも平家一門介冑の武士を除く外は、殊の外僅少であつた樣である。　翌日入洛ありて、主上は邦綱の五條第に、上皇は賴盛の六波

羅第(號二池殿一)に、法皇は故重盛の六波羅第(號二泉殿一)に成らせられた事は玉海等に見えて居る。曩に遷都してから此に至つて六閏月である。

さて清盛は福原遷都の事を主張して之を斷行したのに、一年をも經ずして斯く還都する事になつたのは如何なる事情かといふに、玉海(治承四年十一月廿五日の條)には次の如き文があつて、兼實の意見を徵する事が出來る。

去六月二日、忽然而遷二都於攝州福原之別業一、神不レ降レ福、人皆稱レ禍、依二彼不可一、致二此災異一、所レ謂天變地夭之難、旱水風蟲之損、嚴神靈社之恠、關東鎭西之亂等是也、而依二神明三寶之冥助一、今有二此還都一、一天之下、四海之中、王侯卿相、緇素、貴賤、道俗、男女、都鄙、莫レ不二歡娛一、此叓誠是散二衆庶之怨一、協二萬民之望一者也。抑禪門相國、忽變二中心之懇志一、聖主、仙院、各歸二上都之宮闕一、人雖レ有二悅色一、世還成二奇思一歟。但如二云云說一者、有二條々由緒一歟。先關東之謀反、紲起レ自二還都一云、何者禁二囚法皇一、刑二罰重臣一、洛都占二狹少之地一、民人懷二莫大之愁一、皆是雖レ假二名於勅宣一、其只任二雅意一、此等之子細、逆心已炳焉、早達二遠境之間一、各集二近國之兵一、伐二亡平家之盛勢一、欲レ起二源氏之絕跡一云云、是則去歲僭上之咎、今年遷都之徵也。君王若歸二帝都一者、賊徒何亡二民烟一哉(是一)次台嶽之衆徒、上二度々之奏狀一、遂二面々之欝憤一、是則依二近邦之

還都四箇條の理由

便、占深山之居、各結方丈之草庵、互學圓頓之花文、然間依遷都事、無人歸依、偏失活命之計、已爲離山之基、云云、所申非無理、尤是可裁許、（是二）次新院御惱、逐日有增、於邊土之行宮、若大漸之事出來者、欲遺終身之恨、抂可有歸都之由、院宣及再三、不能默止云云、（是三）次禪門深悔積惡之重、爲蕩神明之心、此儀出來、云云、（是四）依如此等出來、忽不慮之遷都、是天下之所謳歌、強非浮言歟、仍粗錄子細而已。愚意案、此事天地之變異、四海之夭殃、何必依遷都、只惡逆之所令然也。若猶不委政於公者、定無還都之詮者歟。莫言莫言。

乃ち兼實は遷都の原因として、四箇條を擧げて居る。第一は源氏の擧兵、第二は延暦寺僧徒の還都奏請、第三は高倉上皇の院宣、第四は清盛が積惡を悔悟した事、以上の四つである。今順次是等の四因について略說して見れば、第一の源氏擧兵の事は其年（治承四年）八月に賴朝が石橋山に兵を擧げ、その後東國の諸源が之に應じ、その勢が盛んであるといふ事を聞き、清盛はかつて賴朝の死を宥して之を伊豆に流した事を悔恨し、平維盛等を大將として之を追討せしめたが、十月廿日富士川の戰に於て、平軍は敗走し、十一月三日維盛等は空しく歸京した。此時に際し木曾義仲は信濃に起り、菊池隆直は鎮西に起り、熊野には僧湛增が兵を擧げ、近江には山本、柏木

等が兵を擧げ、手島藏人某（元三條宮に候す）は福原の人家に放火して東國に向ひ、殊に以仁王は薨じ給はずして猶ほ東國にあり、東海、東山、北陸三道の武士等が之に屬し、將に近江に侵入せんとするなどといふ風說が屢〻あつたから、平宗盛の如きは還都の必要を說き、清盛と口論に及んだとの事が玉海に見えて居る。次に第二の延暦寺僧徒の還都奏請に就いて見んに、もと延暦寺は朝廷及び公卿等の厚い歸依によつて、繁昌したのであるが、福原遷都以來、公卿の參詣するものが少く、寺の收入も大いに減少したので、僧徒も故京に還都せんことを奏請する事が屢〻に及んだ。されども容易に裁許がなかつたので大いに蜂起し、なほ此上裁許がないならば山城、近江兩國を押領せんなどといふに至つた。次に第三の高倉上皇の院宣に就いては他書に見る所はないが、當時院は御病惱が重らせられたから、故京を慕ひ奉り、還都を希望させ給ひし事は事實である。第四の清盛が積惡を悔悟したといふは素より推測の說であるが、遷都以來、事が志と違ひ、かつ福原は狹隘で帝都となすに足らず、群議も紛々として決せず、かてて加へて諸源の蜂起、山僧の奏請などもあつたから如何に剛愎なる清盛も遂に悔悟の意を生じ、神明の加護を乞ふに至つたものと思は

清盛の園城寺及び南都に對する處置

れる。

かくて清盛は餘儀なく還都したけれども、天下の形勢は益〻不穩となつたから、その十二月二日には平知盛等を追討使として東國に遣はし、それから又園城寺の衆徒も近江國の謀叛人等と氣脈を通じて居ることを聞き、之にも官軍を遣はして追討せしめ、堂塔房舍を悉く燒拂ひ、また南都興福寺が朝威に背いて謀叛を企つる事をも聞いて、平重衡等を遣はして更に南都を追討させ、首を斬ること二百餘人、東大、興福兩寺の堂舍僧房は一宇を殘さず燒拂ひ、清盛は益〻佛敵となつた。翌年（養和元）正月十四日、高倉上皇が六波羅賴盛の亭で崩御し給うや、清盛は後白河法皇を起して萬機を元の如く聞食されんことを請ひ奉り、尋で閏二月四日には清盛の薨去を見るに至つたので、平氏は愈〻否運に傾き、遂にその滅亡を見るに至つたのである。

思ふに清盛の福原遷都は何等奏功する所がなかつたのみならず、益〻人心を失ひ、敵人をして間に乘じて勢を得させ、却つて平氏の滅亡を早めたかの觀が無いでもないと思はる。

（二）　福原遷都に關する資料

中宮東宮を福原に具し奉らんとす

治承三年十一月十五日、平清盛、中宮、東宮を福原に遷し奉らんとする内意を奏す。

〔百錬抄〕十五日、世間嗷々、武士滿二洛中一、入道大相國奉レ怨二公家一、率二一族一可レ下二向鎮西一之由風聞、上皇（後白河）以二法印靜賢一、自今以後萬機不レ可レ有二御口入一之由、被レ仰二遣之一云云。

〔玉海〕（九條家本に玉葉とあり、されど古來の慣用により玉海の名に從ふ。）

爰禪門（清盛）使二重衡朝臣一、奏二内裏一云、近日愚僧偏以棄置、見二朝政之體一、不レ可二安堵一、世間蒙二罪科一之後、悔而無レ益、不レ如、賜二身假一、隱二居邊地一。（福原の事と見ゆ）仍爲レ奉レ具二兩宮一（中宮東宮）所レ催二儲行啓一也。

按ずるに治承元年六月には、俊寛僧都等の鹿谷會議の陰謀があり、同三年重盛薨去の事があるや其所領越前國を沒官せらるゝ等の事があつて、世上も自ら騷々敷かりしにより、清盛は中宮（平徳子）東宮（のち安徳天皇）の兩宮を福原へ移し奉らんとの意をほのめかしたのである。これが福原遷都の兆（キザシ）となるのである。

同四年三月、園城寺の衆徒延暦寺及び奈良興福寺の衆徒と牒して法皇、上皇を盗出し奉らんと評議せるにより、清盛、法皇を鳥羽より京都に移し奉る。

〔玉海〕十七日、（中略）園城寺大衆發起、相二語延暦寺及南都衆徒一、參二法皇（後白河）及上皇

福原行幸の議諸人を驚かす

（高倉）宮、可レ奉レ盜二出兩主一之由去八日成二評議一云云、十八日（中略）法皇自二鳥羽一渡二御五條大宮邊之家一、（爲行家云々）武士等多奉二圍繞一云云。或云、依レ恐二衆徒事一、奉レ移二洛中一、於二一所一可二守護一、或云、奉レ具二上皇一、可レ有二御物詣一之次、可レ御二坐遠所一云云。

按ずるに遠所は矢張り福原をさすものと思はれる。

同年五月廿日、來月二日福原に行幸あるべしとの說あり。

（玉海）廿日、未刻、邦綱卿告送云、來月三日可レ有二行二幸于福原一、上西門院（後白河院准母）同可二渡御一之由、有二其聞一、仰天之外無レ他、云云。申刻、大外記賴業、同示二送此由一、又晩頭、行隆示送云、三日行幸、忽被レ縮二二日一了、云云。凡非二言語之所一レ及、留二京洛一之輩、併以可レ恐事也。公卿僅兩三人、殿上人四五人許、可レ候二御共一、云云。天狗之所爲、實非二直事一、生二合亂世一、見レ如二此之非事一、可レ悲宿業也。

（明月記）廿日、天晴、早旦着二布衣一參院、帥參候、上下奔走周章、女房或有二悲泣之氣色一、密招二右馬允盛弘一（若州之後見）問二子細一、答云、俄有二遷都之聞一、兩院主上忽可二臨幸一由、入道使申給、前途又不レ知二安否一、悲泣之外無二他事一云云。

城外の行幸は先例なく且つ其事情審ならず

同年六月一日、明曉福原へ遷幸の事決定す。

〔玉海〕 明曉福原遷幸（行幸及兩院御幸云々）已以一定、云云。余以㆓使者㆒問㆘可㆑參㆓福原㆒哉否於入道相國㆖、報云、無㆘可㆓寄宿㆒之所㆖、仍忽不㆑可㆑參、追自㆑彼可㆑申㆓案內㆒云云。先㆑是昨日候㆓上皇之招客㆒之所、仰云、參㆓御共㆒之輩、偏以㆓禪門之左右㆒也。一切不㆑被㆑仰㆓是非㆒、只聞食許也、云云。仍所㆑問也。今日於㆑院謁㆓邦綱卿㆒、其顏色頗有㆓怖畏之色㆒歟。

〔明月記〕 六月一日、天晴、遷都一定之由、云々、傳聞、遷幸必然、或人云、右中將隆房朝臣一人、着㆓褐顯文紗狩袴市比脛巾㆒、帶㆓狩胡籙㆒云々、自餘事不㆑聞。

按ずるに遷都の事は清盛一人の考に出で諸僚は皆其成案に從うたのみである。且つ此事が如何に唐突で又如何に一般の耳目を驚かしたかが推察せられる。

同年六月二日、福原行幸の次第。

〔玉海〕 六月二日、（癸未）天晴卯刻行㆓幸於入道相國福原別業㆒、法皇、上皇、同以渡御、城外之行宮、往古雖㆑有㆓其例㆒、延暦以後、都無㆓此儀㆒、誠可㆑謂㆓希代之勝事㆒歟、敢無㆘知㆓由緒㆒之人㆖、疑可㆑被㆑攻㆓南都㆒（大衆猶蜂起、敢無㆓和平㆒云々、）之間、可㆑有㆓不慮之恐㆒歟、又餘黨猶不㆑休、爲㆑禦㆓彼怖畏㆒歟、云㆑彼云㆑是、不㆑可㆑及㆓洛中之恐㆒事歟、或說可㆑有㆓遷都㆒云々、縱雖㆑可㆑然、忽臨幸如何、事體可㆑謂㆓

行列

物怪、必有其徵歟、又云、留洛陽之輩中、有可蒙刑之者云云、凡異議紛紜、巷說縱橫、緇素、貴賤、以仰天爲事、只天魔謀滅朝家、可悲々々。遷幸儀、（以見物之傳說注之）自八條通至草津武士數千騎、二行並、夾幸路、先入道相國駕尾形輿。

次女車一兩、　次女房輿二、（二品及攝政之室家云々。）

次行幸、（鳳輦）供奉人々、　公卿四人、

左大將實定、　別當時忠、　宰相中將（實守通親）

近衞司、　左中將泰通朝臣、　右中將隆房朝臣、　職事頭前亮重衡朝臣、　頭辨經房朝臣等也。

隆房朝臣着狩裝束、（注ハ略ス）是城外之儀云々、太以不被甘心、如此事可依時宜事也。

後聞、隨身狩衣、小袴、烏帽、云々。

次攝政、（乘車、前駈二人、殿上人二人、騎馬在車後、）

次內侍所、

藏人左少辨行隆、左少將有房朝臣等候之、各騎馬云々。

次御竈神、

行在所

上皇御所

法皇御所

上卿右衛門督實家、辨右少辨兼忠、各乘レ車、但辨依レ仰、自二草津一歸京、云々。

次御幸、

公卿、帥大納言隆季、前大納言邦綱。

殿上人、左少將通資朝臣、同時實朝臣、

右中辨兼光朝臣、 已上可レ從二行裝一

中務權大輔經家朝臣、

右京權大夫信行朝臣、

安藝守在經 已上、京出許云々、或說在經可レ參二福原一云々。

次出車二兩、

次前大將宗盛卿、駕二牛輿一、

今夜就二大物一明曉御二福原一、

內裏 平中納言賴盛家

上皇 禪門之別庄

法皇 平宰相敎盛家

天皇清盛の別莊へ徙御せらる

攝政　安樂寺別當安能房云々。

參入輩多以無宿所、如立（座イ）道路云々。

三日甲申天晴、源中納言雅賴來、談世上事、或人云、遷都不可然云々、付便脚遣書於院女房及邦綱卿之許。

六日丁亥天晴、遣邦綱卿許使者歸來云、雖白地無御宿所者、御參不可叶、如只今一切無其所、猶相尋、且又付形勢、自是今一兩日之間、以飛脚可令申云々。

又云、去四日夜、主上自賴盛家遷御禪門別庄、（本上皇御所也、則居替給云々）家主賴盛敍正二位了、奉超右大將殿、不可說不可說、余全不爲苦、物狂之世、不足論是非、勿論々々。

（百鍊抄）六月二日、行幸攝津福原、法皇、新院同以臨幸、貴賤上下出平安舊城、赴攝州新都、今日着御寺江頓宮、翌日乘御船、着御福原、世事號之遷都、入道相國申行之。

（保曆間記）六月二日、太政入道遷都ノ事ヲ思立、山門南都近シテ、良モスレバ神輿ヲ捧ゲ、神木ヲ入奉ル、是山河隔テ、其難不可有トテ、都ヘ福原ヨリ申上ラル、ホトニ、同六日俄ニ取物ヲ取アヘズ、行幸御幸ナル。アハタヾシサ無限。池ノ大納言（賴盛）ノ宿所ヲ皇居ニ成ニケリ。法皇ヲバ籠ノ御所トテケシカラヌ所ニ入進テ、

武士ドモ守護シ進セケリ。鳥羽殿ハ廣シテ古リシ物ヲトゾ思食サレケル。（長門本平家物語）治承四年六月二日、俄に太政入道としごろ通ひ給ひける福原へ行幸ありけり。都うつりとぞ申ける。中宮、一院、新院、攝政殿を始め奉り、公卿、殿上人皆參り給へり。三日と聞えけるを、俄に引あげられける間、供奉の人々、上下いとゞあわてさわぎ、取る物も取あへず。帝皇の幼くおはしますには后こそ同輿には奉るに、御めのと平大納言時忠卿の北の方典侍殿申しぞ參り給ける。是は先例なき事なりとぞ人あざみあへりける。

三日池大納言賴盛の家を皇居と定めて、主上渡らせたまふ、四日賴盛家のしや（賞）うをかうぶりて、正二位したまへり。右大臣兼實の御子右大將よしみち越られ給へり。

法皇福原に三間なる板屋をつくりて、四面にはたいた（鰭板）しまはして、南にむけて口一あけたるにぞわたらせ給ひける。法皇鳥羽殿にては、さすがにひろくてよかりしものを、よしなくも出にけるものかなとぞ思召しける。せめての事とおぼえてあはれなり。筑紫の武士いはとの小郷たね（種直）なほが子に、佐原大夫

たねます（種益）守護し奉る。守護の武士きびしくて、一日に二度供御の參る外は、たやすく人も參らざりけり。鳥羽殿を出させ給ひしかば、くつろぐやらんと思召しけるに、高倉の宮の御事出きて、今又かくのみあれば、いかにとなりなんずるやらんと御心細くぞ思召しける。今は世の事もしろし召したくもなし、花山法皇のましましけるやうに、山々寺々をも修行して、御心に任せておはしまさばやとぞ思召されける。

按ずるに六月二日卯刻（午前六時）を以て福原へ御發途あり、同夜は大物（百錬抄には寺江になる攝津國三國川の大河尻にありて大物とは程近いのである。）へ着御、翌日は御船にて福原に向はれたものと見える。かくて内裏は平賴盛の邸（荒田町にあり）上皇の御所は淸盛の別邸（奥平野にあり）法皇の御所は平敎盛の邸（所在は不明なれども同じく福原の中と思はれる）と取定められたのであるが、翌四日御都合によつて内裏と上皇御所と御取替にならせられた。

又按ずるに法皇の御所は永く平敎盛邸であつたのである。保曆間記及び平家物語に「籠ノ御所」又「三間なる板屋をつくり」などあるは如何。之は恐らくは鳥羽より京の五條に渡御せられた際の事を混合したのではあるまいかと思はれる。

輪田に於ては條里不足

實錄の書には福原で法皇をかく守護し奉つた樣の記事は見えぬ。源平盛衰記新院自㆓嚴島㆒還御の條には十一日（治承四年十月）に夢野と云所に新き御所を造て御渡有べき由、入道相國申されければ、法皇御輿に召て御幸あり、左京大夫脩範一人ぞ御伴には候ける、名もいま〳〵しき樓御所を、出させ給て、尋常の御所に移り入らせおはしまして、御心安も嚴島の御幸の驗にやとぞ、思召されける」といふ記事も見えて居るが、之も實錄に見えぬ事で、眞の事實とは受取れぬ。

六月九日、輪田に於て遷都の地を點定せるに、條里不足により或は小屋野を、或は播磨印南野を以て之に當てんとの議あり。

〔百錬抄〕 九日差㆓遣大納言藤原實定、參議源通親、左中辨藤原經房、左少辨藤行隆、左大史小槻隆職、右大史小槻國宗等、於㆓輪田㆒點㆓定遷都之地㆒、左右條里不㆑足、又無㆓右京㆒、云々、○十一日、於㆓新院殿上㆒、被㆑議㆓遷都事㆒、左大臣（經宗）已下參入、以㆓輪田㆒被㆑定㆓其所㆒、而條里不㆑足、又可㆑被㆑縮㆓宮城㆒歟、又平地內無㆓右京㆒、當㆑西有㆑山、隔㆓件山㆒被㆑用㆓右京㆒如何、山谷相交、可㆑有㆓其難㆒、人々定申云、左京不足、右京山谷相交事有㆓何事㆒哉、於㆘被㆑縮㆓宮城㆒之條㆖者不㆑可㆑然也。○十五日以㆓輪田㆒難㆑被㆑用㆓帝都㆒、可㆑爲㆓小屋野㆒之由、被㆓改仰㆒、而又播磨印南野

和田の松原西野に宮城の地を見立つ

可レ宜之由有二沙汰一、依レ無レ水難レ叶之者。

按ずるに小屋野は昆陽（コヤ）とも書き攝津國河邊郡にあり、印南野は播磨國印南郡にあつたのである。福原帝都の地點に就いては種々の説があるから本論に譲つて置く。

〔長門本平家物語〕六月九日、福原の新都の事始とぞ聞えし。福原といふ所は北には神明跡をたれ、いく田、廣田、西の宮、千代にかはらぬみどりは雀の松原、みかけの松、雲井にさらす布引の瀧、南をのぞめば、うみまん／＼たるあはぢ島山、眼の前にさへぎる船、ゑんほの行かふも哀に心すめる眺望なり。上卿は左大將實定、宰相には右中將通親、奉行には頭左中辨經房、藏人左少辨行隆とぞ聞えし、河内のかみ光行丈尺をとりて、和田の松原西野に宮城の地を定られけるに、一條より五條までこそ小路ありけれ、五條より下其所なかりけり、土御門宰相中將通親、三條大路の廣さをあけて、十二の通門をたつ、大國にもかうこそしけれ、我朝に五條まであるはなんの不足かあるべきとぞ申されける。されども行事官どもちから及ばで歸りにけり。さては小屋野にてあるべきか、又いなみ

福原に宿泊所なきにより寺江より通ひて遷都の評議にあづかるべき旨を藤原兼實に申送る

野にてあるべきかなど、公卿僉議ありけれども、事もゆかず、先づ里内裏を作るべきよし議定あて、五條大納言國綱、周防國を給てつくり進せらるべきよし、太政入道申されければ、六月廿三日事はじめあて、八月十日棟上あるべしと定め申されけり。

按ずるに此文は福原の區域をいふこと餘り漠然たる憾がある。福原帝都の地點に關しては本論にゆづる。

〔玉海〕八日己丑天晴、邦綱卿以書札示送云、御參事伺形氣之處、遷都之間事、可被仰合、仍可參住也。而一切無其所、仍參候寺江別庄(即件卿山庄也)自彼所早旦參福原、入夜可歸寺江之由、有院宣、又入道相府被存此旨、早可下向云々者、來十三日可首途之由報答了。

十三日甲午天晴、此日余相勞所惱、參福原離宮、申刻出京、共人衰略、定是彼所之風儀也。

季長朝臣、季信、資忠、信光、國行、(已上各打梨布衣也)侍四人、隨身上﨟二人、女房車一兩、

兼實福原に至る

到㆓草津㆒乘㆑船、二尾(瓦イ)邦綱卿船也水手八人 所㆓相具㆒之女房四人、同乘㆓此船㆒、雜船等、召㆓女院御庄㆒、終夜浮㆓淀川㆒、近日炎旱、河水干乾、淵變作㆑瀨、船筏滯停、雖㆑忩不㆑速。

十四日乙未 天晴、寅刻、就㆓前大納言邦綱寺江山庄㆒、暫以休息、未一點乘㆑船、女房等不㆑從、到㆓于大物㆒、駕㆑輿 注略ス 共人四人乘㆑馬 資忠留㆓寺江㆒ 侍二人 今二人留㆓寺江㆒ 隨身二人同乘㆑馬、此間頭辨以㆓御教書㆒、問㆓遷都之間三ヶ條事㆒、依㆑爲㆓路頭㆒不㆑能㆓公報㆒、子細在奥 戌刻 午後八時 到㆓福原㆒、

湊川

於㆓湊川邊㆒又乘㆑車、大納言牛車等、牛童遣㆑之 亥一點、就㆓大納言宿所㆒、乍㆑乘遣㆓入之㆒、下㆑車休息之後、改㆓着直衣冠等㆒、前駈二人着㆓衣冠㆒ 先參㆓新院御所㆒、頼盛卿家也、去四日渡御、以㆓本御所㆒爲㆓內裏㆒云々、 于㆑時及㆓子刻㆒、依㆓御寢㆒不㆑入㆓見參㆒、參㆓謁女房㆒、退出、欲㆓參內㆒之處、及㆓深更㆒、仍明日可㆑參 就㆑寢。

十五日丙申 天晴、早旦大夫史隆職來、談㆓遷都之間事㆒、持㆓來奈良京舊指圖㆒ 相次頼業眞人來、各謁㆑之、又前大納言來、巳刻着㆓直衣㆒車如㆓昨日㆒、隨身二人同相從、先參內、謁㆓女房㆒、主上御寢云々、以㆓藏人兼時㆒、招㆓頭辨經房朝臣㆒、昨日所㆑被㆓尋問㆒之三條、示㆓子細㆒畢。

遷都に關する三箇條

第一、左京條里不足の事

一左京條里不足事、

右南行及㆓五條㆒、東行及㆓洞院西大路㆒、不足之條、可㆓何樣㆒哉、其地狹少者、若可㆑被㆑縮㆓宮城㆒歟。

申云、須依地形之廣狹、被定條里之進退、不足之條、暗難計申、如被注下者、減於平城、殆可謂過半歟、隨而被縮宮城、何難之有哉、若可被縮者、其町數、尤可有議定歟、南北五町、東西四町如何。

第二、右京平地幾許ならざる事

一右京平地不幾事、

右宮城西有小山、隔件山可被用其地、隔山之條如何、加之平地不幾、山谷相交、被用右京、不可及其難歟。

申云、如被仰下者、山谷相交、高下不等、云々、専難用京都之地歟、但非大山非深谷、漸々成功者、盍同平地哉、又當時於不可及事之妨者、忽雖無其沙汰、何事之有哉、如此事、隨便宜可被相計歟。

第三、大嘗會の事

一大嘗會事、

右任式文、今年可被行之處、期日以前、宮城若難出來者、於何處可被行乎、遷都大嘗會彼是共大營也、同時被遂行者、諸國煩多、民力定疲歟、何樣可被進退哉。

以前條々殊加斟酌、可令計言上給者、依新院御氣色、言上如件、以此旨、可令申上給、經房恐惶頓首謹言。

申云、謂大祀、謂遷都、共是國家重事也、相並被行者、國費多歟、暫還舊都、被遂大嘗會之後、一向有遷都之沙汰、尤宜歟、且是表神事之不輕、欲遷都之無煩之故也、但遷都、必可被忩行者、又以勿論、雖須延行大祀、撰式以來、曾無此例、仍新宮之造營、併難終其功者、猶可備禮儀之所々、成不日之功、可被早遂歟、其條不可叶者、縱雖無例、延引之外又如何。

經房云、外記勘申云、七月以前卽位之主、明年被行大嘗會之例、大同、弘仁是也云々。

申云、共是撰式以前事也、不足爲例者歟。

離宮に於て大嘗會を行ふは如何

又云、於離宮被行大嘗會如何、是新都造營(宮イ)難叶、仍當時御在所等、少々造加舍屋、被行如何、云々。

申云、於離宮、被行大禮之條、縱雖有古昔之例、專難遵行歟。

此外經房有相語旨等。

小屋野を京となす

次參新院、依召參御前、頃之退下、謁女房等、此間時忠卿參上、於御前、召經房朝臣、仰下云、改和田都小屋野、可爲其地、早遣木工寮、可打定其地、和田之京、町數狹少、雖儀萬端、衆人不甘心、萬民有苦色、於小屋野者、頗有便宜、云々、但愚心案之、不如無遷都、

べきの議

女房等語云、遷都萬人莫レ不ニ歎息一、或有ニ流レ涙之族一云々、上皇不レ被レ仰ニ是非一云々。
又行隆來云云、都地改ニ定小屋野一了、此旨可レ申之由禪門所レ申也、云々
未刻歸ニ宿所一、此間雅光來、暫以談語、酉刻乘レ車、出ニ福原一、於ニ初所（神部カ）一改ニ乘輿一、二里許行之間、
腹痛太以難レ堪、仍棄レ馬、於ニ廣田社前一改レ乘ニ手輿一、今度用ニ陸路一也。亥四刻就ニ寺江路一之間、
被レ吹ニ濱風一、心神惱亂、仍浴湯、今夜汗不レ發。

印南野を京となすべきの議

十七日、昨日返事等到來、各告送云、以ニ播磨印南野一可レ爲レ京、云々。邦綱示云、嚴島内侍
女託宣可レ改ニ小屋野一之由云云。

按ずるに玉海十四日の條に福原に到り、それより湊川の邊にて乘車し、前大納言藤原邦綱の宿所に着いたとある。これは注意すべきことで當時の湊川も北方の山の手より流れ來り、福原附近までも舊湊川（今日の新湊川は明治卅六年改修の新川である）の位置と餘りかはらぬ所を流れて居たものと見える。なほ十五日の新都經營の事については本論にゆづる。

福原を暫

同年七月十六日、福原暫く皇居となすべきの議あり。

〔玉海〕十六日、大外記賴業告送云、福原暫可レ爲ニ皇居一、開ニ通道路一、可レ給ニ宅地於人々一、但不レ

く皇居となす事

新院は頼盛の邸より平重衡の邸に徙御せらる

福原は離

及レ廣云々。

按ずるに小屋野又は印南野に帝都を遷す議もあつたが、種々都合があつたものと見えて、平安の京は棄てずして（八月四日の條參看）福原を暫くの皇居と定められた樣である、平家物語に六月廿三日より里内裏として經營に着手されたとあるのは少々早すぎるやうである。

同年七月廿八日、新院御熱氣のため平重衡の宿所に遷御せらる。

〔山槐記〕七月十九日、已己天晴、未刻着二野田一、（注ハ略ス）前太相國御庄也、申二承雜事一退出、深更着二福原宿所一、○廿日庚午、天晴、參二新院内一○廿八日、自二今日一法務大僧正禎喜於二東寺一修二孔雀經法一、新院御惱御祈也。（新院御所福原也）後聞、新院御溫氣未レ散、遂日御憔悴、今夜遷二御藏人頭重衡朝臣宿所一、日來御所平中納言頼盛宿所、爲二惡所一之由陰陽等申、云々。

同年八月四日、遷都のため故闕（平安京）を棄つべからずとの仰せあり。

〔玉海〕八月四日、大外記頼業來、云云、召二簾前一問二世間事等一申云、去廿九日出二福原一、今月朔日入レ洛、遷都事不レ可レ棄二故闕一之由、被二仰下一了。福原立二離宮一暫可レ有二經廻一云云、不レ及二八

宮となし八省大内に及ばず

平安の帝都は他に遷すべからざる説

省大内、又大路小路、隨便披之、撰可然卿相侍臣等、可宛其地云云。大禮叓延引之由、被仰下了。其後猶今年可被行之由、雖云々說未聞一定云云。又云、嵯峨隱君子算道命期勘文、不可改平安宮之由、有處見、貞觀之比、依大極殿炎上、時人可有遷都之由謳歌、且是古昔之例、大遙經八十年有遷都、延曆已後、及八十年、疑其期至歟云云。隱君子聞之云、桓武聖主驗此地久可爲帝都之故、新所營給也、東有嚴神（謂賀茂）西有猛靈（謂松尾）南開北塞、又見地宜足可爲帝都、永代不可變易之趣具被勘錄了。且是非算術之所及、以人意不可測、天之令然之地也云云。而今有遷都之儀、我朝若有運者此叓不可遂、我朝若可盡者、此叓可成就歟、國之安否、只在此、叓遂可見歟云云。又語云、新院有御夢想事、建春門院（後白河院の妃、高倉院御母）夢中參院中給、深懷怨心、其故遂棄我遷幸給、尤非本意云云是又遷都不快之祥也。先是中宮有御夢想、幷隆季之靈夢等（件夢等見去月記）信此等靈告、猶被營新都、誠是天魔處爲不可疑、可悲々々、云云。

福原新都の光景

〔方丈記〕 鴨長明著

又同じ年治承四年の水無月(六月)の比、俄に都遷傳りき。いと思ひの外なりし事也。大方此京の始を聞けば、嵯峨天皇の御時、都と定まりにけるより後、既に四百歲をへたり。(嵯峨天皇よりとあるは合はず、桓武天皇の平安還都よりとすべし)殊ならぬ故なくて、たやすく新たまるべくもあらねば、是を世の人輙すからず愁ある樣、ことはりにも過たり。されどもかく云かひ無くて御門より始奉つりて、大臣、公卿、悉攝津國難波の京に移り給ひぬ。世に仕ふる程の人、誰か獨り故鄉に殘りをらむ。司位に思ひをかけ、主君の蔭を賴む程の人は、一日成ともとく移らんと勵みあへり。時を失ひ、世にあまされて期する所なき者は、然ながらとまりをり、軒をあらそひし人の住ゐ日を經つゝ荒行、家は壞たれて、淀川に浮び、地は日の前に畠となる。人の心皆あらたまりて、馬鞍をのみ重くす、牛車を用とする人なし、西南海の所領を願ひ、東北國の庄園をば好まず。其時自ら事のたより有て、攝津國今の京に至れり。所の有さまをみるに、其地程狹くて條里を割るにたらず、北は山に傍て高く、南は海に近くて下れり。波の音常にかまびすしくて、鹽風ことに烈しく、內裏は山の中なれば、かの木丸殿もかくやと中々やうかはりて、優なる方も侍り

諸人福原に移りて舊都は廢る

難波の京狹少

内裏は山の中にありとは當時の御所（清盛の別庄卽ち本内裏）をさすか

き日々に壞ちて、川も堰あへず運び下す家は、いづくに作れるにかあらむ、猶空しき地は多く、造れる屋は少なし。古鄕は既にあれて新都は未だ成ず、あるとし有人は、皆浮雲の思ひをせり。本より此所に居れる者は地を失ひて愁へ、今移り住人は、土木の煩ある事を歎く。道の邊を見れば、車に乘べきは馬にのり、衣冠布衣なるべきは、多く直衣をきたり、都のてぶり忽ちにあらたまり、只鄙びたる武士に異ならず云云。

舊都の荒廢

（長門本平家物語）新都は益繁昌し、舊都は彌あれゆくめり。小路には辻毎に堀をほり、逆茂木を引きて、車など通ふべくもなければ、たまさかに小車に乘る人も、道をへてぞ行通ひける。程なく田舍にたゝなりになるも、夢の心地して淺ましき。人々の家々皆こぼちつゝ、筏にくみて福原へとぞ賀茂川、かつら川にうけて下す間、むなしきあとのみ多ければ、淺ぢが原、よもぎがそま、鳥のふしどゝなりはてゝ、蟲の聲のみぞ恨むる。殘る所も門をとぢて、庭には草深くして茂き野邊とぞなりにける。心細くかなしからずといふ事なし。

新都の光景

新都の道のほとりを見れば、車にのるべきものは、馬にのり、衣冠布衣なるべき者は、多く直

遷都の事叶ふべからず據なき沙汰かな

垂を着たり。都の手ぶり忽に改りて、たゞひなびたる武士に異ならず。花もふかくなり行けば、心ある人々名所々々の月を見る。源氏の大將のあとを追、須磨より明石へ浦傳ふ人もあり、あはぢの瀨戶をおし渡り、ゑじまの月見る人もあり。（下略）

同年八月八日、大嘗會は福原行在所に於て行はるべきかの御諮問あり。

〔玉海〕八日戊子酉刻、頭辨經房朝臣送レ札云、來十二日以前可レ參二入福原一、新院御氣色者、禮紙云、大嘗會事、可レ被二豫議一云々、申下依二疾重一不レ耐二參入一之狀上、傳聞、去朔日、爲二時忠卿奉行一、召二經忠朝臣一、大嘗會猶今年可レ被レ行、於二當時御在所一福原可レ被レ行、可レ申二沙汰一之由、被二仰下一云云。而經房朝臣依下可レ被レ問二人々一之由上、可レ及二僉議一云々、左大臣及堀河納言等被レ召、是在京之輩之內也。實定、隆季在二福原一、自余之輩、强不レ可レ預二僉議一歟、云云。又傳聞、隆季卿密語云、遷都事、凡猶不レ可レ叶ものを、無レ處レ據沙汰かな、今始終可レ見云々、此語達二禪門之聞一、太以攀緣、被レ講二不安之由一、凡此遷都事、頗後々之體、有二沙汰一之間、依二此一言一、更起二勵心一被二骨張一云々、太以無レ由事也。近日之事、皆天魔之謀略也、不レ能二左右一了。

十一日辛卯天陰雨下、左衞門權佐光長來、日來候二福原一、去六日入レ洛、云々、呼二簾所一問二不

形の如く里内を造營す

福原賜地輪田小松原に家人のために屋敷地を點定す

審等、先大禮叓、一定於福原、可被行云々、余問云、彼地可爲帝都之由、被仰歟、將又於離宮可被行大嘗會歟、其條專不可然歟、還御古京不可叶ハ、以福原被定都地之後、可被行此禮歟、如何、申云、此條無申出之人、只如承者、如形造營里内、可被遂行歟、凡其間叓可被問人々云云、又方角叓爲被尋、召在京之陰陽等云云。

同年八月十二日、方忌の事に關する評議あり。

〔百錬抄〕 八月十二日、於新院被定今年大嘗會延否幷方忌等事。

〔山槐記〕 十二日(上略)頭辨曰、非定議只各評定可申也者、然而左府猶被日予、仍予發語云、方忌事在憲泰親朝臣申旨一同也。尤可被憚大將軍方歟、但偏被棄舊都者、當時皇居可爲御本所、自其所可被立方忌之處、此地非遷都儀、只爲離宮云々、仍可有憚儀歟、(下略)〇今日福原賜地、皇居可被立之所南町一町也、爲輪田四郎則久沙汰、仍請取了。 十三日癸己、卯剋向輪田原歷覽、爲令居家人等點小松原二三町計、次向泊方、乘高瀨船差廻、登堤上望見南海、件船輪田四郎則久所沙汰進也。

按するに福原に地を賜ふとは宮より東宮大夫中山忠親(山槐記の筆者)に屋敷地を賜ひしにて、そは福原新造内裏の南町一町にありとの事は注意すべきである。 十三

故京に還御あるも老法師は御供すべからず

日の條に輪田原に於て家人等のために屋敷地を點定したのは下屋敷ともいふべきもので、前記賜地とは別である。

同十二日、新院御惱未だ減じ給はず、又故京に還御の議ありしが、清盛の不興により て沙汰やみとなる。

〔玉海〕　邦綱密々示云、新院御事御減之由、雖云々、全不然、大略一日之中、起居給事不過一時、御溫氣全不散、殆逐日弱了令見給者也。不可及外聞云々。又去比可有還御古京之議粗出來、隆季、時忠等相議、被仰遣禪門之許之處、尤可然、但於老法師者不可參御共、云々、人々忽以興違、其後都以停止了。大嘗會事、日來延引之由、相存之處、禪門被申云、何故不被行哉、太以不得其心云々、此語自風聞、忽此議出來、凡萬事非言語之所及、只以目云々、又持來女房若州返事狀云、御所邊事、只同御事也、無增減云々。

同年八月廿三日、前東宮大夫中山忠親福原に着す、新院御休息につき賜地に向ふ。

〔山槐記〕　廿三日、辰刻出西宮宿所、未刻着福原宿所、尋申參入之由於大理（時忠）、返報云、今日休息、明日令參院可宜歟者、仍不參、所々依近隣向給地、歷覽、令打丈尺、四方

皇居の圖南は大內の如く北方は里亭の如し

方忌等の事より先づ淸盛の私邸として營みのち皇居となす議

或卅一二丈、或卅四五丈也。

同年八月廿四日皇居の圖について中山忠親の意見を徴せらる。

(山槐記) 廿四日、甲辰、天晴、未刻着直衣參內、次參新院、頃之別當參會、被披皇居差圖前、中納言雅賴圖之、若有難者可申者、件差圖南模大內、少々縮間數也。北方只如里亭、仍不可及評定、可(無イ)殊可申事、但露臺西土庇離長橋(立イ)言之、臨時祭雨儀之時、無往反路如何、此外事、少々雖有所疑非可事闕、此事可有違例、此旨粗申了。○廿五日、卯刻向給地見廻、大理 時忠 被來逢、遣召季貞、相具福原差圖來、內裏以下人々賜地等、披差圖見之、頃歸宿所、云々。

同年八月廿九日、新皇居造營の事につき藤原兼實の意見を徴せらる。

(玉海) 廿九日、己酉、天晴、未刻頭辨經房朝臣來曰、云々、又問遷都之叓、答云、福原如只今者離宮也。明後年(三年後は壽永元年に當る)可被造八省、云々、今年五節以前、可被造皇居、是禪門私造作也、彼人移徙之後、可被借召之儀、云々、卽件離宮之傍、占讀八省之地、可立要須之所司之(マヽ)跡等此離宮、卽可用內裏、於大內者不可移建、云云、件指圖源納言造進之、堀川納言又加潤色、云々、凡此儀不能左右、非言語之處、反賊、大嘗會叓、先度

延暦の際は今回と大に異なる

有沙汰延引、今又俄有此儀、又延引之子細如何之由問之、答云、先今月朔比以別當時忠卿被仰下云、(於御前仰之)猶今年可被行大嘗會也、仍可被造營內裏、其間事、早々可令申沙汰者、爰經房乍恐申子細云、大禮今年被遂、是正禮也、而先日有沙汰、延引、今迫期日之後、忽有此儀、恐神事懈怠之因緣歟、何況造內裏條、方角禁忌如何、延曆十三年、自長岡京被遷平安城之時、被犯王相方、(十月有遷都、仍謂犯之、)而此京當北方、以此例不可有方忌之由、有議定歟、倩見沙汰次第、頗背違彼例、故何者、彼者自延曆十二年有其沙汰、內裏造畢、人家過半移住、同十三年十月遷幸之後、公事於新都被行之、偏是遷都之儀也、於今度者、六月二日卒爾遷幸、彼時不被仰遷都之由、(是一)其後雖有可被遷都之議、其地度々未定、當時御所、未被定仰可爲帝都之由、已以似離宮、(是二)舊都人屋一人未移住、諸公事併於彼都行之、(是三)以此等之儀比延曆例、敢以不符合、(中略)但爲禪門之沙汰、被造可然之舍屋、彼人移徙之後、被借召、被用皇居、可宜、公家之沙汰一切不可然、云々。

同年九月九日、福原新院御所の邊に火災あり。

〔山槐記〕　九日、甲寅、天晴、今夜前越中守盛俊福原宅燒亡、新院御所近隣物忩、云云。

新院嚴島神社に謁す

同年十月六日、中山忠親福原に赴く。

〔山槐記〕 六日、午剋出神崎宿、着大物、乘輿、於西宮勸盃饌、亥剋着福原、其時小雨、卽休今日新院自伊都伎島御還向也。傳聞、去月廿八日御參宮之後、大地震、但不及他國、云々、掃部頭季弘朝臣候御共、占申公家御愼之由。○七日、丙戌天晴、辰剋向給地、令木作宿所、今度工十餘人所相具也。未剋歸宿所、着直衣參新院。○八日丁亥、天晴、巳剋向給地、見作事、未剋大理被渡西町、彼人給地也。依招引向件所、被示合造作間事。

中山忠親の宿所に關する記事が山槐記の數日の條に見えて居る。福原京の事には直接關係はないが、新內裏の位置を慥むる爲に善い材料となるから參考のため左に掲げる。

十日巳丑天晴、向給地、見作事、自去十六日唐船着輪田泊、今日遣侍男、交易藥種。○十一日、庚寅天晴、早旦向給地、見作事、未剋歸宿所、着直衣參院、次參內、主上有出御。○十二日、早旦向給地、立二宇、居東廊礎、晩頭歸宿所。○十三日、今日福原宿所上棟也。所讓與之男長房從者來、行其間事。○十四日亥巳雨降、午後休止、早旦向給地、見作事、申剋歸宿所（中略）、申終剋着束帶先參新院。○十七日、巳剋向給地山、未剋歸宿

清盛の私邸として新造せば障子の繪如何

所、今朝藏人左少辨行隆(直垂小袴)來、予給地、見作事、云々、申剋着束帶、先參新院、(中略)曳燭後參內。○十八日、早旦向給地、見作事、及晩歸宿所。○廿日、早旦向給地、見作事、藏人左少辨行隆、藏人左衞門權佐光長、安房守定長等來、雜談、各歸了、及晩歸宿所。○廿一日庚子、天晴、早旦向新造宿所、大理(被唐綾茶染直垂)相具侍從時宗被渡、藏人左衞門權佐光長(葛水干白葛袴)左衞門權佐親雅(白襖)安房守定長(紺水干葛袴)相模前司有隆(藍摺水干葛袴)又大理有勸誘、晩頭分散、今夜此新造宿所有移徙事、自舊都依當將軍方、讓與此地於非戶次郎長房、仍彼男今夜所渡也、着水干袴云々、權漏刻博士季親着束帶勤反閇(十一)

同年十月九日、新內裏の作事に關し中山忠親に諮問あり。

〔山槐記〕　九日、夜陰自大理(時忠)許、有書狀、禪門新造其邃(家カ)、可爲皇居寢殿、障子圖賢聖如何之由被示送、且可申合之由有命者、予答云、作條不打任事也、東三條寢殿只被畫山水、代々聖主爲皇居之時、更被改之、雖擬南殿山水障子可有何難哉、但所詮可有御計、大入道殿以對屋清涼殿有鋪仰之由所承傳也、非無准據、左右可有御心者。

同年十月十三日、此頃諸官人の給地の未だ定まらざるものあり。

〔玉海〕　十月十三日、壬辰天晴、賴輔入道、基輔等自福原歸來、給地猶未定、仍不能打定、

云々。

同年十月廿日、是より先き、延暦寺衆徒蜂起し遷都中止の事を裁許せられずんば、山城、近江兩國を押領せんことを奏狀す福原にては是日新都の作事につき評議あり。

〔玉海〕 廿日、己亥天陰雨下、傳聞延暦寺衆徒、熾盛蜂起、以奏狀付職事了、是可止遷都由也、若無裁許者可押領山城、近江兩國之由、成支度之由、云云、今日申刻、大藏大輔泰茂來、召前問天變及新都作事之間事、申云、此間天變少々所見、就中去九日流星殊重、云々、但不見給候、福原之司天等所見也、云々、又新都作事、竹柱之外一切不可候、爲他人之沙汰條、猶不打任事也。如法爲私沙汰造畢之後、借召者、不可有憚、凡作事指圖以下用途等、一事已上爲御沙汰、只假以他人爲名之條、偏似謀神、矯飾之沙汰也。○廿八日、延暦寺衆訴遷都奏狀披見之處、頗優美、則所申得道理之故歟。

〔山槐記〕 六日、或山僧來曰、衆徒强盛發起、訴可令還御舊都之由、有重々案不可言、座主於假治井行調伏法。

〔參照〕 平家物語及び源平盛衰記に叡山の衆徒の奏牒といふものが載せてある。

比叡衆徒の奏牒

之が果して玉海にいふ所と同じ物であるかは不明であるが、參考のため左にかゝげる。但しこゝには參考源平盛衰記の文によつたのである。

延暦寺衆徒等誠惶誠恐謹言

請被特蒙天恩停止遷都子細狀

右釋尊以遺教附屬國王者、佛法王法之德、互護持故也。就中延暦年中、桓武天皇、傳教大師、深結契約、聖主則與此都、親崇一乘圓宗、大師亦開當山、忽備百王御願、其後歲及四百廻、佛日久耀四明之峯、世過三十八代、長門本無八字 天朝各保十善之德、上代宮城、無如此者歟 長門本無上代以下九字 蓋山洛占隣、彼是相助故也。而今朝議忽變、俄有遷幸、是總四海之愁、別一山之歎也。先 先、長門本作況 山僧等、峯嵐雖閑、恃花洛以送日、谷雪雖烈、瞻王城以淩夜、若洛陽隔遠路、往還不容易者、豈不辭姑山之月、交邊隔之雲哉、是一。門徒上綱等、各從公請、遠抛舊居之後、德音難通、恩凶易絕之時、一門小學等、爭留山門哉、是二。住山者之爲體也、遙去故鄉之雲、出帝京、而蒙撫育、家在王都之類、以近隣而爲便宜、麓 長門本無是一以下六十三字 若變荒野者、峯豈留人跡乎、悲哉數百歲之法燈、今時忽消、歎哉千萬輩之禪林、此時 時、長門本作世 將滅、是三。但 長門本無是三但三字 當寺是鎭護國家之

道場、特爲天之固、靈驗殊勝之伽藍、獨秀萬山之中、所令魔滅、何無衆徒之愁歎矣。法之淪亡、（淪、長門本作滅）豈非朝家之怖畏、（怖、長門本作大事）哉、是四。（長門本無是四二字）況七社權現之寶前、是萬人（萬、長門本作一）邦觀之靈場也。若王宮遠隔、神社（遠隔神社、長門本作路遠社壇）不近者、瑞籬之月前、鳳輦勿臨、叢祠之露下、鳩集永絕、若參詣疎、禮奠違例者、啻非無冥應、恐又殘神明恨乎、是五。（長門本無是五二字）凡當都者、是輙不可捨之勝地也。昔聖德太子相此地、（相此地、長門本作記文）云、所有王氣（長門本作葉）必建都（建都、長門本作遂都）城云云、大聖遠瞻、誰忽諸之、況青龍白虎悉備、朱雀玄武勿闕、天然吉處、不可不執、是六。（長門本無是六二字）彼月氏靈山、則攀王城東北、大聖之明（明、長門本作遊）崛也、日域叡岳、又峙帝都丑寅、護國之靈（長門本作勝）地也。忝同天竺之勝境、久拂鬼門之凶害、地形奇特、誰不惜乎、是七、（長門本無地形以下十字）況（長門本作所謂）賀茂、八幡、比叡、春日、平野、大原野、松尾、稻荷、祇園、北野、鞍馬、清水、廣隆、仁和寺、如此神社佛寺等者、或（長門本無等者或三字）大聖鑒機緣垂跡、或權者相勝地占砌、則（大聖以下十六字、長門本作大聖垂跡者占地七字）是（長門本作建）護國護山之宗廟也。將又（將又、長門本作安）勝敵勝軍之靈像也。遶王城之八方、利洛中萬人、貴賤參詣歸依（參詣歸依、長門本作歸依往來）成市、佛神利生感應如在、（長門本作此）何避靈應之砌、忽趣無佛（長門本作下）之境哉、新設建精舍、縱奉（縱奉、長門本作更）請神明、世及濁亂、人

非大權（大權、長門本作權化）大聖咸降、不必有之、（長門本作歟）是八。（長門本無是八二字）況此等神社佛寺（神社佛寺、長門本作靈境）之中、或有諸家氏寺、修不退勤行、子胤相續、自興佛法之所也、如此之倫（如此之倫、長門本作而）愁從公務、强別私宅者。（强別私宅者、作愁捨去）長門本豈非抑人之善心、之（長門本作應乎）字是天下愁歎、不可不痛、是九。（以上十六字長門本無）僧徒（長門本作諸寺衆徒）忝（長門本作谷）從公請之時、朝出（長門本作參）蓬壺、暮歸練若、宮城遠隔、（長門本作移）往還云何、若捨本尊者名痛（長門本無者名痛三字）若背王命者有怖、（者有怖、長門本作左右有憚）進退惟谷、東西既暗、是十（以上六字長門本無）憶昔國豐民厚興都無傷、今國乏民窮、遷幸（長門本作移）有煩、是以或有忽別親屬企旅宿者、或有毀破私宅不堪運載者、愁歎之聲已動天地、仁恩之至、豈不顧之（長門本作不顧之乎）七道諸國之調貢、萬物運上之便宜、西河東津有便無煩、若移餘處、定有御悔歟、又大將軍至（長門本作在）西方角已塞、何背陰陽、忽違（長門本作違）東西、山門禪徒、專思玉體安穩、恩意之所及爭不鳴諫鼓、但俄有遷都、是依何事乎、若由兇徒亂逆者、兵革既靜、朝廷何動、若由鬼物恠異者、可歸三寶以謝天災、可撫（長門本有育字）萬民以資皇德、何動本宮、故奇（長門本作棄）佛神圍繞之砌、剰企遠行、態犯人民惱亂之咎、抑退國之怨敵、拂朝之天危（長門本作厄）從昔以來、偏山門營也。或本（長門本作大）師祖師誓（長門本作擁）護百王、或醫王山王權（長門本作誓）護一天、所謂

所謂、長門本作或 惠亮摧腦、尊意振劒、凡捨身事君、君長門本作恩 無如我山、古今勝驗、載在人口、今何有遷都、欲滅此所哉、況堯雲舜星長門本作日 之耀一朝、天枝帝葉之傳萬代、則是九條右丞相願力也。豈非慈慧大僧正之加持哉、聖朝詔云、朕是右丞相之末葉也。何背慈覺大師之門跡、今云何長門本無今云何三字 今忽前蹤、不顧本山滅亡哉、山僧之訴訟、雖不必當理、且以所功勞久長門本有爲字 蒙裁許來矣、來矣、長門本作由來哉 況於此欝望者、非獨衆徒之愁且奉爲聖朝、兼又爲兆民哉。加之於今度事、殊抽愚忠、一門園城雖相招、仰勅宣、萬人誹謗、雖充閭巷、長門本無雖字 伏祈御願、何固固、長門本作因有盡字 勤勞遂欲滅、長門本作此 望請天恩、再廻叡慮、被止遷都者、三千人人、長門本作衆徒等 胸火忽滅、百長門本有千字 萬衆德水不乏、水上長門本有醻字、不、作彌 衆徒等不耐悲歎之至、誠惶誠恐謹言。

壽永四年十一月長門本作七月 日長門本有大衆法師等五字

同年十月廿七日、遷都後未だ幾許ならざるに、故都にては御所等大いに廢頽す。

(明月記) 廿七日、參閑院、七瀨御秡藏人兼業通業弟 奉行、下官兄弟盛實兵衛佐等三人參勤、遷都之後不幾、蔓草滿庭、立蔀多顚倒、古木黄葉有蕭索之色、傷心如箕子之過殷墟云々、

髑髏多く出て嚙合をなす

髑髏ども清盛をにらむ

同年十一月五日、是より先き、平宗盛故京還御の事を陳べて、清盛と論爭す。

〔玉海〕五日、癸丑天晴、傳聞、前將軍宗盛可レ有二遷(還カ)都一之由、示二禪門一云々、不二承引一之間、及二口論一、人以驚耳、云云、○八日、傳聞、可レ有二還都一之由、雖レ被レ仰二山僧等一、忽不レ可レ然、大略被二誘仰一之體也、始終不レ可レ叶叓歟。○十日今夜遣二福原一之使歸來、歸都叓、頗有二沙汰一云云。

福原京に怪異あり。

〔長門本平家物語〕そのころ入道福原にまし〳〵けるに、不思議の瑞相ども多くぞありける、ある夜のゆめに入道見たまひけるは、まだ早旦なる心地してえんぎやう(緣行道)だうしてまし〳〵けるに、され(髑髏)かうべ二つでゝ、東西よりねりあひあひぞしける、初は二ありけるが、のちには十廿五十百千萬、後には幾千萬といふ數を知らず、つぼにみち〳〵てぞ候ける。是等が集り居て、上なるかうべは下になり、下なるかうべは上になり、かしひしとぞくひあひける。さてその後靜まりて、かうべどもがおもてを並べて入道をはたとにらまへてぞ候ける。此かうべどもは面に目一づつぞ候ける。入道もまけじと是等をにらみ給ふ。たとへば人の目くらべをする樣に、たがひにまたゝきもせずはたとにらまへ

長方口を極めて新都の不利を陳ふ

てぞ笑ひて、霧霞雪霜などのごとく消失せて、後にはあとかたちなくぞなりにける。その後入道夢うちさめて、むなさわぎしてぞましく〳〵ける。又あるときゆめに見給ひけるは、八間の所にはとかるほどのされかうべあて、これも目一ありけるが、また入道と目くらべし、是もにらみまけて失せにけり。かゝる事どもを見たまひ、その後はつねに物ぐるはしき心ぞ出きける。

清盛故京と新京との勝劣を問ふ。

〔續古事談〕六波羅ノ太政入道、福原ノ京タテ、皆渡リキテ後コトノ外ニ程ヘテ、古京ト新京トイヅレカ勝レルト云定メヲセントテ、古京ニ殘リ居タルサモアル人ドモ、皆呼下シケルニ、人皆入道ノ心ヲ怖レテ思バカリモイヒ、ラカザリケリ。長方卿(盛衰記ニハ觀修寺宰相宗房卿ニナル)獨スコシモ所ヲ、カズ、コノ京ヲソシリテ詞モヲシマズ散々ニ云ケリ。サテモトノ京ノヨキヤウヲ云テ、ツイニソノ日ノ事彼人ノ定メニヨリテ、古京ヘカヘルベキ儀ニナリニケリ。後ニ其座ニアリケル上達部ノ長方卿ニアヒテ、サテモアサマシカリシ事カナ。サバカリノ惡人ノイミジト思テ建タル京ヲ、サ程ニハイカニイハレシゾ、イヒ

故京に還都に先だち福原新造皇居に遷幸あり

ヲモムケテ歸京ノ儀アレバコソアレ、イフカヒナク腹立ナバイカヾシ給ハジト云ケレバ、此ノ事我思ヒニハ、サル儀アリ、入道ノ心ニカナハムトテコソサハ云シカ、ソノ故ハヒロク漢家本朝ヲ考フルニ、ヨカラヌ新儀行ヒタルモノ、初ニ思立ヲリハ、中々人ニ云アハスル事ナシ、ソノシソザ少シ悔シムコヽロアルトキ、人ニハトフナリ。コレモカノ京コトノホカニキツキテノチ、兩京ノ定メヲ行ヒシカバ、ハヤコノ事悔シウナリニケリト云事ヲシリニキ。サレバナシカハコトバヲ惜ムヘキトゾ云ハレケル。マコトニ其後ニ人ニコエラレムトシケル時モ、コノ入道ヨキヤウニ申テ、長方卿ハ事ノ外ニ物覺タル人也。タヤスク人ニ超越セシムベカラズトテ、後マテモ方人ヲセラレケル也　梅小路中納言ノ兩京ノ定メトテ其時ノ人ノ口ニアリケリ

同年十一月十一日、此日天皇新造入道相國の家(卽ち新皇居)に遷御す。

〔玉海〕十一日、宗雅來云、還都事可ㇾ被ㇾ令ㇾ問ニ人々一之由重衡朝臣所ㇾ示遣一也、云云。此日遷幸新造入道相國家。於ニ此第一可ㇾ被ㇾ行ニ五節一、仍所ㇾ新造一云云。

〔吉記〕十一日己未、天晴、申剋、先參ニ新內裏一、梅知之後、參內、秉燭之後上下參集、殿下令

參行給後、予監日時勘文、（不書其所、只注行幸日時、又直手覽之）次出陣下、上卿左大將其詞云、任勘申、召仰諸司、路御所南大路東行至于東大路、南行更東折、自東造道南行至于入道太政大臣亭北大路西折自西南門入御、（無大路之名之間、以今案新儀許也、更不可爲後例）相計、大概上卿被答云、路難覺悟、且可令觸也、次出御、陰陽頭在憲朝臣奉仕御反閇、皇后同輿、別當候御輿、寄召卿左大將、源大納言、（不供奉途中被參會新內裏）新大納言、花山院中納言、別當平中納言、皇太后宮大夫（具馬副）右宰相中將（實守）三位中將（賴實）、前大貳（親信）駿河三位（雅長）、源宰相中將（通親）等供奉、殿下駕御車令候御後給、皇輿入御新內裏右衞門陣、神祇祐永親獻御床、入御之儀如例、少納言有家奉仕鈴奏、入御畢之後、殿下於御直廬覽吉書、先官方權右中弁光雅朝臣、藏人方予（內藏寮臨時公用請奏）（旨カ）次政所光雅朝臣、宮藏人方去（吉カ）書等宣下、上卿源大納言、上卿暫被祗候之由有背、沙汰經程之後、藏人弁行隆奉仰、仰勸賞事、於源大納言家賞幷造宮賞追可仰、云云、於家賞者尤可然、可被行者於本御所可被宣下歟、又造宮賞事宣下之條思慮未成、依方角禁忌事入道相國新造私亭、可被進之由議定、功訖而指圖之體供皇居、然而私移住畢被進了、何可及造宮賞哉、次供夕御饌、予爲陪膳、予以下雲客兩三行大盤、又左少將有房朝臣、藏人佐光長等供奉賢所、當

萬機旬

時祇候之輩、多稱障、仍所供奉也、

按ずるに新内裏の位置及び之に至る路順は明瞭を缺いて居るが大體に於て福原の地にあつた事は疑を容れぬ。是等はなほ攻究すべき事柄である。東造道は新たに造つた道の意であらう。故京にも鳥羽造道などといふ名稱がある。

〔百錬抄〕十一日、巡幸福原新造内裏、入道大相國所造進也。

同年十一月十三日、此日福原新内裏に於て萬機旬を行はる。

〔玉海〕十三日、或人云、決定可有歸都事云云、爲悦不少、但凶黨不可依此遷都歟、如何々々。此日於福原離宮新造皇居、被行萬機旬、上卿左大臣、出居左中將泰通朝臣、不待内侍出昇殿、希代事歟、是左大臣命云々、可奇々々。○十四日壬戌、天陰雨下、此日欲參福原之處、可有歸都之由一定了、云云、仍爲聞慥説、更以遲留、入夜人傳云、遷都事雖有沙汰、殆以後乎、于今定日不聞、云々、仍明曉可首途也。昨日旬御後奏之外、被止番奏庭立奏等、云々。

〔吉記〕十二日

庚申霽午刻許先參内欲見囘、所々之間、自院有召奏師、逐電馳參、使者兩三人、師云、有

歸都之儀、但前大納言爲御使向禪閤畢、可相待歸參者、然間殿下令參給、數刻雖似有沙汰、無被仰下之趣、仍昏黑退出、戌時許使於大理許、相尋之處、件沙汰後示、云云、深更藏人辨示送云、歸都一定也。彼是不審之間、自殿下有召、逐電參入、以信廣被仰云、可有還御平京、早可申沙汰者、次參內謁女房、更闌歸蓬、夜半有火事、（濱邊在家）○十三日辛酉天陰、雖小雨降、不及濕地、平旦招陰陽助濟憲、掃部頭季弘等朝臣、問還都平安京日次、（出御十一月十四日壬戌、十三日辛未院御方廿二日庚午着御十七日乙丑）逐電參院、付女房奏日次事、（出御院御方十六日甲子廿六日甲戌着御）可申攝政之由有仰、日次事仰云、早奏聞可有左右便、申他事、次歸參院、奏殿仰趣、仰云有思食樣、暫不可有日次沙汰者、若又御示歟、乍成退出、改着楚々衣裳、未刻（午後二時）參內。

今日萬機旬也（御卽位以後雖急可被行、連々相礙、自然延怠、豐明節會以前、爲出御南殿拄所被行也、依未被旬、不出御、豐明節會進例爲不快之故也、）于時諸卿漸次參集早可出御之處、大膳職所課公卿饌于今不持參、相待之間、空經時刻、此間予巡檢南殿御裝束、南儀如例（中略）及秉燭出御、殿下捽笏、令擧抱主上給（藏人頭重衡朝臣候殿下御裾）內侍所劒璽候前後、左少將通資、清經等朝臣扶持之、女房八人扈從、云云、○十四日壬戌、山嵐濱風拂面入骨、不及指出頭、當都冬天之間如此、云云、每事

難レ堪平、以二蟄居一、賓客等來如レ常、其中左京太夫光臨、被レ談二世事一、殆及二昏黑一、歸都猶一定、日不二分明一之由、左少辨告二示之一、○十五日、依二山門訴一歸都一定之由被レ仰二合所司一云云。

〔山槐記〕十日、天陰、臨レ夕時々小雨、可レ有二還御舊都一之由、閭巷謳哥、宜二訛言一歟。

同年十一月十七日、此日五節會を新都に於て、同月十九日新嘗會を平安京神祇官に於て行はる。

〔百錬抄〕十七日、五節於二新都一被レ行レ之、大嘗會今年不レ被レ行レ之、但於二新嘗祭一者、於二古京神祇官一被レ行レ之。

攝政帳臺に登る

舞姬參入

〔山槐記〕十日戊午、天晴、迄二五節舞姬裝束於三所沙汰人許一○十七日、乙丑、天晴、未剋參內、次參二新院一、晚頭退出、藏人宮內權少輔親經示送曰、今夜攝政登二出(於カ)帳臺一給、御共人々不レ參、可レ令二參入一者、申二障不レ參、此事甚無レ由、不參、直御覽人今夜扈從別樣事歟、今夜但馬(正經朝臣)舞姬許參入、云々、後聞、別當(時忠)右宰相實守、新宰相中將(通親)扈從、云々、依レ無レ人被レ催二兩中將一、各申云、相二親攝政一之人可二扈從一了、然而依レ仰可二參入一、但被レ召二舞御覽者一可レ參者、勅裁云云、

〔吉記〕十七日、五節參入○十九日、今日新嘗祭也、當都依レ無ニ其所一於ニ平安神祇官一被レ行之、上卿藤中納言（成範）成範參議、堀河宰相（賴定）右少辨兼忠、少納言有宗等參勤、云云。

同年十一月廿日、福原新造皇居にて豐明節會を行はる。

〔山槐記〕廿日、天晴、秉燭參ニ新院一、少將在ニ車後一、攝政被レ參、依レ仰被レ參ニ御前一、予參內、（福原新造皇居）也、良久被レ始ニ行節會一、有ニ出御一云云。

同月廿日、この頃還都の風聞頻りなり。

〔玉海〕廿日、戊辰、天晴、右中辨兼光來談、還都之間沙汰起、亥子細雖レ多、不レ遑ニ記錄一○廿一日未刻自ニ福原一人告云、還都被ニ縮畢一、來廿三日出門、廿四日著ニ寺江一、廿五日着ニ木津殿一、廿六日御入洛必定了、云云、愚案、若可レ有ニ還都一者、日來之間、早々可レ有也、以ニ官軍一於ニ近江伊勢兩國一可ニ相禦一也、而一切無ニ追討使之沙汰一、敵軍已充ニ滿隣國一之刻、忽以還都、豈叶ニ物議一哉、莫レ言之云々。○廿四日、傳聞、還都必定了、昨日御出門、今日着ニ御寺江一、明日渡ニ御木津殿一、明後日早旦御入洛、云云、依ニ近江騷動一還都可レ有ニ猶豫一之由、雖ニ其儀出來一、猶一定了。法皇禪門同可レ有ニ上洛一、一人不レ可レ殘ニ福原一云々。

〔吉記〕廿日、戊辰天晴、申刻許自ニ藏人辨許一、以ニ出納國貞一示送云、還都一定也。來廿三日

行幸前大納言宇治河亭、廿四日渡寺江、廿五日渡御木津殿、廿六日可有御入洛、皇居五條内裏也。存其旨可申沙汰候由有仰者、卽仰官外記、旁々令致沙汰云云。

新院本内裏に渡御

同年十一月廿二日、此日新院、本内裏に渡御せらる。

〔吉記〕廿二日、今夕新院渡御本内裏、蓋是御出門也、行幸明日也、然而依御衰日今日有御出門也

禪門家雪御所の北

〔山槐記〕廿二日、依可有還都、今日新院有御出門、御幸本皇居、（禪門家雪御所御北也、）

按ずるに本内裏とは、もと淸盛の第で雪御所（湊山の麓、夢野村の續きにあり）の北にあつたのである。

同年十一月廿三日、天皇藤原邦綱の宇治新亭に行幸あり。

〔吉記〕廿三日、今夕依可有還都、爲御出門行幸前大納言邦綱卿宇治新亭（幸此都之後、造花亭也、土木未終功、近日不日致沙汰云々）（中略）路叓不仰之次第、不思得故也。諸社行幸之時不仰之所相准也、但件行幸兼巡檢路次歟。雖不相似、又何爲之云云（中略）次出御、掃部頭季弘朝臣奉仕御反閇、少納言有家勤仕鈴奏、右宰相中將實守卿奉納劍璽、皇后同輿、別當卿遲參之間、藏人頭重衡朝臣候御輿寄、雖可被待其、可忿之由殊有沙汰、未知何故出御

右衞門陣之間、大理有參會、于時小雨降、其路深泥、落馬人已多、入御宇治之後無鈴奏、予暫祗候退出。

天皇藤原邦綱の宇治新亭に行幸

〔山槐記〕廿三日、辛未、傳聞、有還都事、出福原皇居、行幸前大納言邦綱卿家、件所岡福原內也、是御出門儀、云云。

〔百錬抄〕廿三日、俄定新都可還幸舊都、今日遷御邦綱卿新造亭、兩院同幸。

天皇宇治御所より御還幸

同年十一月廿四日、天皇及び兩院福原を發して故京に還御せらる。

〔吉記〕廿四日、壬申陰晴不定、卯刻參宇治御所、此間人々參集、辰刻有出御、無御反閇、爲頓宮之故也。時不仰可渡之由、皇后御同輿、供奉公卿左大將實定別當時忠右宰相中將實守前宰相定能近衞左少將有房、實教、清經、公守等之朝臣之外、文武百僚如不供奉、但介冑之士如雲相列、予候御後、中宮權大進光綱、藏人源兼時同候之、前大將宗盛具數千隨兵在御後、隔一町許爲後陣、彼一族左兵衞督知盛同以相從、未刻着御大物、寄御輿於御船、令乘移給、公卿別當近衞有房朝臣、清經朝臣、候御船、予在別船、上皇同御進發行幸已前也、令駕御車給、公卿師大納言、前大納言、源宰相中將、殿上人大藏卿雅隆朝臣、左中將泰通朝臣、右中將隆房朝臣、左少將資通朝臣、刑部少輔時光、安

上皇同じく御進發

還御につき萬民喜色あり

藝守在經等供奉。

法皇早旦御進發{御輿}左少將資盛朝臣一人在二御共一、行幸并御幸中斜着二御前大納言邦綱寺江亭一{主上上皇御所各別、法皇以二御舟一爲二御宿所一}

(明月記) 廿五日、癸酉、天晴、還都事日來云々說、已及二出車引替之儀一、歡喜之淚難レ禁。○廿六日、天晴、今日天子兩院已以還御、未刻本院六波羅泉殿、新院同池殿、天皇五條東洞院、各入御云々。

(百鍊抄) 廿六日、着二御舊都一、萬民有二悅色一、依二東國逆亂一、忽有レ議レ所二皈都一也、主上入二御五條皇居一。

(玉海) 廿五日、今夕行幸御事、共着二御木津殿一、(中略)御二逗留三島江之邊一、今日入レ夜可レ有二入御一云々。○廿六日午刻藏人兼時送二使者一云、行幸已過二御相模辻一、今暫而可レ着二御草津一、云云、仍右大將着二束帶一(註略)參上{子時申終}隨身不レ給二染分袴一、只例褐衣袴也、(註略)白晝行幸、雖レ須レ給二染分袴一{折葉}、衰體不レ能レ正二禮儀一、還似レ守レ株、仍夜陰之儀、攝政隨身又同、云云、依二先日之儀一、欲レ參二會鳥羽之處一、行幸早成、仍於二七條朱雀辻一參會供奉、日未レ沉二西山一着二御五條第一、邦綱卿家供奉公卿、成範、時忠等許也、無二公卿將一、左大將不レ參、仍右大將

遷都以來の災異

稱暫(聟)、少將有房役劍璽、中將一人不候歟、尤不便、行幸之體太以輕、云云、右大將退出
了、便參新院、(詑略ス) 謁女房及邦綱等云云、余問御惱之安否於女房(傳大將也) 歸來示報
云、逐日有御增、云云、余依疾不參上也、院入夜御入洛、御賴盛卿六波羅第(號池殿) 法皇
未刻許入洛、御故內大臣六波羅第、(號泉殿) 武士數十騎、路之間奉圍繞、云云、
去六月二日、忽然而遷都於攝津福原之別業、神不降福、人皆稱禍、依彼不可、致此災
異、所謂天變地夭之難、水旱風虫之損、嚴神靈社之恠、關東鎭西之亂等是也、而依神
明三寶之冥助、今有此還都、一天之下、四海之中、王侯、卿相、緇素、貴賤、道俗、男女、老少、
都鄙、莫不歡娛、此叓誠是散衆庶之怨、協萬民之望者也。抑禪門相國、忽變中心之懇
志、聖主、仙院、各歸上都之宮闕、人雖有悅色、世還成奇思歟。但如云々說者、有條々由
緖歟、先關東之謀反、綺(粹)起自遷都云、何者禁固(四)法皇、刑罰重臣、洛都占狹少之地、民人
懷莫大之愁、皆是雖假名於勅宣、其實只任雅意、此等之子細、逆心已炳焉、早達遠境
之聞、各集近國之兵、伐亡平家之盛勢、欲起源氏之絕跡、云々、是則去歲僭上之咎、今
年遷都之徵也。君王若歸帝都者、賊徒何亡民烟哉、(是一) 次台嶽之衆徒、上度々之奏牒、
達而々之欝憤、是則依近邦之便、占深山之居、各結方丈之草庵、互學圓頓之花文、然

還都の理由

間依遷都亊無人于歸依、偏失活命之計、已爲離山之基、云云、所申非無理、尤是可哉許、是二次新院御惱、遂日有增、於邊土之行宮若大漸之事出來者、欲遺終身之恨、枉可有歸都之由、院宣及再三、不能默止、云々、是三次禪門深悔積惡之重、爲蕩神明之心、此儀出來、云々、是四依如此等之由來、忽不慮之還都、是天下之所謳歌、强非浮言歟、仍粗錄子細而已、愚意案、此變天地之變異、四海之夭殃、何必依遷都六惡逆之所令然也。若猶不委政於公者、定無還都之詮者歟、莫言莫言。

武家時代の研究第一卷終

追加

寫眞版の眞福寺本將門記を讀みて

本書に收むるところの將門記は故井上頼囶翁が眞福寺本を影寫せるものを底本としたのであるが、いま古典保存會刊行のものと對照するに、多少の遺漏のあることを發見したから今度之が再版に際して訂正を加へるところがあつた。

なほこの寫眞版の本を熟讀した際、益を得た點を擧げて見れば、本書一四〇頁一一行にある辛島郡葦津江は和名抄にある猿（サ）島（シマ）郡葦津江に當り、辛は幸の誤寫であると思はれたのであるが、いま寫眞版のものをよく見るに、果して幸の行書體の略字であることが分つた。（以下所々に散見して居るものも同様である。）一寸見ると辛の字に似て居るが、辛は下が十であるのに寫眞版のには明かに干になつて居る、これ幸の略字であることが察しられよう。　また一四七頁一三行に班足王とあるが、寫眞版には斑足とある、これが正しいのである。　一四九頁九行に平貞盛奉召將門宮符とあるのは、寫眞版には拳（ニギッ）てとある、この方が正しいであらう。　一五一頁一

行の碓水は碓氷とある、これが正しいのである。また本書の振假名は後世につけたものも無いではないが概して古く、且つ古體の假名を用ひて居るところが特色で、益を得るところが少からぬのである。例へば一四六頁一四行の爲妻子之稔とある、その稔の字は何と讀むべきか不明であつたが、寫眞版にはニキソヒと假名がつけてある。また、返點もあつて通讀の際便を得ることが少くない。例へば如雲之從暗散於霞外、如影之類空亡於途中の如きである。されども寫本の常として本書にも誤字は相應に多いのである。群書類從に收めたものは、他本と對校したものか、或は意を以て訂正を加へたものか、正字に改まつて居るものが多いが、この寫眞版のものには比較的誤寫が多いやうである。その重なるものを擧げれば次の如くである。

一四〇頁七行

類從本	寫眞版本
奮猛名	奪猛名

寫眞版のものに奮を奪に誤つたものは此外二箇所見え、即ち一四三頁三行奪千交之鋒、一五四頁一三

行旅△叙於三千里」とあるのがそれである、類從本にも同様誤つて居る。

一四〇頁一二行	載○妻子於船	藏△妻子於船
一四三頁一四行	信濃國少縣○郡	少懸△郡
一四七頁三行	警○固	驚△固
一四八頁一四行	菅○原朝臣	管△原朝臣
一四九頁一二行	宛枉○	宛狂△
一五〇頁四行	史○書	吏△書
一五二頁七行	奈何久慈○兩郡	奈何久並△

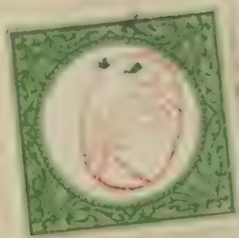
また振假名の誤と思はれるのを擧げれば、一四〇頁一一行幸島郡にカラシマとあり、また一四二頁一四行の結城郡にムスキとある。是等は何れも東國の地名の讀み方を知らざるもの丶所爲と見える。(和名抄にも結城郡はユフキと讀ませてある。)またその訓點の誤つて居ると思はれるものには一四一頁九行の于時律中孟冬、日臨黄昏とあるのを、寫眞版の本には于時津△中孟冬日臨黄昏とあり、一五四頁一

行に其日暴風鳴枝、地籟運塊、新皇之南楯、拂前自倒、貞盛之北楯、覆面とあるのを、寫眞版には新皇之南楯、拂前自例、貞盛之北楯、覆面とある、是等も如何かと思はれる。されども以上の如きは白壁の微瑕で、全體に於て寫眞版は本書の最古の寫本を有りの儘にあらはしたものであつて、參照の原據となり、補益する所の多いことは多辯を要しないことである。

大正十二年一月二十二日初版印刷發行
昭和十二年一月二十二日訂正增補十版發行

武家時代の研究 第一卷

定價金二圓



著者 大森金五郎

東京市神田區神保町一丁目三番地
發行者 合資會社 冨山房

冨山房社長
代表者 坂本嘉治馬

東京市小石川區久堅町一〇八番地
印刷所 共同印刷株式會社

東京市神田區神保町一丁目三番地
發行所 合資會社 冨山房
振替東京五〇一番
電話神田(25)自二一七一 至二一七八番